【質問】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモ（第14回）、及び「別表事項の解説」照会期限について

岩浅 太一（副長官補本室）
送信日時: 2012年2月2日 14:53
宛先: 内調職員107（内閣情報調査室）
添付ファイル: 質問事項（拉致）.jtd (26 KB)

内閣情報調査室総務部 [redacted]様

お世話になっております。
標記につき、拉致問題対策本部事務局から、添付ファイルのとおり質問がございますので、御回答いただきますようお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房副長官補室
岩浅 太一
TEL：03-5253-2111（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
警電：[redacted]
FAX：[redacted]
E-mail：[redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

-----Original Message-----
From: 内調職員107（内閣情報調査室）
Sent: Wednesday, February 01, 2012 11:14 AM
To: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）；[redacted]高岩 直樹（副長官補本室）；岩浅 太一（副長官補本室）；[redacted]丸山 洋平（安危本室）；[redacted]
Subject: 【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモ（第１４回）、及び「別表事項の解説」照会期限について

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

１ 「別表事項の解説」照会について
昨日のメールにて、「別表事項の解説」の照会について今週中の対応をお願いしたところですが、来週はじめに法制局に持ち込むため、金曜の午前中には各省からのご意見を集約したいと思っております。
そのため、ご多忙のところ恐縮ですが、「別表事項の解説」に関するコメントについては、

２月３日（金）正午まで

に、当方までご連絡をいただければと思います。

２ 内閣法制局との協議メモ（第１４回）について

昨日１月３１日（火）に、秘密保全法制に関する内閣法制局との協議（第１４回）を実施いたしました。使用した資料は、１月２７日に各省に送付した資料（法制局持込みは３０日）です。

その際の協議メモをご参考までに送付いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

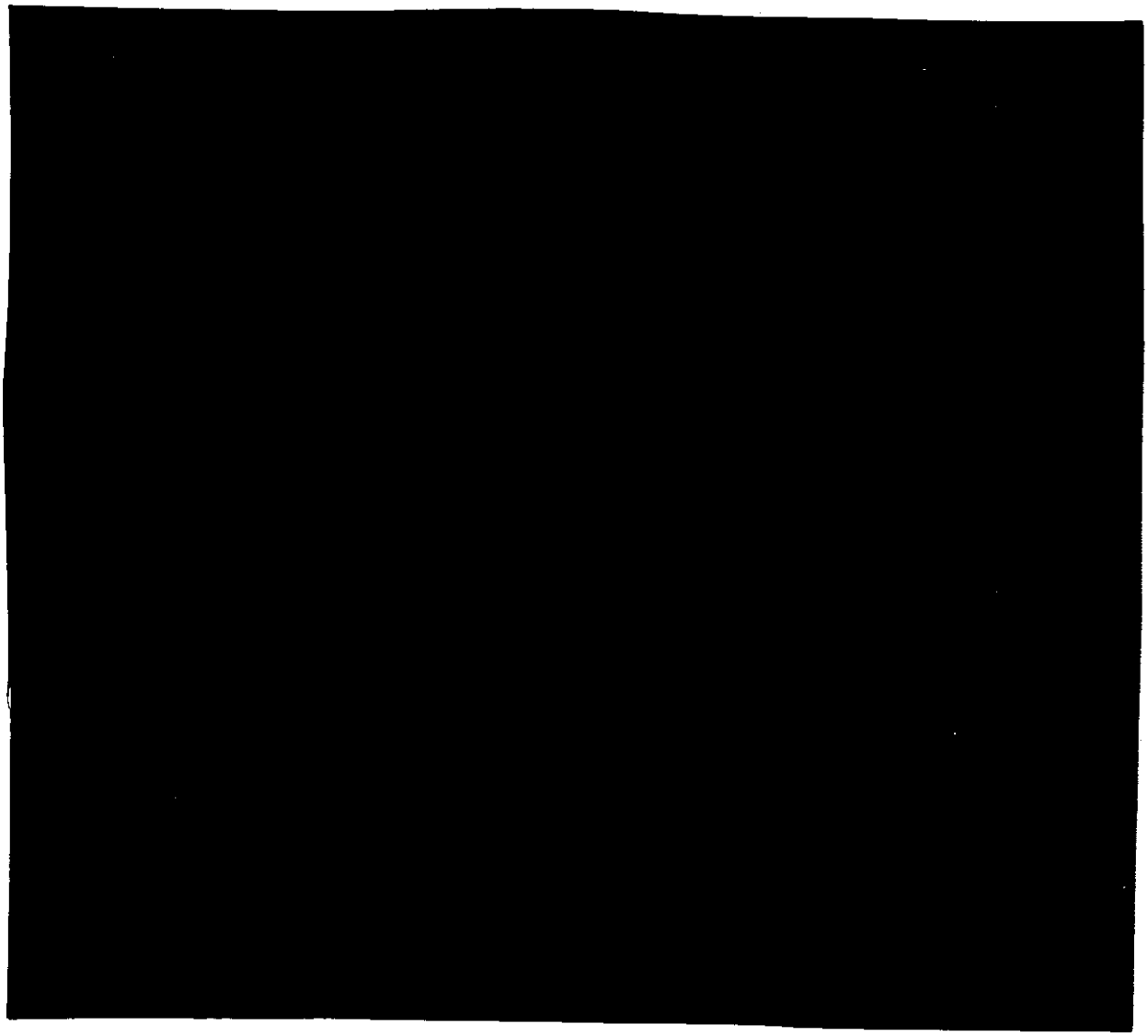
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【機密性２情報】

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）に係る質問事項について

平成２４年２月２日（木）
内閣官房拉致問題対策本部事務局

平素よりお世話になっております。
内閣官房拉致問題対策本部事務局から、以下のとおり標記法律案に対して質問がございますので、御回答いただければと存じます。



以上

秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモ（第１４回）、及び「別表事項の解説」照会に関するコメントについて

丸山 洋平（安危本室）

送信日時: 2012年2月2日 17:38
宛先: 内調職員107（内閣情報調査室）
添付ファイル: 【意見】別表3号（公共の安全）コンメンタール.jtd (59 KB)

[redacted] 様

お世話になっております。

標記につきまして、1件意見がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、安危については、回答期限を明日ＡＭとしておりますので、追加であるようでしたら、またお知らせします。

よろしくお願いします。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

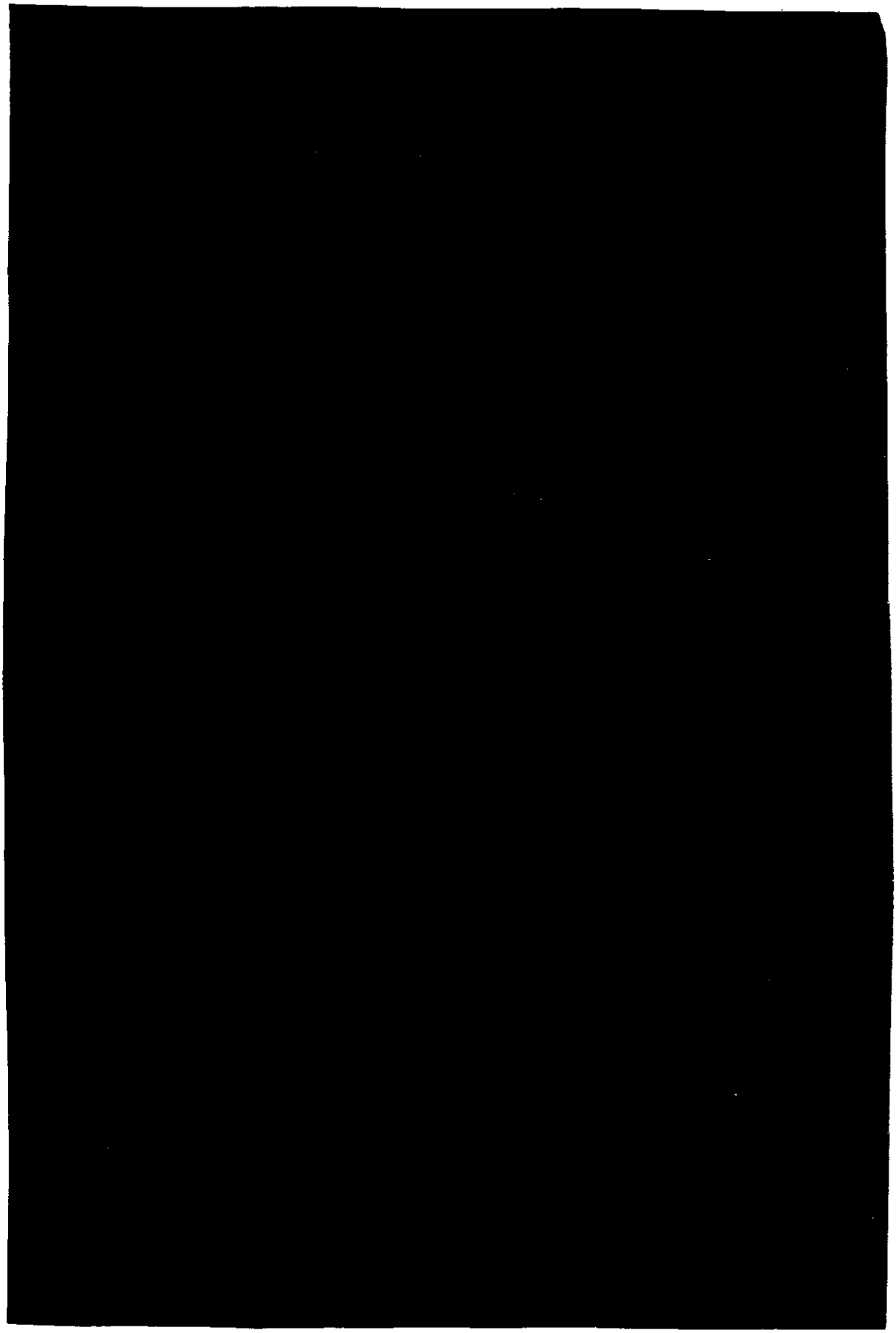
○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

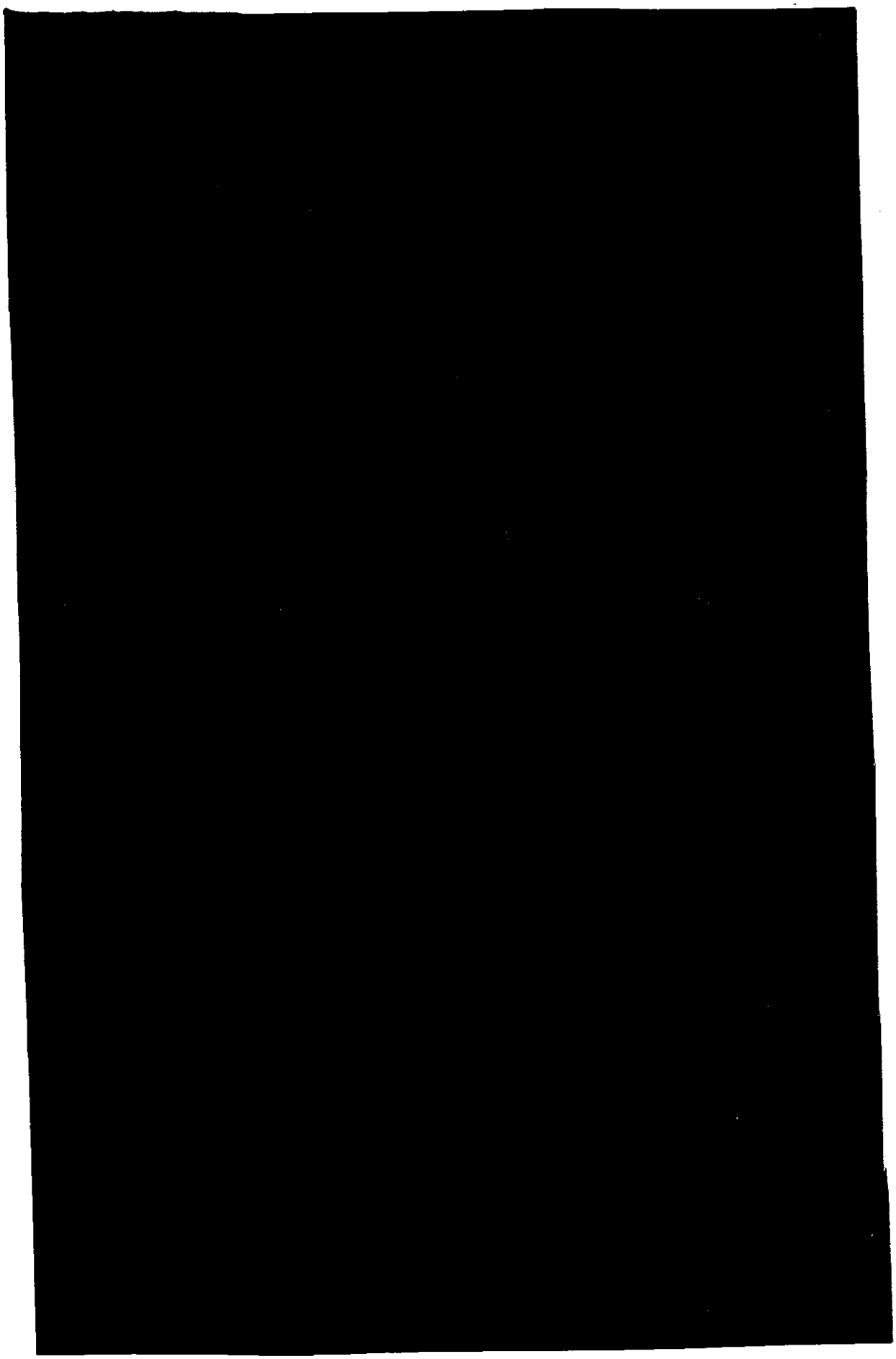
平成24年2月2日 安危(暫定)

機密性２

12/02/02 内調内検討済み

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）





12/02/02 内調内検討済み

[redacted]

1/20 人事院 → 内閣
2/2 内閣 → 人事院

特別秘密の保護に関する法律案への質問事項

平成２４年１月
公平審査局調整課

[redacted]

以　　上

Re:【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモ(第14回)、及び「別表事項の解説」照会期限について

[redacted]
送信日時: 2012年2月2日 20:16
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: (案)別表3号(公共の安全)コンメンタール.jtd (56 KB)

[redacted] 様

決裁未了ですが、取り急ぎお送りいたします。

警察庁
[redacted]

-----作成者: [redacted] -----
宛先: [redacted]
送信者: [redacted]
日付: 2012/02/01 11:14AM
件名: 【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモ(第14回)、及び「別表事項の解説」照会期限について

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

1 「別表事項の解説」照会について
昨日のメールにて、「別表事項の解説」の照会について今週中の対応をお願いしたところですが、来週はじめに法制局に持ち込むため、金曜の午前中には各省からのご意見を集約したいと思っております。
そのため、ご多忙のところ恐縮ですが、「別表事項の解説」に関するコメントについては、

2月3日(金)正午まで

に、当方までご連絡をいただければと思います。

2 内閣法制局との協議メモ(第14回)について

昨日1月31日(火)に、秘密保全法制に関する内閣法制局との協議(第14回)を実施いたしました。使用した資料は、1月27日に各省に送付した資料(法制局持込みは30日)です。

その際の協議メモをご参考までに送付いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted]
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

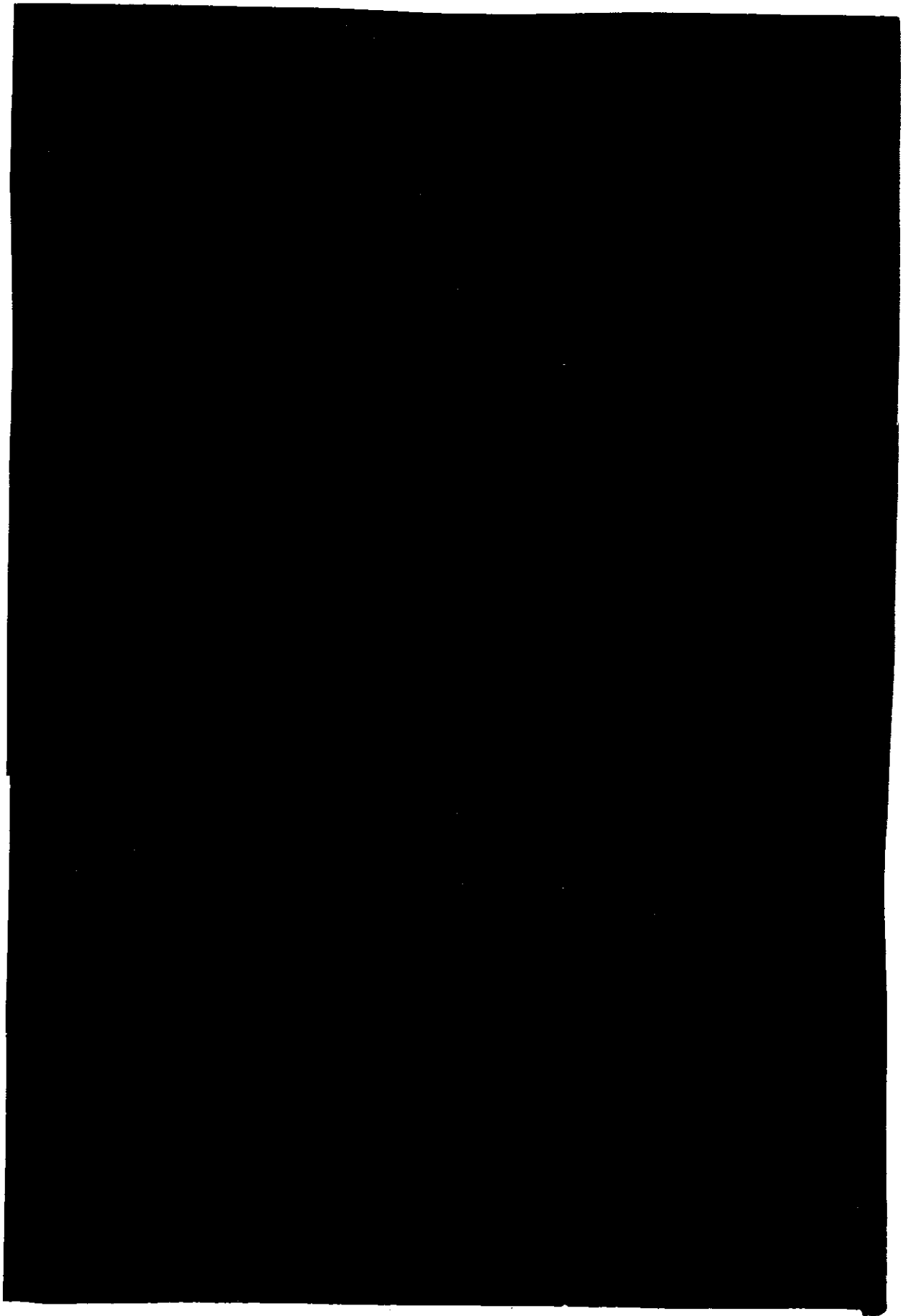
[添付ファイル "20120131 法制局協議メモ(第14回)(各省送付).jtd"は [redacted] P110000 OTJ/警察庁 によって削除されました]

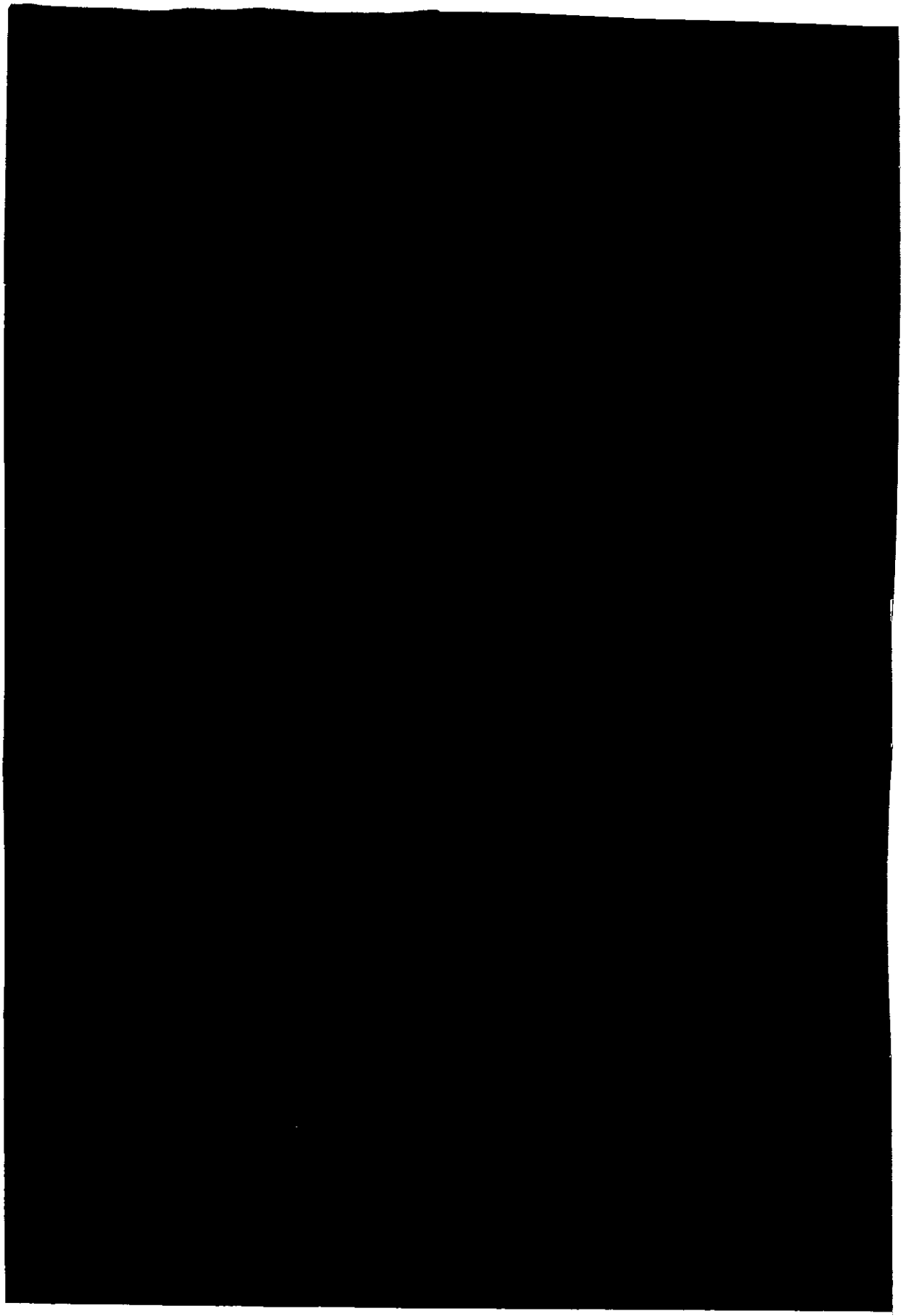
機密性２

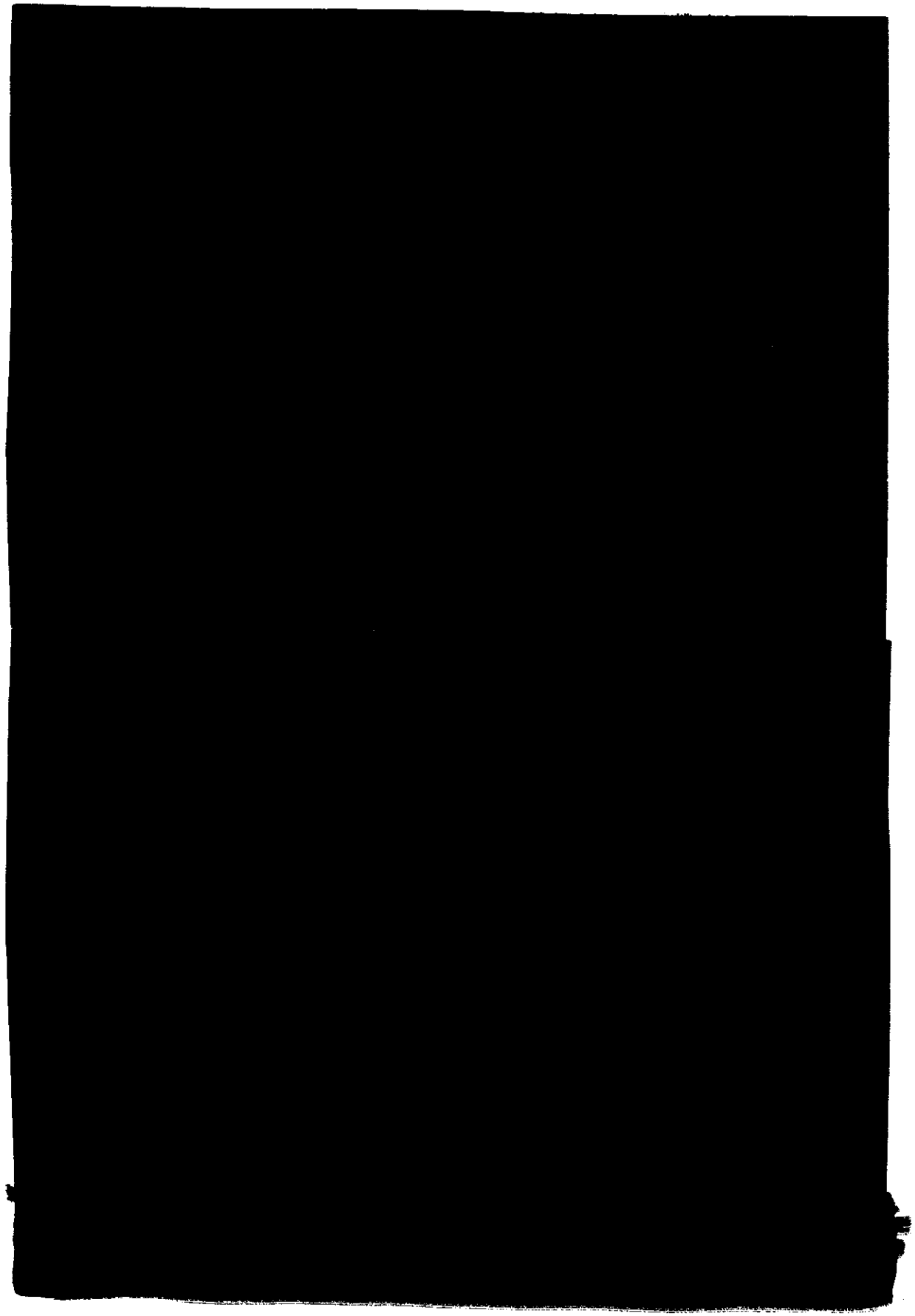
12/02/02 内調内検討済み

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

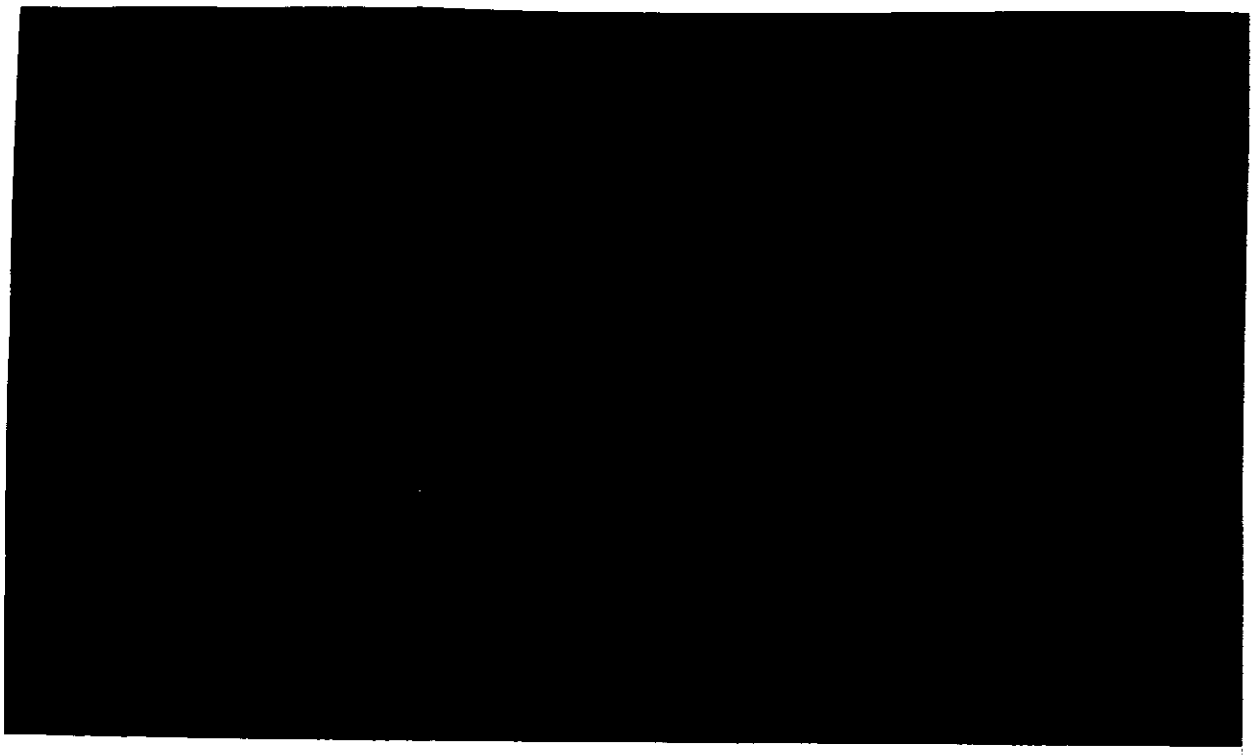
[redacted]

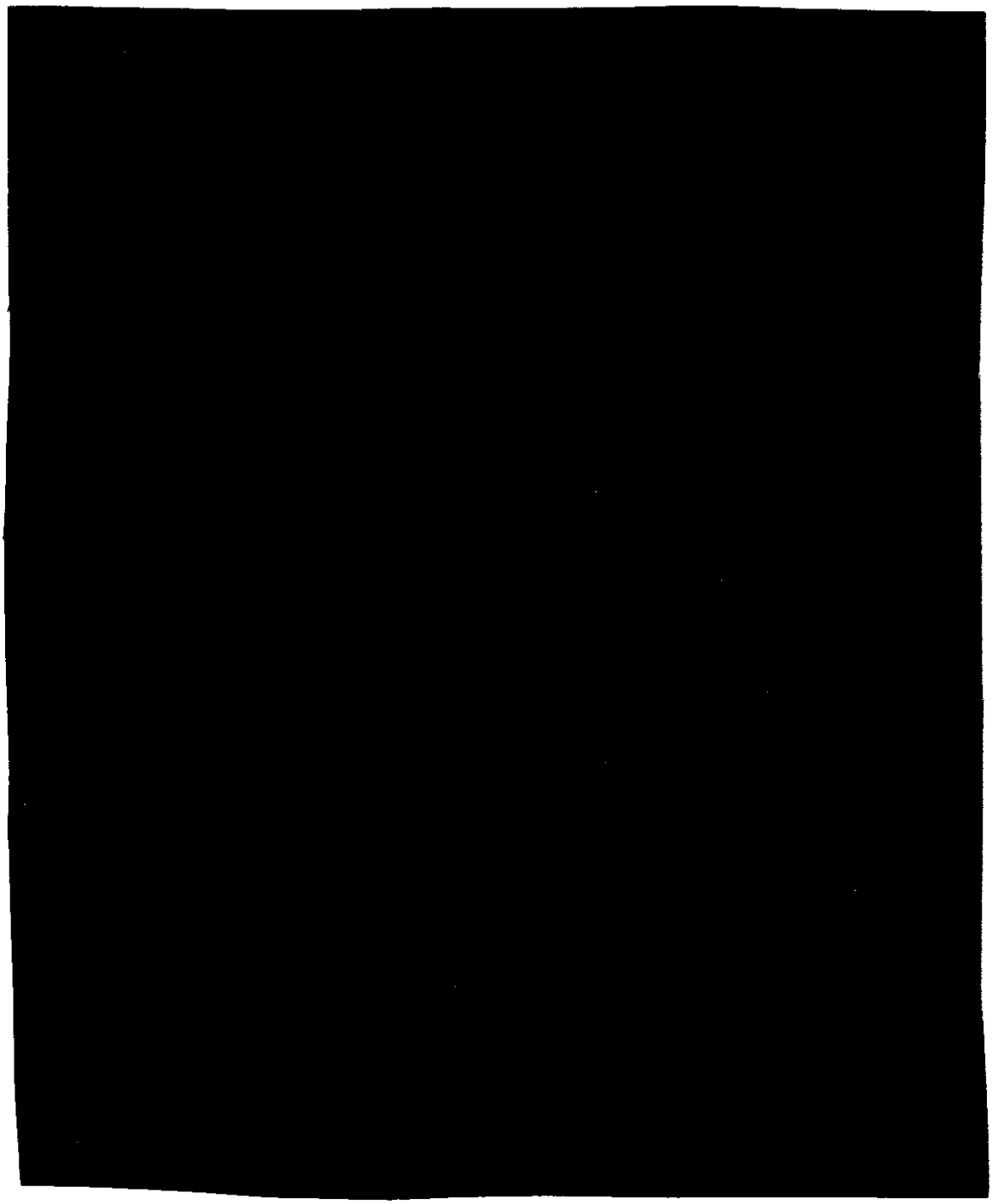




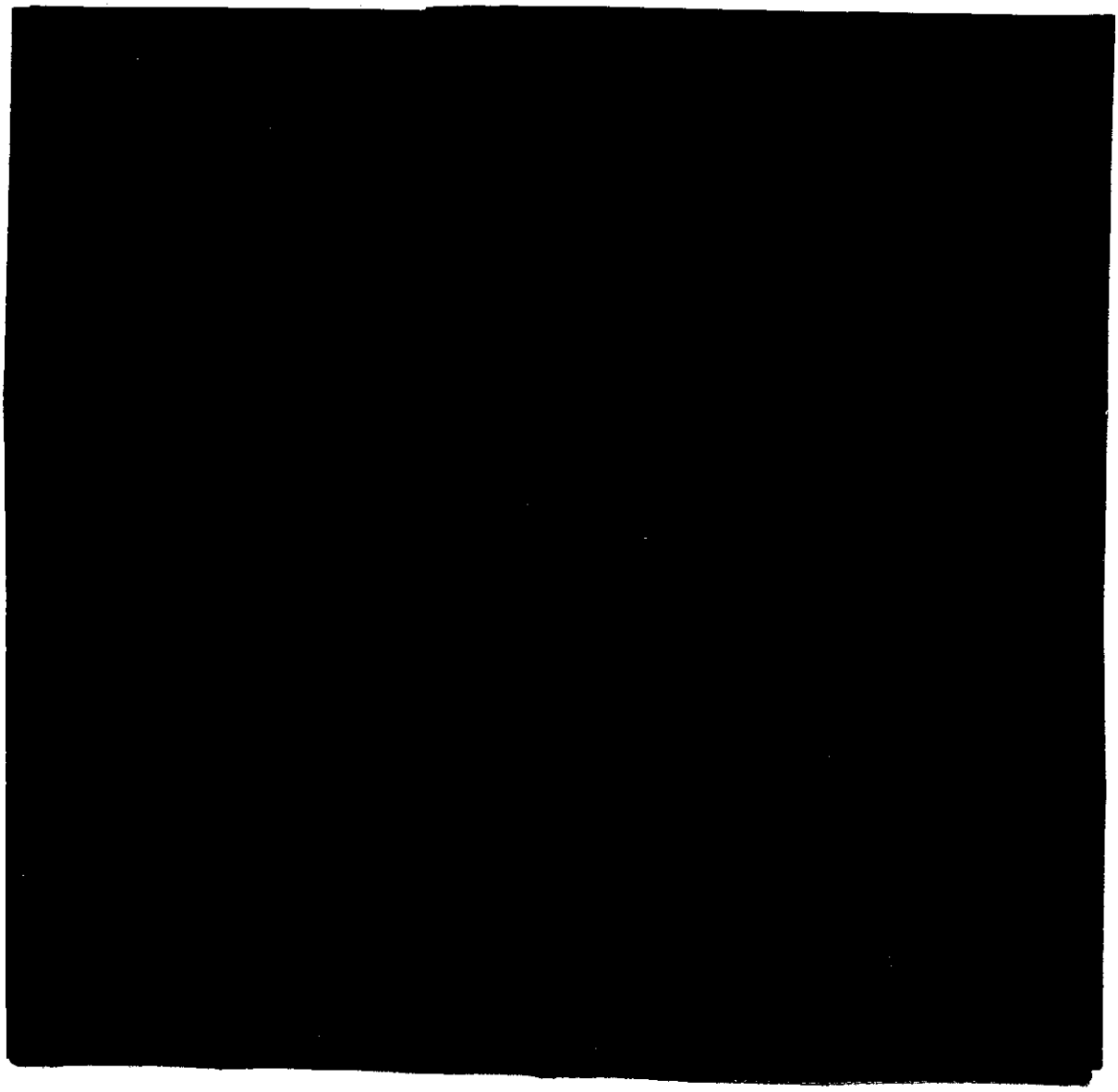


12/02/02 内調内検討済み



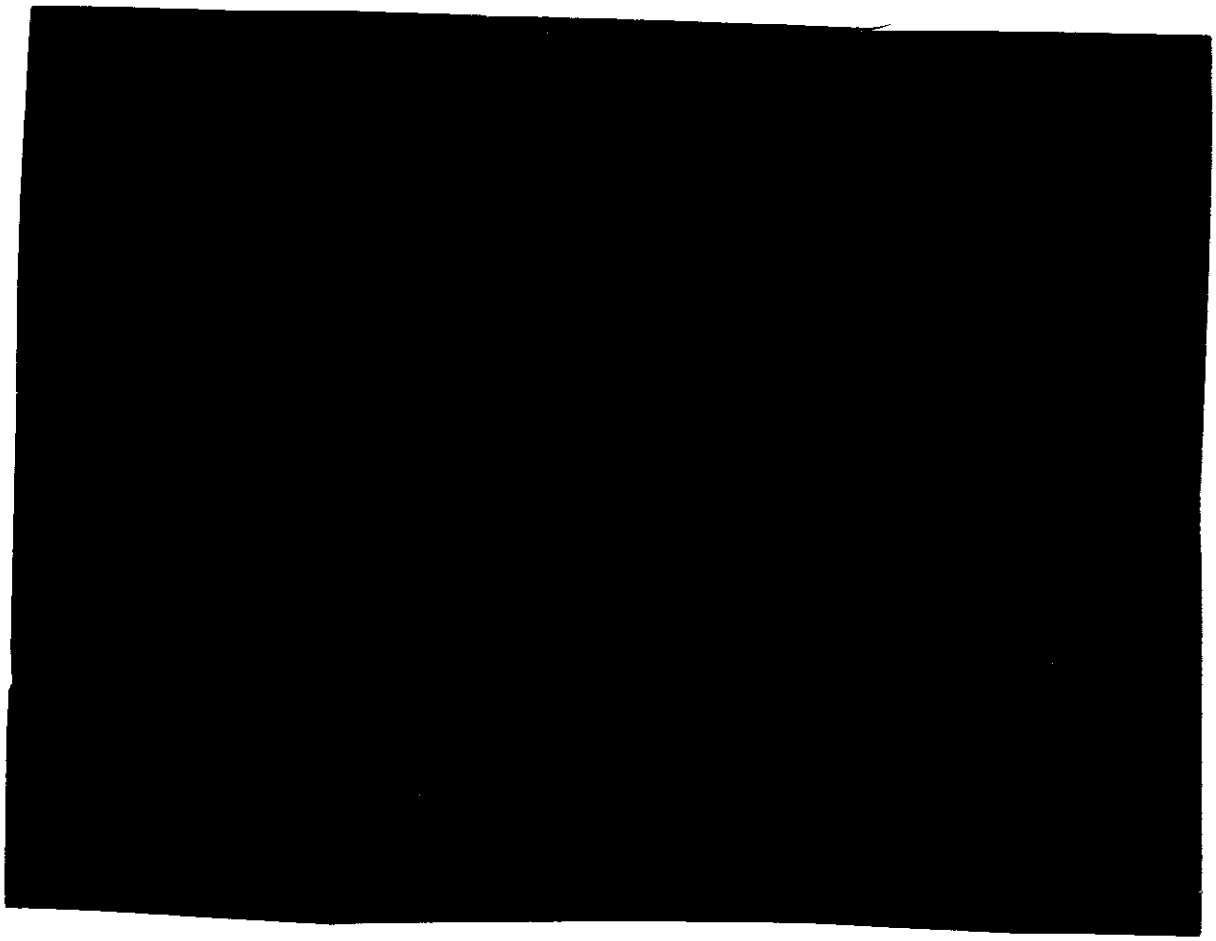


12/02/02 内調内検討済み



平成24年2月2日
外務省

[redacted]



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第15回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年2月3日 17:31

宛先: [redacted]; 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted]; 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted]; 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

添付ファイル: 関係省庁送付資料.ZIP (120 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１５回）を、来週６日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み（予定）
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第15回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月3日 17:32
宛先: [redacted]
添付ファイル: 関係省庁送付資料.LZH (116 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１５回）を、来週６日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み（予定）
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年２月６日

１　論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1)　人的管理に関するもの

○　特別秘密の取扱いが簡素な場合の適性の評価について

○　仮の適性評価について

(2)　罰則に関するもの

○　自由刑の上限について

○　国外犯処罰規定について

２　別表事項の解説

○　防衛に関する事項

○　公共の安全と秩序の維持に関する事項

３　その他

○　法定刑について（メモ）

12/02/03内調内検討済み

平成24年２月　日
内閣情報調査室

特別秘密の取扱いが簡素な場合の適性の評価について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

12/02/03内調内検討済み

[redacted]

12/02/03内調内検討済み

平成24年２月　日
内閣情報調査室

仮の適性評価について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

12/02/03内調内検討済み

[redacted]

*1 [redacted]

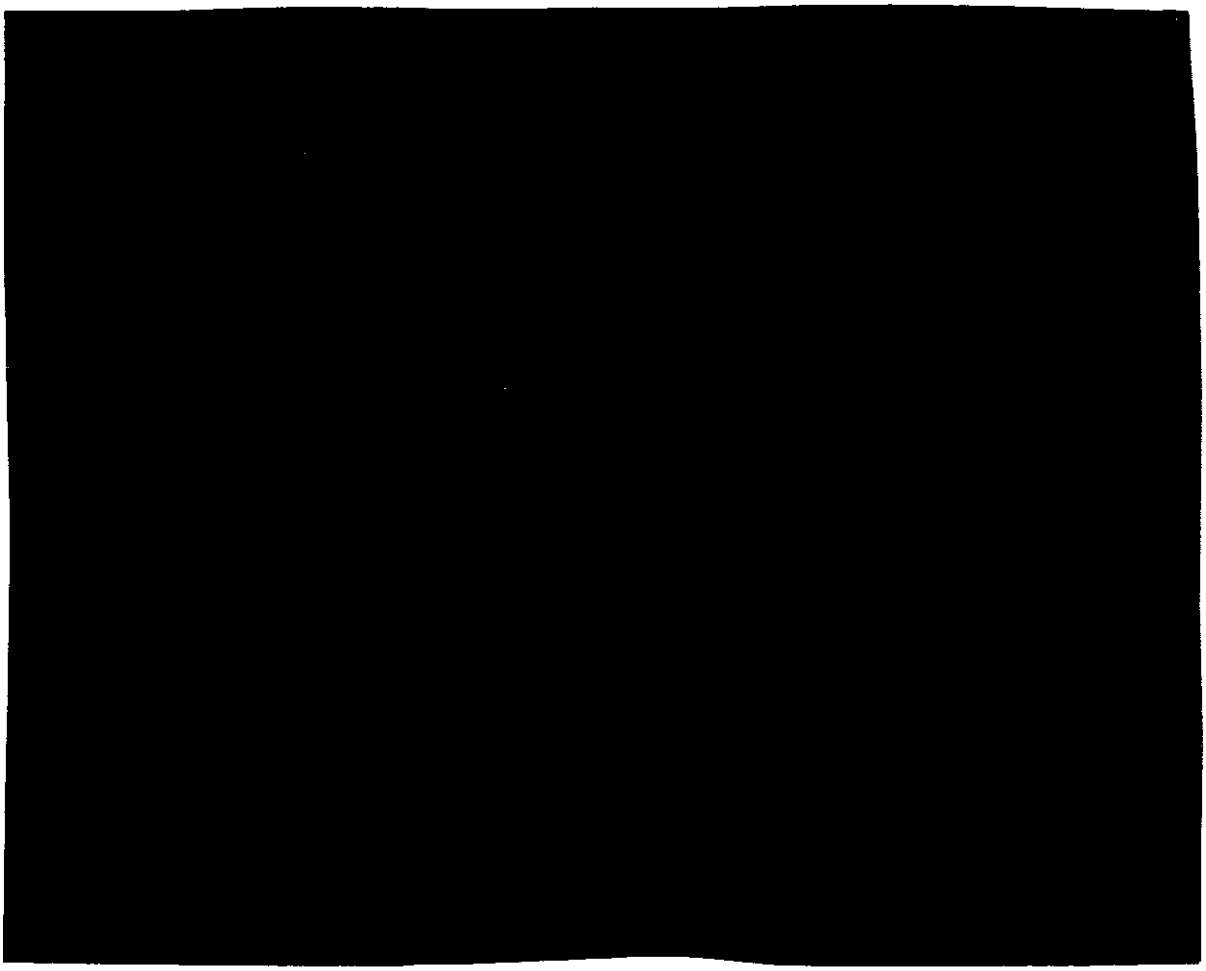
12/02/03 内調内検討済み

平成２４年２月　日
内閣情報調査室

自由刑の上限について（案）

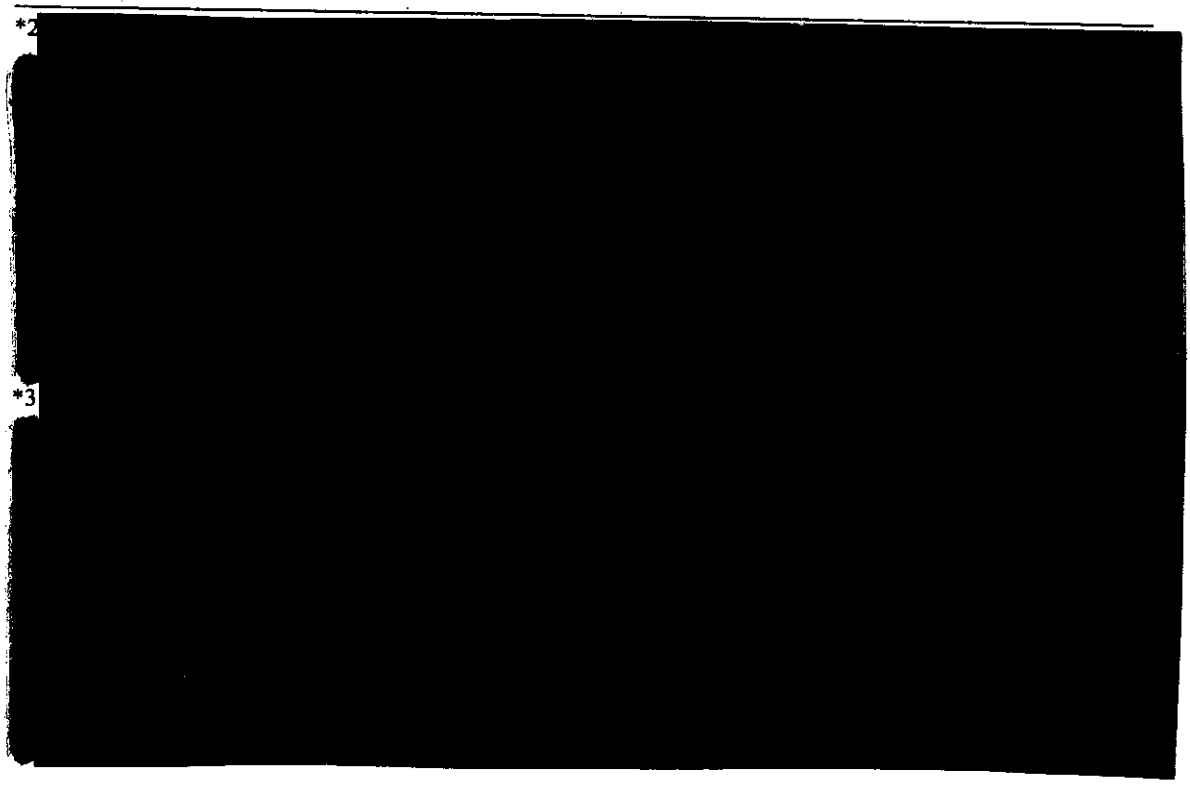
[redacted]

*1 [redacted]



*2

*3



12/02/03 内調内検討済み

平成２４年２月　　日
内 閣 情 報 調 査 室

国外犯処罰規定について（案）

[redacted]

*1 [redacted]

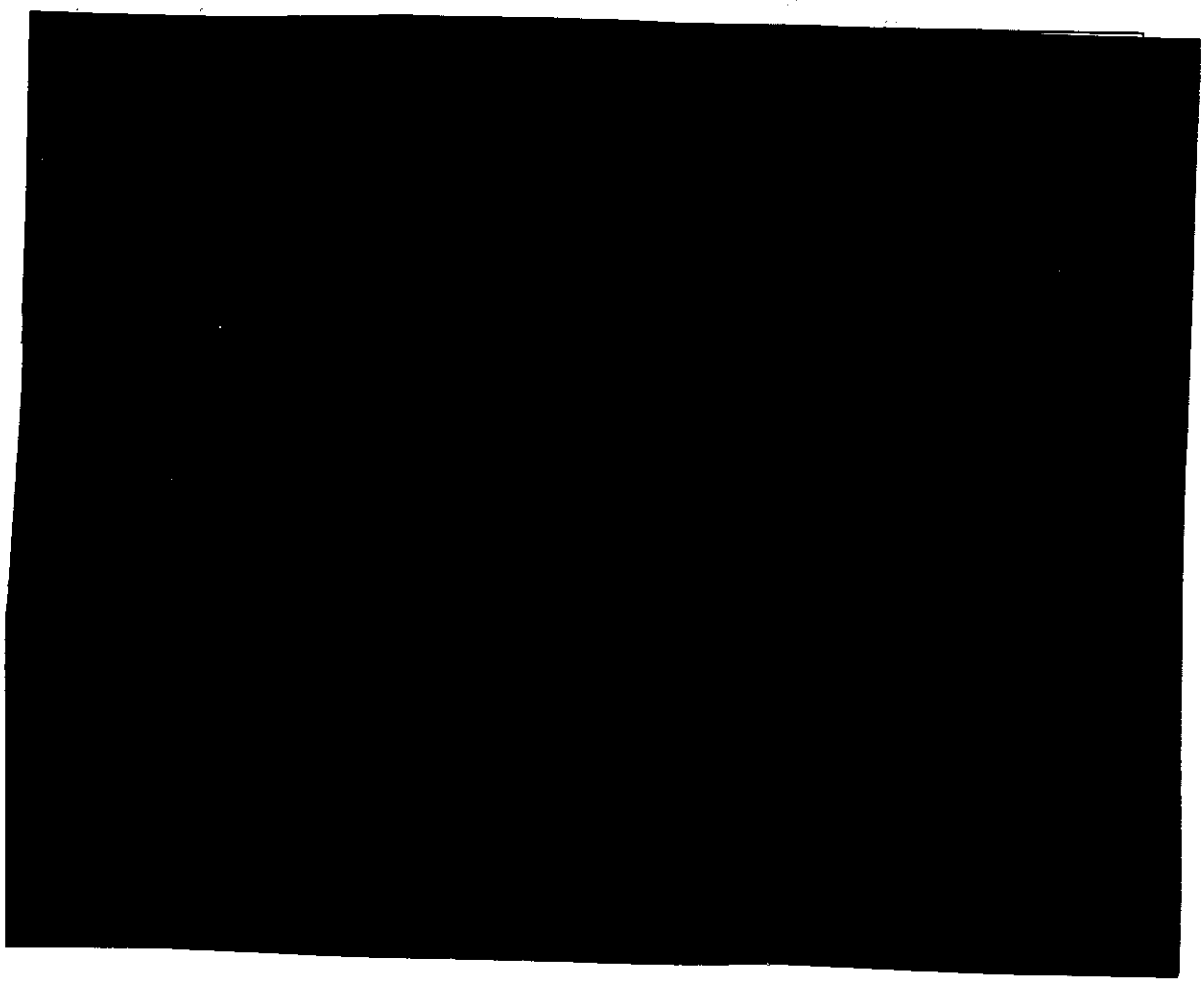
12/02/03 内調内検討済み

[redacted]

*2 [redacted]

12/02/03 内調内検討済み

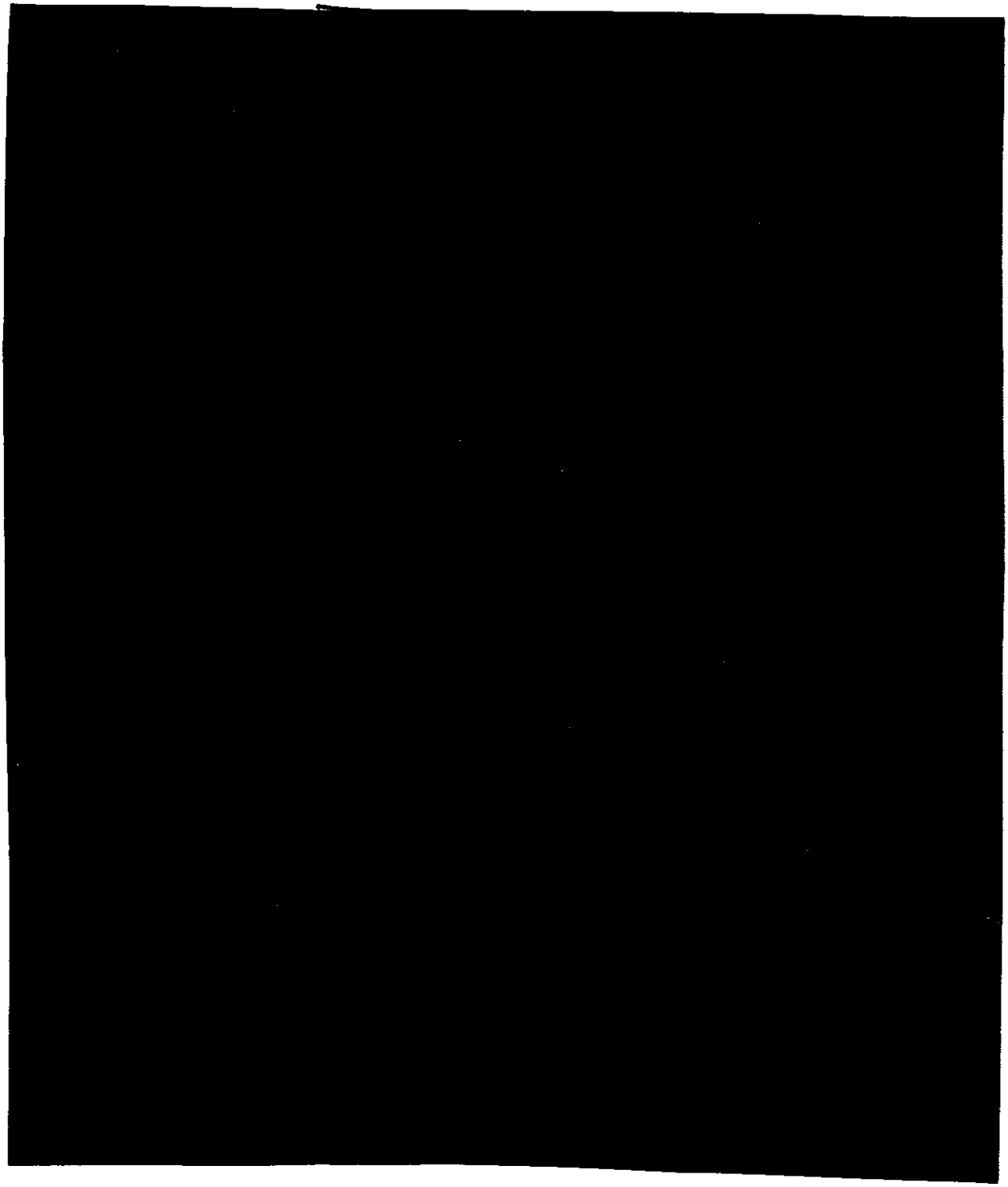
別表事項の解説（防衛に関する事項）



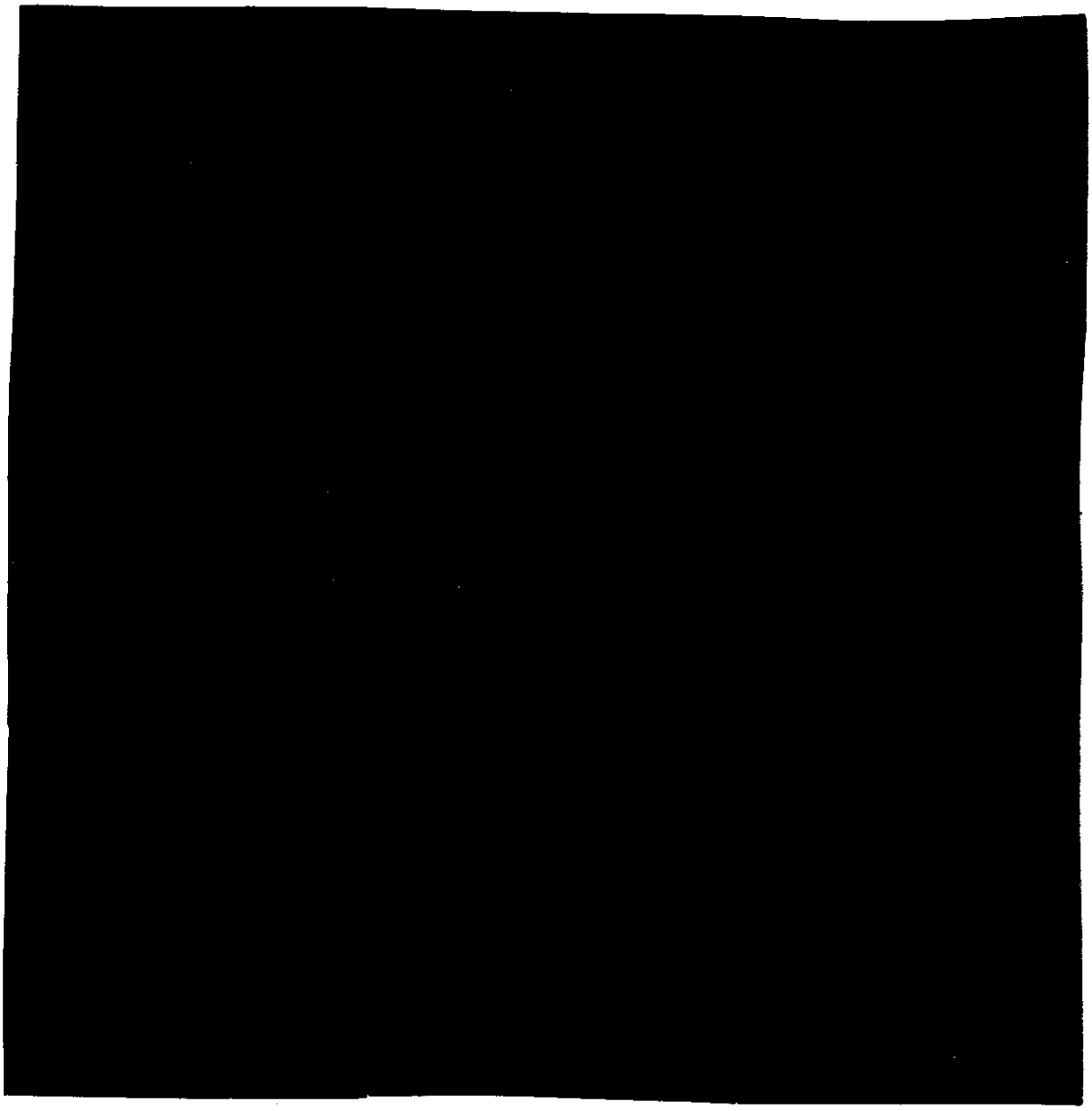
12/02/03 内調内検討済み

[redacted]

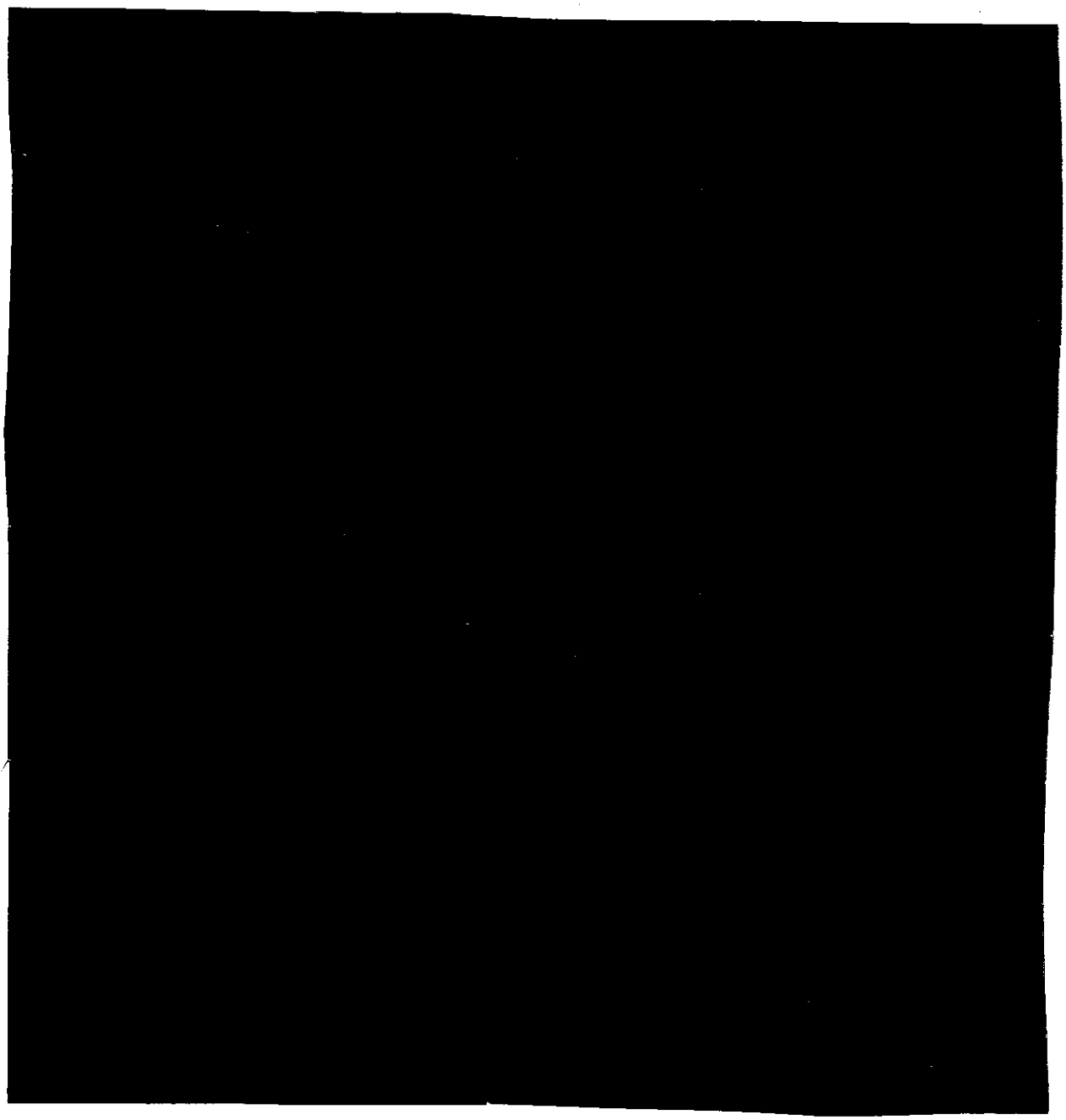
12/02/03 内調内検討済み

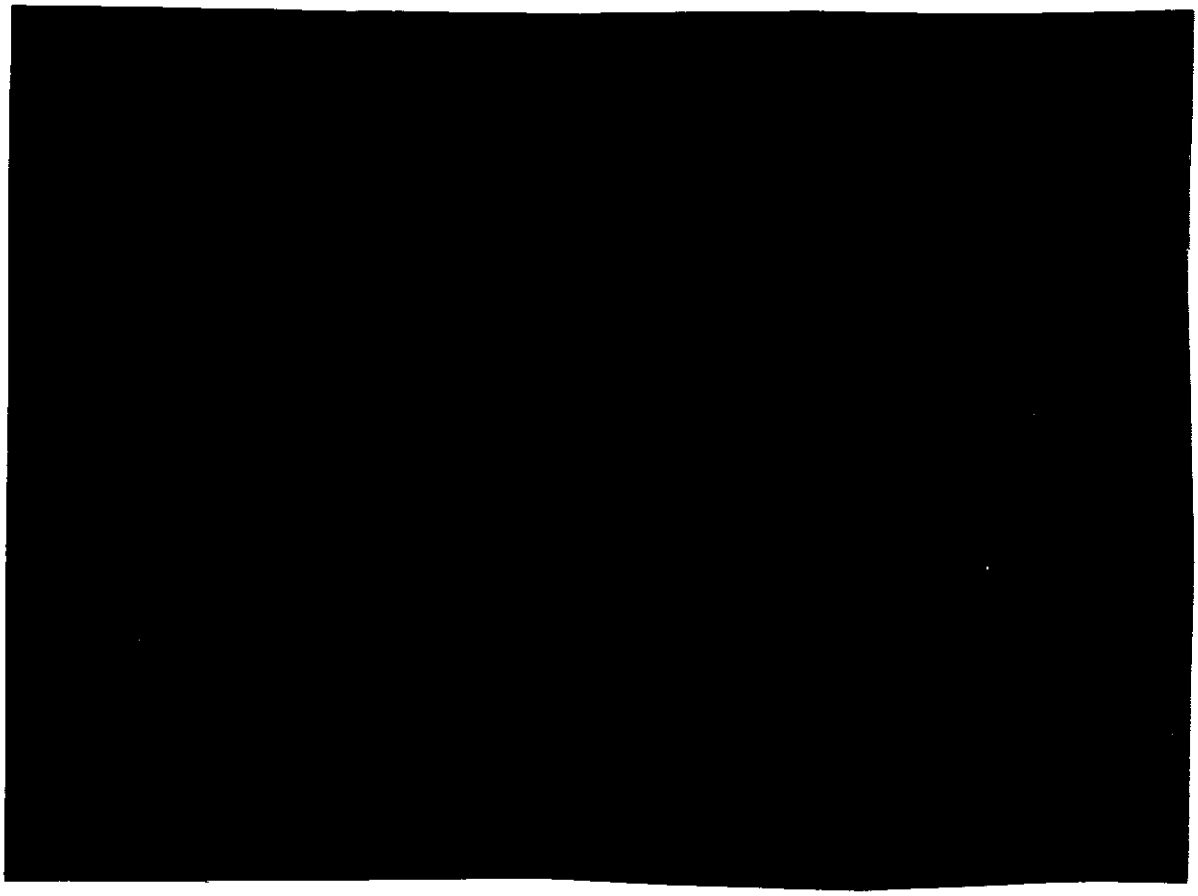


12/02/03 内調内検討済み



12/02/03 内調内検討済み

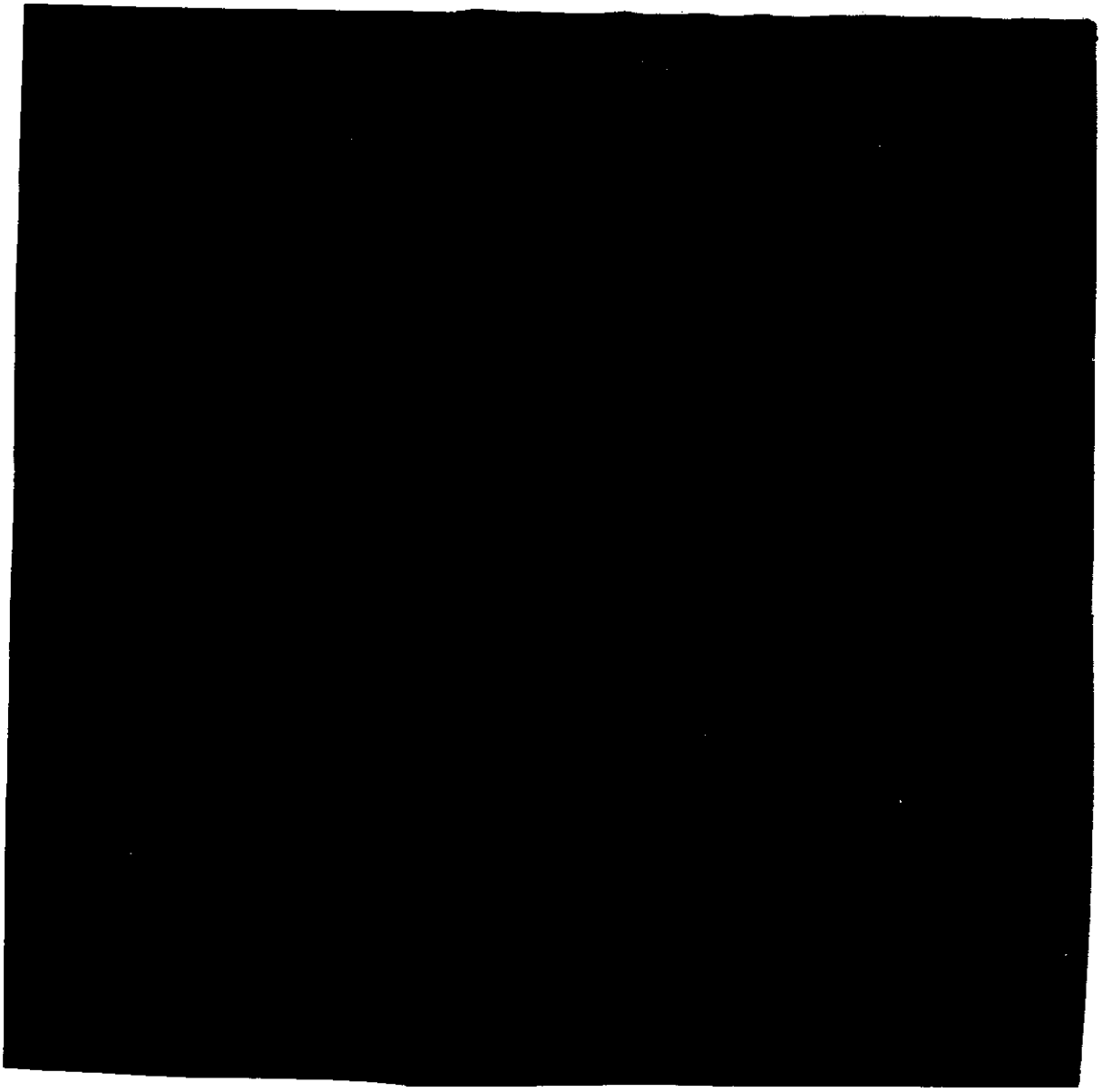




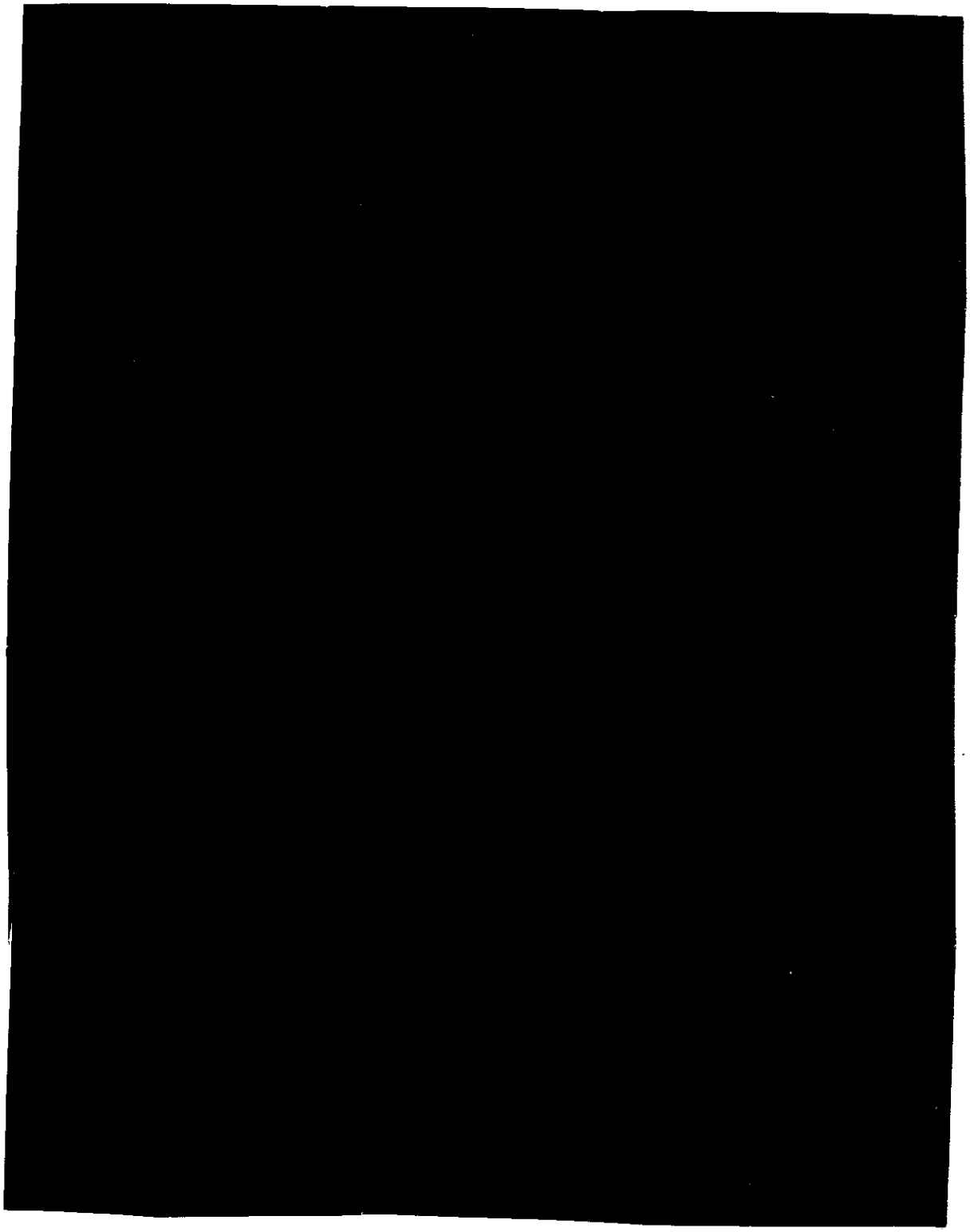
12/02/03 内調内検討済み



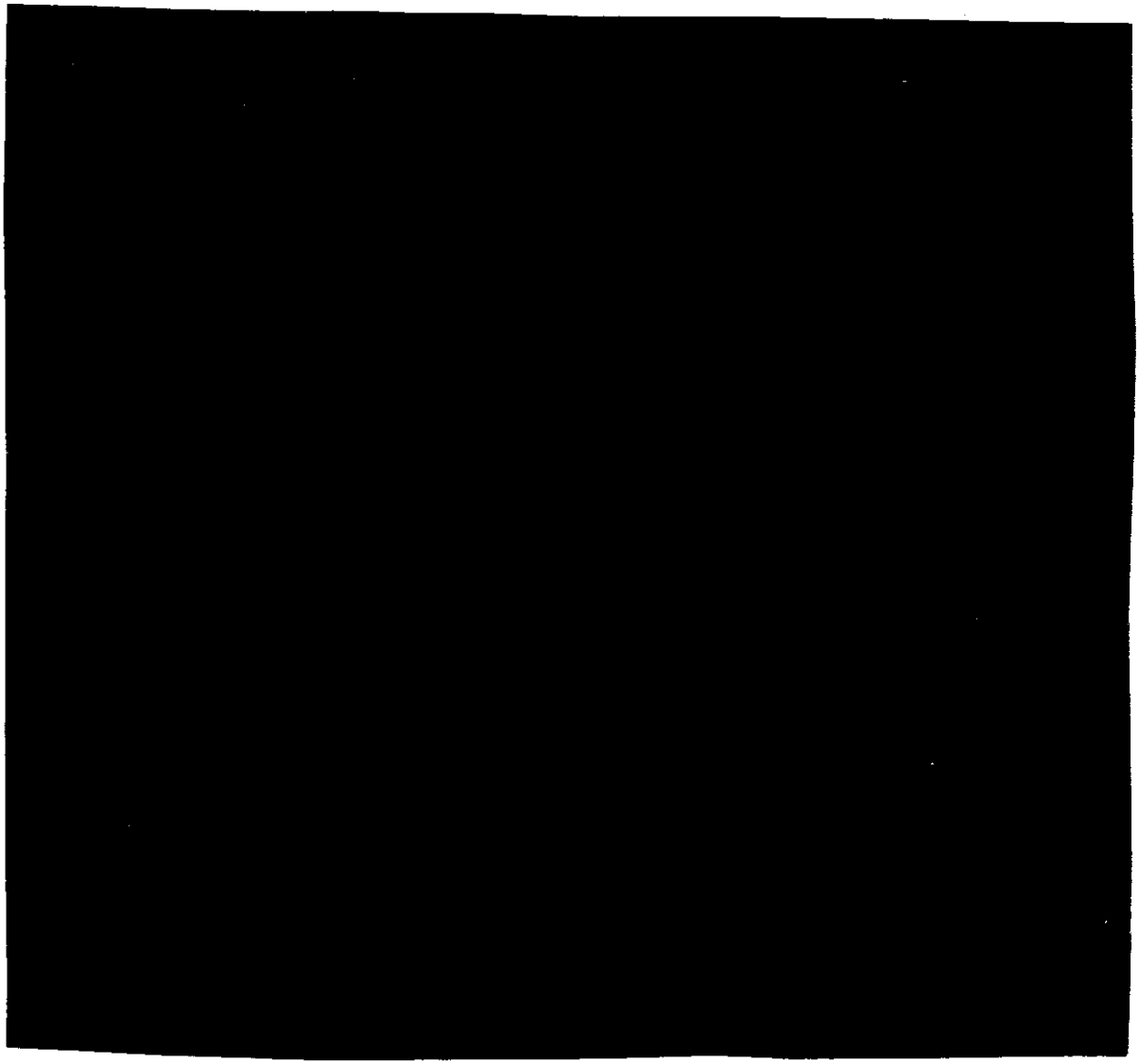
12/02/03 内調内検討済み



12/02/03 内調内検討済み

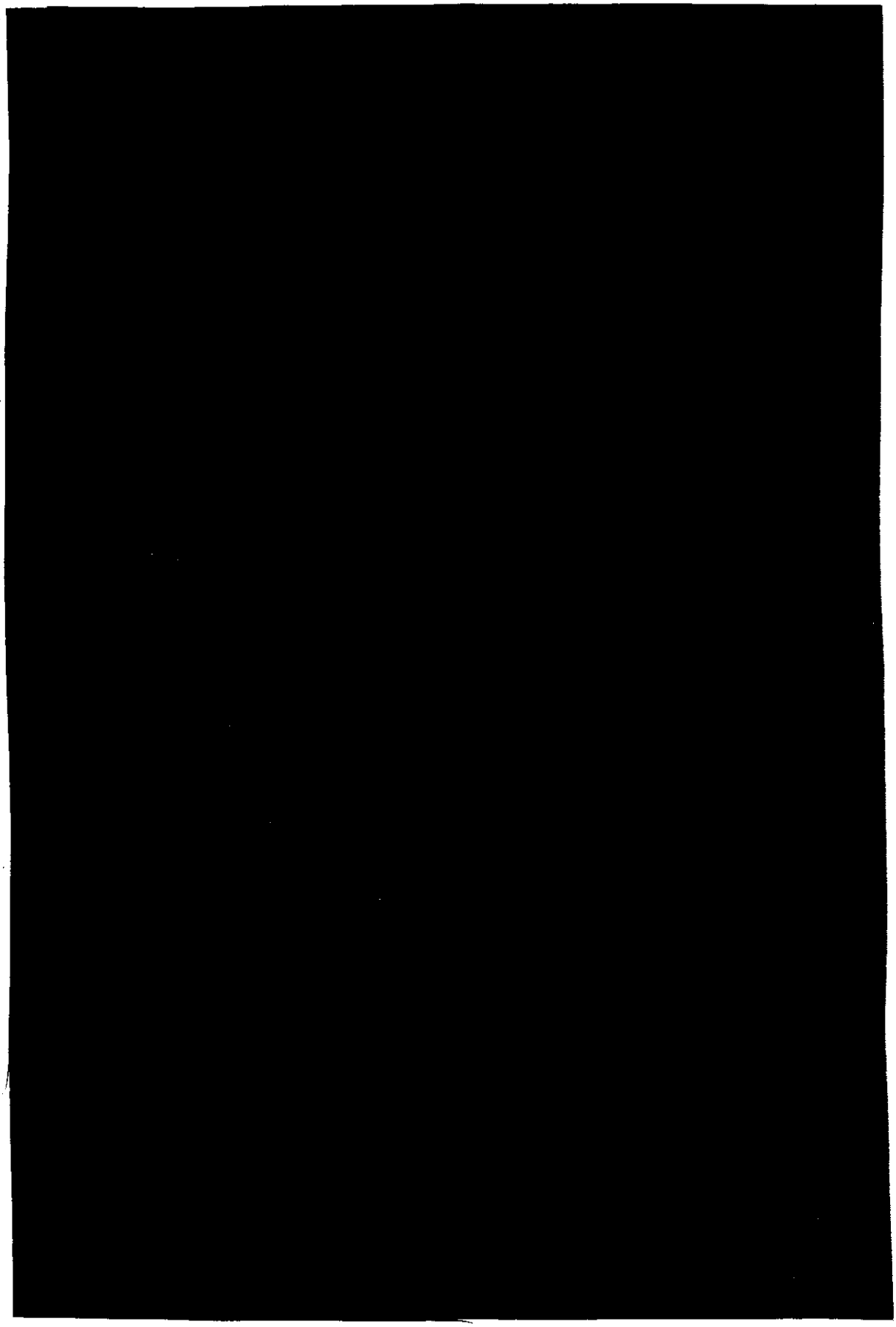


12/02/03 内調内検討済み



12/02/03 内調内検討済み

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）



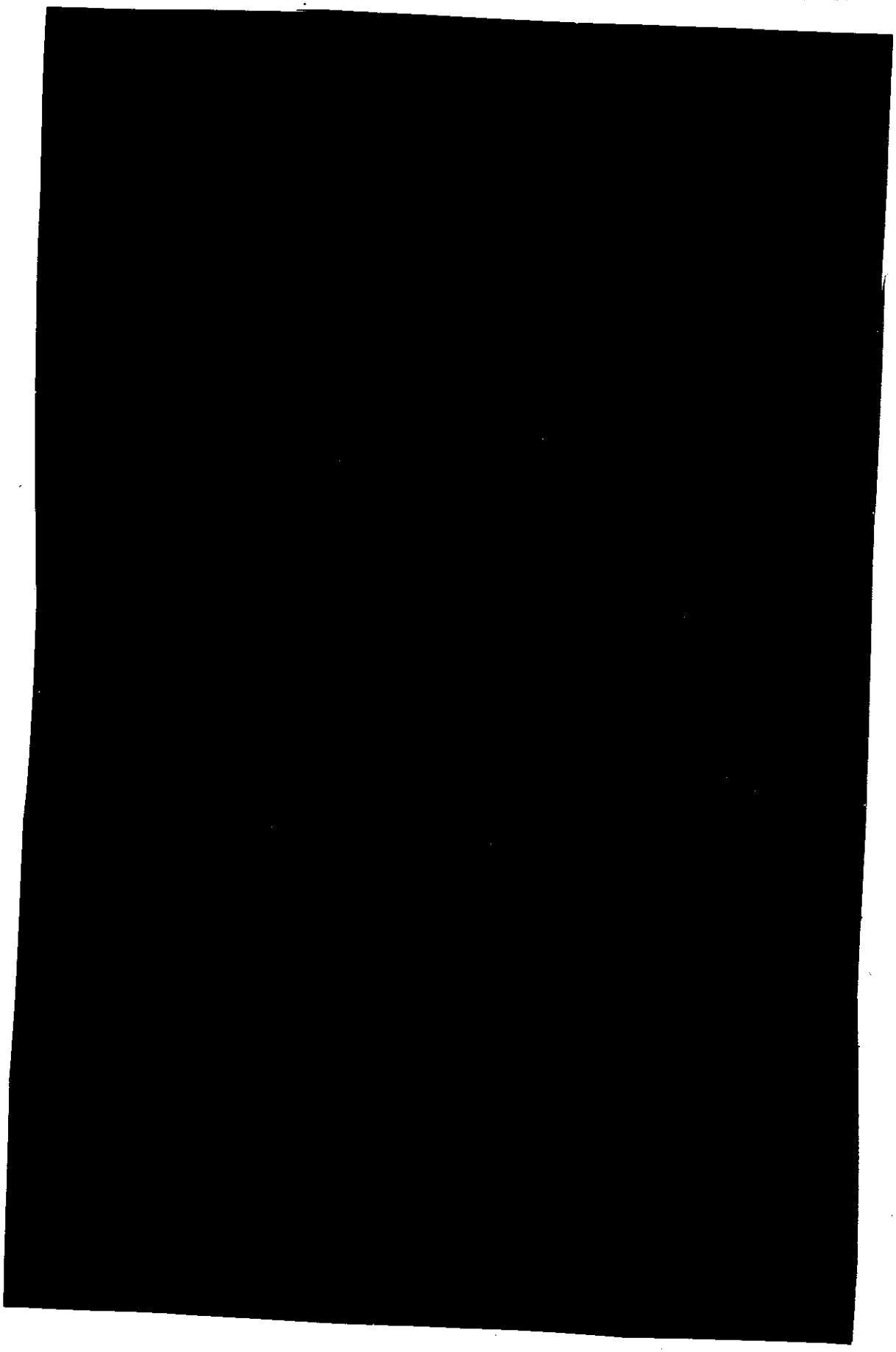
12/02/03 内調内検討済み

[redacted]

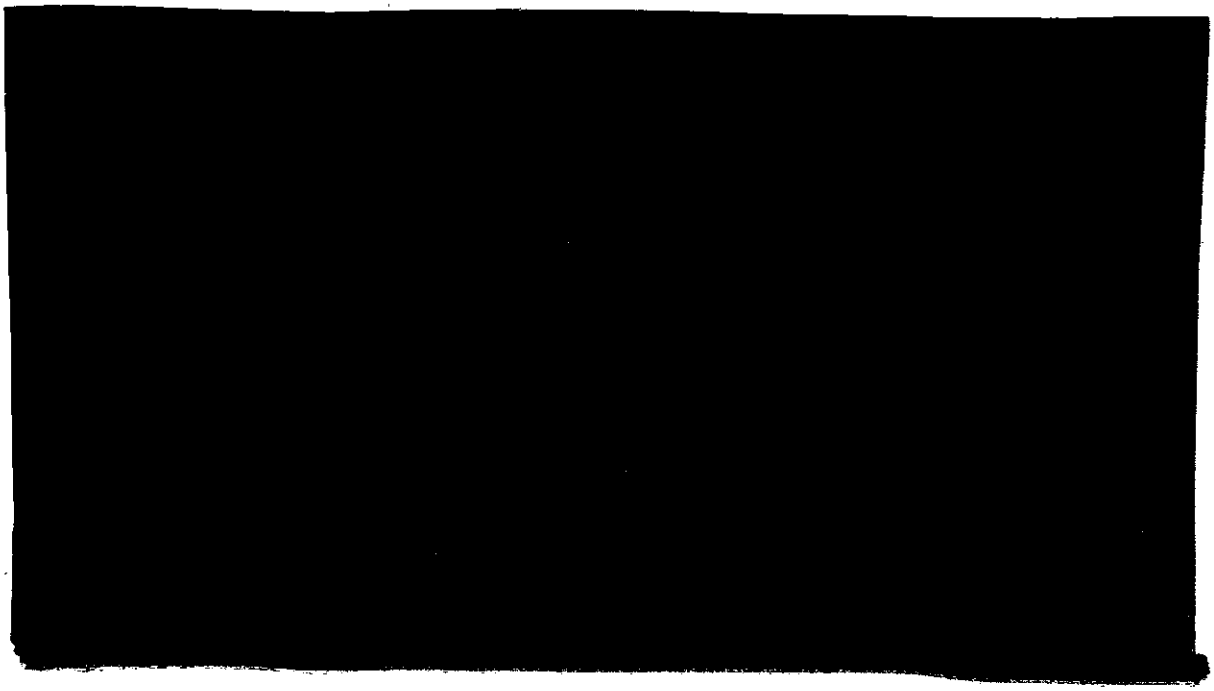
12/02/03 内調内検討済み

[redacted]

12/02/03 内調内検討済み

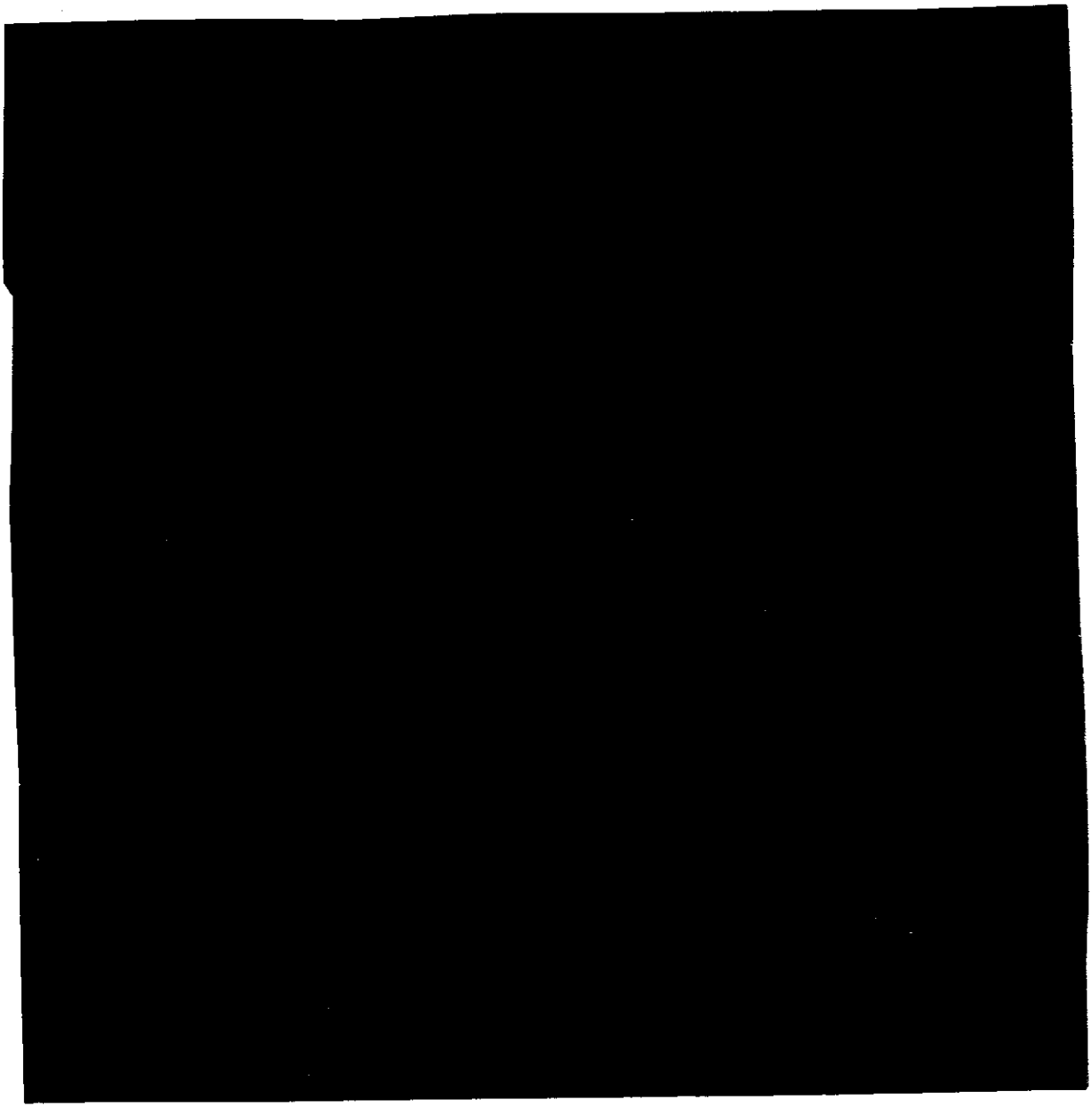


12/02/03 内調内検討済み



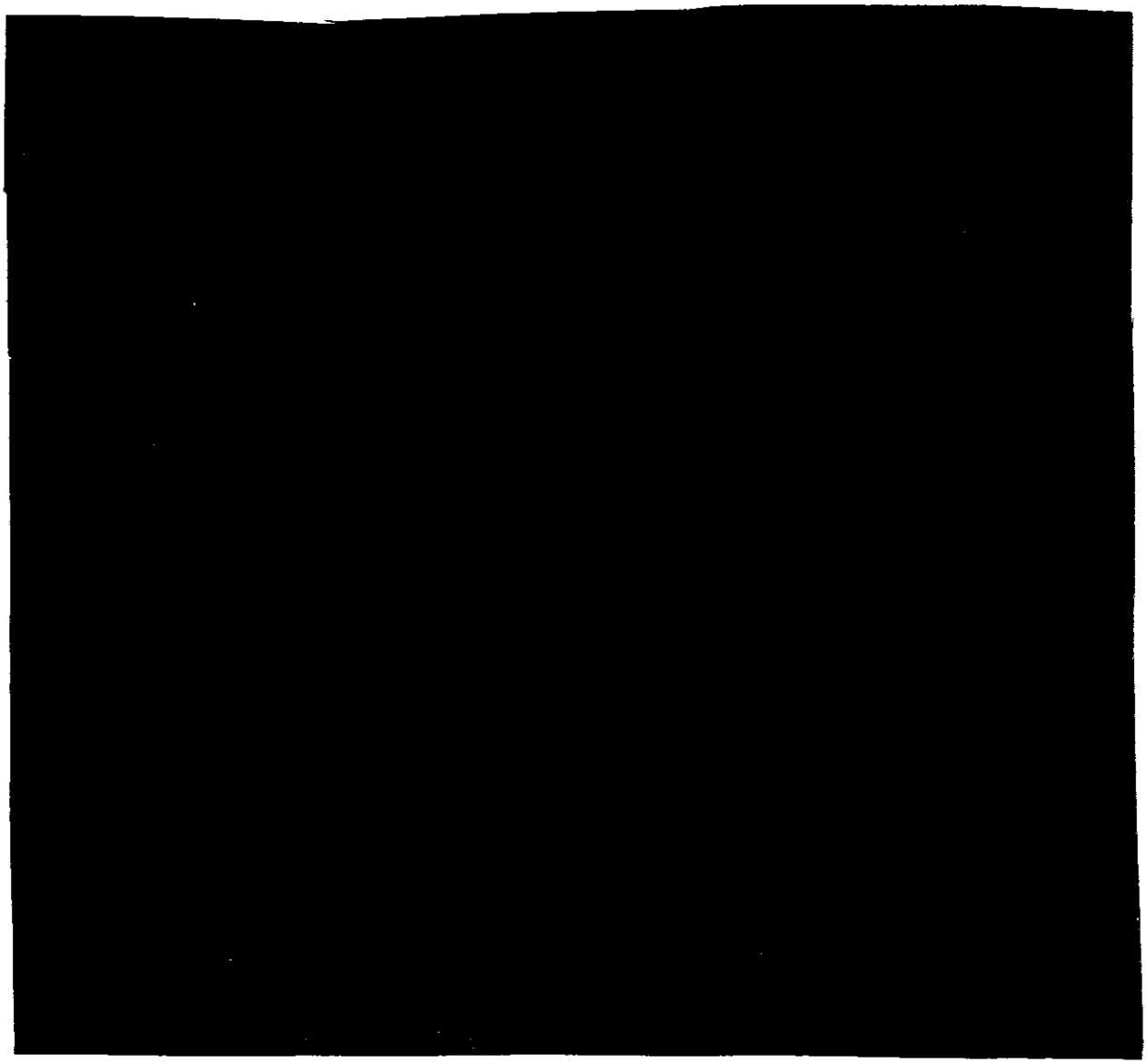
12/02/03 内調内検討済み

[redacted]



12/02/03 内調内検討済み

法定刑について（メモ）



【別紙１】法定刑の上限の比較

	本法制	ＭＤＡ秘密保護法
取扱業務者による故意の漏えい	[redacted]	10年
特定取得行為（探知収集行為）		10年
業務知得者による故意の漏えい		５年
取扱業務者による漏えいの共謀（陰謀）・教唆・煽動		５年
特定取得行為（探知収集行為）の共謀（陰謀）・教唆・煽動		５年
業務知得者による漏えいの共謀（陰謀）・教唆・煽動		３年
取扱業務者による過失漏えい		２年/５万円
業務知得者による過失漏えい		１年/３万円

【別紙2】10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金額一覧

2012/2/3内調内検討済み

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
1	貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）	第47条	3千万円以下	不正の手段により貸金業の登録をする行為　等
2	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第108条の4第1項 第109条第1項	3千万円以下	輸出入してはならない貨物（麻薬等）を輸出入する行為
3	出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年6月23日法律第195号）	第5条第3項 第8条第2項	3千万円以下	業として金銭の貸し付けを行う者が年109．5%を越える割合による利息の契約をする行為　等
4	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）	第33条第1項	1千万円以下	法人の代表者等が不正の行為により法人税の還付を受ける行為
5	地方法人税等に関する暫定措置法（平成20年4月30日法律第25号）	第27条第1項	1千万円以下	法人の代表者等が不正の行為により地方法人特別税の還付を受ける行為
6	会社法（平成17年7月26日法律第86号）	第960条	1千万円以下	発起人等による背任行為
7	破産法（平成16年6月2日法律第75号）	第265条第1項	1千万円以下	詐欺破産行為
		第267条第1項	1千万円以下	破産管財人等による背任行為
8	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）	第266条第1項	1千万円以下	詐欺更生行為
		第268条第1項	1千万円以下	管財人等による背任行為
9	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年12月6日法律第146号）	第16条	1千万円以下	人クローン胚等をヒト又は動物の胎内に移植する行為
10	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）	第255条第1項	1千万円以下	詐欺再生行為
		第257条第1項	1千万円以下	監査委員等による背任行為
11	種苗法（平成10年5月29日法律第83号）	第67条	1千万円以下	育成者権又は専用利用権を侵害する行為
12	資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）	第302条第1項	1千万円以下	特定目的会社の発起人等による背任行為
13	金融機関等の更正手続の特例等に関する法律（平成8年6月21日法律第95号）	第549条第1項	1千万円以下	詐欺再生行為
		第551条第1項	1千万円以下	管財人等による背任行為
14	保険業法（平成7年6月7日法律第105号）	第322条第1項	1千万円以下	保険会社等の保険管理人等による背任行為
15	不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）	第21条第1項	1千万円以下	営業秘密侵害行為
16	地価税法（平成3年5月2日法律第69号）	第39条第1項	1千万円以下	地価税のほ脱行為
17	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）	第64条第1項	1千万円以下	消費税のほ脱行為　等
18	著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）	第119条第1項	1千万円以下	著作権、出版権及び著作隣接権を侵害する行為
19	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）	第71条第1項	1千万円以下	新設合併設立協同組織金融機関の設立委員による背任行為
20	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	第238条第1項	1千万円以下	所得税のほ脱行為　等
21	法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）	第159条第1項	1千万円以下	法人の代表者等による法人税のほ脱行為　等
22	特許法（昭和34年4月13日法律第121号）	第196条	1千万円以下	特許権又は専用実施権を侵害する行為
23	意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）	第69条	1千万円以下	意匠権又は専用実施権を侵害する行為
24	商標法（昭和34年4月13日法律第127号）	第78条	1千万円以下	商標権又は専用使用権を侵害する行為
25	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第108条の4第2項 第109条第2項 第109条の2第1項	1千万円以下	輸出入してはならない貨物（児童ポルノ等）を輸出入する行為　等
		第110条第1項	1千万円以下	関税のほ脱行為

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
26	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）	第228条第1項	1千万円以下	投資法人の設立企画人等による背任行為
27	相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）	第68条第1項	1千万円以下	相続税又は贈与税のほ脱行為
28	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第62条第1項 第72条の19の3第1項 第72条の60第1項 第72条の95第1項 第72条の109第1項 第144条の22第1項 第144条の25第2項 第144条の33第1項 第144条の41第1項、第2項、3項 第324条第1項	1千万円以下	法人の道府県民税等のほ脱行為　等
29	外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）	第69条の6　第2項	1千万円以下	核兵器等の設計等に係る技術の無許可取引行為　等
30	金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）	第197条第1項	1千万円以下	虚偽を記載した有価証券届出書等を提出する行為　等
31	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第109条の2第2項	700万円以下	輸入してはならない貨物（児童ポルノ等）を保税地域に置く行為　等
32	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	第60条第1項	300万円以下	児童に淫行をさせる行為
33	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	第240条第1項	200万円以下	利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務等により納付すべき所得税を納付しなかった行為
34	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第71条の16第1項 第71条の37第1項 第71条の57第1項 第224条第3項 第228条第1項	200万円以下	利子割の納入金等を納入しなかった行為
35	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年10月19日法律第137号）	第21条第1項	100万円以下	たばこ特別税のほ脱行為　等
36	たばこ税法（飽和59年8月10日法律第72号）	第28条第1項	100万円以下	たばこ税のほ脱行為　等
37	石油石炭税法（昭和53年4月18日法律第25号）	第24条第1項	100万円以下	石油石炭税のほ脱行為　等
38	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	第239条第1項	100万円以下	利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務等により徴収されるべき所得税のほ脱行為
39	石油ガス税法（昭和40年12月29日法律第156号）	第28条第1項	100万円以下	石油ガス税のほ脱行為　等
40	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）	第90条の7　第1項	100万円以下	不正の行為により揮発油税等の還付を受ける行為　等
41	揮発油税法（昭和32年4月6日法律第55号）	第27条第1項	100万円以下	揮発油税のほ脱行為　等
42	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年6月30日法律第37号）	第23条第1項	100万円以下	不正の行為により内国消費税額に相当する金額の還付を受ける行為
43	地方揮発油税法（昭和30年7月30日法律第104号）	第15条第1項	100万円以下	地方揮発油税のほ脱行為　等
44	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第72条の110第1項 第74条の15第1項、第2項 第478条第1項、第2項	100万円以下	不正の行為により輸入品に対する消費税の還付を受ける行為　等

【別紙3】5年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金額一覧

2012/2/3内調内検討済み

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
1	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第108条の4第4項	3千万円以下	輸出してはならない貨物（麻薬等）を輸出する行為の予備
		第109条第4項	3千万円以下	輸入してはならない貨物（麻薬等）を輸入する行為の予備
2	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号）	第9条第1項	1千万円以下	不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為
3	貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）	第47条の2	1千万円以下	業務停止命令に違反して貸金業を営む行為
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）	第25条第1項	1千万円以下	許可のない者が業として一般廃棄物等を収集、運搬等する行為　等
5	出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年6月23日法律第195号）	第5条第1項	1千万円以下	金銭の貸付けを行う者が年109．5%を超える割合による利息の契約をする行為　等
		第5条第2項	1千万円以下	業として金銭の貸付けを行う者が年20%を超える割合による利息の契約をする行為
		第5条の2第1項	1千万円以下	業として金銭の貸付けを行う者が年20%を超える割合による保証料の契約をする行為　等
		第5条の3第1項	1千万円以下	業として金銭の貸付けを行う者が保証料と合算して年20%を超える割合による利息の契約をする行為　等
		第5条の3第2項	1千万円以下	業として金銭の貸付けを行う者が変動利息貸付けを行う場合において一定の割合を超える割合による利息の契約をする行為　等
		第5条の3第3項	1千万円以下	業として金銭の貸付けを行う者が根保証の契約をする行為　等
		第8条第1項	1千万円以下	方法等を問わず高金利等の禁止を免れる行為
6	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第530条第1項	1千万円以下	鉱産税のほ脱行為
7	地方法人特別税等に関する暫定措置（平成20年4月30日法律第25号）	第27条第3項	500万円以下	地方法人特別税の無申告ほ脱行為
8	会社法（平成17年7月26日法律第86号）	第961条	500万円以下	代表者債権者等による背任行為
		第963条第1項	500万円以下	発起人等が出資の払込み等について裁判所等に対し虚偽の申述を行う行為　等
		第964条第1項	500万円以下	発起人等が株式等の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第965条	500万円以下	発起人等による預合い行為
		第970条第4項、第5項	500万円以下	株主が権利の行使に関し利益供与を受けるに当たり取締役等を威迫する行為
9	破産法（平成16年6月2日法律第75号）	第266条	500万円以下	債務者が特定の債権者に対し担保を供与する行為　等
		第273条第2項、第4項、第5項	500万円以下	破産管財人等による受託収賄行為
		第274条第2項	500万円以下	破産管財人等による請託贈賄行為
10	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）	第267条	500万円以下	債務者が特定の債権者に対し担保を供与する行為　等
		第272条第2項、第4項、第5項	500万円以下	管財人等による受託収賄行為
		第273条第2項	500万円以下	管財人等による請託贈賄行為
11	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年6月27日法律第75号）	第288条第1項	500万円以下	加入者集会における発言等に関する受託収賄行為
12	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年11月29日法律第129号）	第67条第2項、第4項	500万円以下	承認管財人等による受託収賄行為
		第68条第2項	500万円以下	承認管財人等による請託贈賄行為
13	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月26日法律第52号）	第5条第1項	500万円以下	児童買春の周旋行為
		第6条第1項	500万円以下	児童買春の勧誘行為
		第7条第4項	500万円以下	児童ポルノの不特定多数の者への提供行為　等

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
14	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号）	第3条第1項1～4号	500万円以下	組織的な封印等破棄・強制執行妨害目的財産損壊等・強制執行行為妨害等・強制執行関係売却妨害
15	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）	第256条	500万円以下	債務者が特定の債権者に対し担保を供与する行為
		第261条第2項、第4項、第5項	500万円以下	監督委員等による受託収賄行為
		第262条第2項	500万円以下	監督委員等による請託贈賄行為
16	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年5月20日法律第63号）	第32条	500万円以下	不特定多数者に指定試合の結果の予想をさせ、試合の結果に応じて財産上の利益を提供することを約束して利益を図る行為
17	種苗法（平成10年5月29日法律第83号）	第70条第1項	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
18	資産の流動化に関する法律（平成10年6月15日法律第105号）	第303条第1項	500万円以下	特定目的会社の代表特定社債権者等による背任行為
		第304条第1項	500万円以下	特定目的会社の発起人等が出資の払込み等について裁判所に対し虚偽の申述を行う行為　等
		第305条第1項	500万円以下	特定目的会社の発起人等が資産対応証券の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第306条	500万円以下	特定目的会社の発起人等による預合い行為
		第311条6項、7項	500万円以下	社員等が権利の行使に関し利益供与を受けるに当たり取締役等を威迫する行為
19	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年10月16日法律第132号）	第78条第1項	500万円以下	資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出する行為
20	臓器の移植に関する法律（平成9年7月16日法律第104号）	第20条第1項	500万円以下	臓器提供の対価として利益の供与を受ける行為　等
21	金融機関等の更正手続の特例等に関する法律（平成8年6月21日法律第95号）	第550条第1項	500万円以下	協同組織金融機関の代表者等が特定の債権者等に対し担保を供与する行為　等
		第556条第2項、4項、5項	500万円以下	管財人等による受託収賄行為
		第557条第2項	500万円以下	管財人等による請託贈賄行為
22	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年2月20日法律第11号）	第28条第1項	500万円以下	不正の行為により法人税の還付を受ける行為
23	保険業法（平成7年6月7日法律第105号）	第323条第1項	500万円以下	相互会社の代表社債権者等による背任行為
		第324条第1項、第2項	500万円以下	保険業を営む株式会社の保険管理人等が会社財産を危うくする行為
		第325条	500万円以下	保険会社等の保険管理人等が株式等の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第326条第1項	500万円以下	保険会社等の保険管理人等による預合い行為
		第331条第4項、5項	500万円以下	株主等が権利の行使に関し利益供与を受けるに当たり取締役等を威迫する行為
24	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年12月14日法律第113号）	第61条	500万円以下	米穀の配給、譲渡等の禁止に違反する行為
25	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日法律第44号）	第56条	500万円以下	協同組織金融機関の理事等が不正に優先出資を受ける行為　等
		第57条	500万円以下	役員等が優先出資の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第58条	500万円以下	役員等による預合い行為
26	不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）	第21条第2項	500万円以下	不正の目的で不正競争を行う行為　等
27	法人特別税法（平成4年3月31日法律第15号）	第19条	500万円以下	法人の代表者等による法人特別税のほ脱行為　等
28	湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年3月13日法律第2号）	第21条第1項	500万円以下	法人の代表者等による法人臨時特別税のほ脱行為
29	地価税法（平成3年5月2日法律第69号）	第39条第3項	500万円以下	地価税の無申告ほ脱行為

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
30	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）	第64条第4項	500万円以下	消費税の無申告ほ脱行為
31	著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）	第119条第2項	500万円以下	著作者人格権等を侵害する行為　等
		第122条の2第1項	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
32	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）	第238条第3項	500万円以下	所得税の無申告ほ脱行為
33	法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）	第159条第3項	500万円以下	法人税の無申告ほ脱行為
34	技術研究組合法（昭和36年5月6日法律第81号）	第185条	500万円以下	組合の役員が株式の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第186条	500万円以下	組合の役員による預合い行為
35	薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）	第83条の9	500万円以下	業として指定薬物を製造等する行為
36	特許法（昭和34年4月13日法律第121号）	第196条の2	500万円以下	特許権又は専用実施権を侵害するとみなされる行為
		第200条の2	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
37	実用新案法（昭和34年4月13日法律第123号）	第56条	500万円以下	実用新案権又は専用実施権を侵害する行為
		第60条の2	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
38	意匠法（昭和34年4月13日法律第125号）	第69条の2	500万円以下	意匠権又は専用実施権を侵害するとみなされる行為
		第73条の2第1項	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
39	商標法（昭和34年4月13日法律第127号）	第78条の2	500万円以下	商標権又は専用使用権を侵害するとみなされる行為
		第81条の2第1項	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
40	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）	第42条の3第1項	500万円以下	所得税の無申告ほ脱行為
		第70条の13第1項	500万円以下	相続税等の無申告ほ脱行為
41	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第109条第5項	500万円以下	輸入してはならない貨物（児童ポルノ等）を輸入する行為の予備
		第109条の2第4項	500万円以下	輸入してはならない貨物（麻薬等）を保税地域に置く行為等の予備
		第110条第5項	500万円以下	関税のほ脱行為等の予備
		第111条第1項	500万円以下	許可を受けずに貨物を輸出入する行為　等
		第112条第1項	500万円以下	輸出入してはならない貨物の輸出入等に係る貨物を情を知って運搬等する行為
42	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）	第228条の2第1項	500万円以下	投資法人の代表投資法人債権者等による背任行為
		第229条第1項	500万円以下	投資法人の設立企画人による規約への不記載行為　等
		第230条第1項	500万円以下	投資法人の設立企画人等が投資口等の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
		第231条	500万円以下	投資法人の設立企画人等による預合い行為
		第236条第4項、5項	500万円以下	投資主が権利の行使に関し利益供与を受けるに当たり執行役員等を威迫する行為
43	モーターボート競走法（昭和26年6月18日法律第242号）	第65条	500万円以下	施行者以外の者が勝舟投票券を発売する行為　等
44	相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）	第68条第3項	500万円以下	相続税等の無申告ほ脱行為
45	商品先物取引法（昭和25年8月5日法律第239号）	第356条	500万円以下	商品市場における取引等のため、相場変動の目的で風説を流布する行為　等
		第62条第3項	500万円以下	法人の道府県民税の無申告ほ脱行為
		第72条の49の3第3項	500万円以下	法人の事業税の無申告ほ脱行為

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
46	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第72条の60第3項	500万円以下	個人の事業税の無申告ほ脱行為
		第72条の95第4項	500万円以下	譲渡割の無申告ほ脱行為
		第144条41第5項	500万円以下	軽油引取税の無申告ほ脱行為
		第324条第5項	500万円以下	市町村民税の無申告ほ脱行為
47	小型自動車競走法（昭和25年5月27日法律第208号）	第61条	500万円以下	施行者以外の者が勝車投票券を発売する行為　等
48	外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）	第69条の7第1項	500万円以下	無許可で特定技術の提供を目的とする取引をする行為　等
49	金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）	第197条の2	500万円以下	届出が受理されていない者が有価証券の募集を行う行為等
50	医療法（昭和23年7月30日法律第205号）	第71条の8	500万円以下	社会医療法人の代表社会医療法人債権者による背任行為
		第71条の10第1項	500万円以下	社会医療法人の役員等が社会医療法人債の引受人の募集に当たり虚偽の文書等を供用する行為
51	自転車競技法（昭和23年8月1日法律第209号）	第56条	500万円以下	施行者以外の者が勝車投票券を発売する行為　等
52	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和22年4月14日法律第54号）	第94条の3第1項	500万円以下	秘密保持命令に違反する行為
53	刑法（明治40年4月24日法律第45号）	第96条の5	500万円以下	加重封印等破棄等行為
54	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号）	第10条第1項	300万円以下	犯罪収益等隠匿行為
55	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年10月5日法律第94号）	第6条第1項	300万円以下	薬物犯罪収益等隠匿行為
56	国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）	第37条	300万円以下	物価が高騰する場合における生活関連物資の配給等の制限に違反する行為
57	石油需給適正化法（昭和48年12月22日法律第122号）	第25条	300万円以下	石油の配給等の制限に違反する行為
58	関税法（昭和29年4月2日法律第61号）	第108条の4第5項	300万円以下	輸出してはならない貨物（児童ポルノ等）を輸出する行為の予備
		第109条の2第5項	300万円以下	輸入してはならない貨物（児童ポルノ等）を保税地域に置く行為等の予備
59	旅券法（昭和26年11月28日法律第267号）	第23条第1項	300万円以下	不正の行為により旅券の交付を受ける行為　等
60	政党助成法（平成6年2月4日法律第5号）	第43条	250万円以下	政党が不正な行為により政党交付金を受ける行為
		第44条第1項	100万円以下	政党の会計責任者が報告書を提出しない行為　等
61	深海底鉱業暫定措置法（昭和57年7月16日法律第64号）	第44条第1項	100万円以下	許可を受けないで深海底鉱業を行う行為　等
		第45条	100万円以下	無許可深海底鉱業に係る深海底鉱物資源を情を知って運搬等する行為
62	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和53年6月21日法律第81号）	第51条第1項	100万円以下	特定鉱業権によらずに天然資源の探査等を行う行為
		第52条	100万円以下	無権限探査等に係る天然資源を情を知って運搬等する行為
63	電源開発促進法（昭和49年6月6日法律第79号）	第13条第1項	100万円以下	電源開発促進税のほ脱行為
64	航空機燃料税法（昭和47年3月31日法律第7号）	第20条第1項	100万円以下	航空機燃料税のほ脱行為　等
65	航空機工業振興法（昭和33年5月10日法律第150号）	第29条第1項	100万円以下	不正の手段により交付金等の交付を受ける行為
66	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）	第29条第1項	100万円以下	不正の手段により補助金等の交付を受ける行為　等
		第73条の30第1項	100万円以下	不動産取得税のほ脱行為
		第86条第1項	100万円以下	ゴルフ場利用税のほ脱行為

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
67	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第127条第1項	100万円以下	自動車取得税のほ脱行為
		第160条第1項	100万円以下	自動車税のほ脱行為
		第192条第1項	100万円以下	鉱区税のほ脱行為
		第281条第1項	100万円以下	道府県法定外普通税のほ脱行為
		第358条第1項	100万円以下	固定資産税のほ脱行為
		第604条第1項	100万円以下	特別土地保有税のほ脱行為
		第691条第1項、第2項	100万円以下	市町村法定外普通税、市町村法定外普通税に係る納入金のほ脱行為
		第701条の7第1項	100万円以下	入湯税のほ脱行為
		第701条の56第1項	100万円以下	事業所税のほ脱行為
		第733条の21第1項、第2項	100万円以下	法定外目的税、法定外目的税に係る納入金のほ脱行為
68	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年10月19日法律第137号）	第21条第3項	50万円以下	たばこ特別税の無申告ほ脱行為
69	湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年3月13日法律第2号）	第45条第1項	50万円以下	石油臨時特別税のほ脱行為　等
70	たばこ税法（昭和59年8月10日法律第72号）	第28条第3項	50万円以下	たばこ税の無申告ほ脱行為
71	石油石炭税法（昭和53年4月18日法律第25号）	第24条第3項	50万円以下	石油石炭税の無申告ほ脱行為
72	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年12月31日法律第129号）	第87条第1項	50万円以下	不正の行為により関税等の払戻しを受ける行為
		第155条の3第1項	50万円以下	不正の行為により地方消費税の払戻しを受ける行為
73	石油ガス税法（昭和40年12月29日法律第156号）	第28条第3項	50万円以下	石油ガス税の無申告ほ脱行為
74	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）	第89条第27項	50万円以下	揮発油税等の無申告ほ脱行為
75	揮発油税法（昭和32年4月6日法律第55号）	第27条第3項	50万円以下	揮発油税の無申告ほ脱行為
76	地方揮発油税法（昭和30年7月30日法律第104号）	第15条第3項	50万円以下	地方揮発油税の無申告ほ脱行為
77	武器等製造法（昭和28年8月1日法律第145号）	第31条の3	50万円以下	許可を受けないで猟銃の製造を行う行為
78	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	第74条の15第4項	50万円以下	たばこ税の無申告ほ脱行為
		第478条第4項	50万円以下	たばこ税の無申告ほ脱行為
79	鉱業法（昭和25年12月20日法律第289号）	第191条第1項	50万円以下	鉱業権のない者による鉱物を掘採する行為　等
		第191条の2	50万円以下	無権限掘採に係る鉱物を情を知って運搬等する行為

【別紙4】2年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額一覧

2012/2/3内調内検討済み

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
1	公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）	第243条第1項、第2項	50万円以下	選挙運動に関する制限違反行為（飲食物の提供等）
2	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）	第112条	30万円以下	中央選挙管理会の委員等が投票人の投票した内容を表示する行為
		第119条第2項	30万円以下	詐欺の方法をもって投票する行為
		第120条第1項、2項	30万円以下	代理人投票における記載義務違反行為
3	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）	第60条第5項	30万円以下	公務員等が合併協議会の設置の請求者の署名等に関し、その地位を利用して署名運動をする行為
4	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年12月7日法律第147号）	第16条第2項	30万円以下	電磁的記録式投票機を用いた投票における義務違反行為
5	公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）	第227条	30万円以下	中央選挙管理会の委員等が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示する行為
		第231条第1項	30万円以下	選挙に関し、人を殺傷するに足るべき物件を携帯する行為
		第235条第1項	30万円以下	当選目的で公職の候補者等の身分等に関し虚偽の事項を公表する行為
		第235条の2	30万円以下	新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する行為
		第235条の4	30万円以下	選挙放送等の制限違反行為
		第235条の5	30万円以下	当選目的で真実に反する氏名等の表示をして通信する行為
		第237条第2項	30万円以下	詐欺の方法をもって投票する行為
		第237条の2第1項、第2項	30万円以下	代理投票等における記載義務違反行為
		第239条の2第1項、第2項	30万円以下	公職の候補者になろうとする公務員等による選挙運動等の制限違反行為
		第242条の2	30万円以下	選挙に関し、公職に就くべき者の人気投票の経過又は結果を公表する行為
6	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年11月20日法律第136条）	第48条	30万円以下	審査による罷免を免れる目的で裁判官の経歴に関し、虚偽の事項を公にする行為　等
7	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）	第74条の4第5項	30万円以下	公務員等が条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、その地位を利用して署名運動をする行為

【別紙5】1年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額一覧

2012/2/3内調内検討済み

番号	法律名	条文	罰金額	構成要件の概要
1	高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）	第28条	100万円以下	高速自動車国道の管理に従事する者が過失により高速自動車国道を損壊する行為　等
2	道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）	第103条	50万円以下	業務従事者が過失により自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめる行為　等
3	政治資金規正法（昭和23年7月29日法律第194号）	第26条	50万円以下	会社等による政党及び政治資金団体以外に対する寄附行為
4	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）	第113条第1項	30万円以下	正当な理由がなく投票人の投票に干渉する行為　等
		第119条第1項	30万円以下	投票人でない者が投票をする行為
5	公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）	第228条第1項	30万円以下	正当な理由がなく選挙人の投票に干渉する行為　等
		第234条第1項	30万円以下	選挙犯罪を煽動する行為
		第237条第1項	30万円以下	選挙人でない者が投票をする行為
		第239条第1項、第2項	30万円以下	事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の行為
		第244条第1項、第2項	30万円以下	選挙運動に関する制限違反行為（気勢を張る行為等）
		第249条の2第1項	30万円以下	公職の候補者等による寄附行為
6	議員における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年2月23日法律第225号）	第7条	10万円以下	正当な理由がなく証人出頭しない行為　等
7	自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）	第122条第3項	3万円以下	取扱業務者が過失により防衛秘密を漏えいする行為

（警察庁）内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み等について

[redacted]

送信日時: 2012年2月7日 14:02
宛先: 内調職員107（内閣情報調査室）
添付ファイル: 240207警察庁意見等.jtd (29 KB)

内調
[redacted] 様

お世話になっております。
警備企画課の[redacted]です。

お送り頂いていた諸々の資料等について、添付のとおり意見等を提出いたします。
お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお取りはからい下さい。

[redacted] 拝

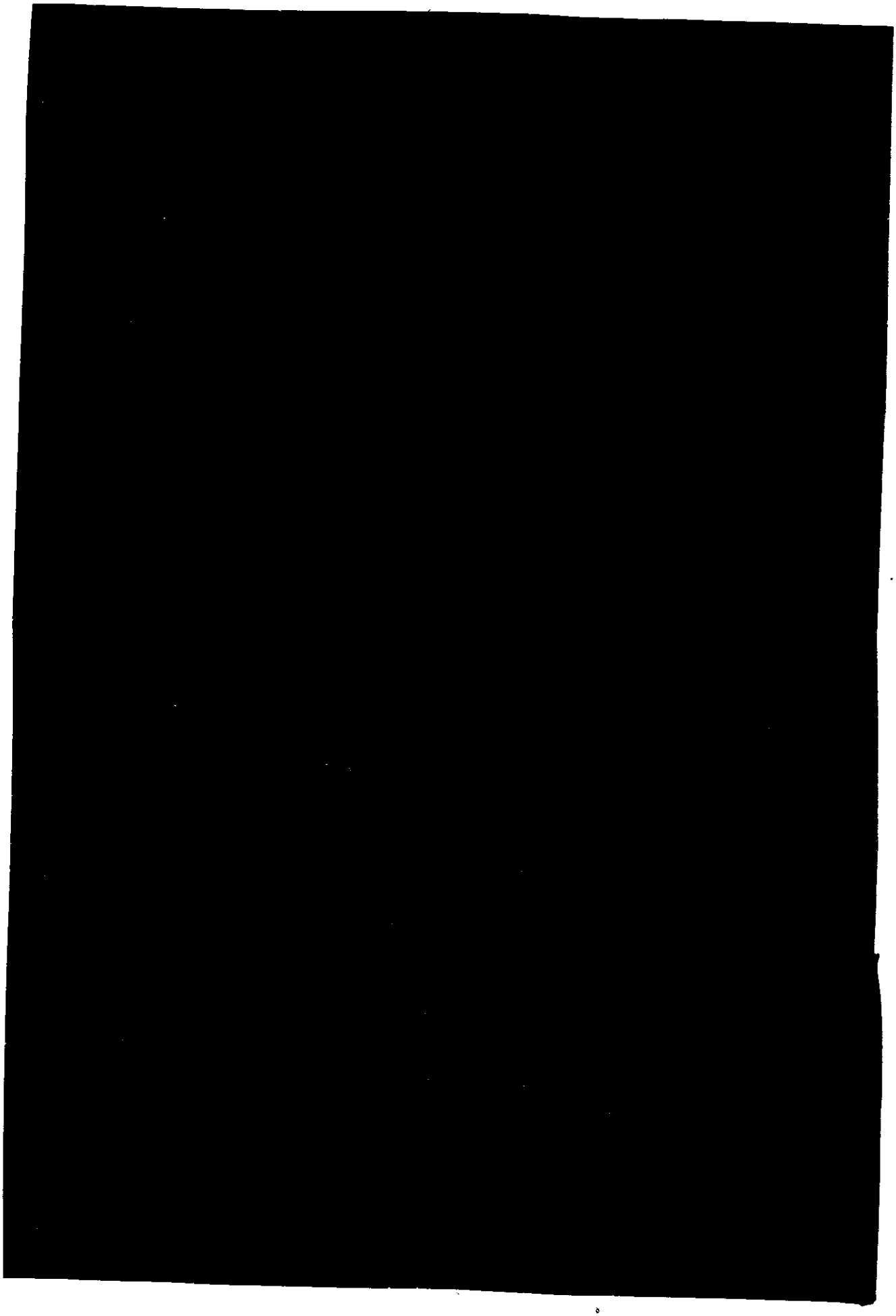
内閣官房内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年２月６日
警　　察　　庁

平成24年１月27日付け「第14回法制局持ち込み資料について（回答）」等について、下記のとおり意見等を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]





【防衛省】秘密保全法制について

[redacted]
送信日時: 2012年2月7日 21:19
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 末永 広[redacted]; [redacted]; [redacted]; [redacted]; [redacted]
添付ファイル: 【防衛省】適性評価に係る再意見等(240207).doc (31 KB); 【防衛省】指定権に係る再意見等(240207).doc (33 KB)

内調[redacted] [redacted]様
いつもお世話になっております。
新法につきまして、先月１６日にいただいた当省の質問に対する貴室からの回答等を踏まえ、添付のとおり、意見等を提出させていただきます。
お忙しいところ、恐縮ですが、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

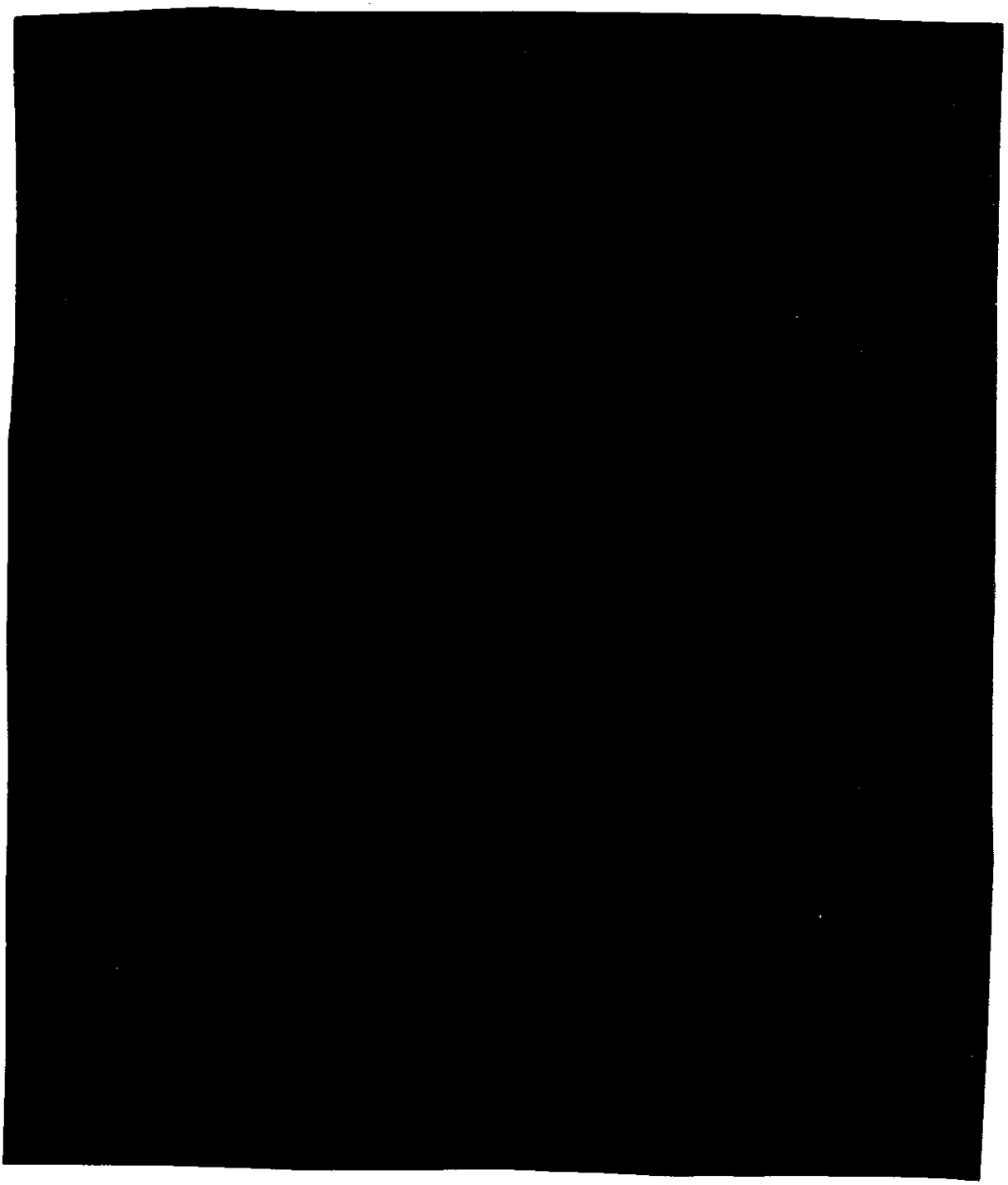
◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆
防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室
[redacted]
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL 03-3268-3111 (内線 [redacted])
E-mail [redacted]
◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

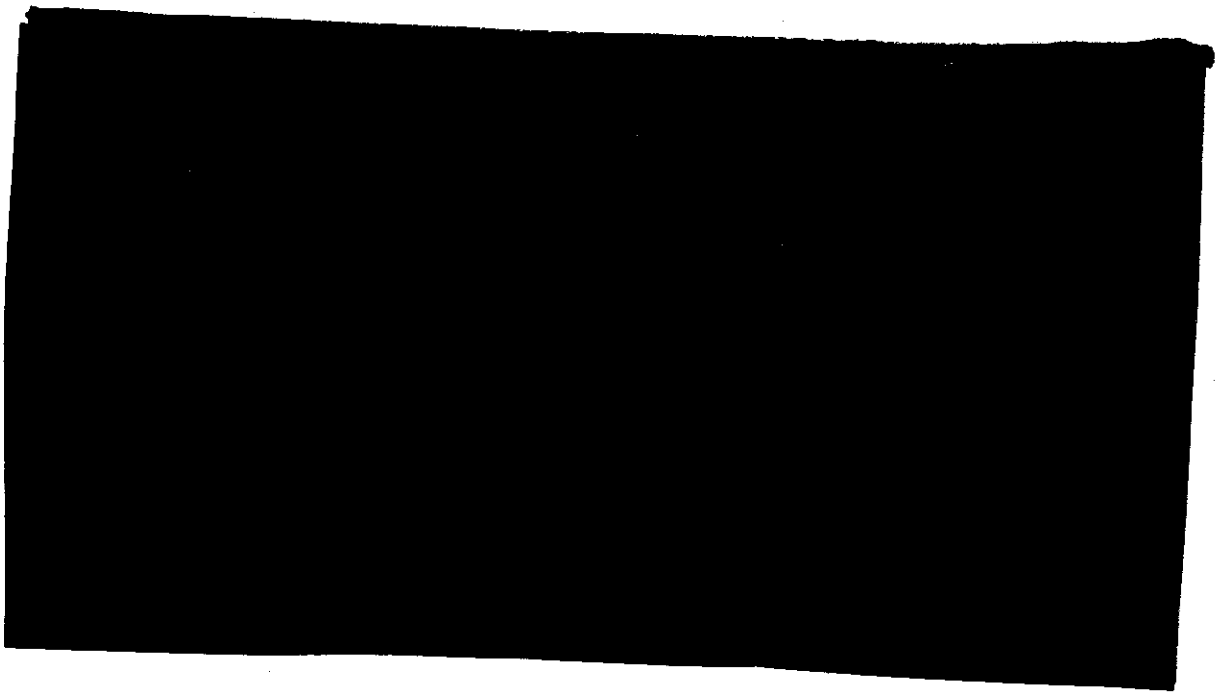
平成２４年２月８日
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室　御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。





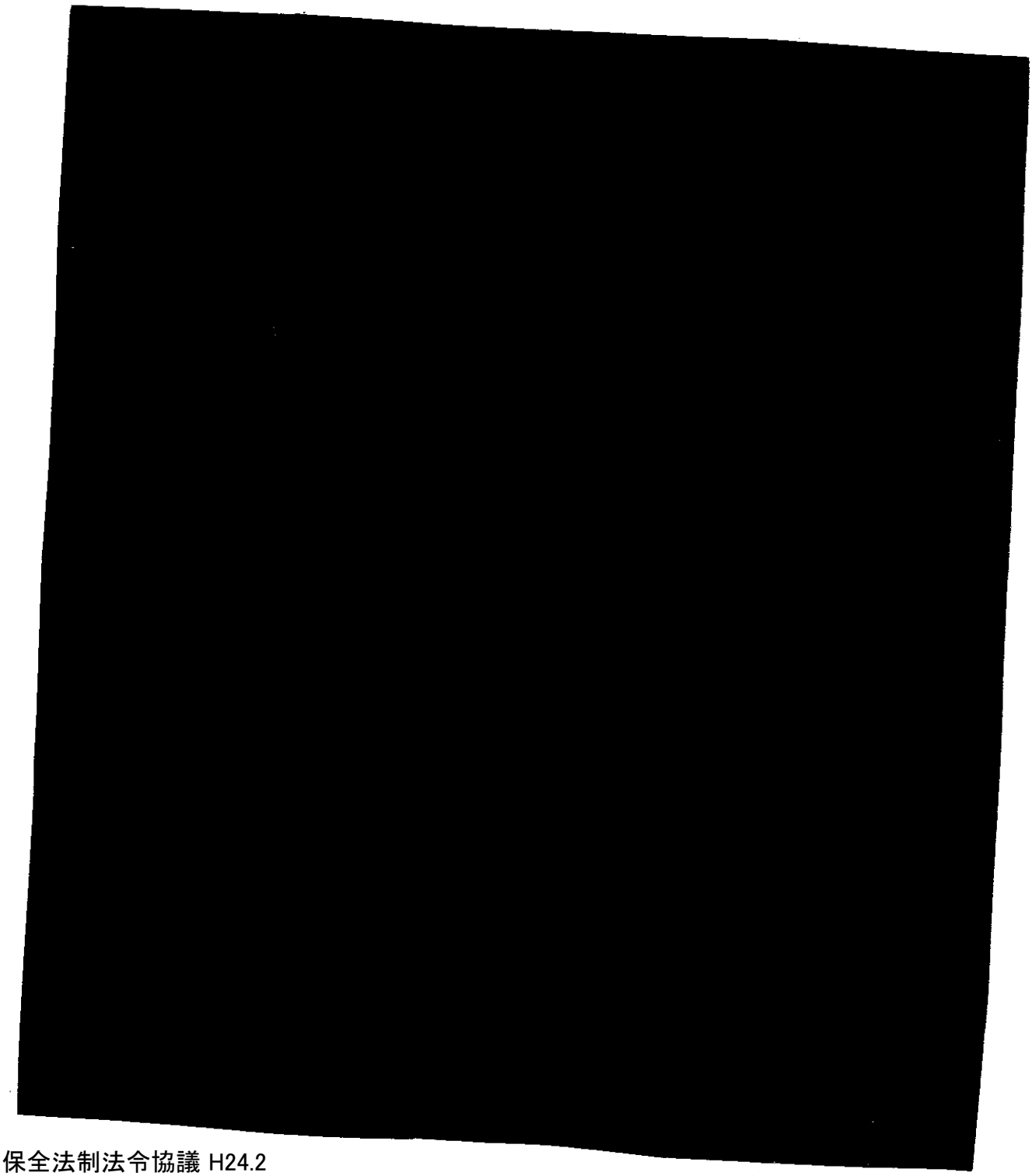
平成２４年２月８日
防衛省防衛政策局調査課

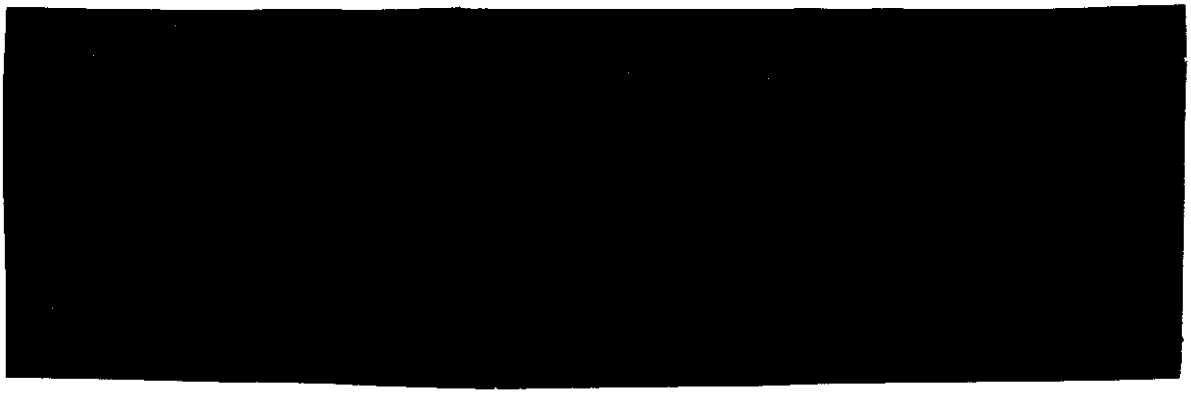
内閣官房内閣情報調査室　御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等につきましては、後日、その詳細を御説明に伺う予定でありますことを申し添えさせていただきます。





FW: 外交コメンタール決済済み版他

[redacted] [redacted]

送信日時: 2012年2月8日 20:04
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: コンメンタール(外交)(外務省コメントセット版.rtf (163 KB) ; 外務省からの再々コメント.docx (19 KB)

[redacted]様

送付させて頂きます。外務省 [redacted]

-----Original Message-----
From: [redacted]
Sent: Wednesday, February 08, 2012 7:03 PM
To: [redacted]
Cc: MANABE TAKASHI; [redacted]
Subject: 外交コメンタール決済済み版他

内調 [redacted]様、[redacted]様

遅くなりまして恐縮ですが、外交部分コメンタールについての外務省コメント（当省決裁済み版）を送付させて頂きます。また、併せて[redacted]に関する当省からの再々コメントにつきましても送付させて頂きます。

なお、[redacted]のコメンタールにつきましては、別立てで決裁を回しており、今暫く時間がかかる見込みですので、ご理解頂ければ幸いです。

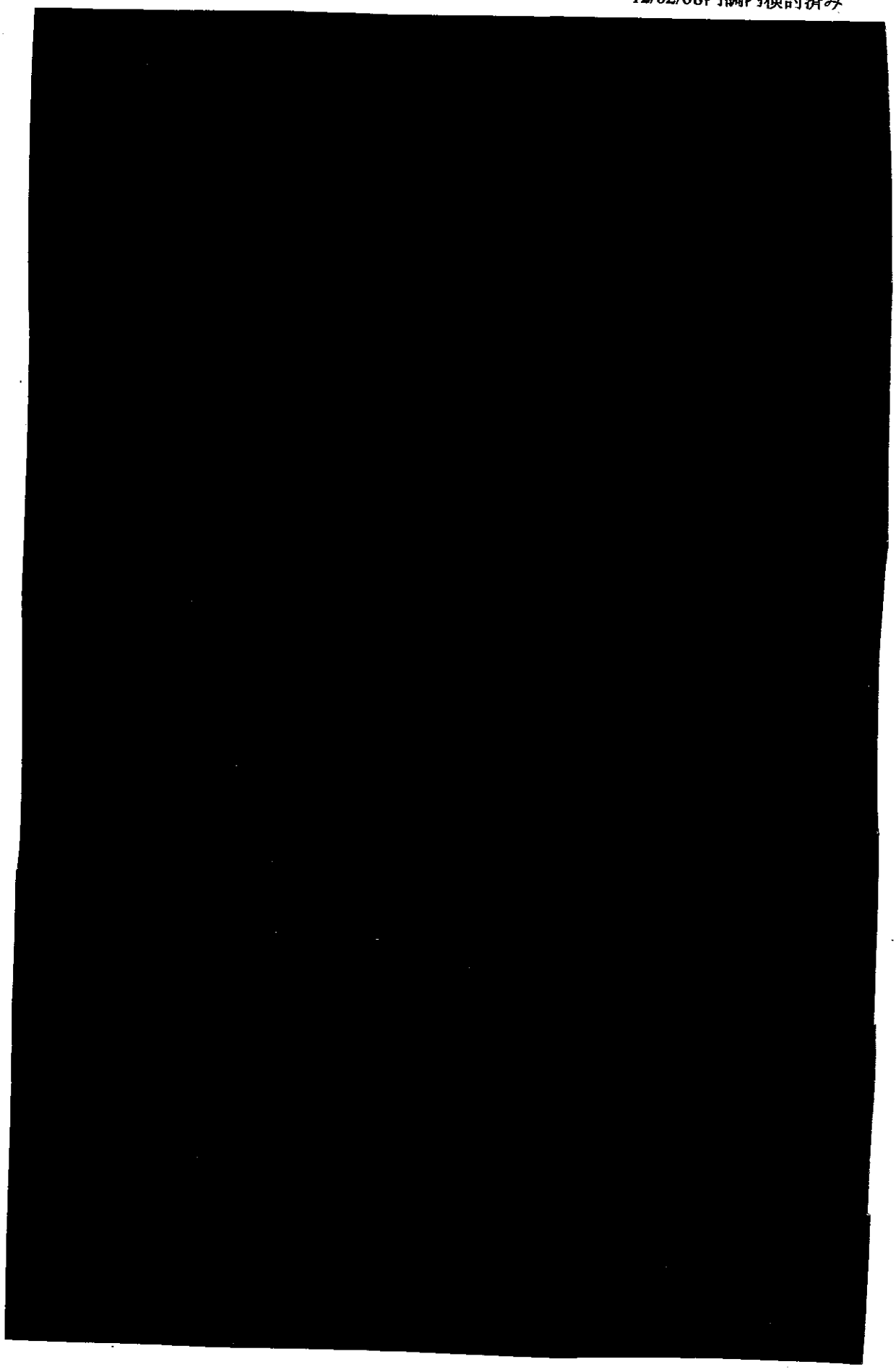
外務省　情報防護対策室 [redacted]

12/02/08内調内検討済み

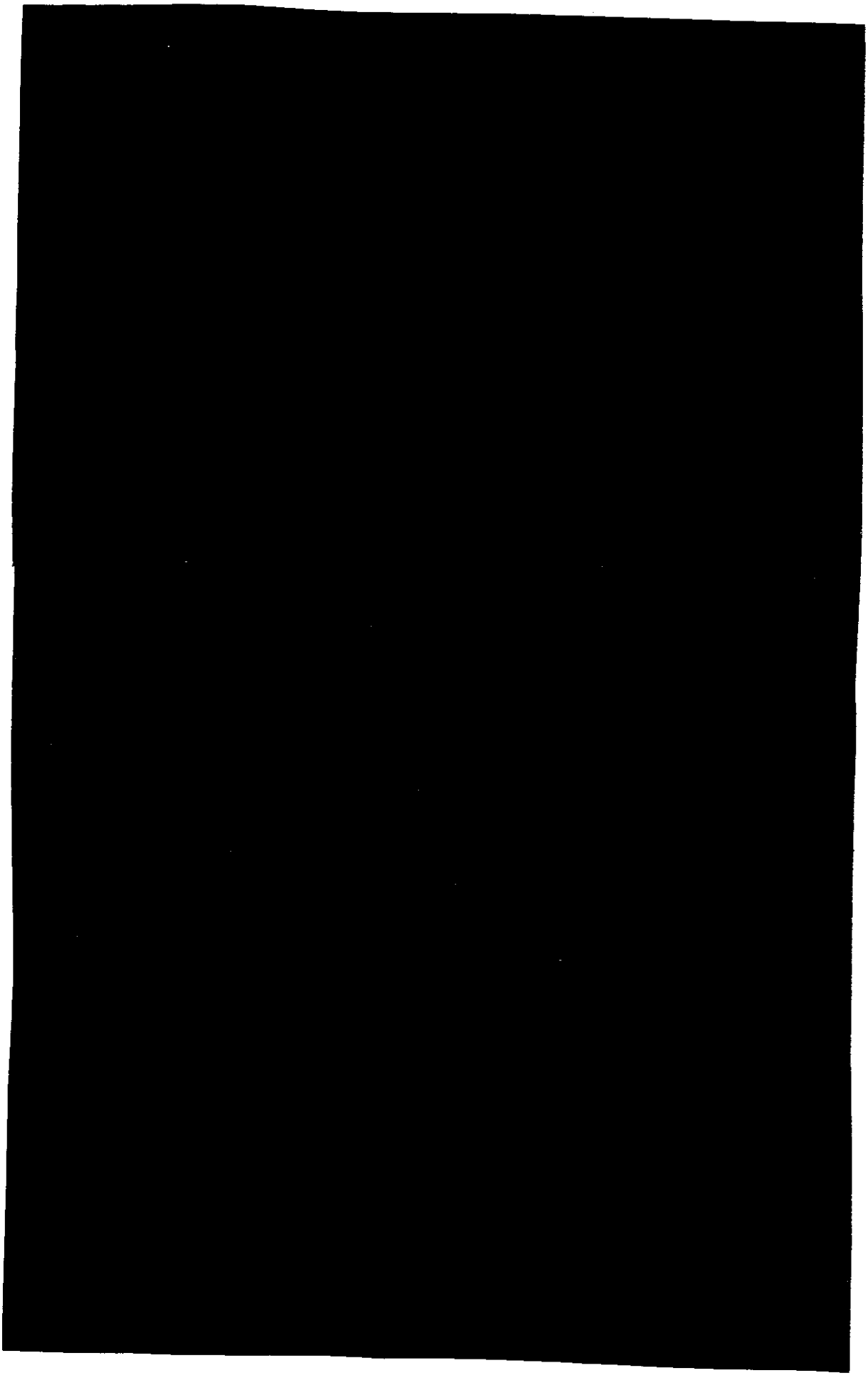
別表事項の解説（外交に関する事項）

[redacted]

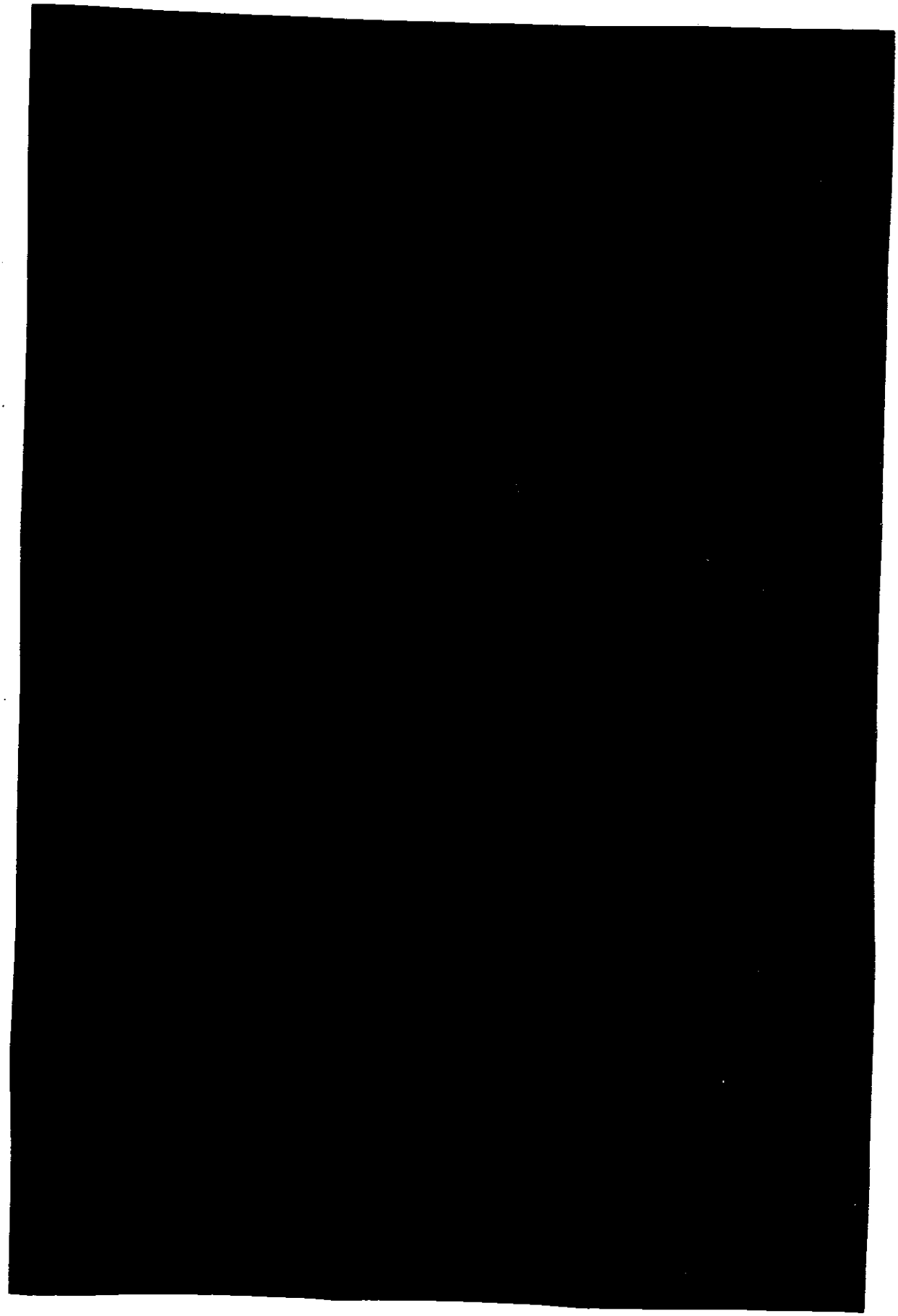
12/02/08内調内検討済み



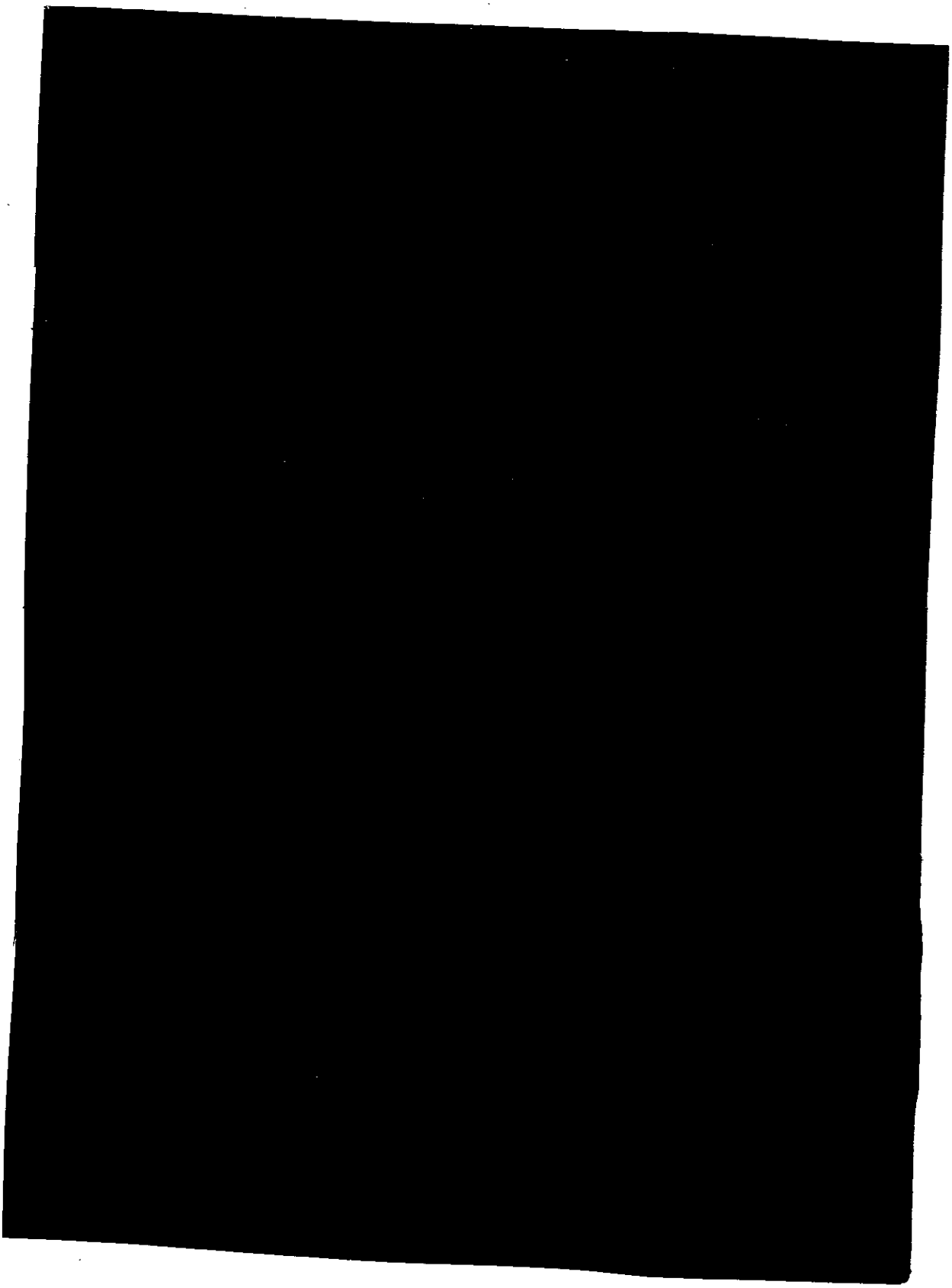
12/02/08内調内検討済み

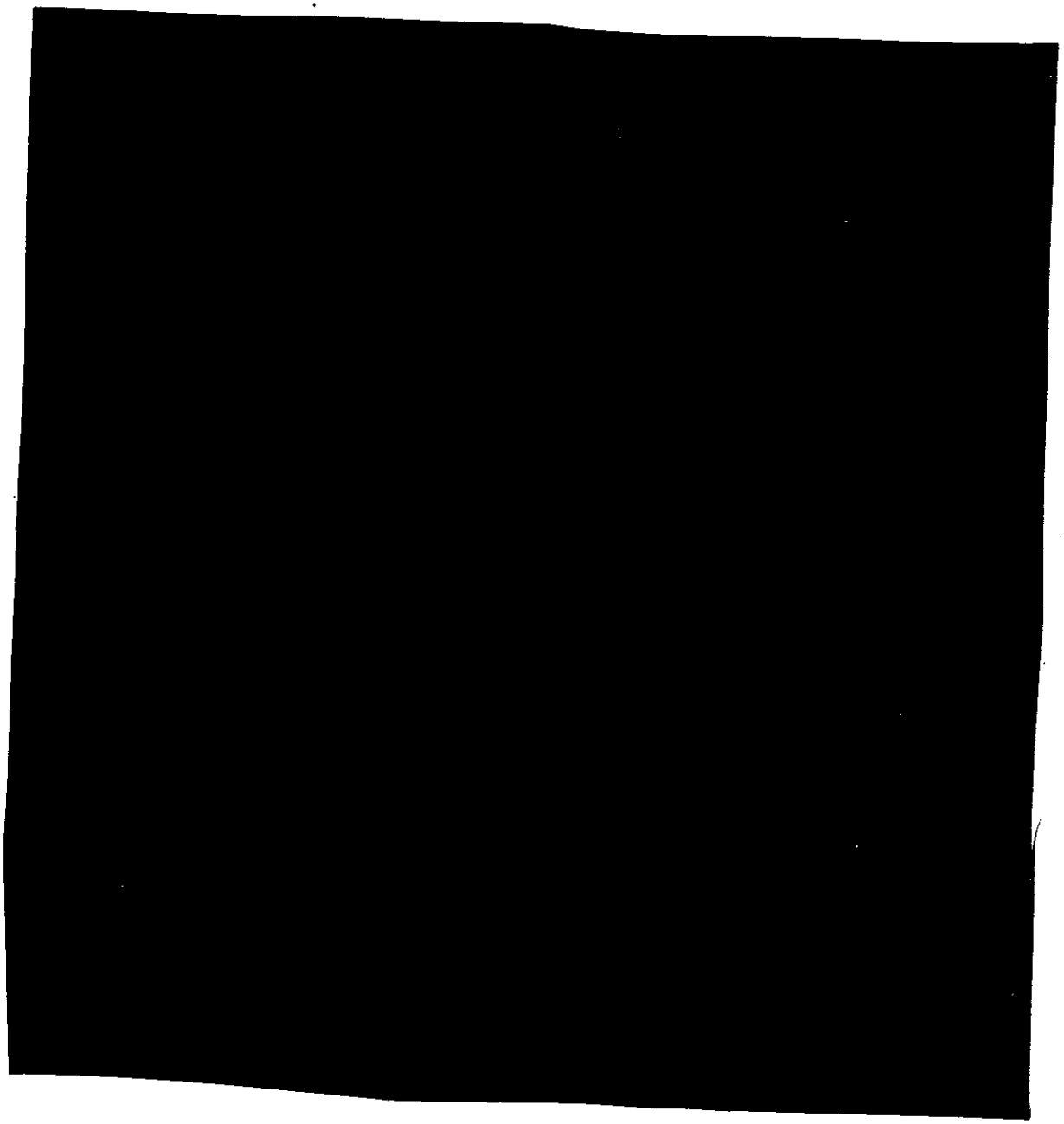


12/02/08内調内検討済み



12/02/08内調内検討済み





内閣情報調査室　担当官殿

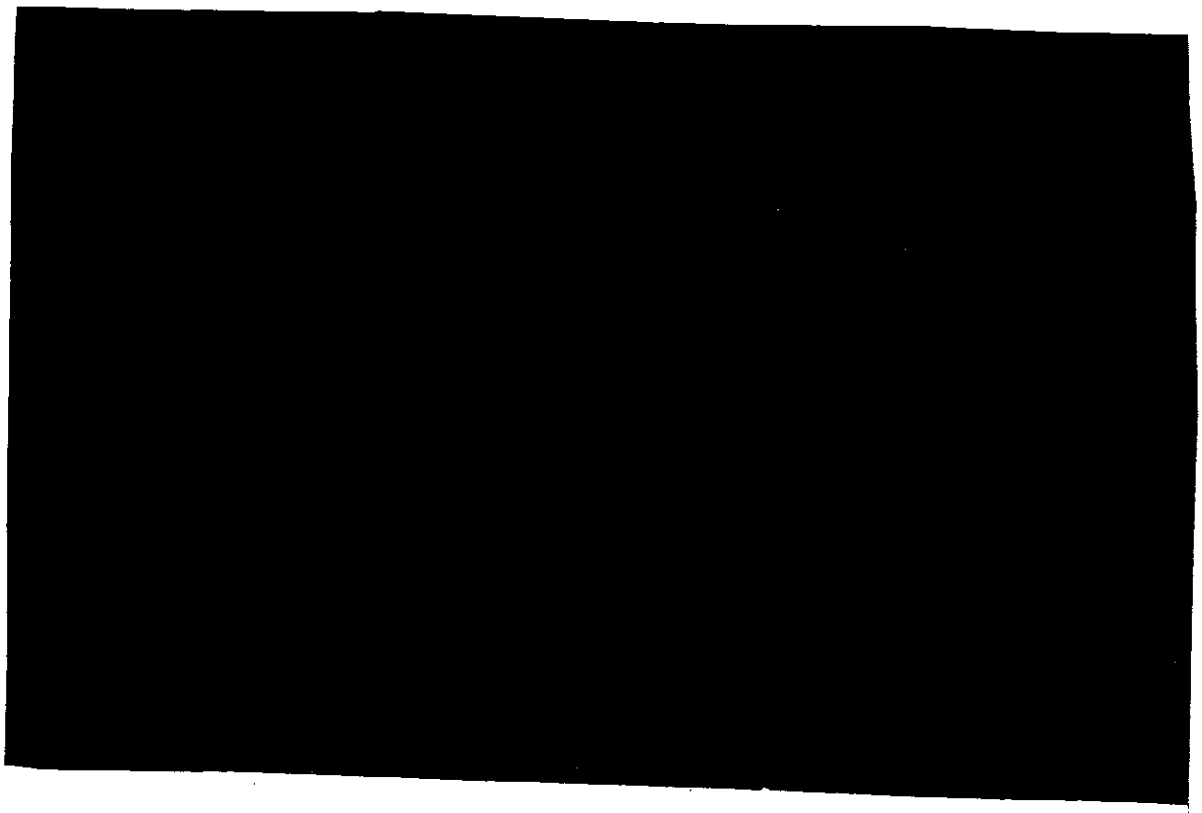
事　務　連　絡
平成２４年２月８日
外務省情報防護対策室

外務省からの再々コメント

特別秘密に指定された文書共有のあり方につき、これまで貴室と下記２のとおりのやりとりを行ってきましたが、当省より再度下記１のとおり申し入れますので、再検討をお願いします。

記

[redacted]



（了）

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:05
宛先: 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政.ZIP (45 KB)

内閣官房副長官補室（内政） 髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted]
[redacted](直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:06
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政.ZIP (46 KB)

内閣官房副長官補室（外政） 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:07
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危.ZIP (46 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第１６回)を、来週１３日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted]
[redacted]直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.ZIP (46 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安調査庁.ZIP (46 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.ZIP (46 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.ZIP (46 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線[redacted]）
[redacted] （直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海上保安庁.LZH (44 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.ZIP (46 KB)

防衛省　防衛政策局調査課　[redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経済産業省.ZIP (46 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第16回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月10日 20:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経済産業省.ZIP (46 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１６回）を、来週１３日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年２月１３日

1　別表事項の解説（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

○　防衛に関する事項＊

○　外交に関する事項

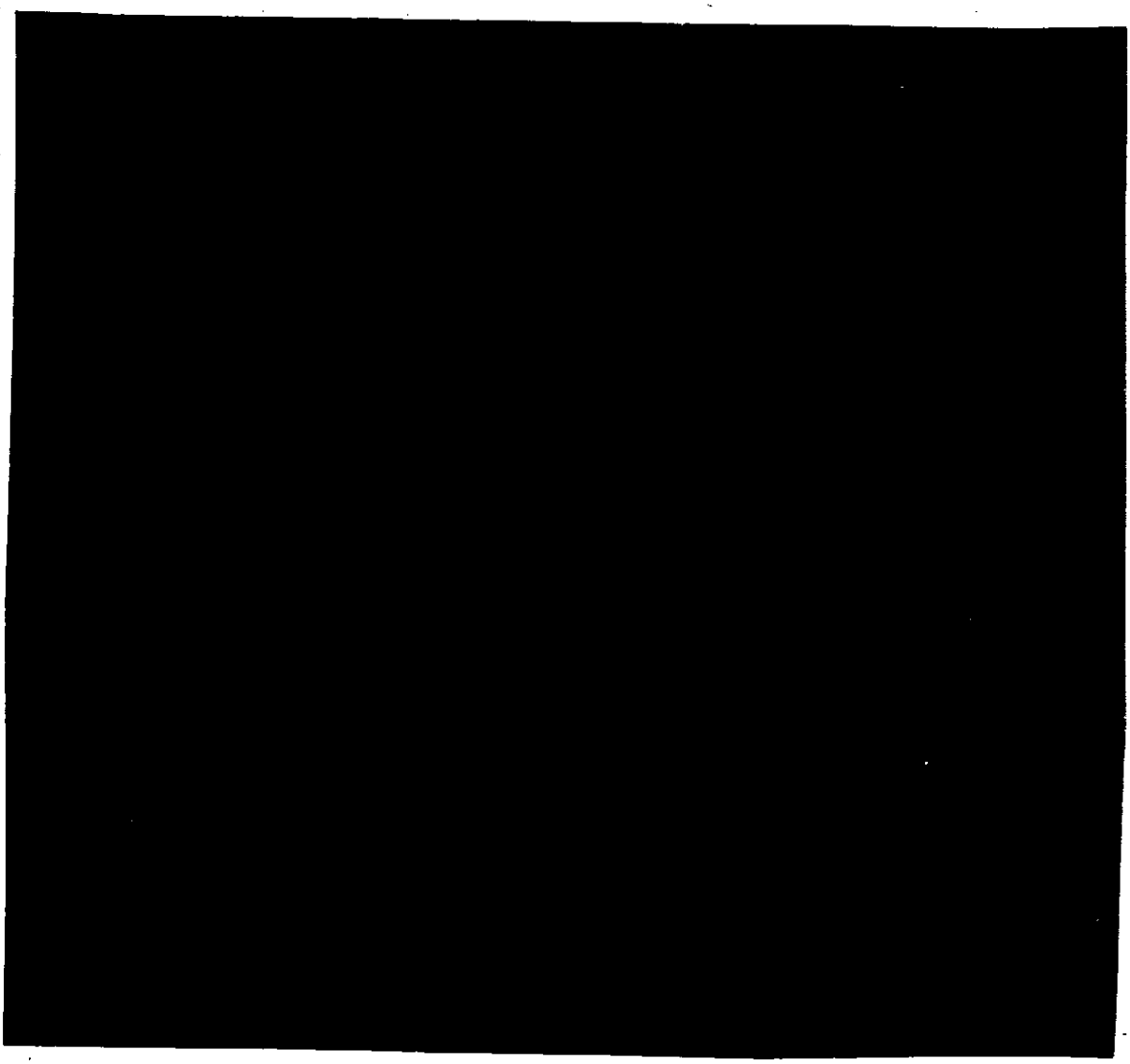
○　公共の安全と秩序の維持に関する事項＊

○　その他関連資料

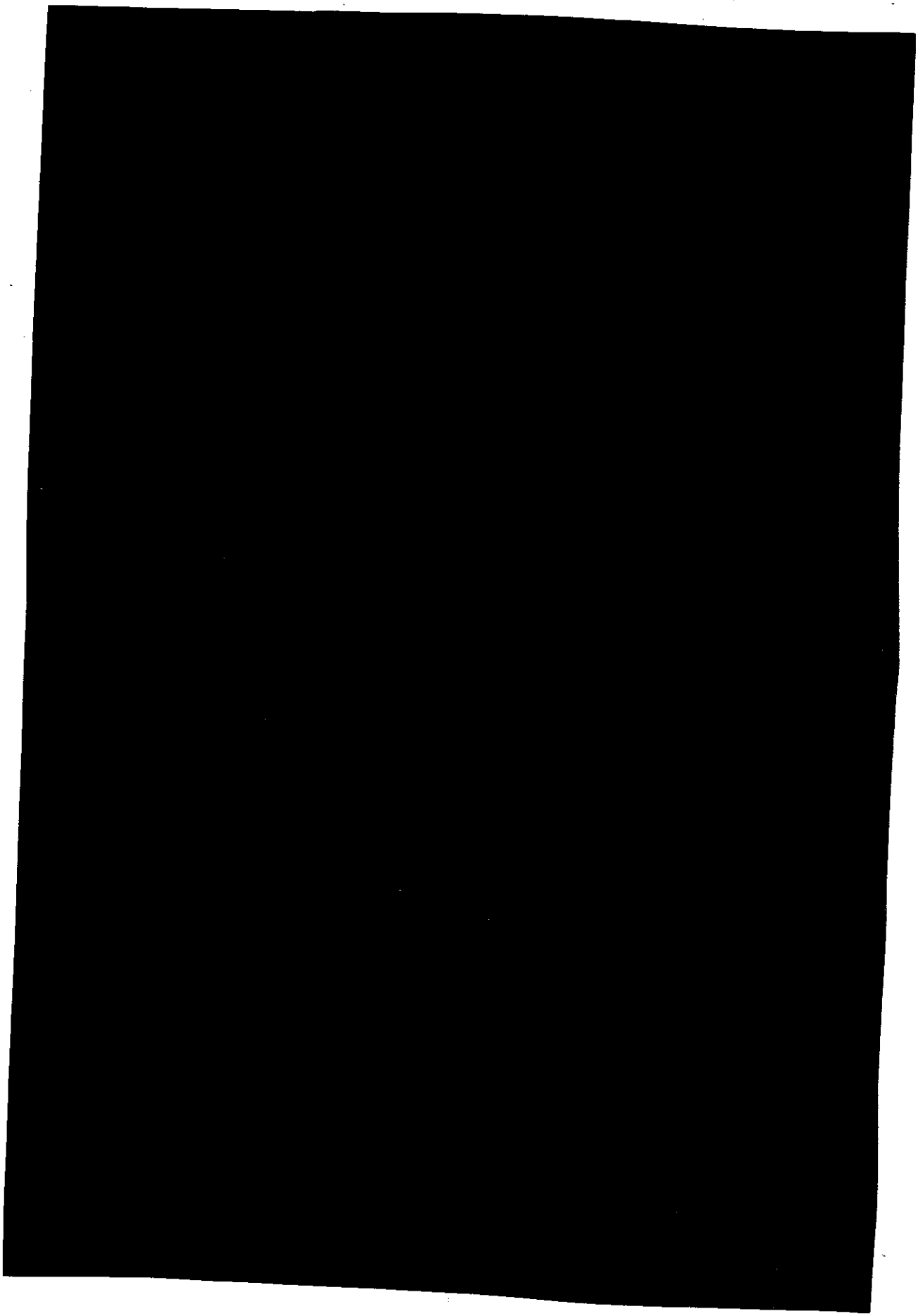
＊前回提出した資料に若干の修正を加えたもの

12/02/10 内調内検討済み

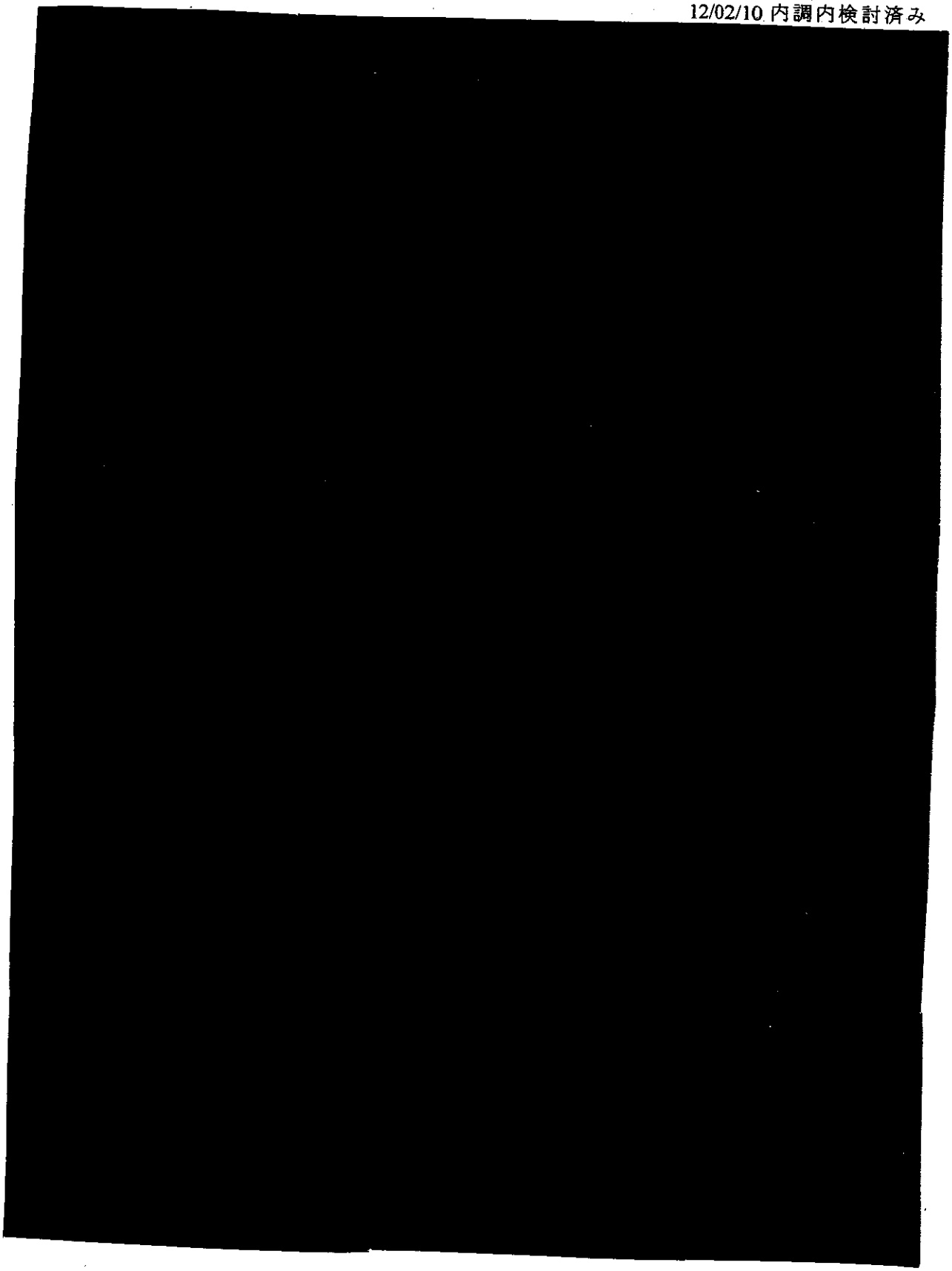
別表事項の解説（防衛に関する事項）



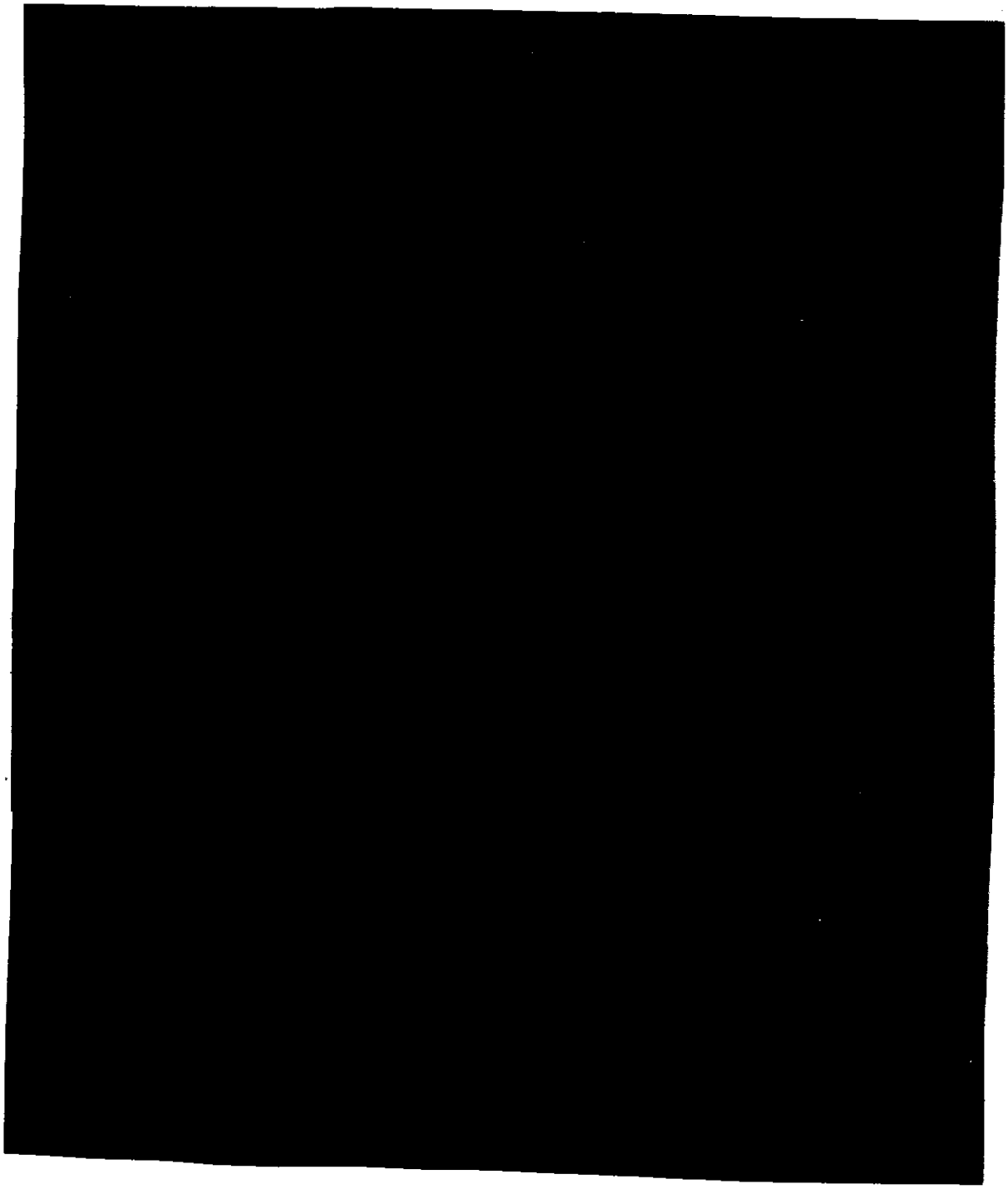
12/02/10 内調内検討済み

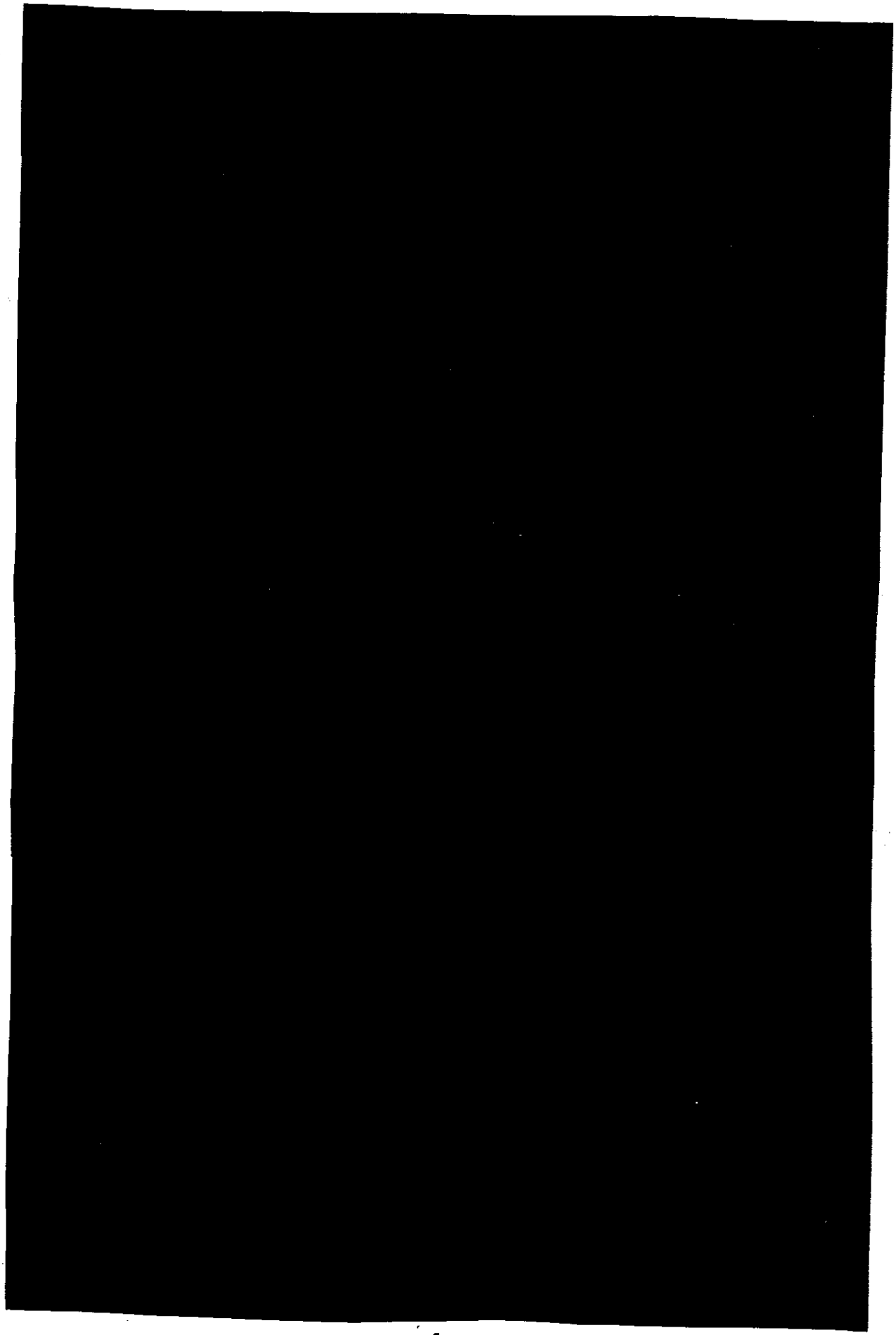


12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み

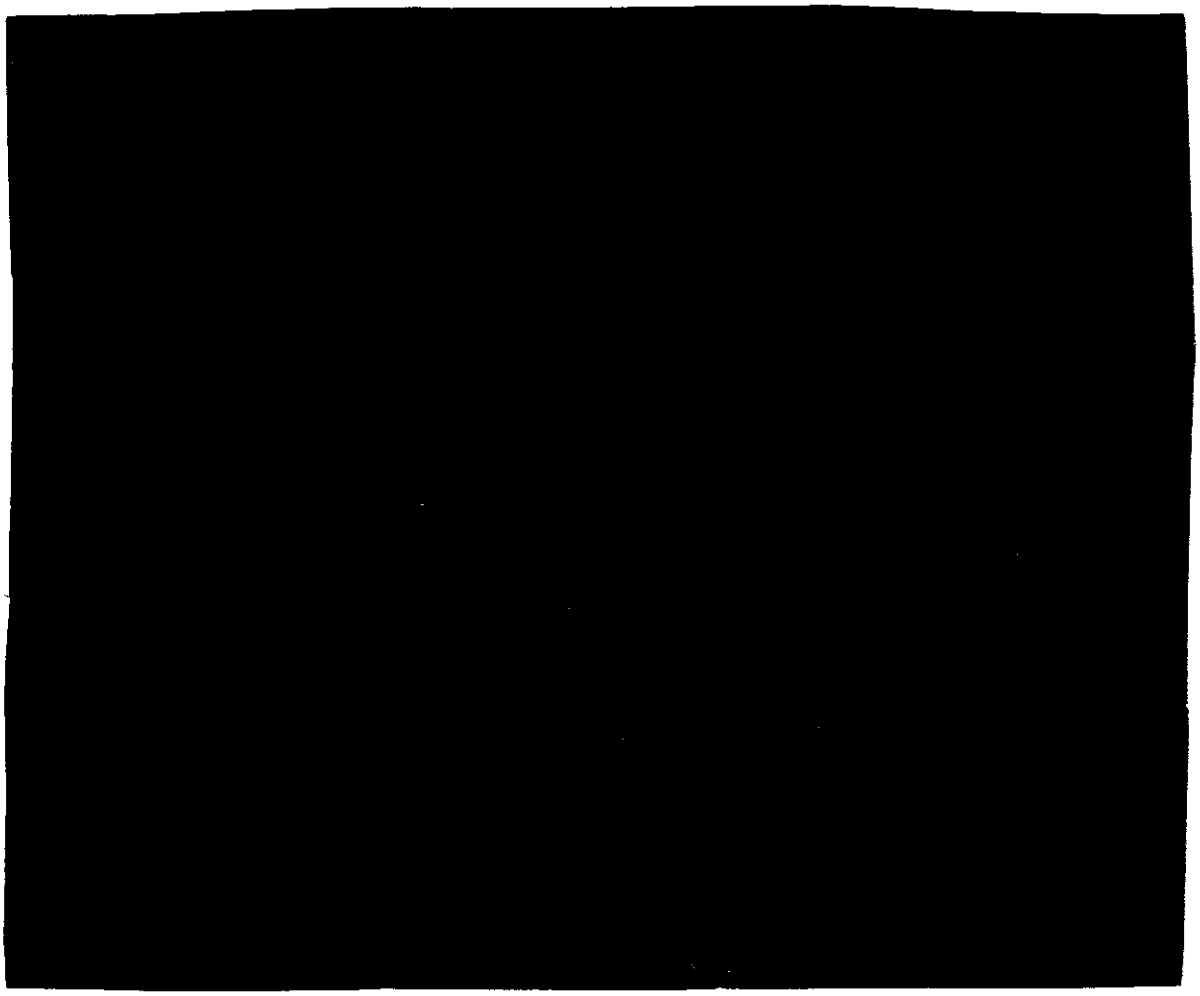




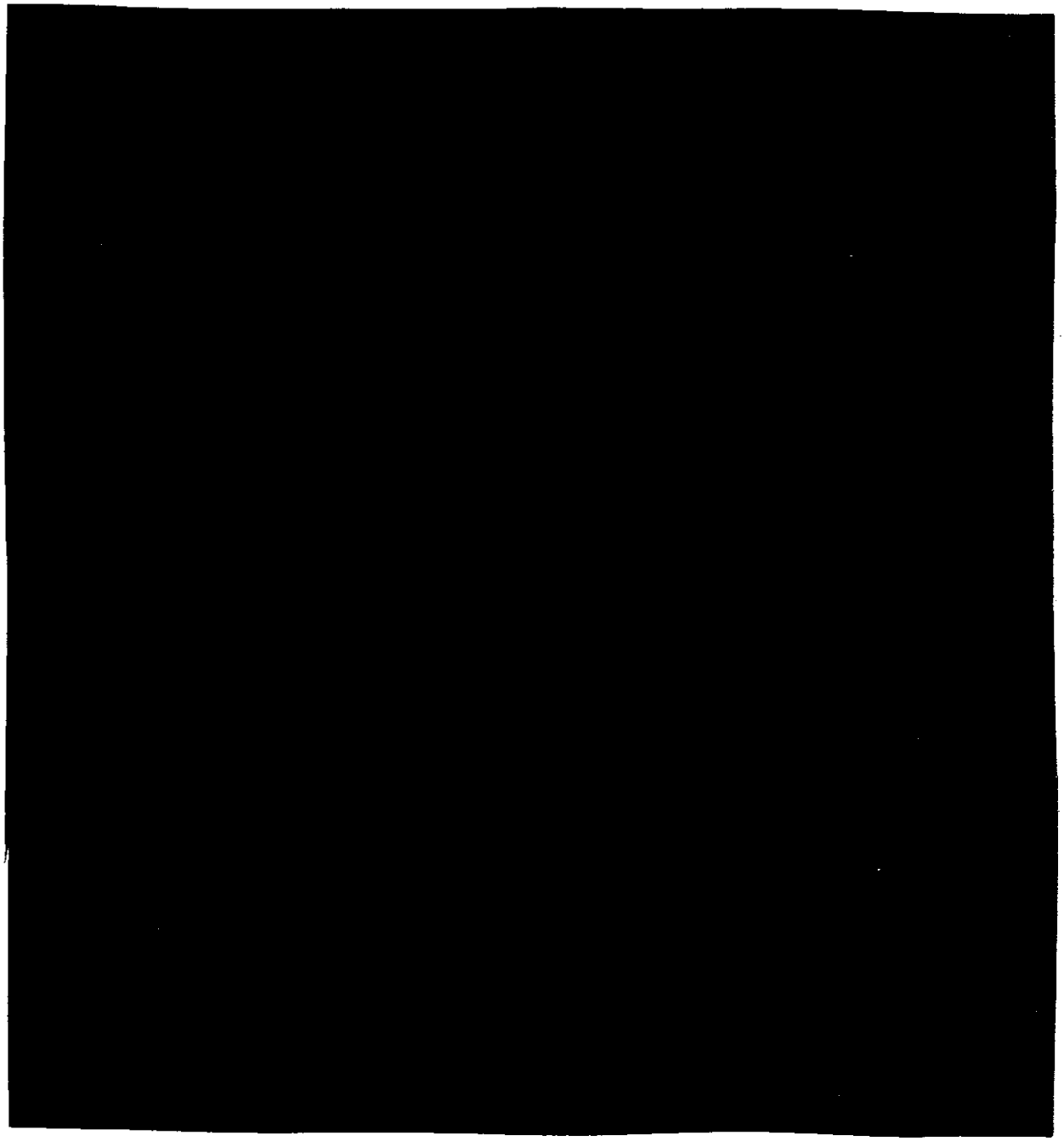
12/02/10 内調内検討済み

[redacted]

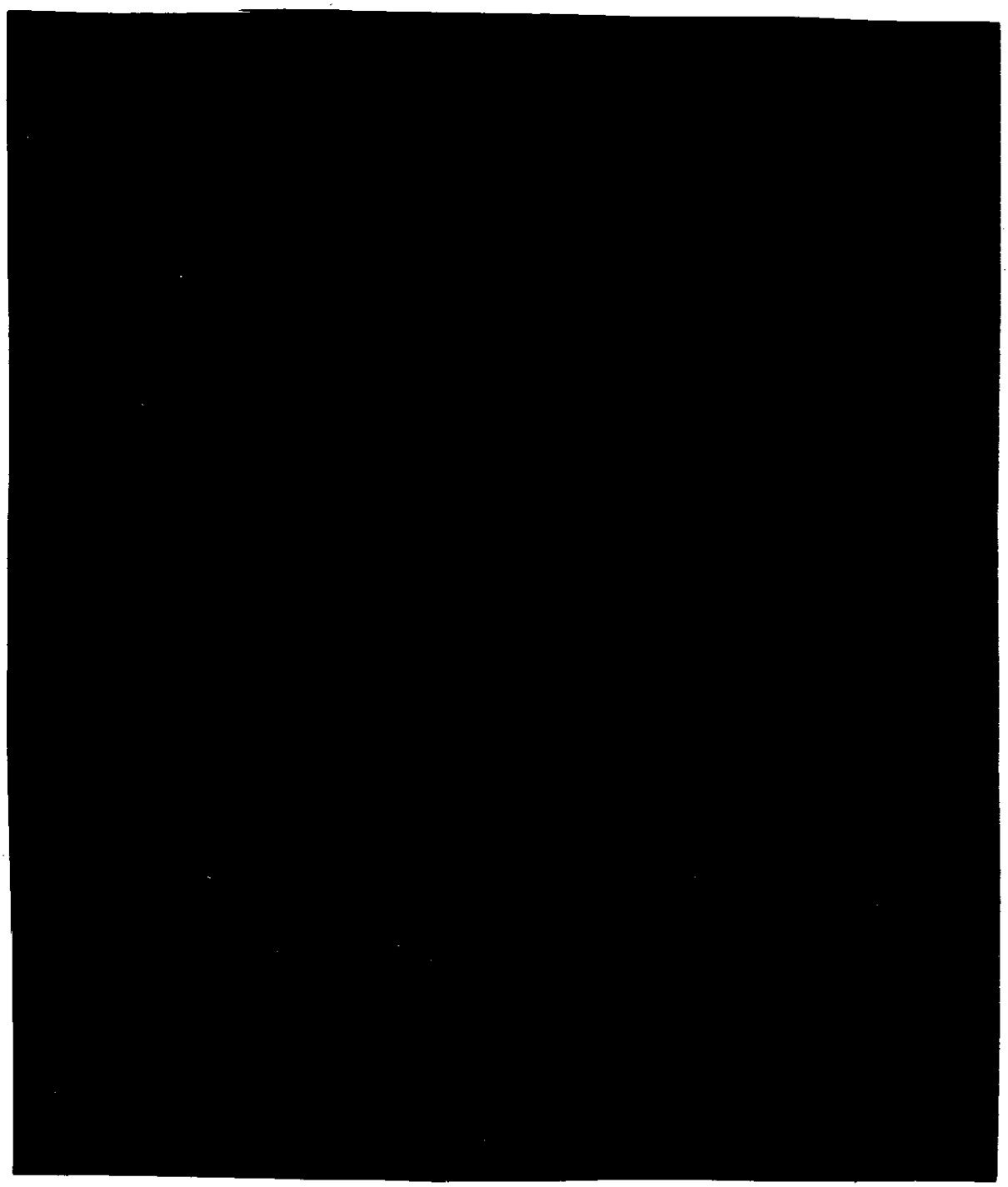
12/02/10 内調内検討済み



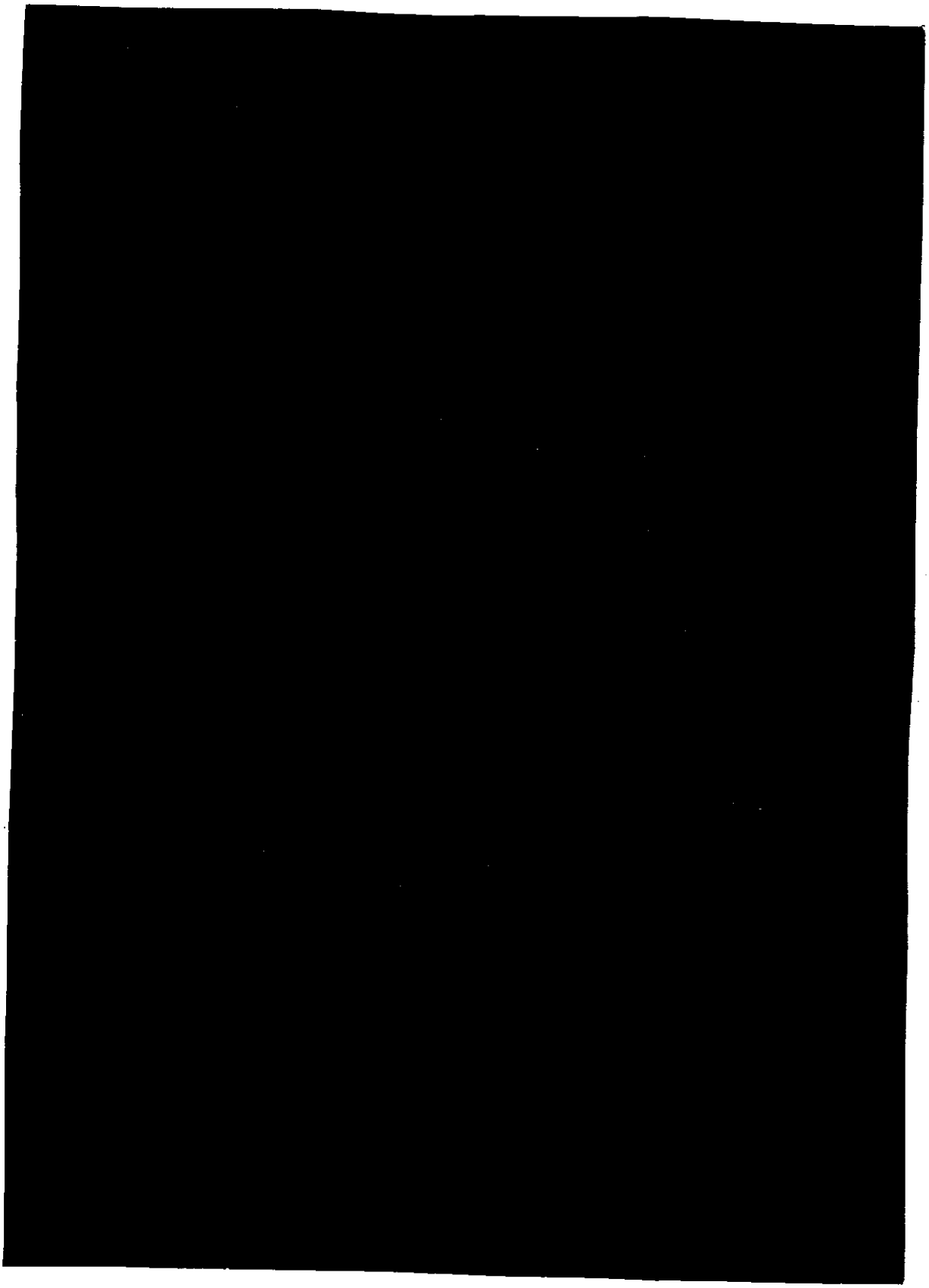
12/02/10 内調内検討済み



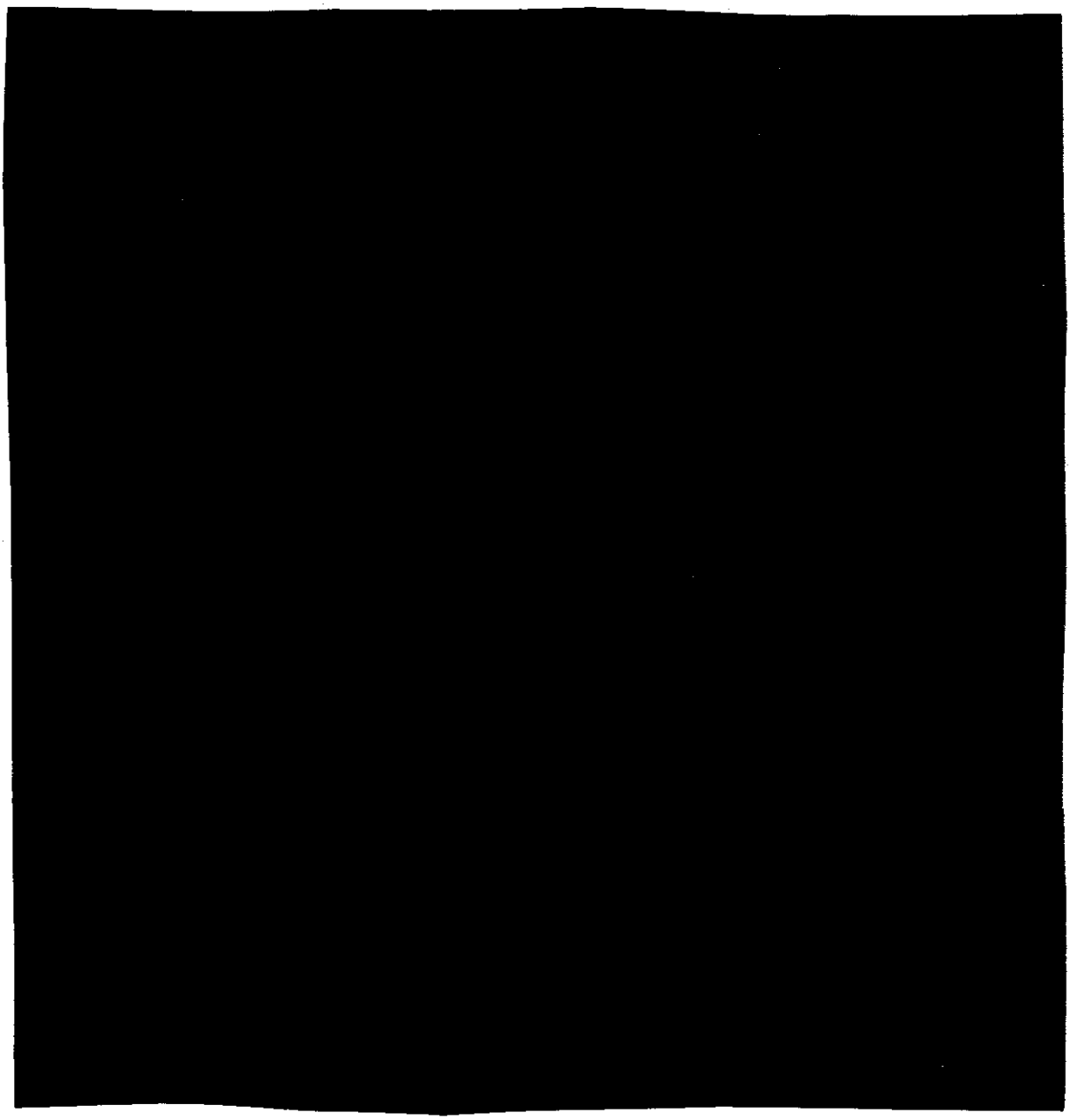
12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み

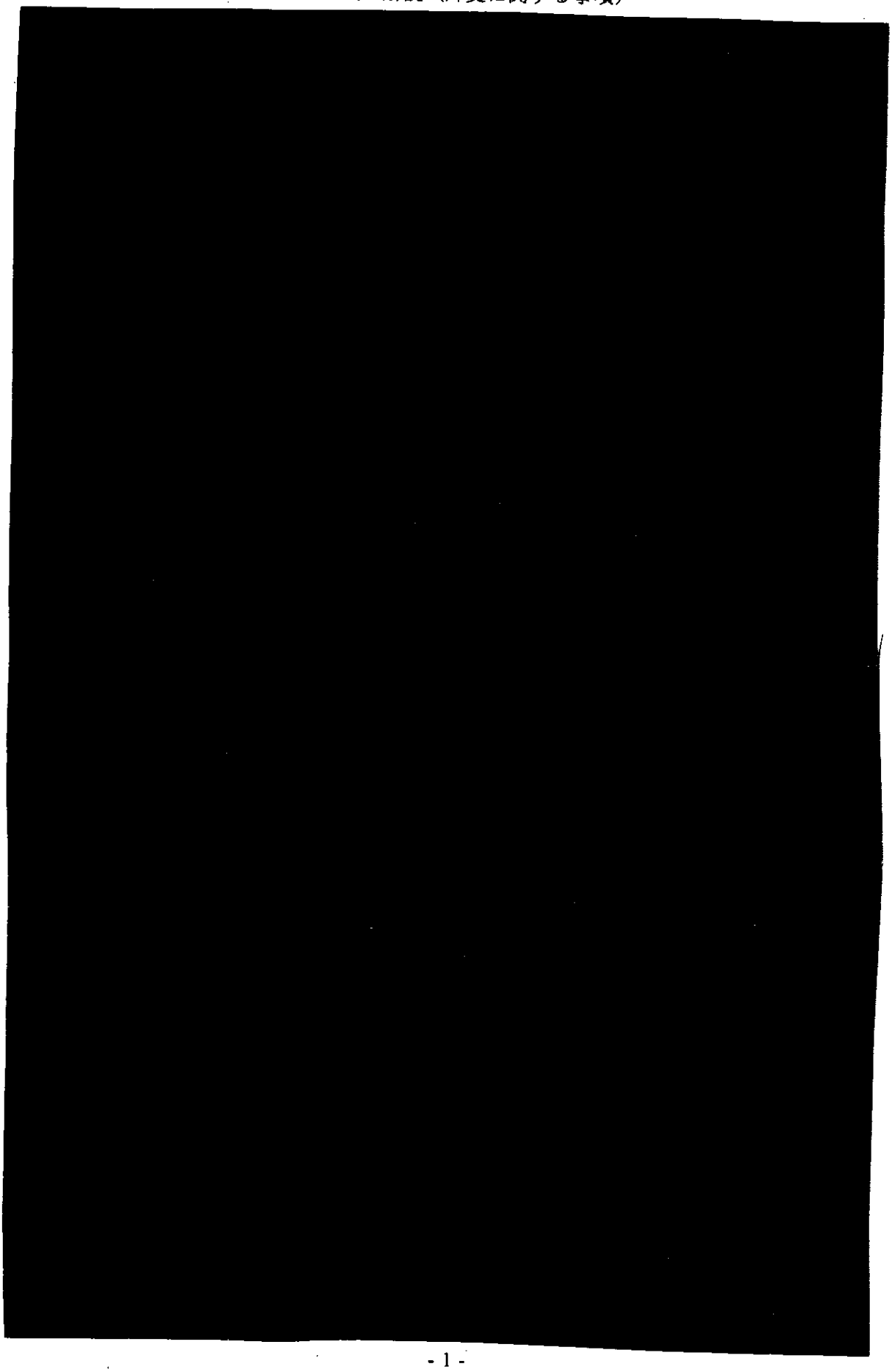


12/02/10 内調内検討済み

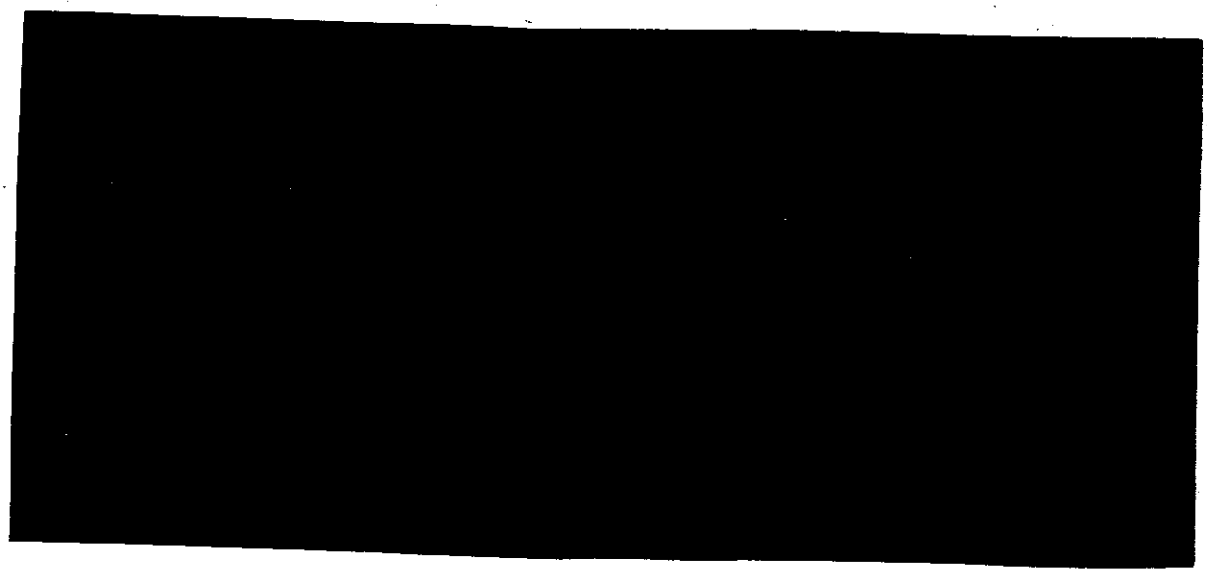


12/02/10 内調内検討済み

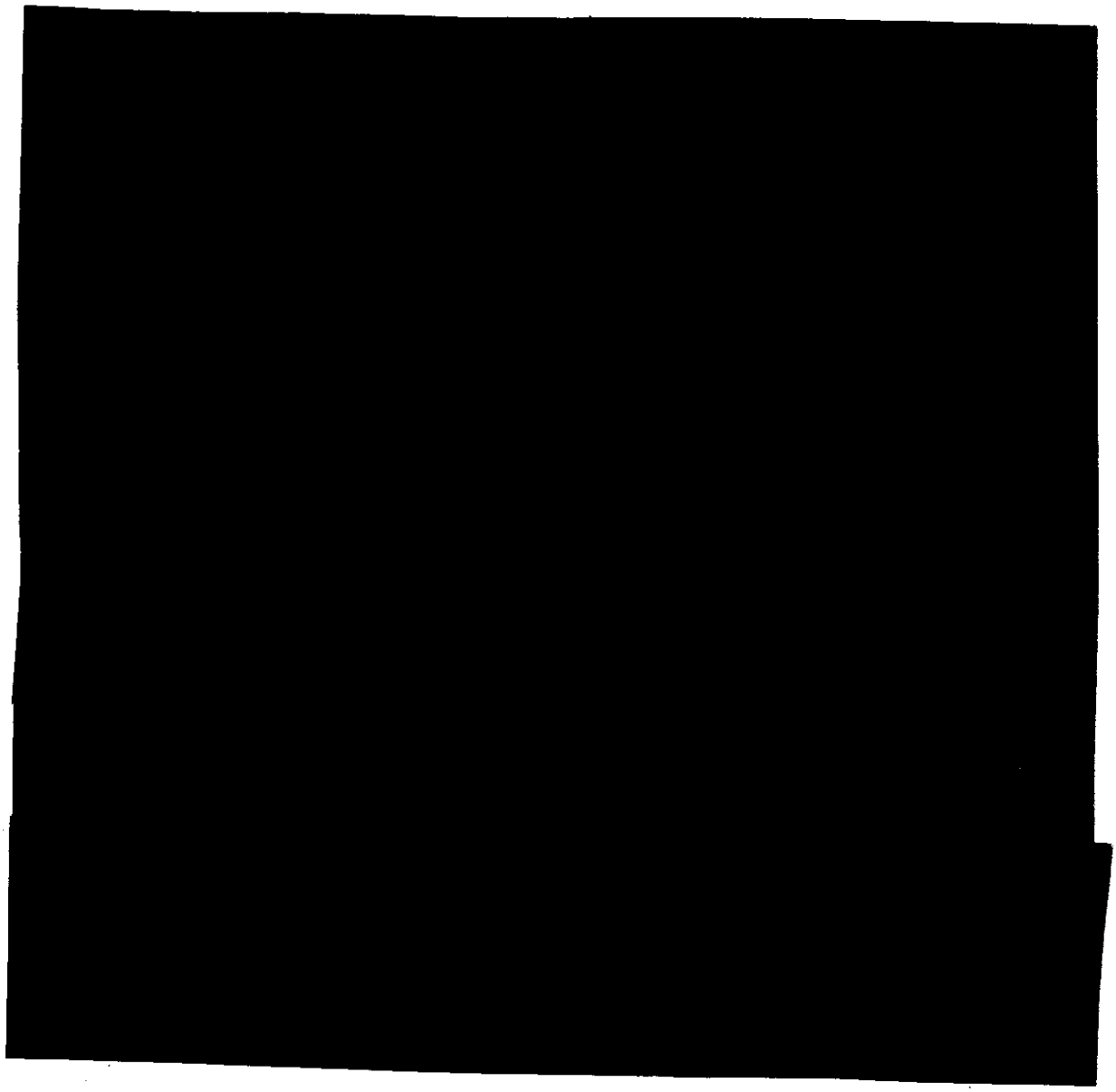
別表事項の解説（外交に関する事項）



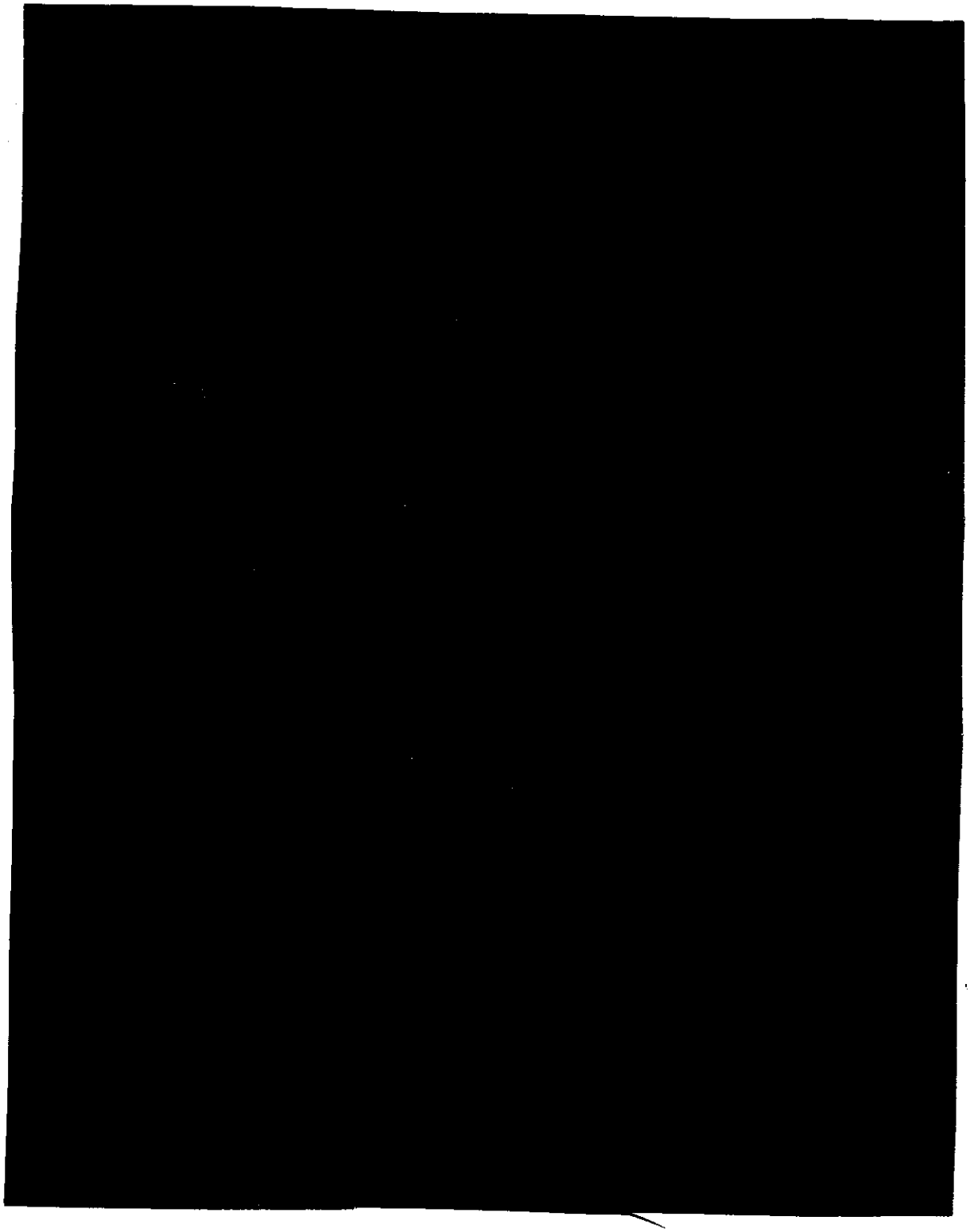
12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み



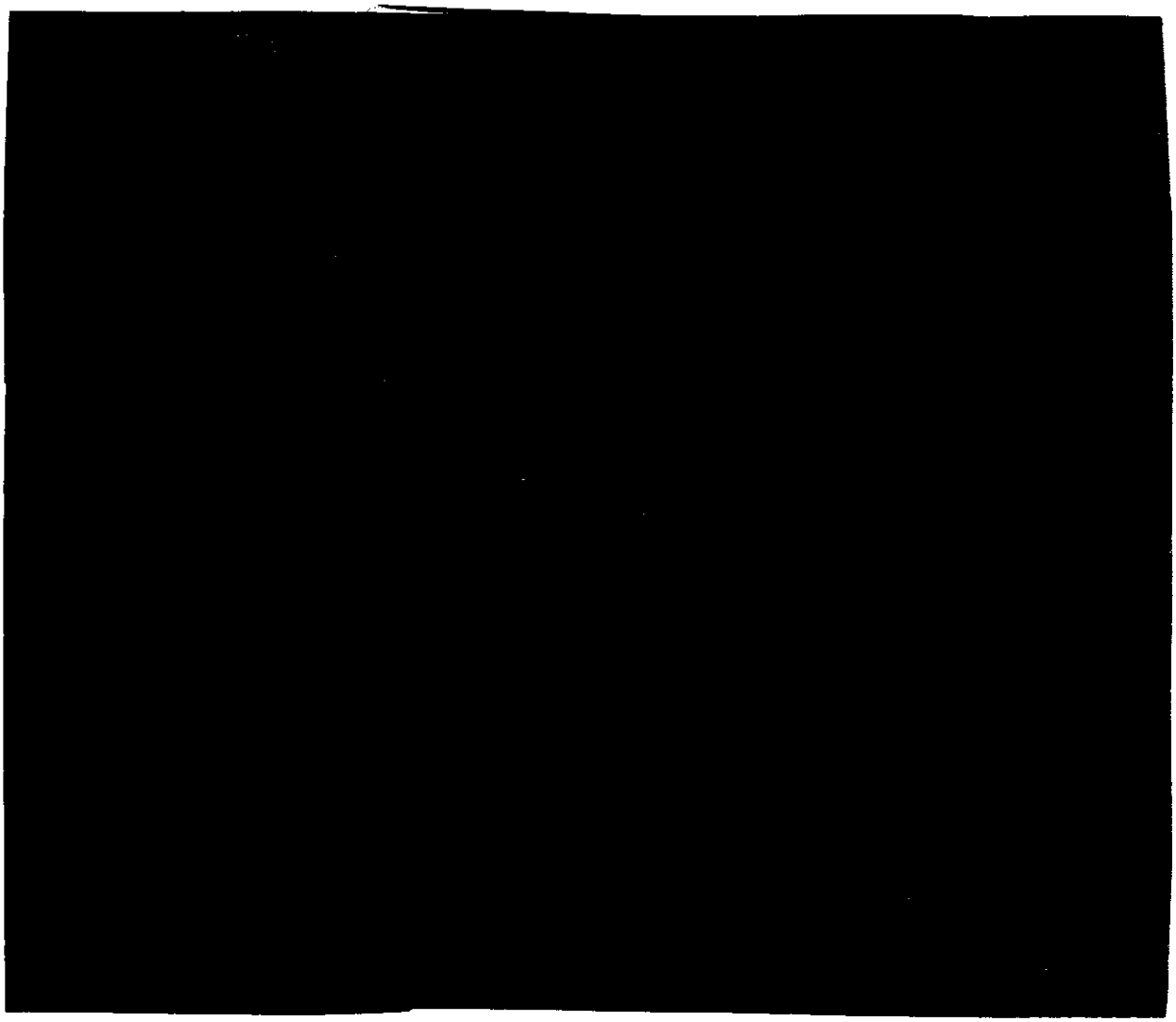
12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み

[redacted]

12/02/10 内調内検討済み



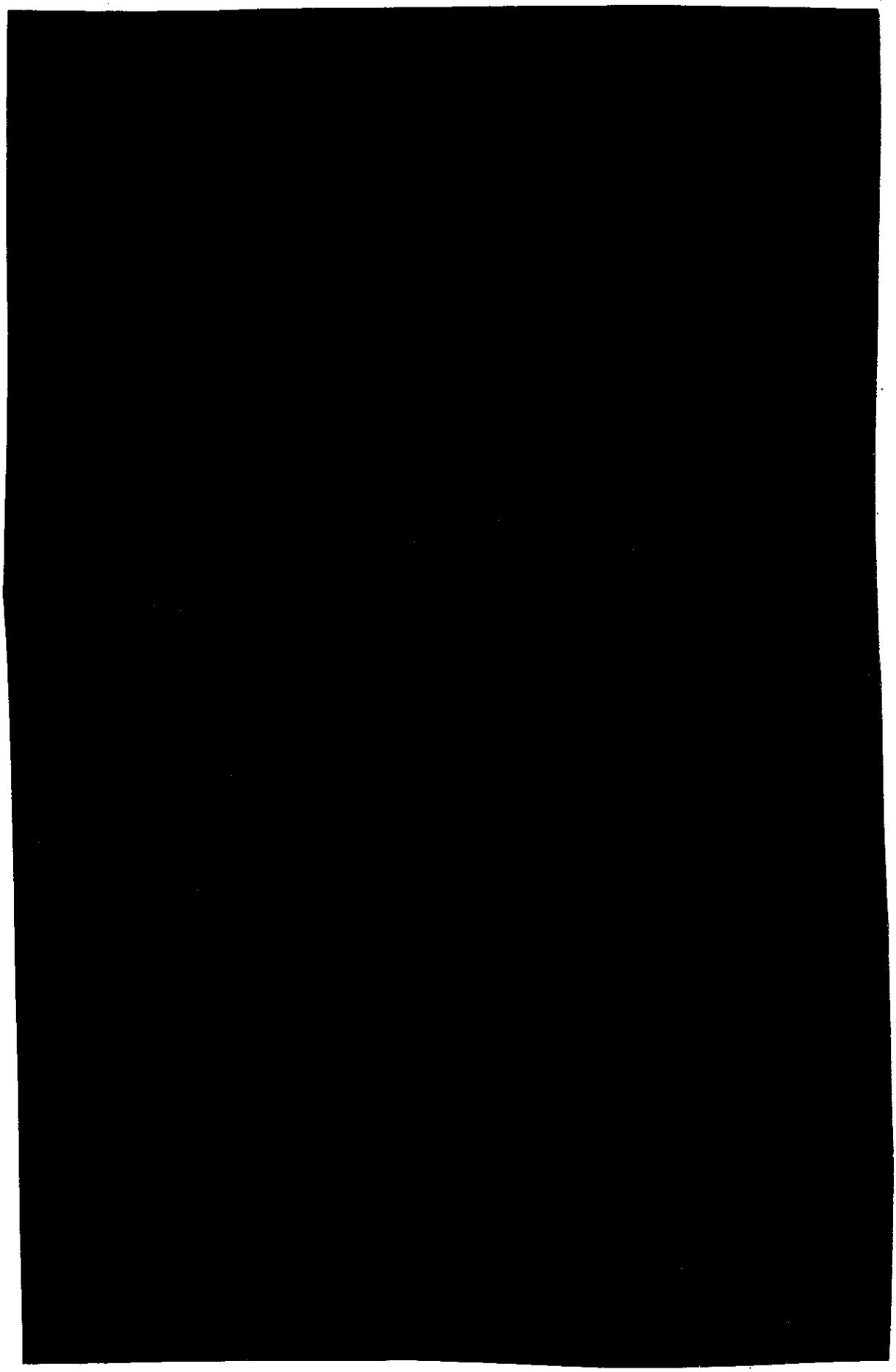
12/02/10 内調内検討済み

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

[redacted]

12/02/10 内調内検討済み

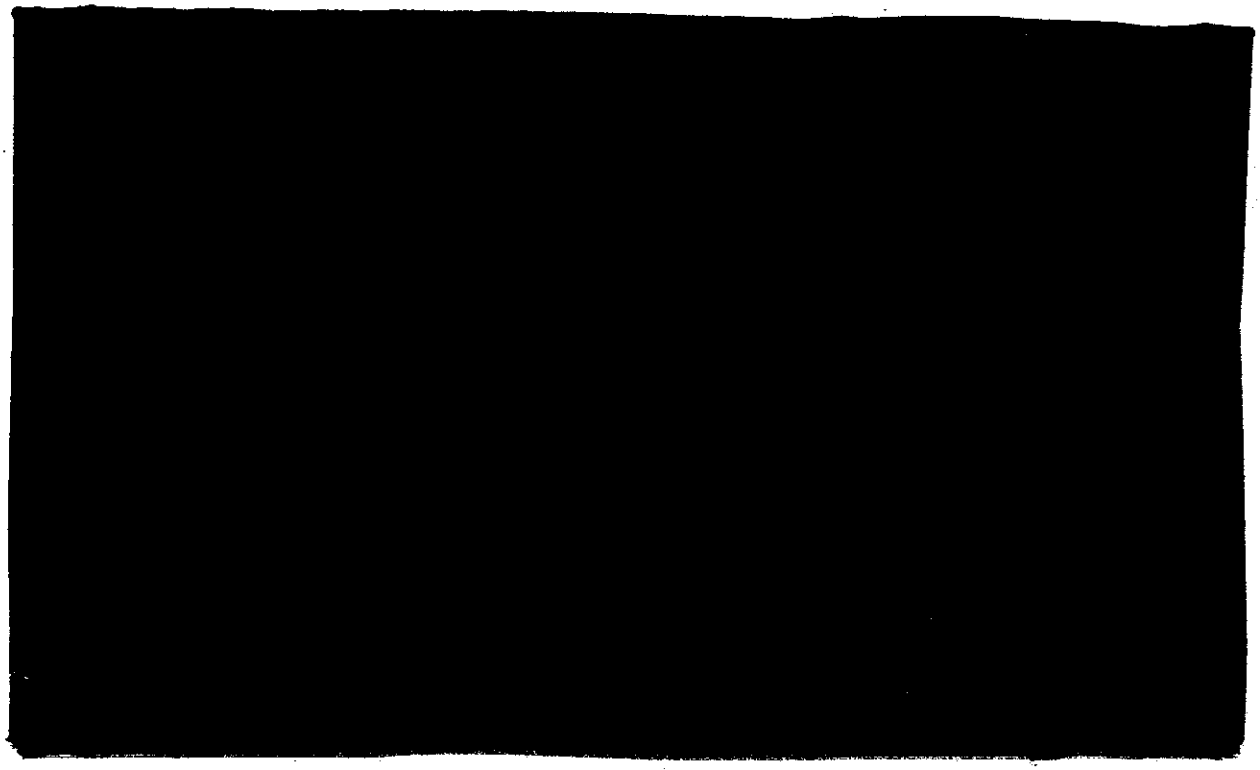
[redacted]



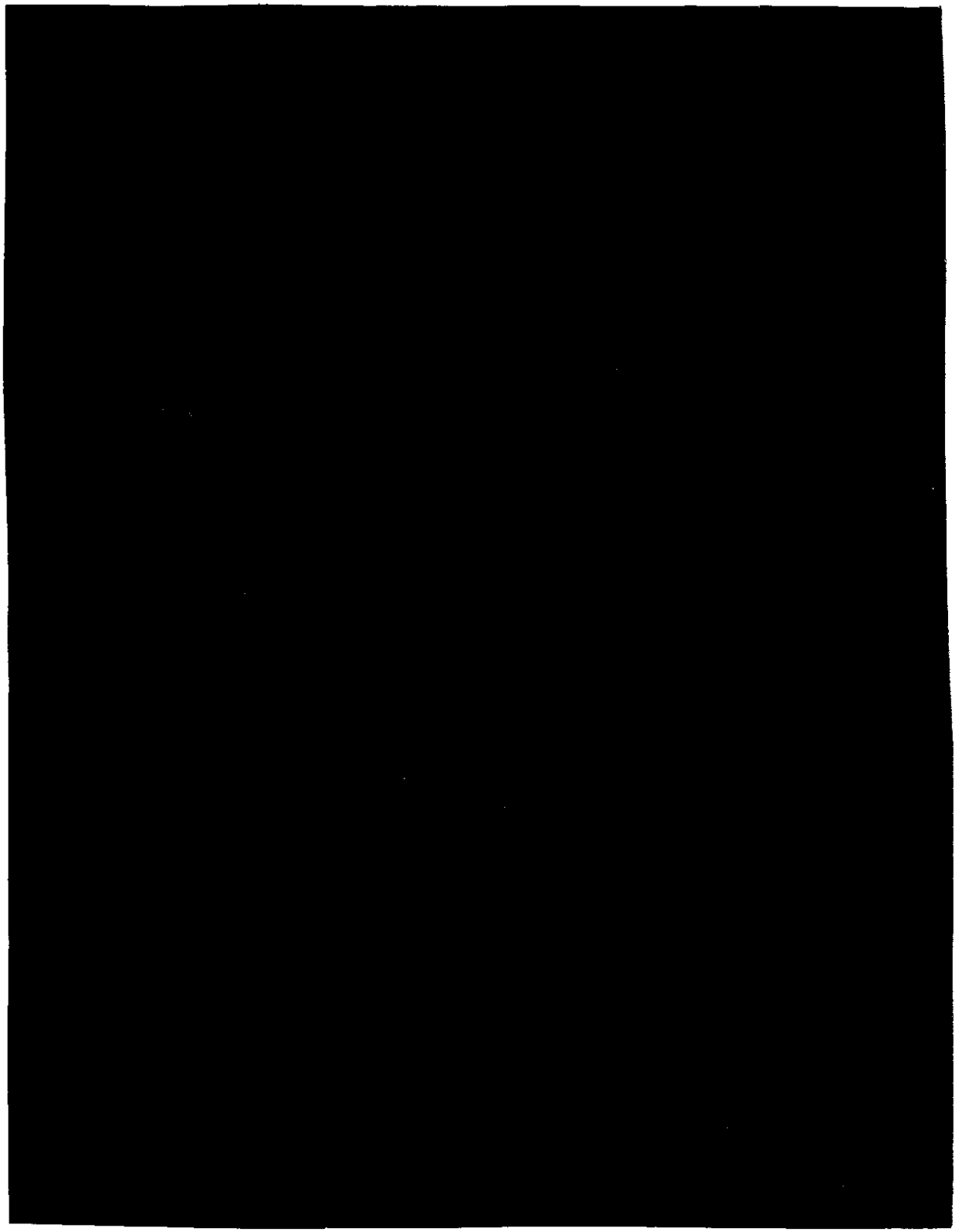
12/02/10 内調内検討済み

[redacted]

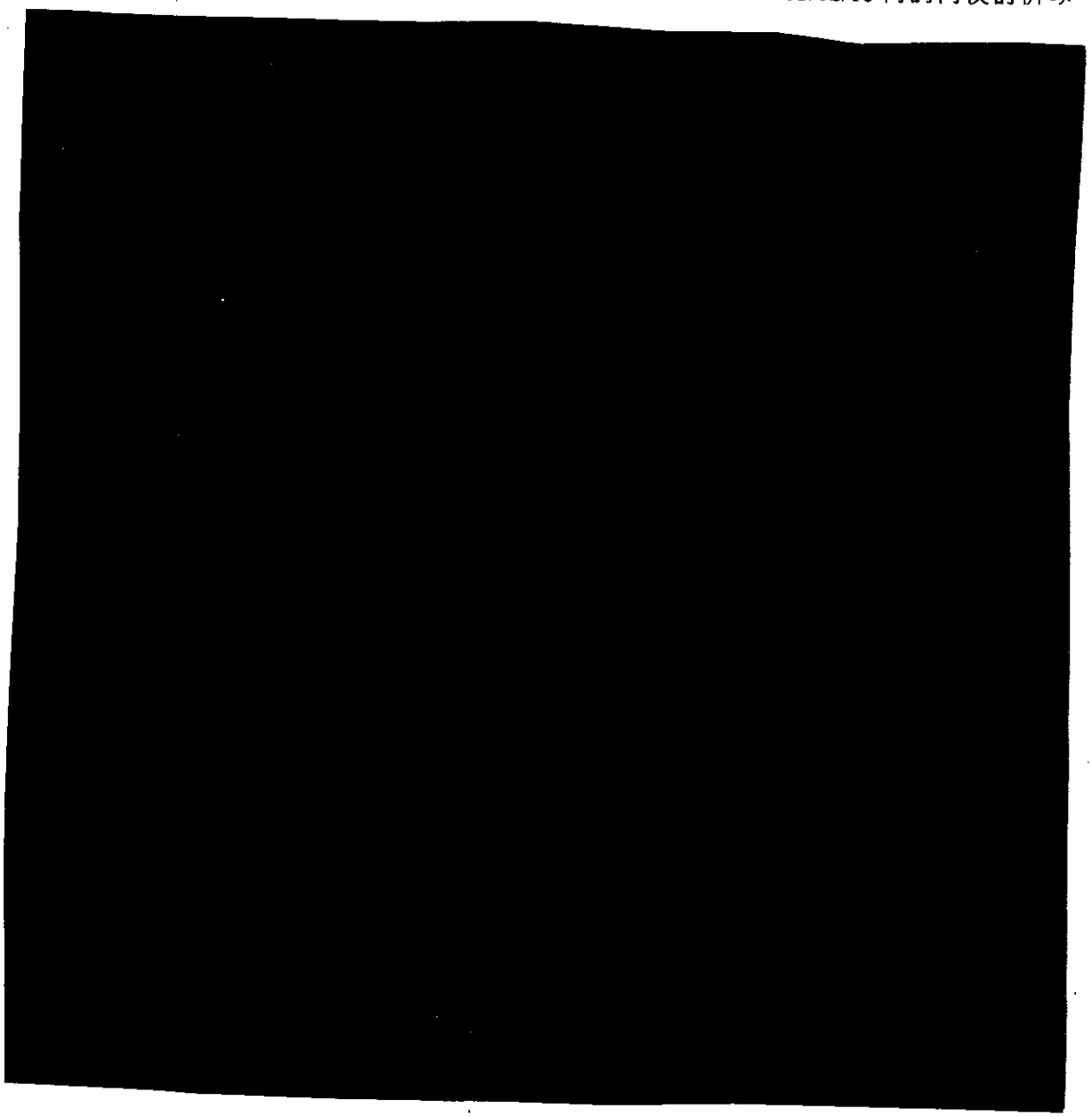
12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み



12/02/10 内調内検討済み



コメンタール（[redacted]）

[redacted] [redacted]

送信日時: 2012年2月13日 11:47
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 別表4号（[redacted]コンメンタール.jtd (27 KB)

内調 [redacted]様、[redacted]様

お世話になっております。

遅くなりまして恐縮ですが、[redacted]のコメンタール（外務省決裁済み版）を送付させて頂きます。

宜しくお願い致します。

外務省 [redacted]

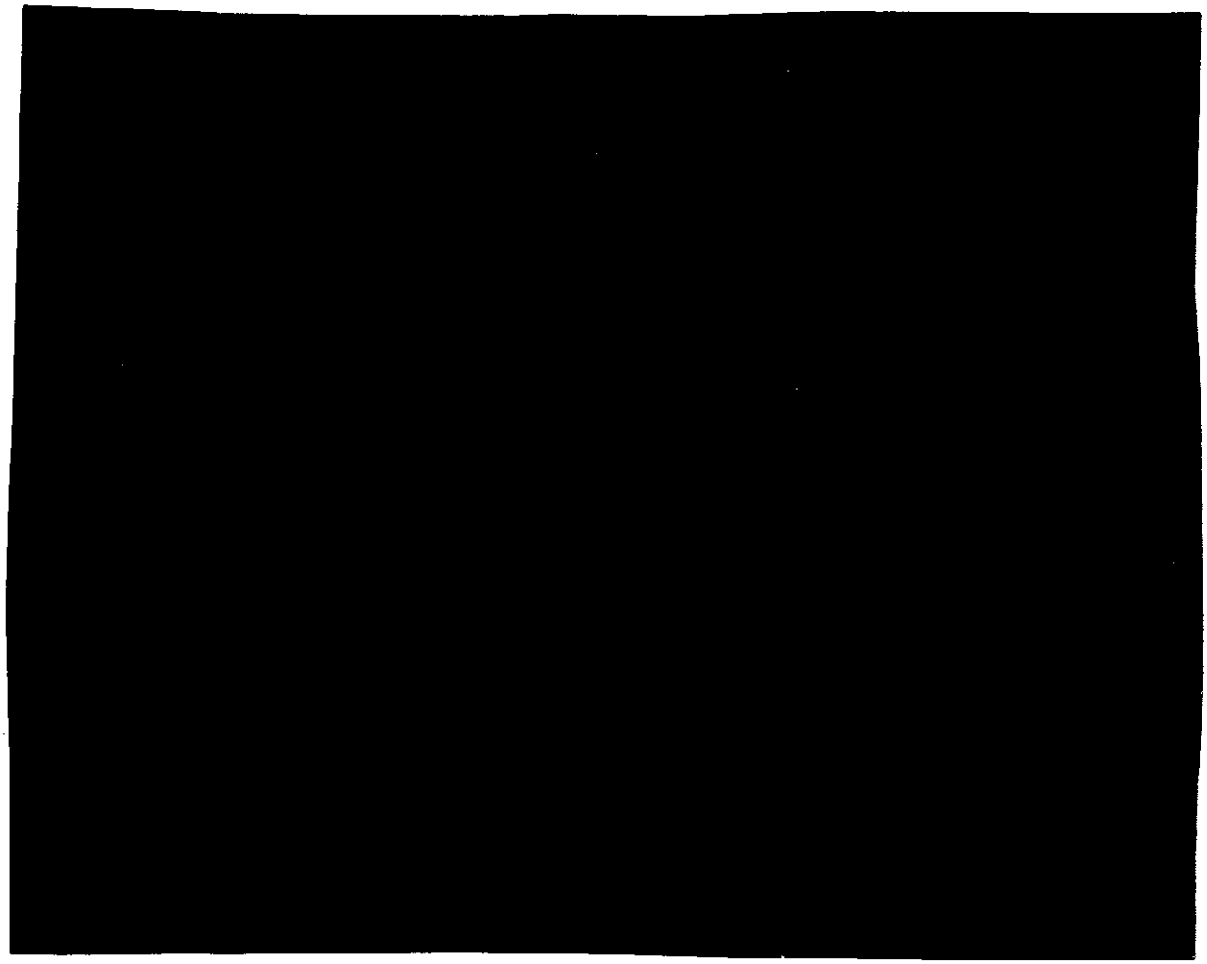
平成24年2月13日
外務省

機密性２

別表事項の解説（[redacted]に関する事項）

[redacted]

機密性２



【意見】第15回内閣法制局資料持込みに対する意見

[redacted]
送信日時: 2012年2月13日 15:59
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: (警察庁)第15回への意見.jtd (21 KB)

内 調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記について、添付のとおり意見を提出致しますのでよろしくお取りはからい下さい。
いつもご迷惑おかけして申し訳ありませんが、何卒よろしくお願い致します

[redacted] 拝

内閣官房内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年２月13日
警　　察　　庁

第15回法制局持ち込み資料について（意見）

みだしの件について、下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (67 KB)

内閣官房副長官室(内政)　髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回　：　2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回　：　2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第17回）

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (67 KB)

内閣官房副長官室（外政） 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料（第17回）を来週20日（月）に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (67 KB)

内閣官房副長官室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回 : 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回 : 12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料 : 12月16日に資料持込み

第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回 : 1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (67 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回 : 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回 : 12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料 : 12月16日に資料持込み

第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回 : 1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111(内線:[redacted])
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (67 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室　[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制に資料持込みについて（第17回）

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (67 KB)

法務省　刑事局公安課　　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料（第17回）を来週20日（月）に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）

第14回 ： 1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第17回）

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年2月17日 19:29
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (67 KB)

外務省　大臣官房総務課　[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料（第17回）を来週20日（月）に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:28
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (71 KB)

海上保安庁　総務部政務課　　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111(内線:[redacted])
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時:　2012年2月17日 19:28
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (67 KB)

防衛省　防衛政策局調査課　[redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回　：1月6日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]）
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第17回）

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時:　2012年2月17日 19:28
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (67 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料（第17回）を来週20日（月）に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111(内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第17回)

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月17日 19:28
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (67 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、秘密保全法制に関する資料(第17回)を来週20日(月)に内閣法制局へ持ち込む予定です。

資料につきましては、メールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、ご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としましては、

第1回　：9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回　：10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回　：11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回　：11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回　：11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回　：11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回　：11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回　：12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料　：12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回　：12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回　：12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回　：12月15日に資料持込み、12月16日に審査

部長再概要説明資料　：12月16日に資料持込み

第12回　：12月22日に資料持込み、同日に審査

第13回　：12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)

第14回　：1月30日に資料持込み、1月31日に審査

第15回 ： 2月6日に資料持込み、2月7日に審査

第16回 ： 2月13日に資料持込み、2月17日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願い致します。

ご多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いします。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]
E-Mail:[redacted]

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年２月２０日

１　条文案

○　素案

＊　平成２３年１２月１９日持込みの二部長再説明時資料として条文素案からの修正部分に網掛けを施したもの

○　読替表

２　論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

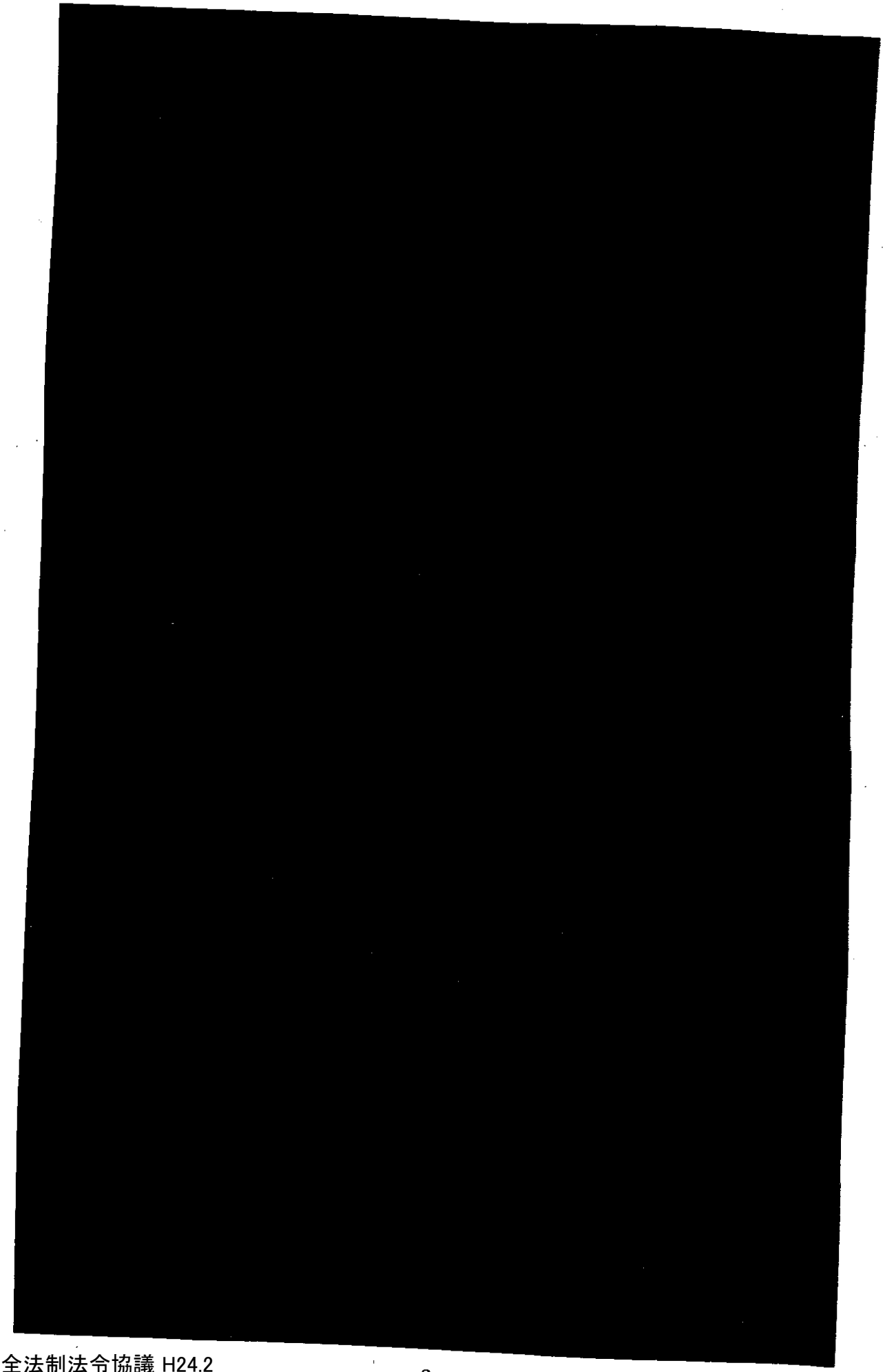
○　指定権の所在及び指定の効果、並びに指定及び解除の調整について

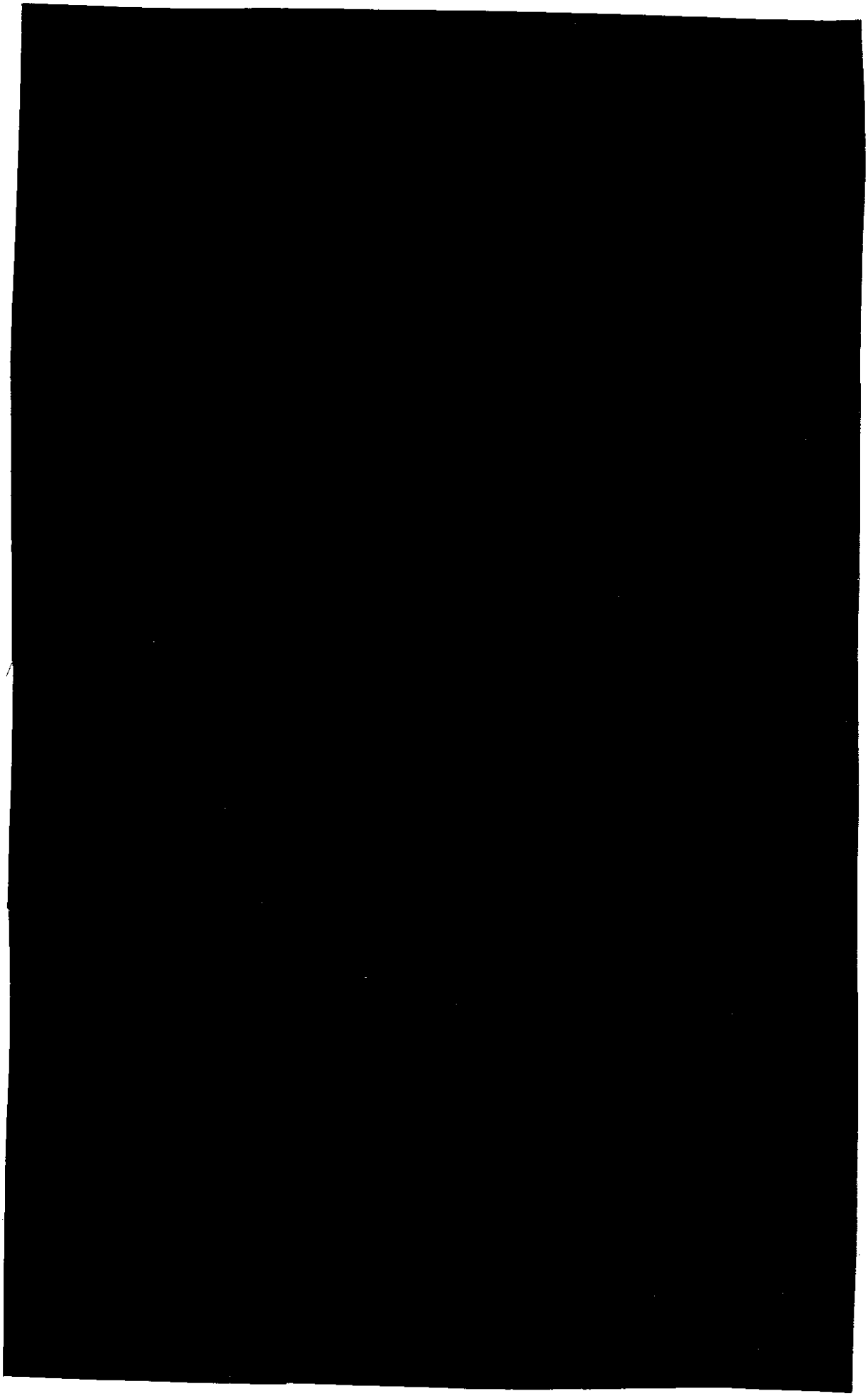
＊　平成２３年１２月１９日持込みの二部長再説明時資料としての論点ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」を修正したもの

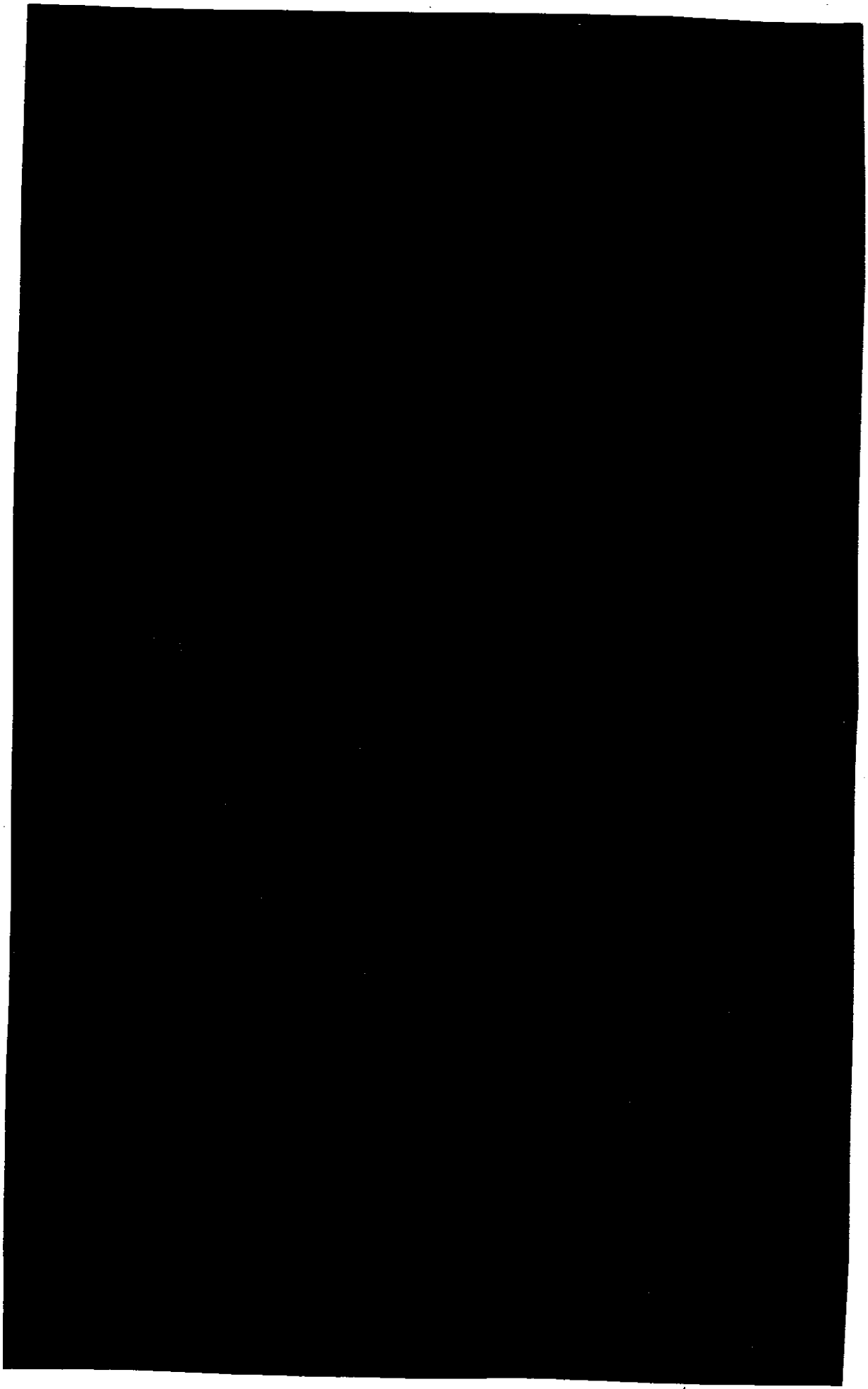
[redacted]

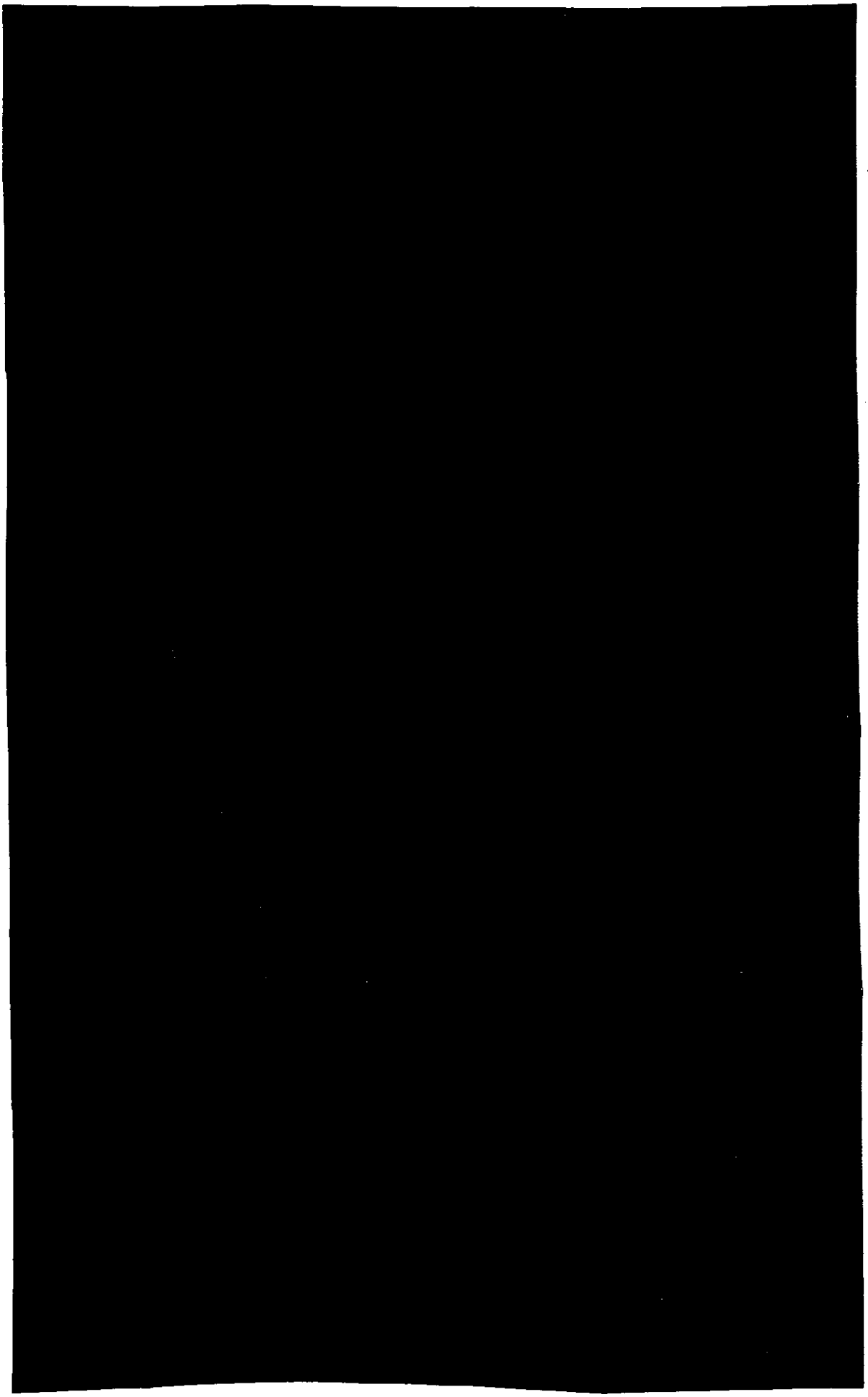
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

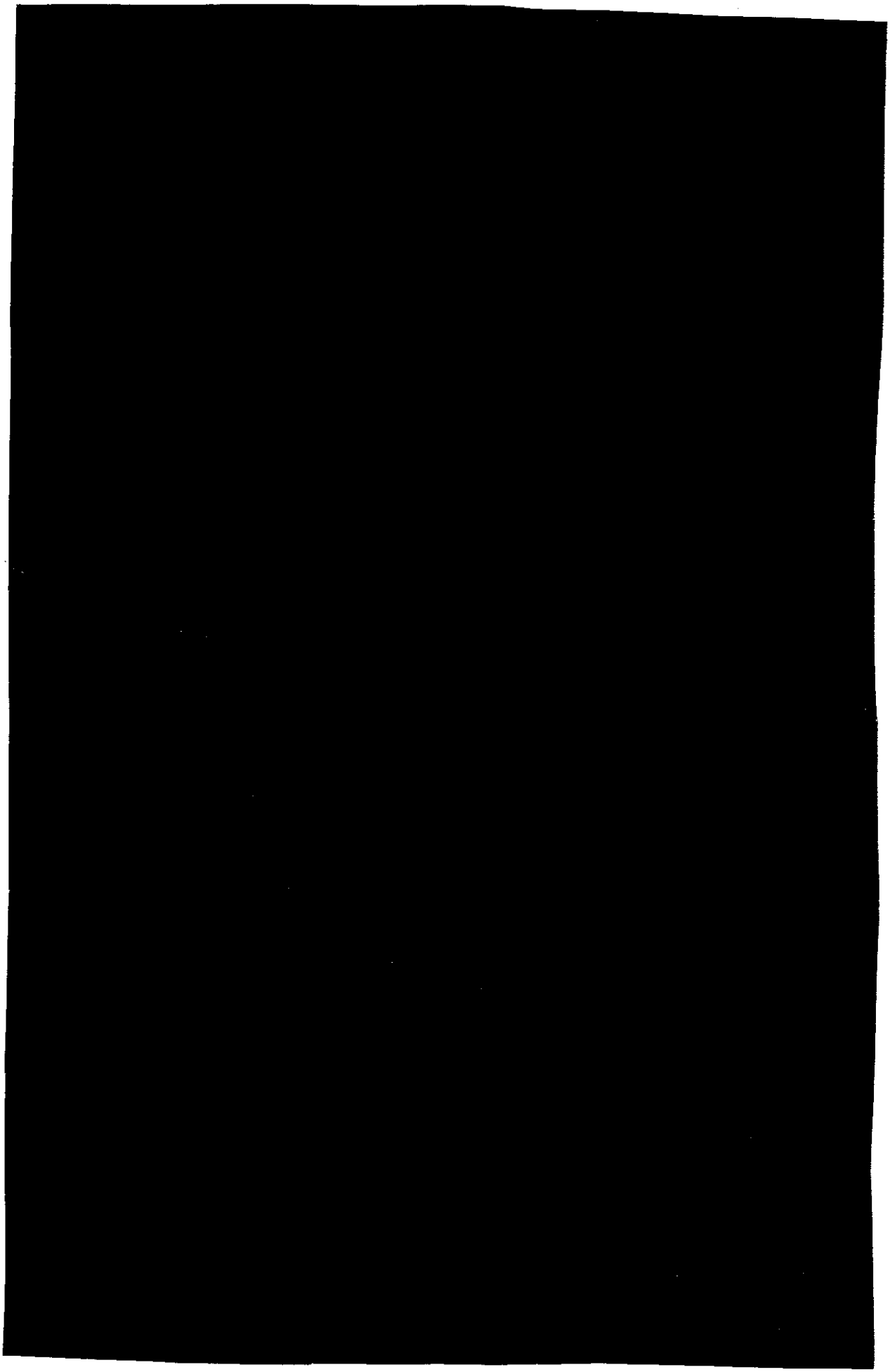
（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

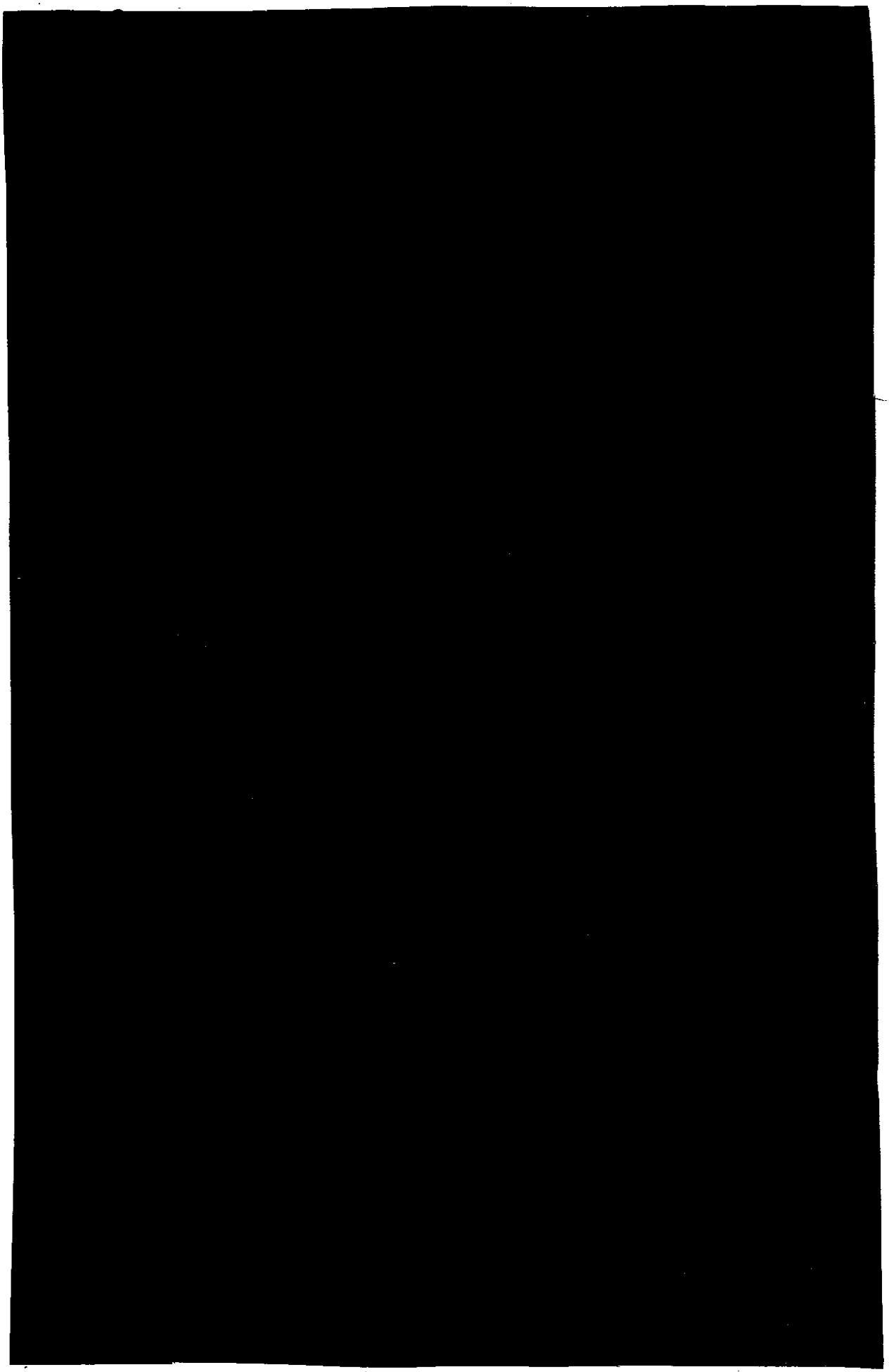


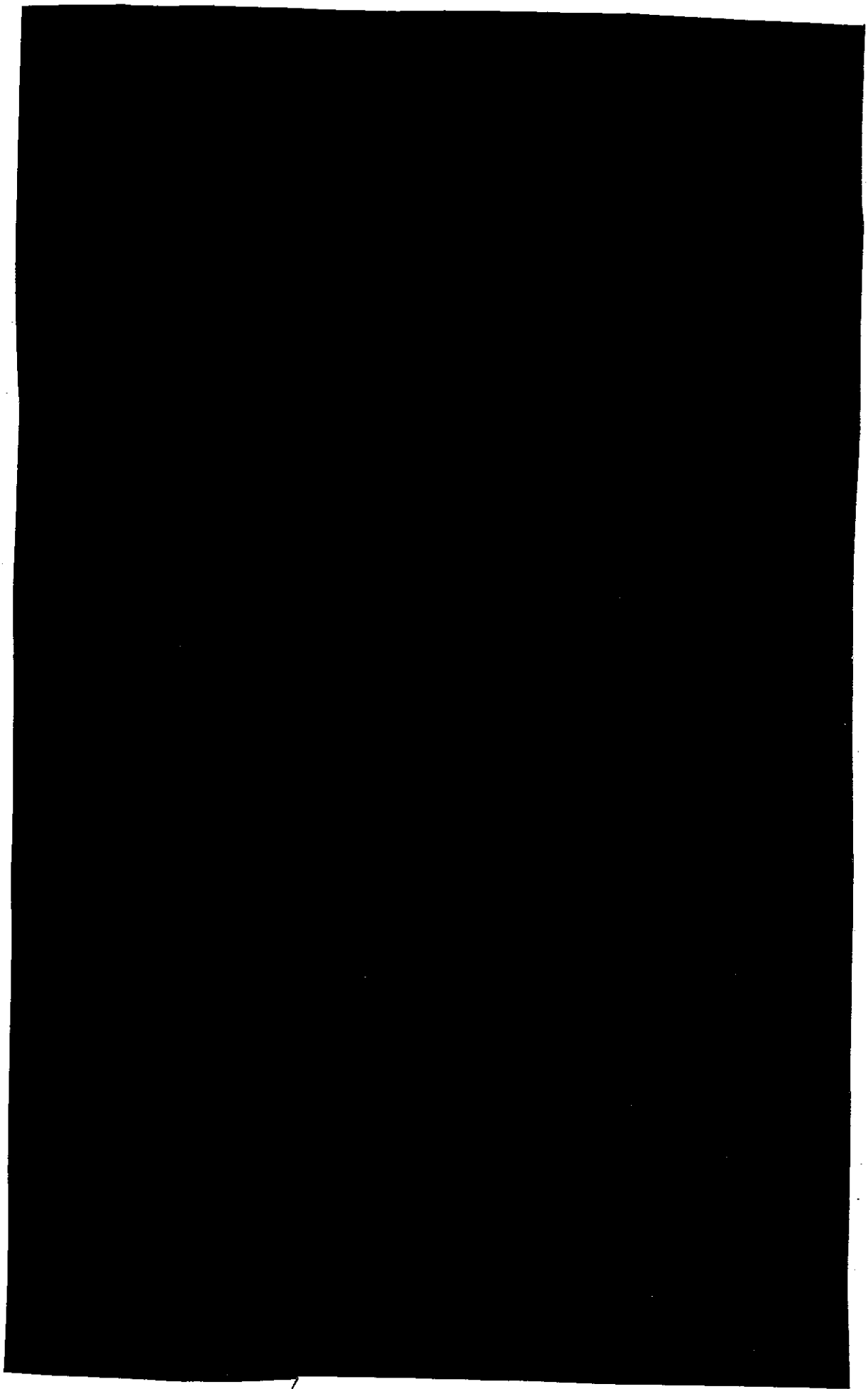


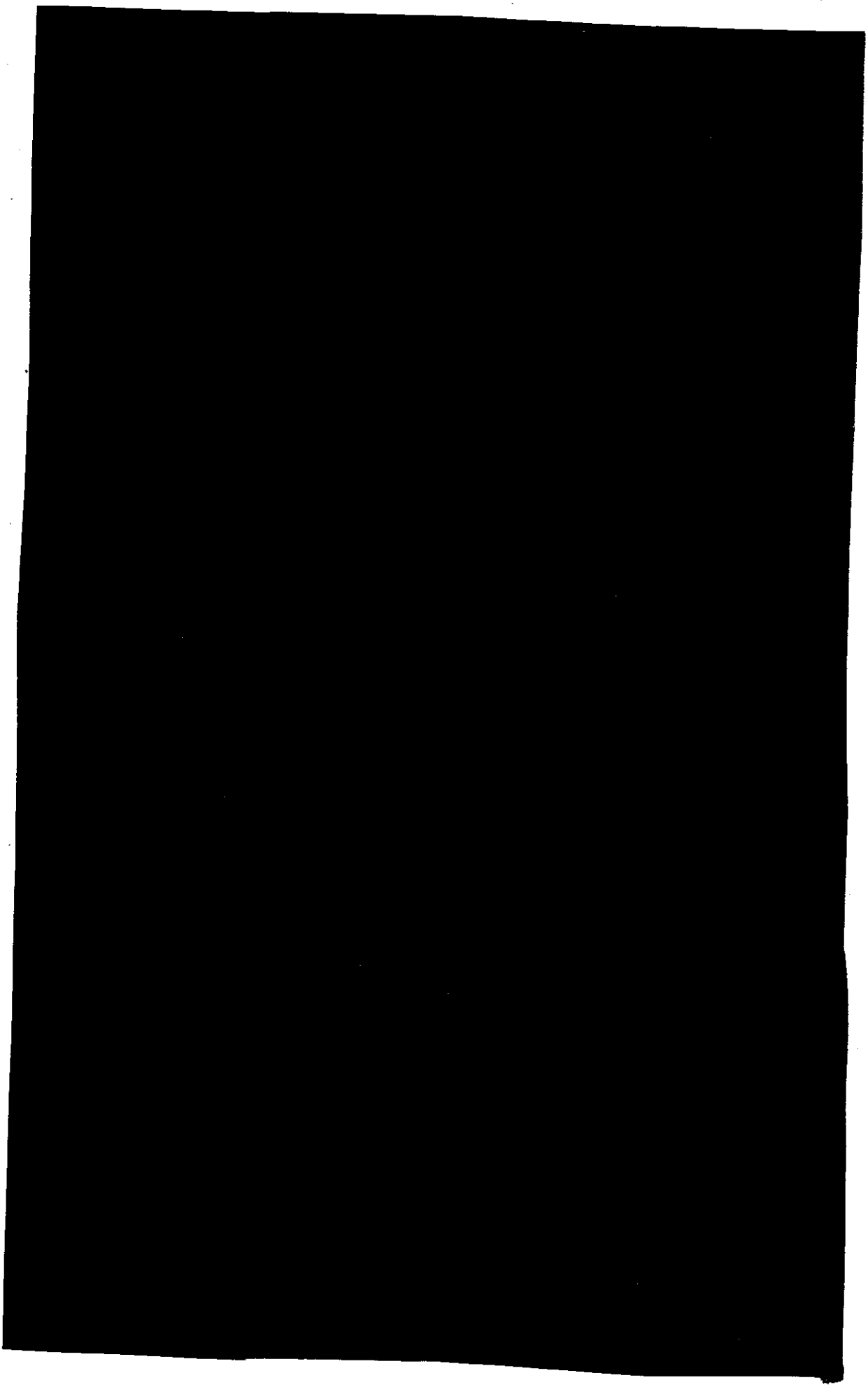


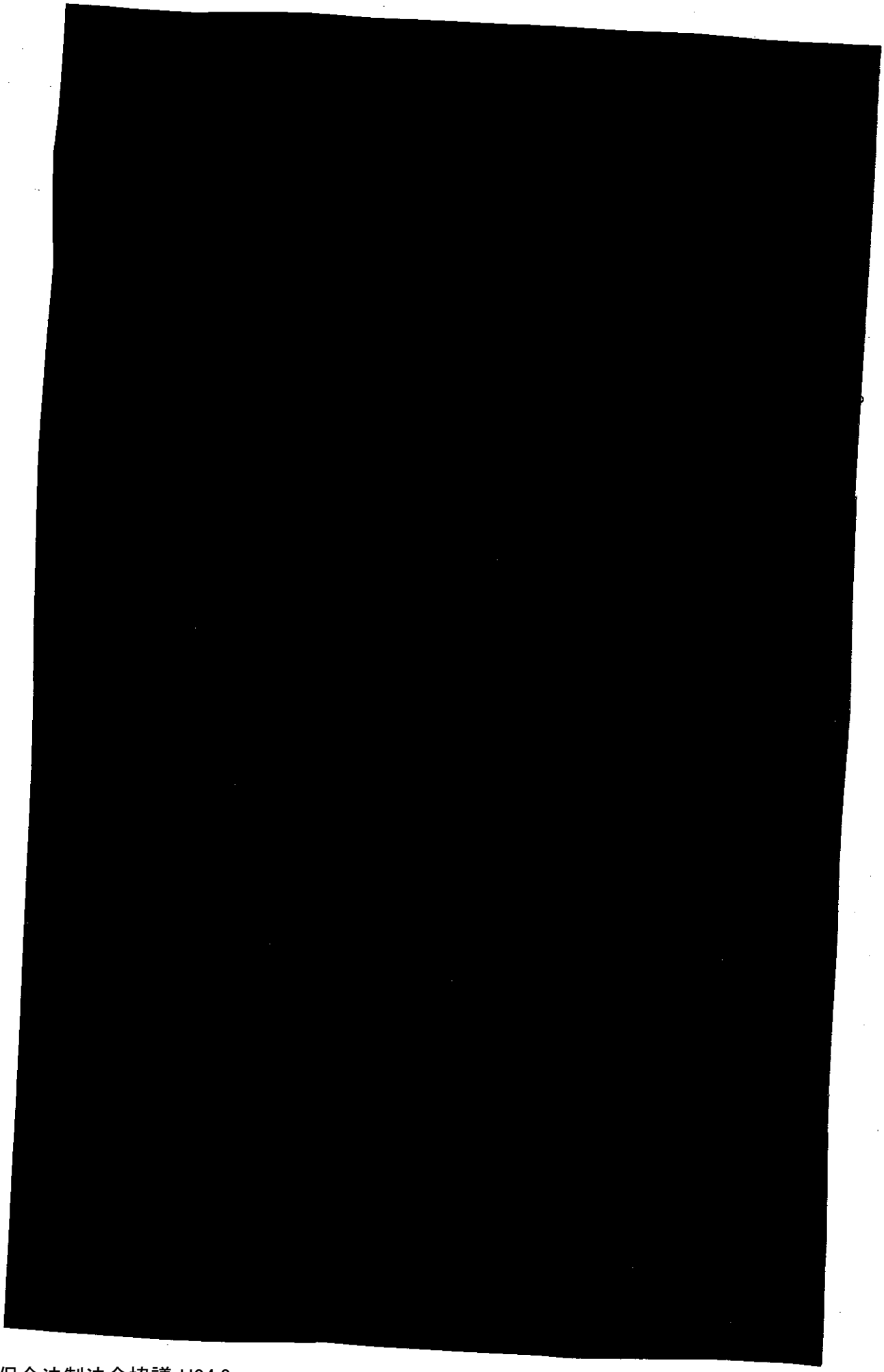


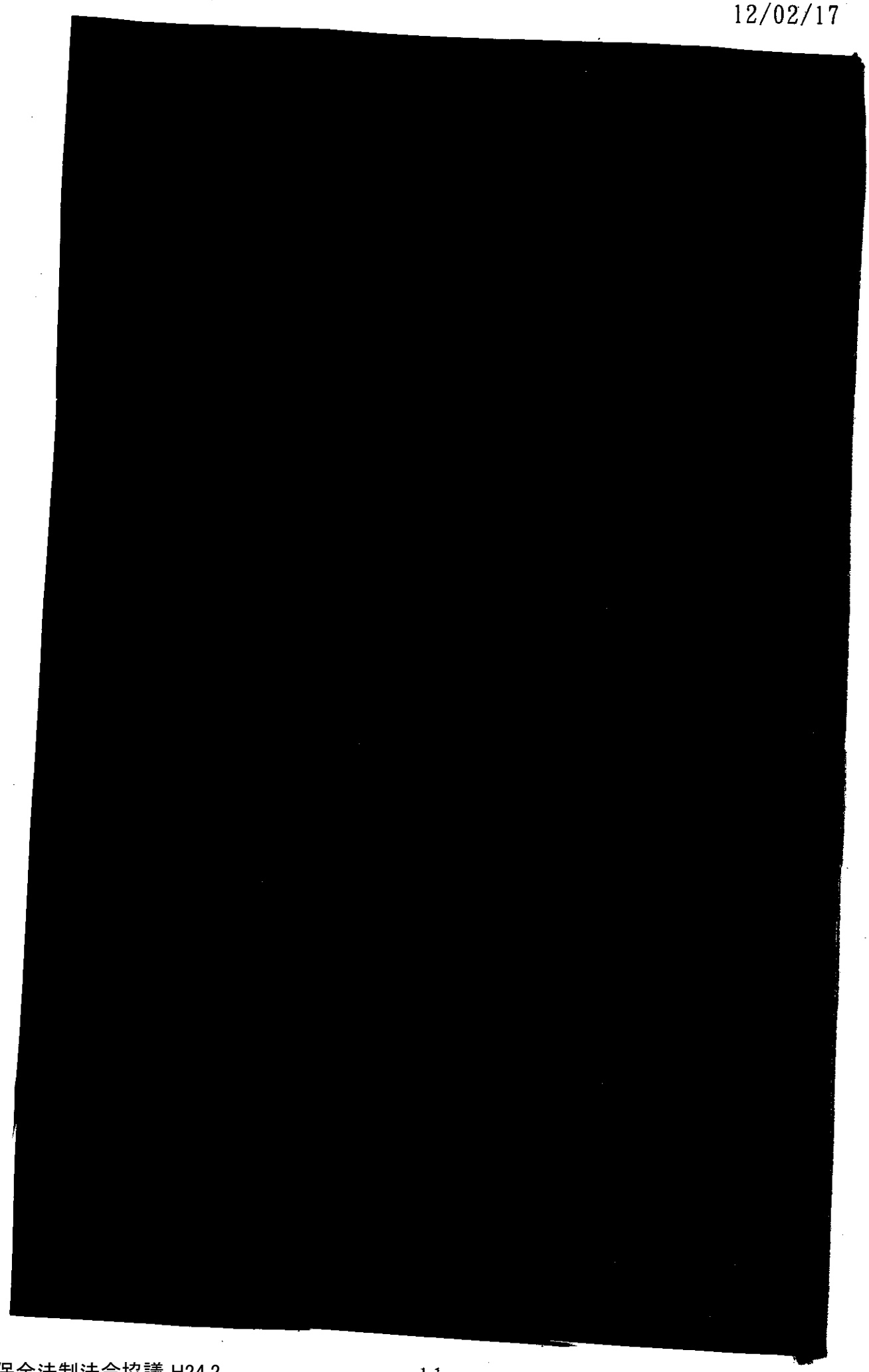


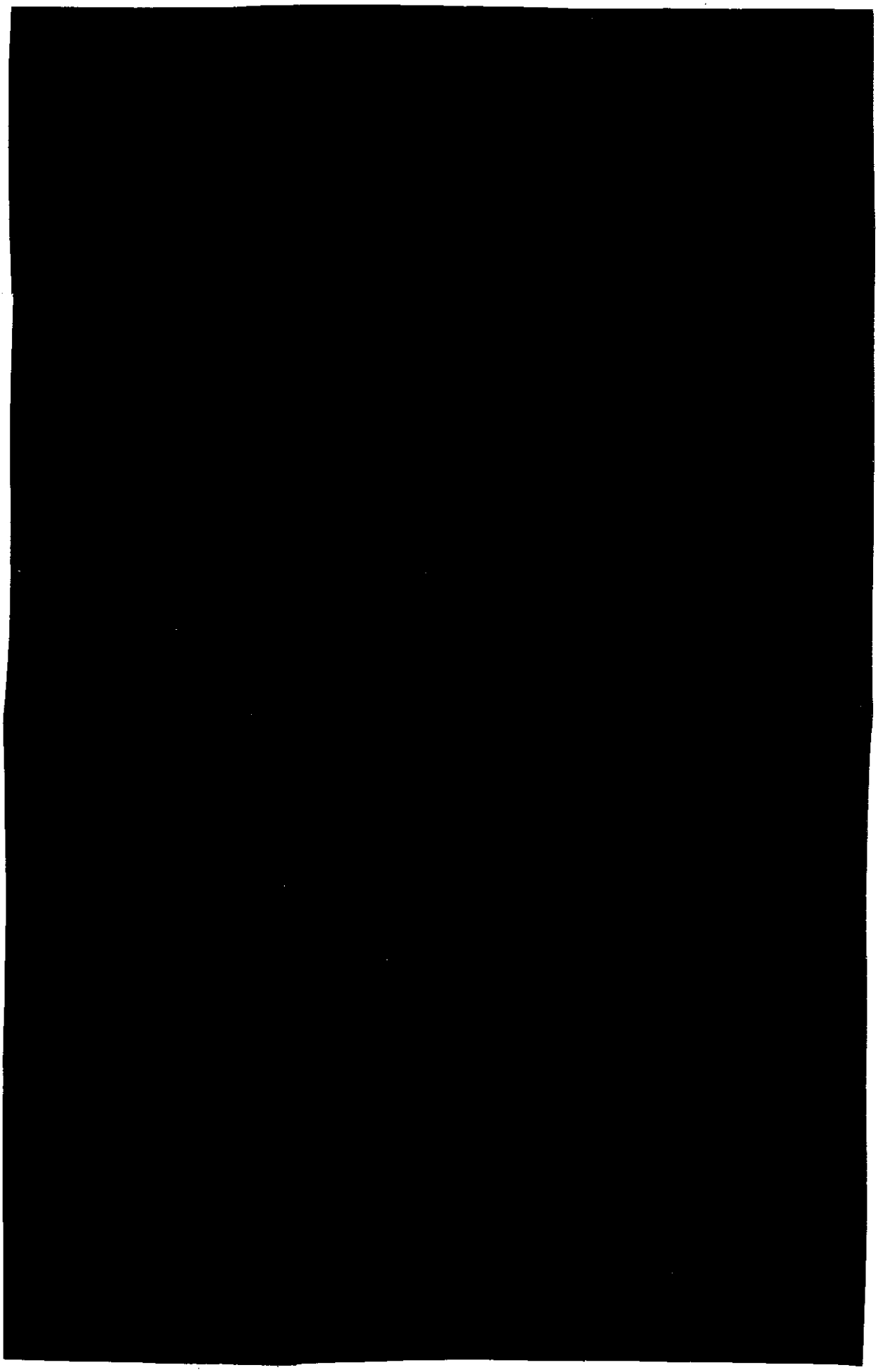


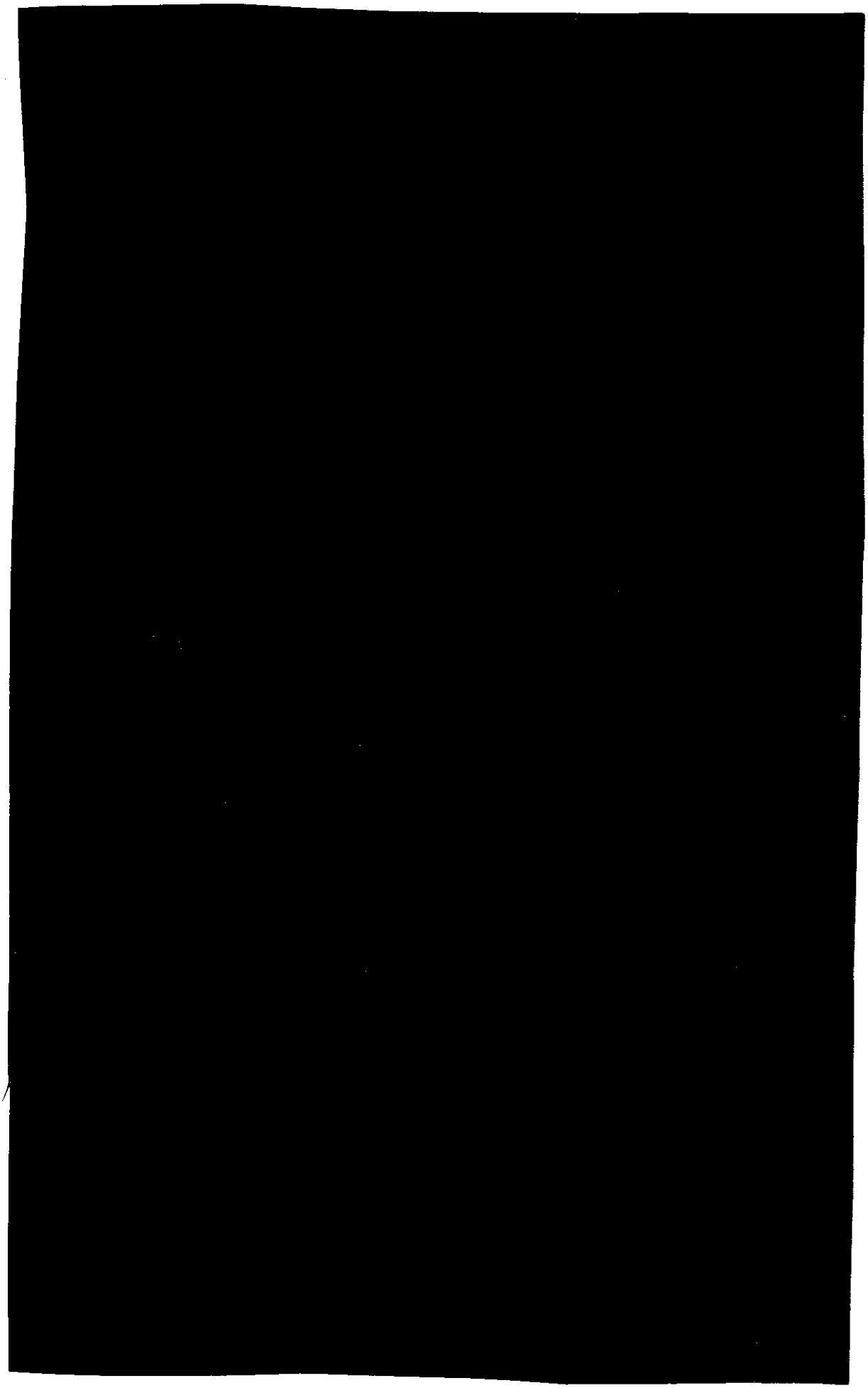


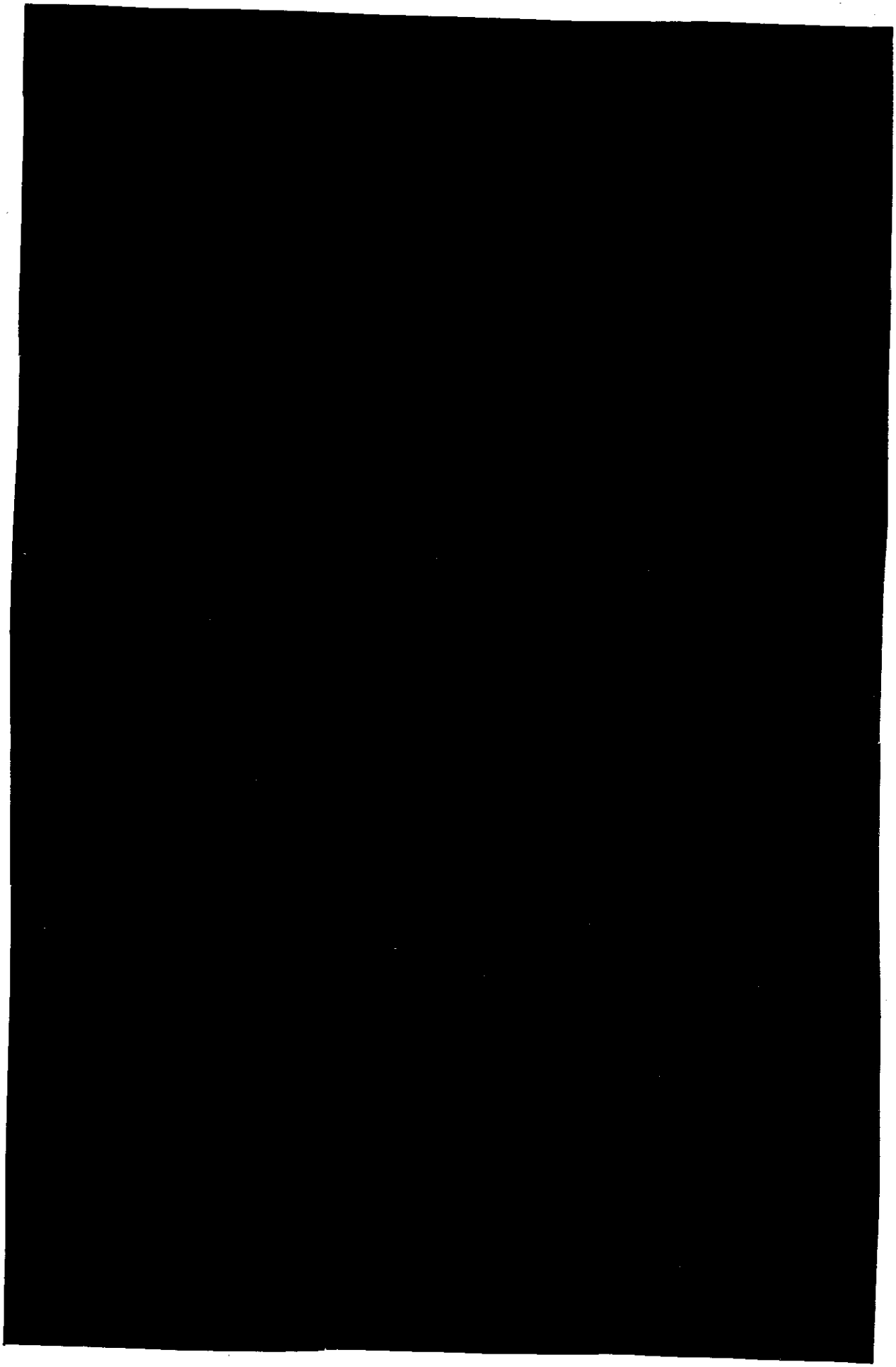


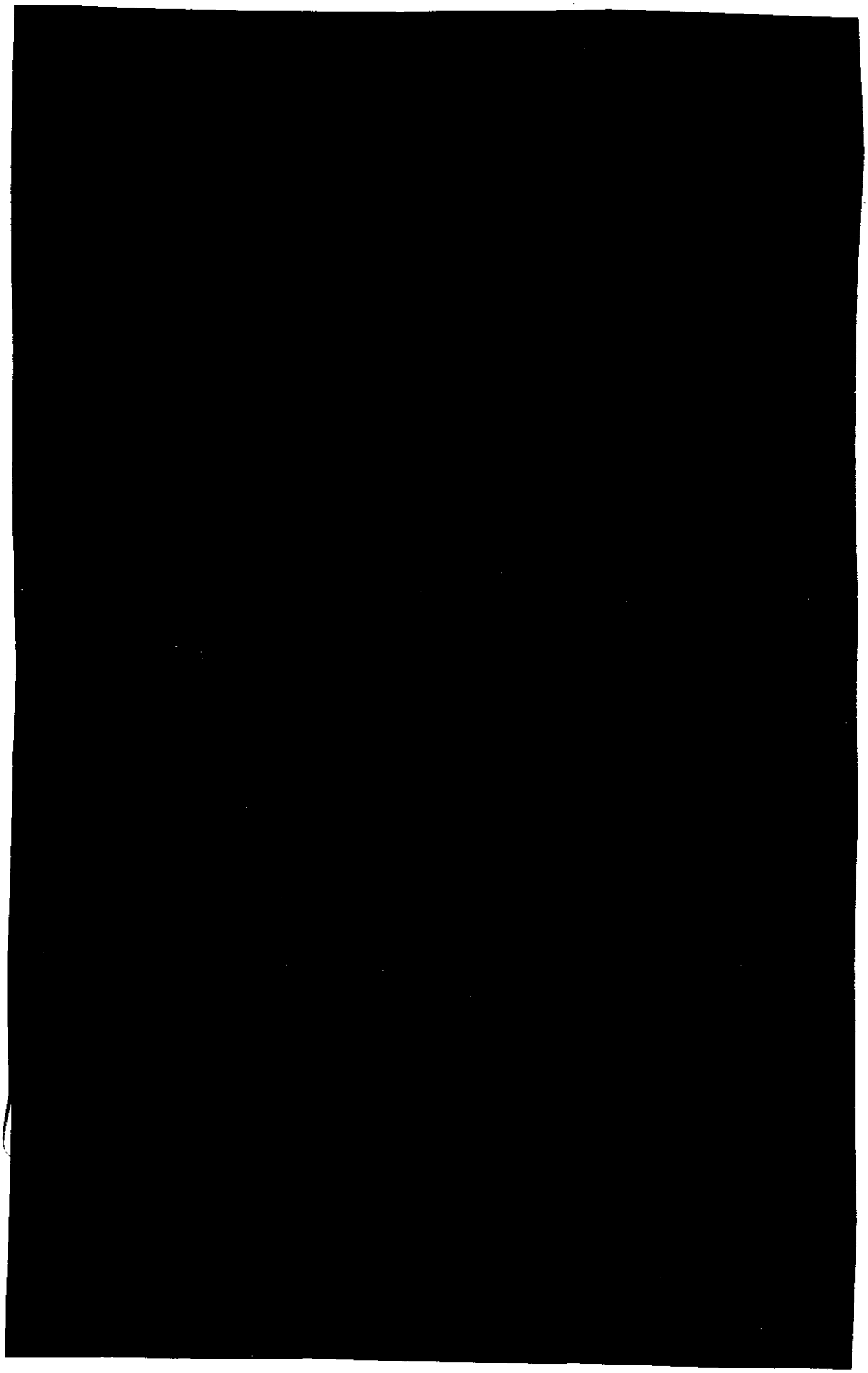


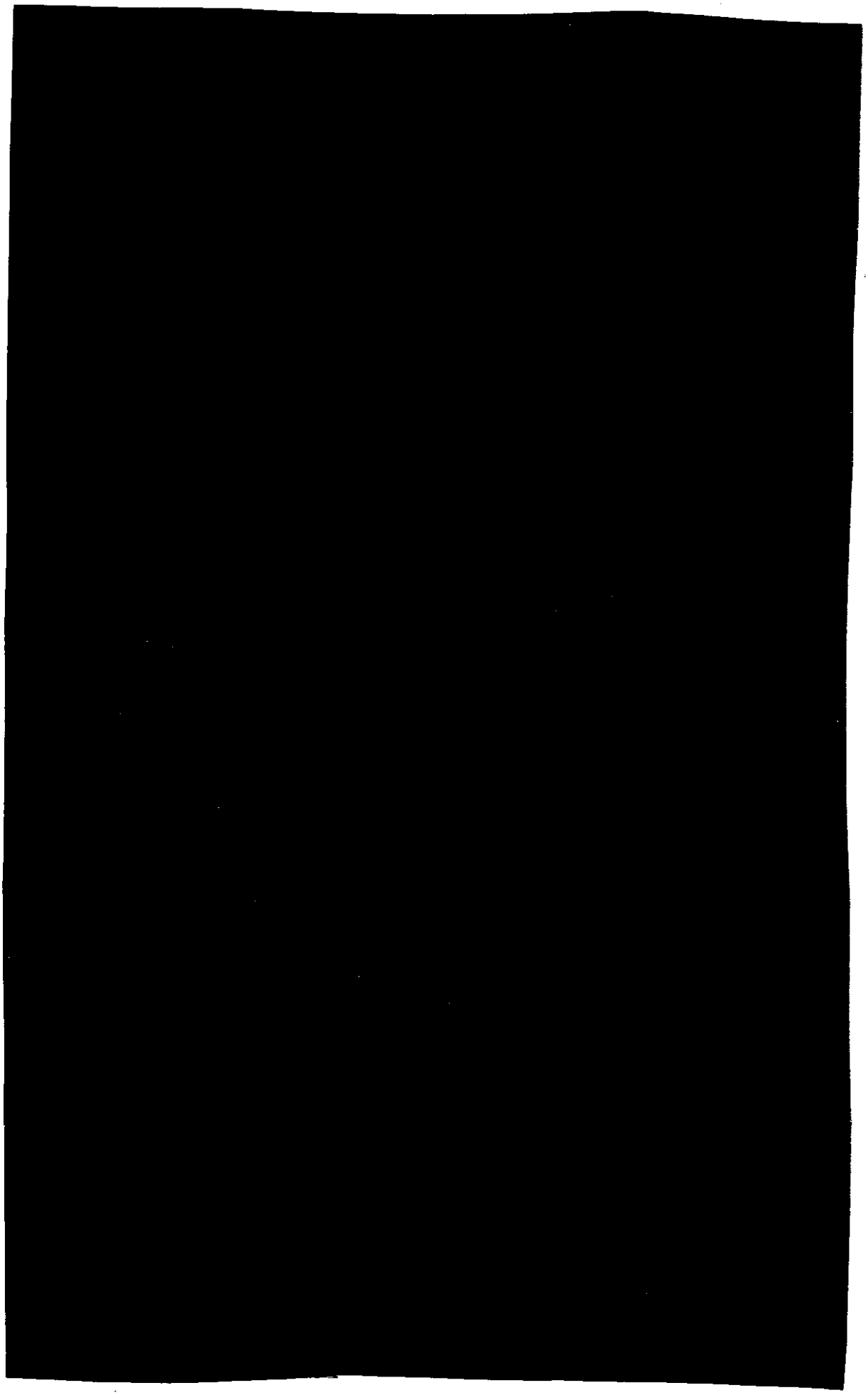


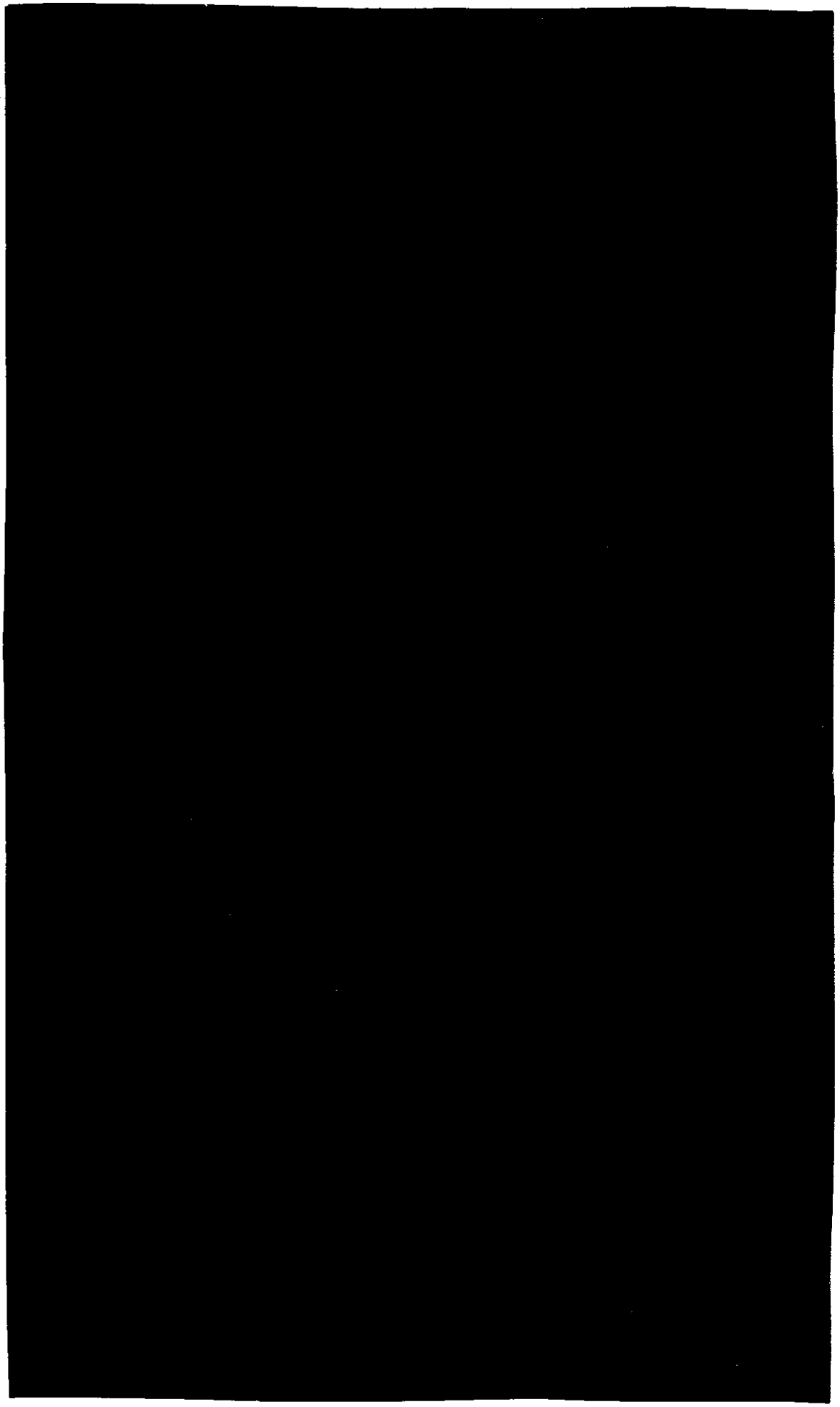












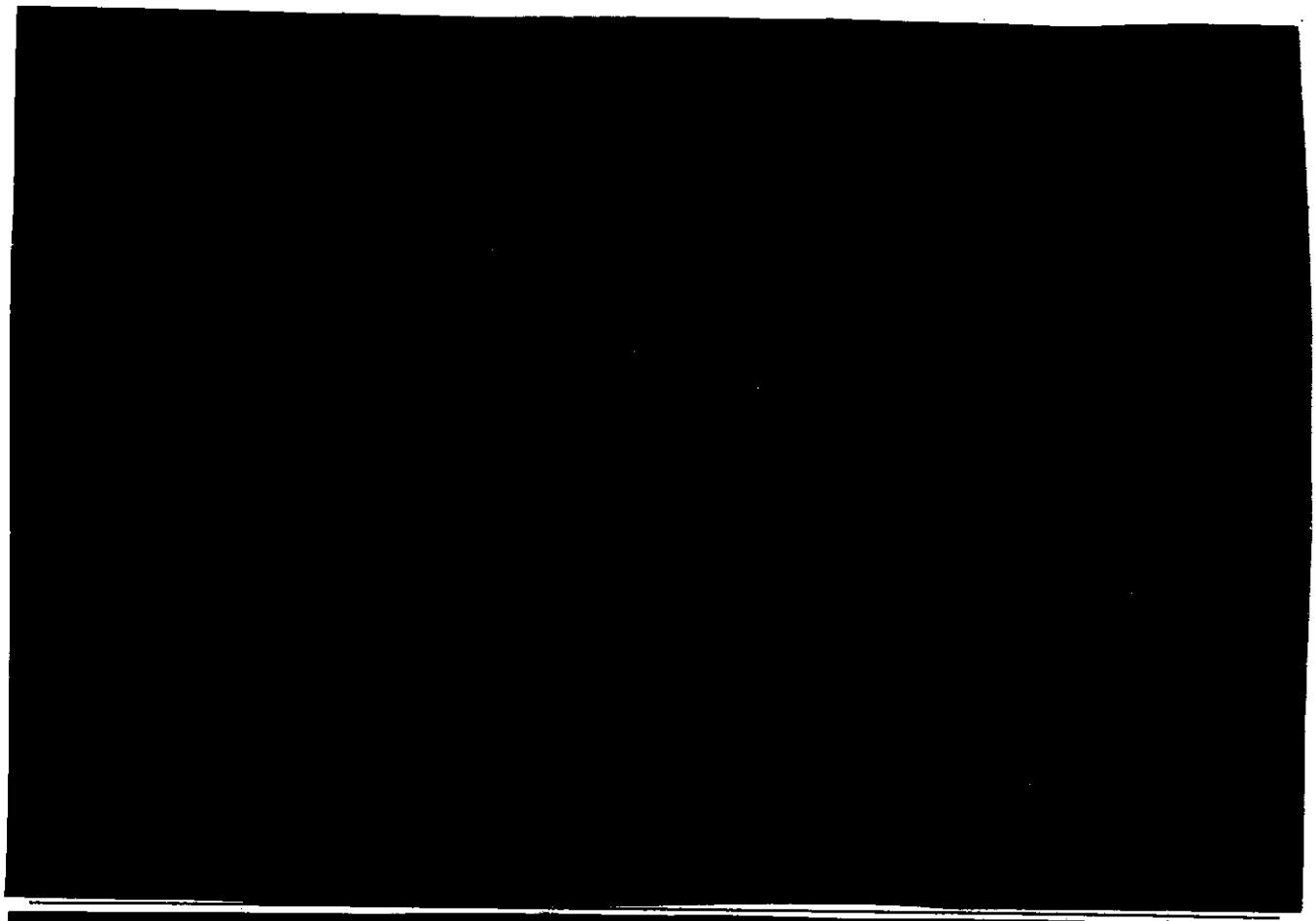
[redacted]

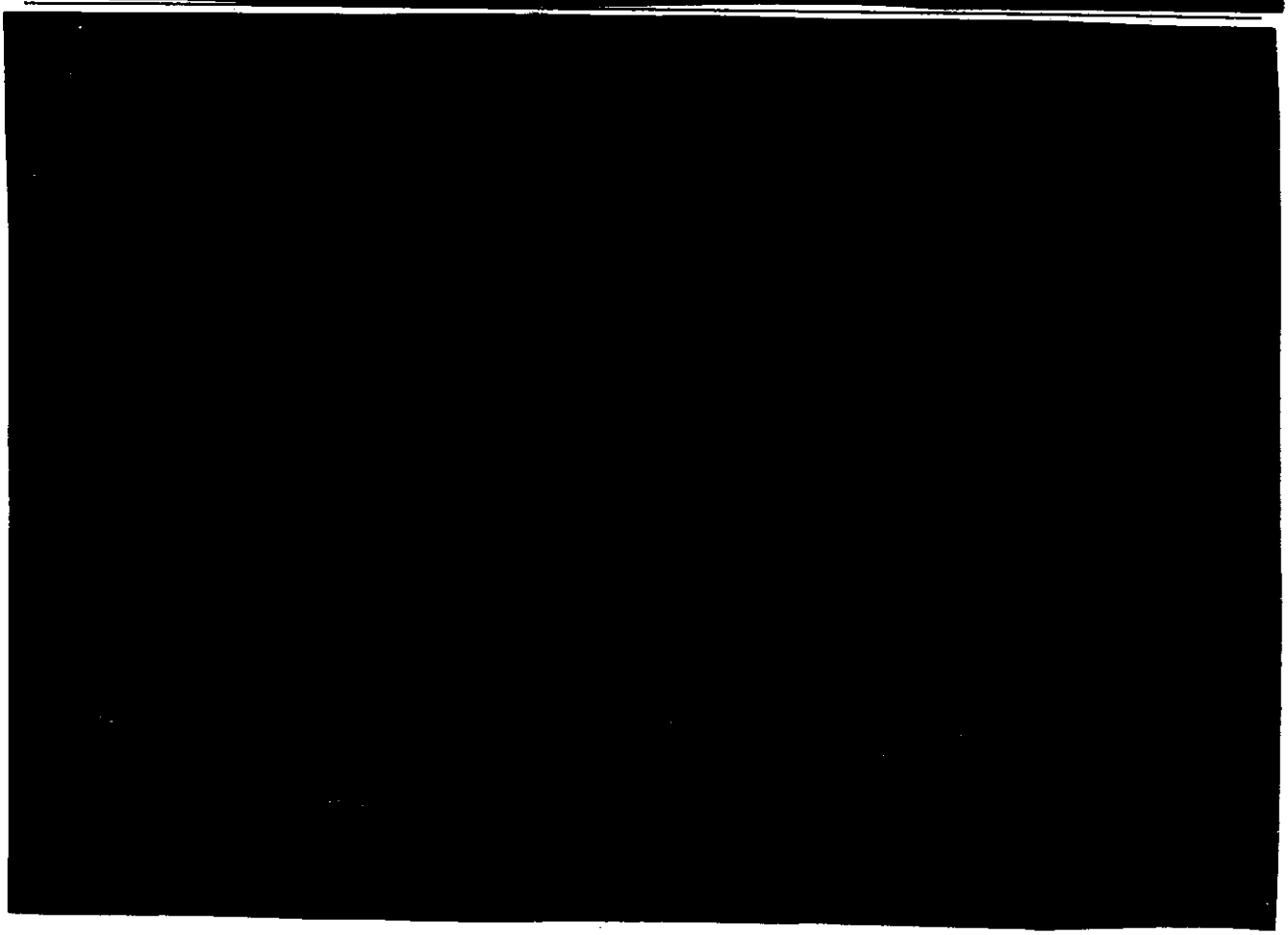
適性評価

[redacted]（読替え前）

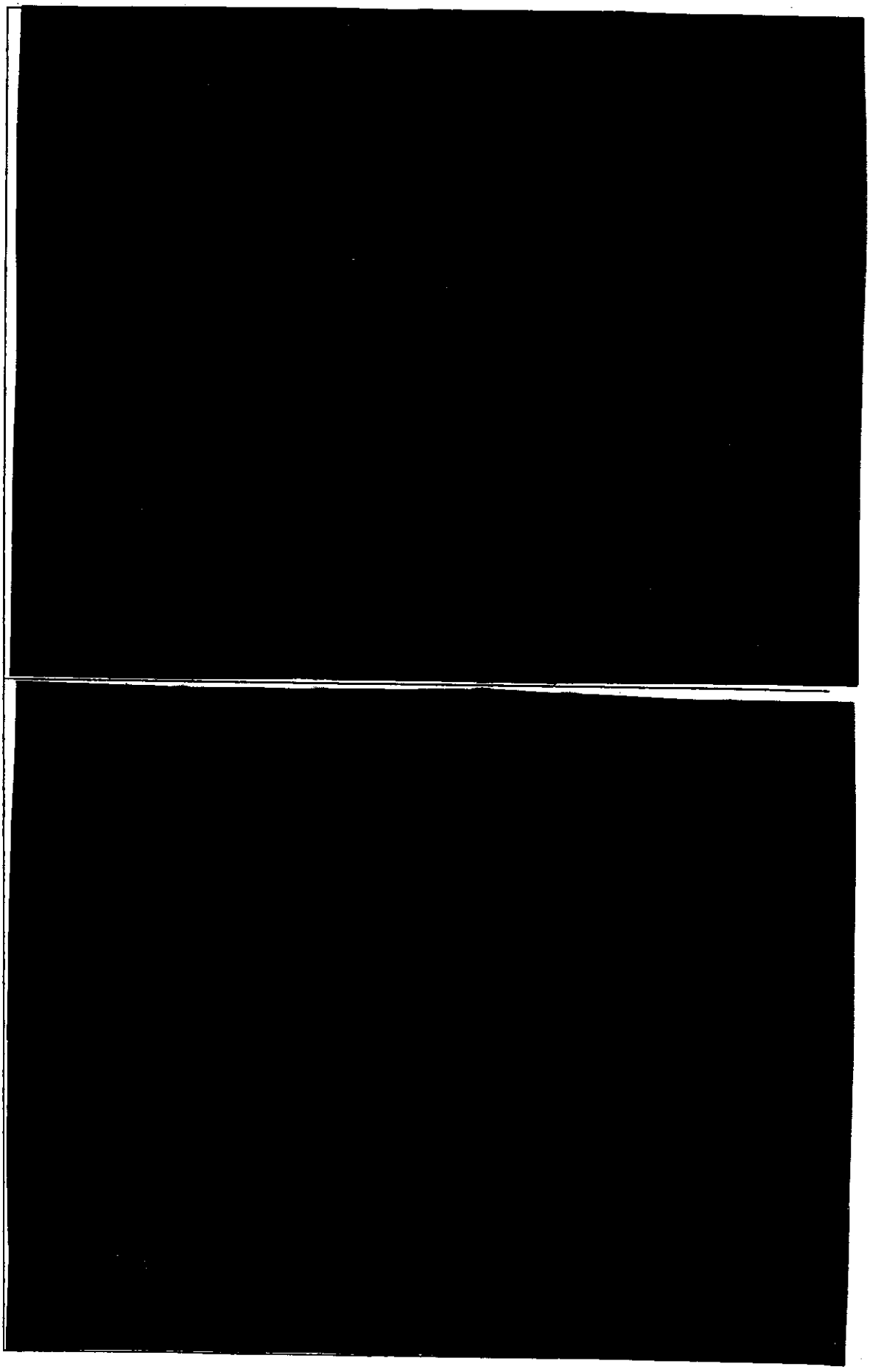
[redacted]

[redacted]（読替え後）





12/02/17

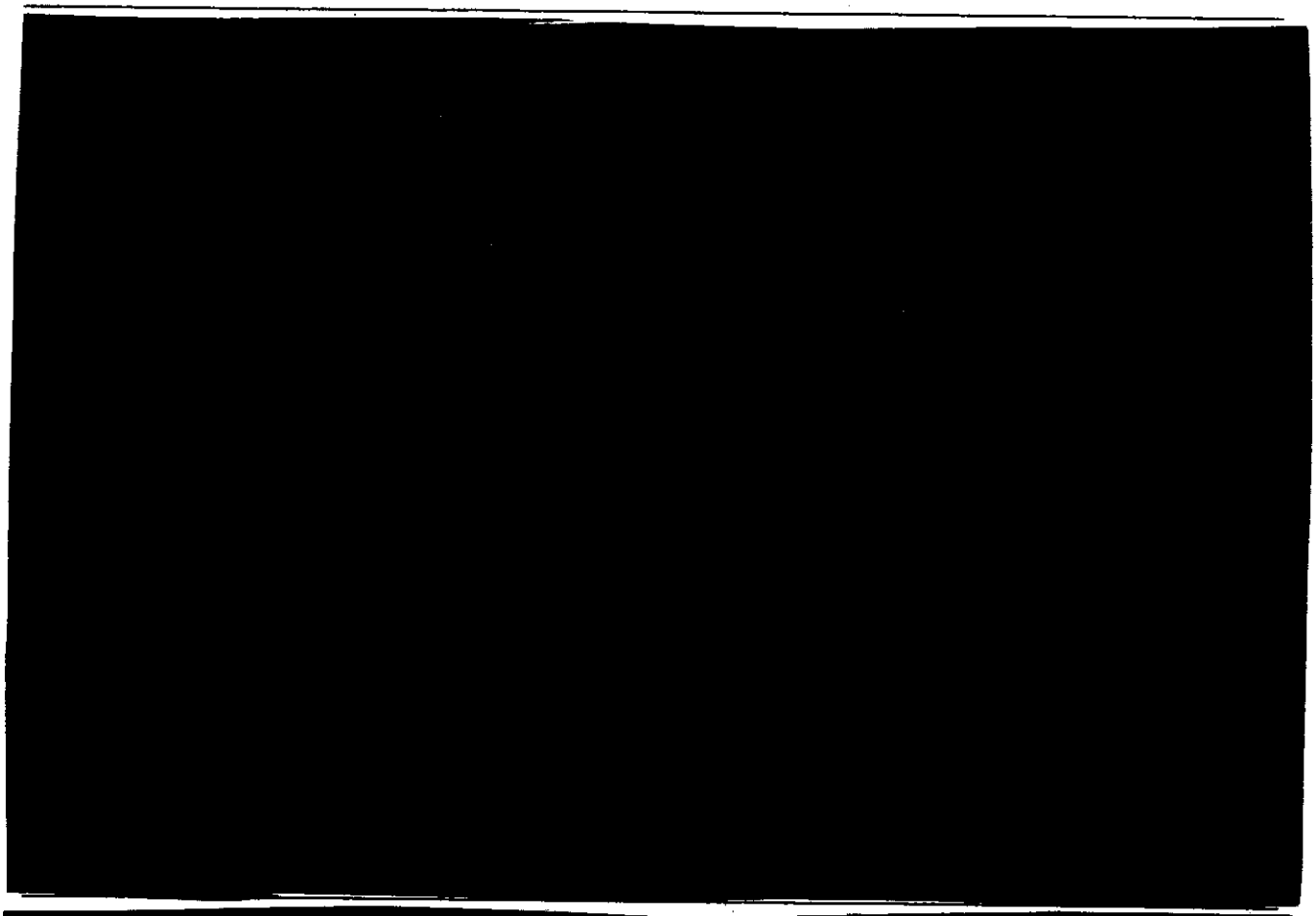


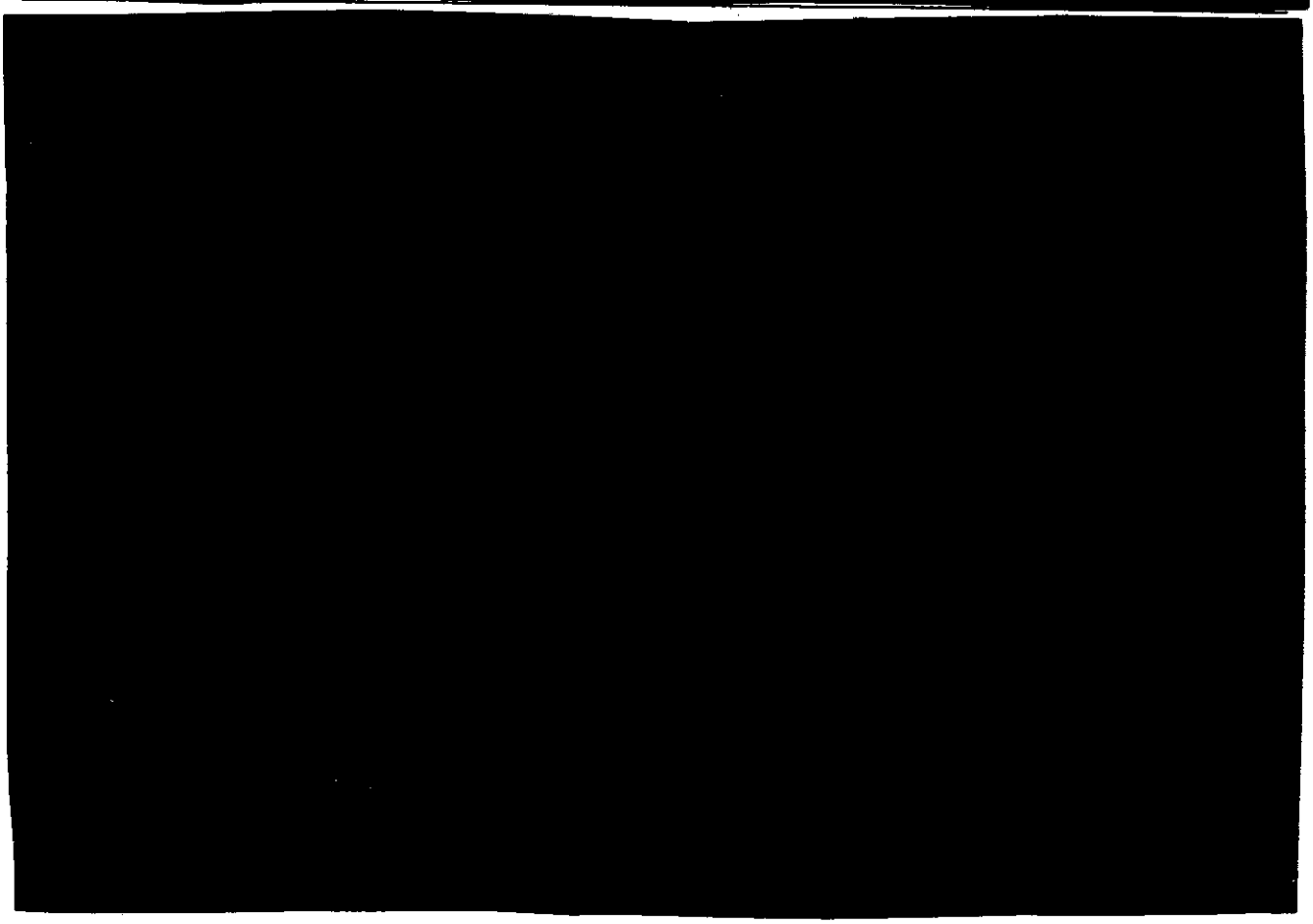
[redacted]適性評価

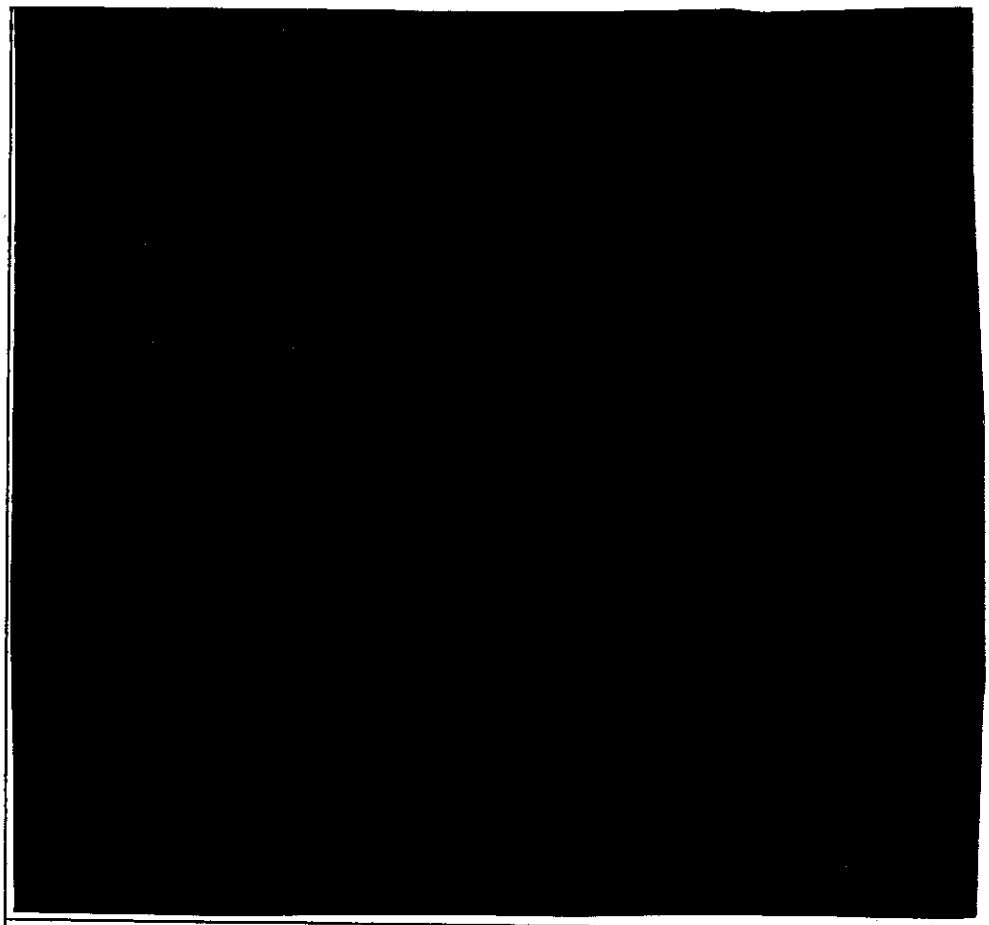
[redacted]（読替え前）

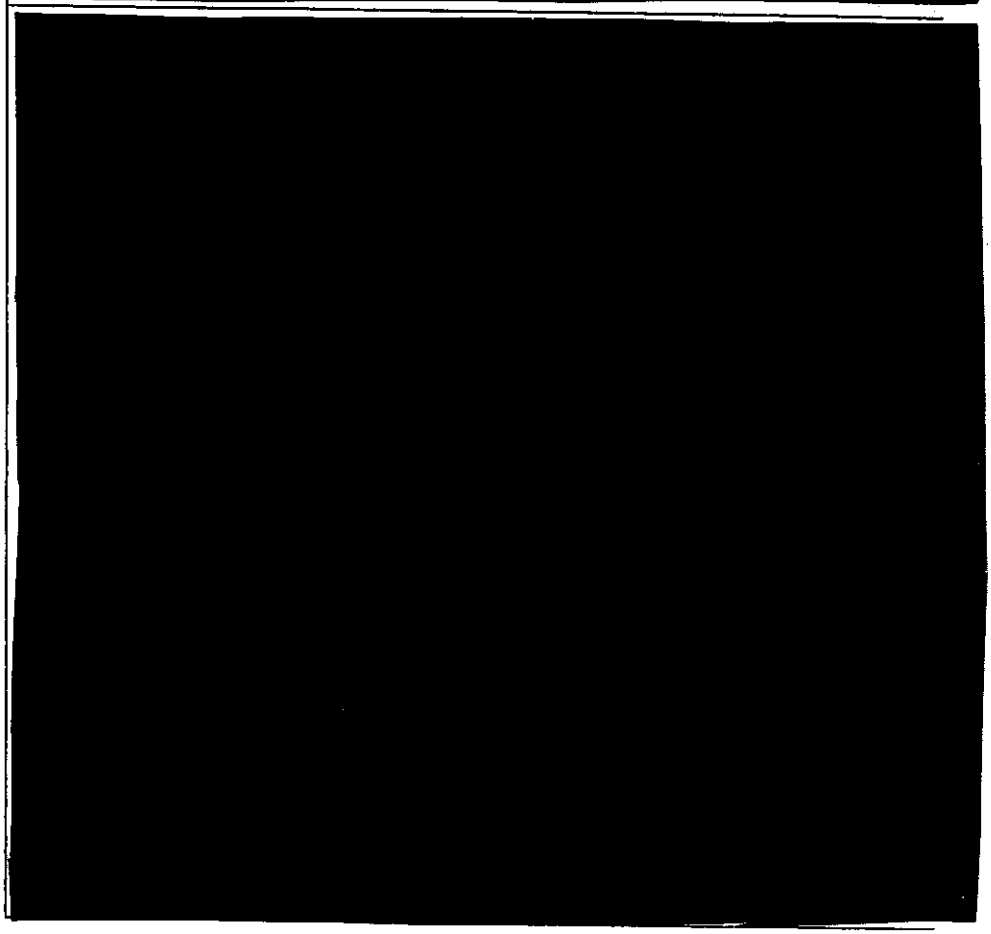
[redacted]

[redacted]（読替え後）









12/02/17 内調内検討済み

平成２４年２月　　日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定及び解除の調整について（案）

[redacted]

12/02/17 内調内検討済み

[redacted]

12/02/17 内調内検討済み

[redacted]

[redacted]

*1 [redacted]

秘密保全法制に関する安危質問への回答について

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2012年2月20日 13:01
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 佐藤 耕平(安危本室)
添付ファイル: 1. H23.10.19質問事項.jtd (46 KB) ; 2. 【意見】(H23.2.2)別表3号コンメンタール.jtd (59 KB)

[redacted] 様

お世話になっております。

お忙しいところ恐縮ですが、2点ほど確認をさせていただきたいのですが、

[redacted]

安危からの意見内容については添付資料をご参照下さい。

お忙しい中、大変恐縮ですが、よろしくお願いします。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]）
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

2月6日、20日付質問に対する回答について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年2月20日 14:02

宛先: [redacted]

添付ファイル: 120220回答(0213警察庁意見).jtd (23 KB); 120220回答（0207警察庁意見等）.jtd (33 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつもお世話になっております。

標記につきまして、貴省からいただきました質問に対する回答を送付致しますので、よろしくご査収願います。

.....

[redacted]閣官房　内閣情報調査室

[redacted]

〒100－8968

東京都千代田区永田町1－6－1

TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]

E-Mail：[redacted]

.....

警察庁　担当官　殿

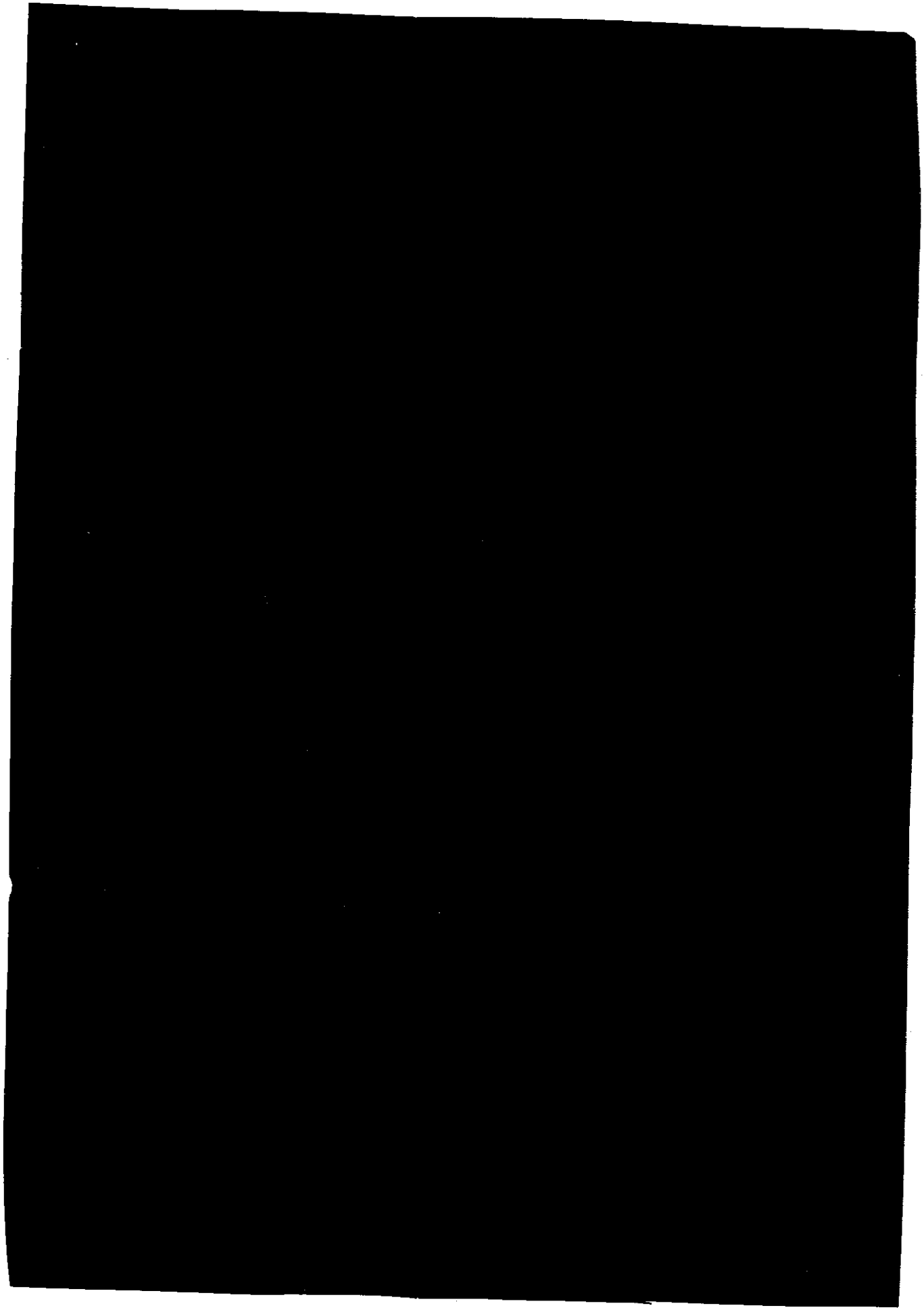
事　務　連　絡
平成24年2月20日
内閣情報調査室

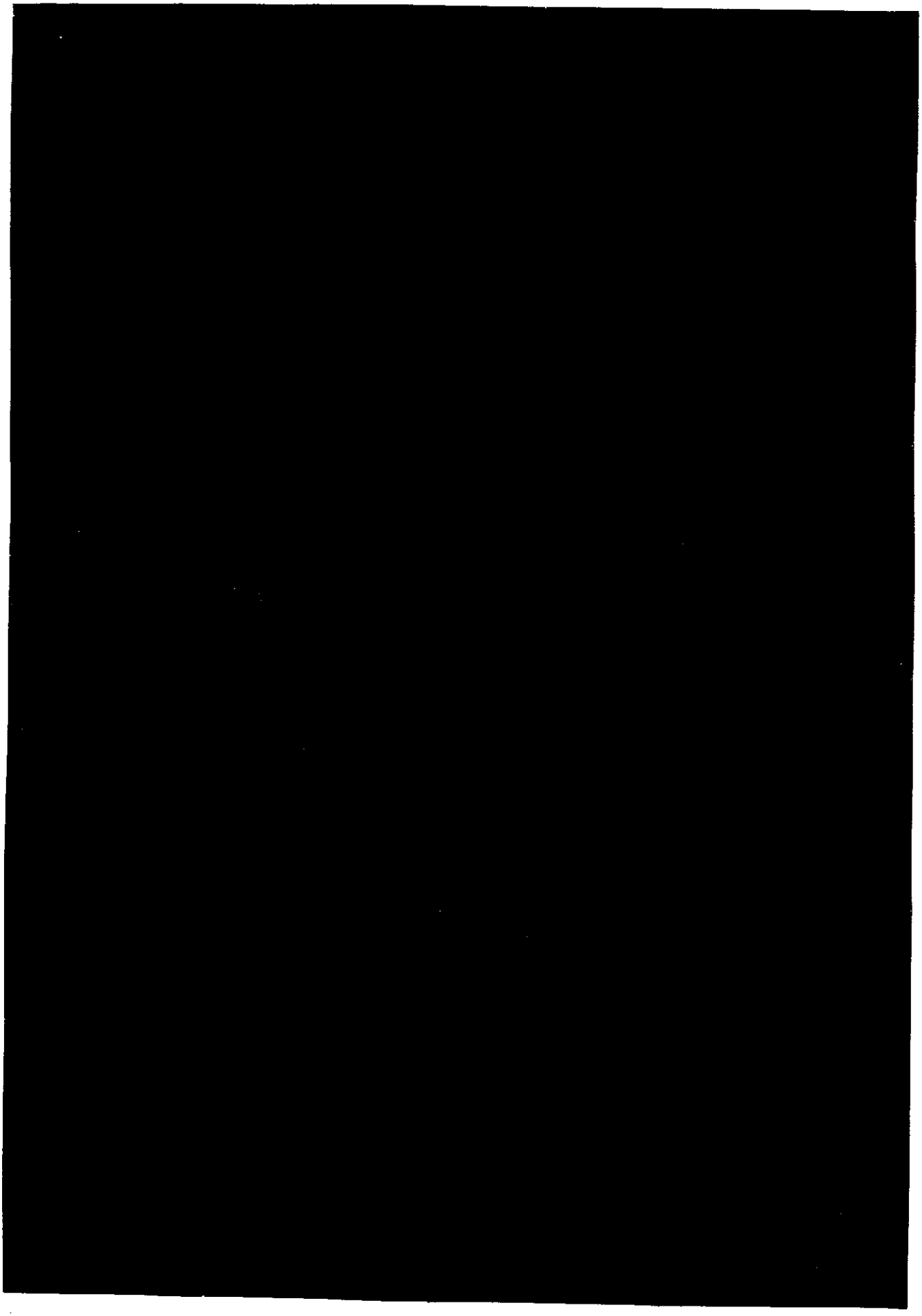
警察庁からの意見等（平成24年２月６日付け）に対する回答

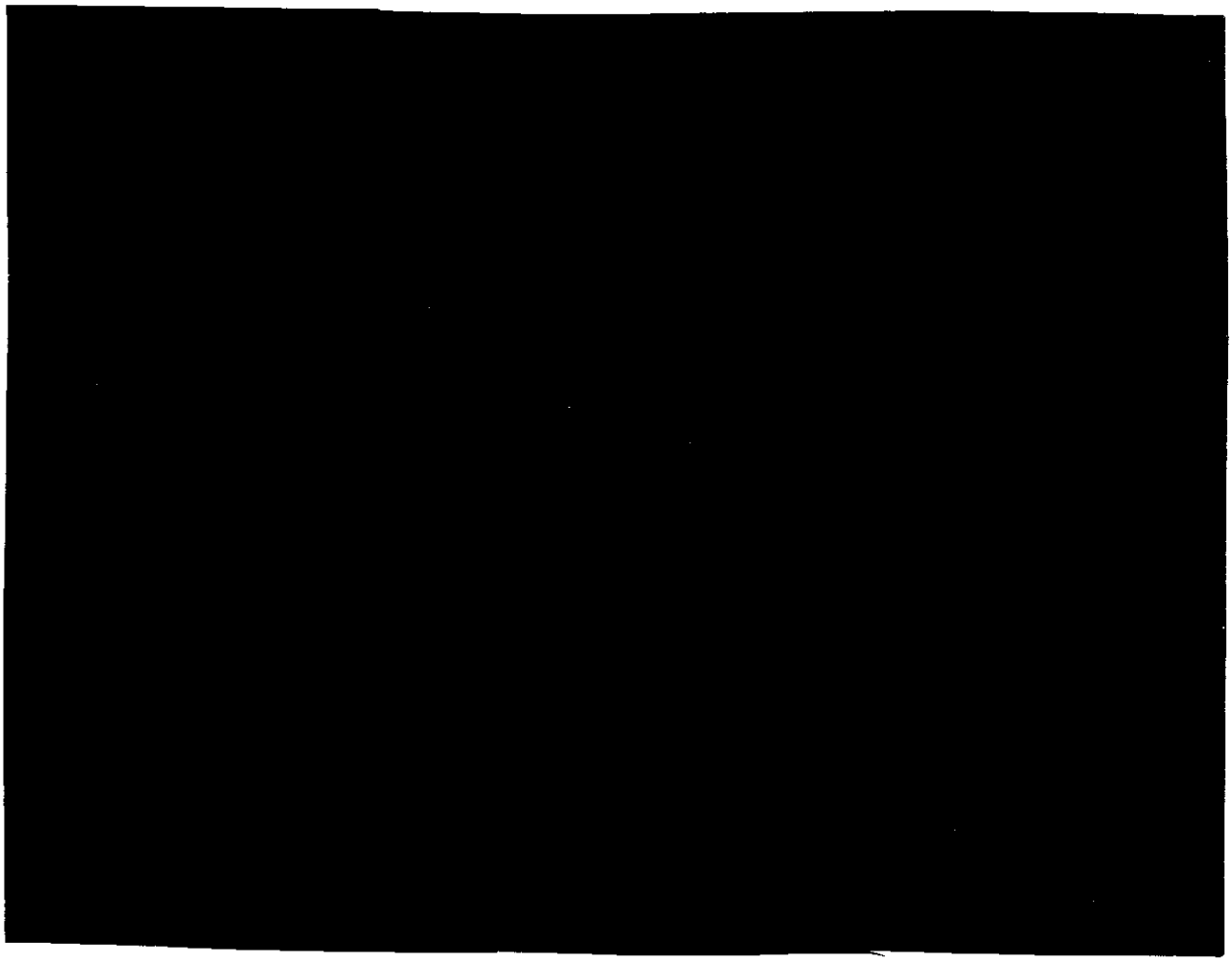
標記について、貴庁からの２月６日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]







警察庁　担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年２月20日
内閣情報調査室

警察庁からの意見（平成24年２月13日付け）に対する回答

標記について、貴庁からの２月13日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]

2月8日付質問について

内調職員061(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月20日 14:04
宛先: [redacted]
添付ファイル: 120220回答(0207指定権に係る再意見等).jtd (28 KB)

防衛省防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつもお世話になっております。標記につきまして貴省からいただきました質問に対する回答を送付いたしますので、よろしくご査収願います。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100−8968
東京都千代田区永田町1−6−1
TEL:03−5253−2111(内線:[redacted])
E-Mail:[redacted]

.....

防衛省　担当官　殿

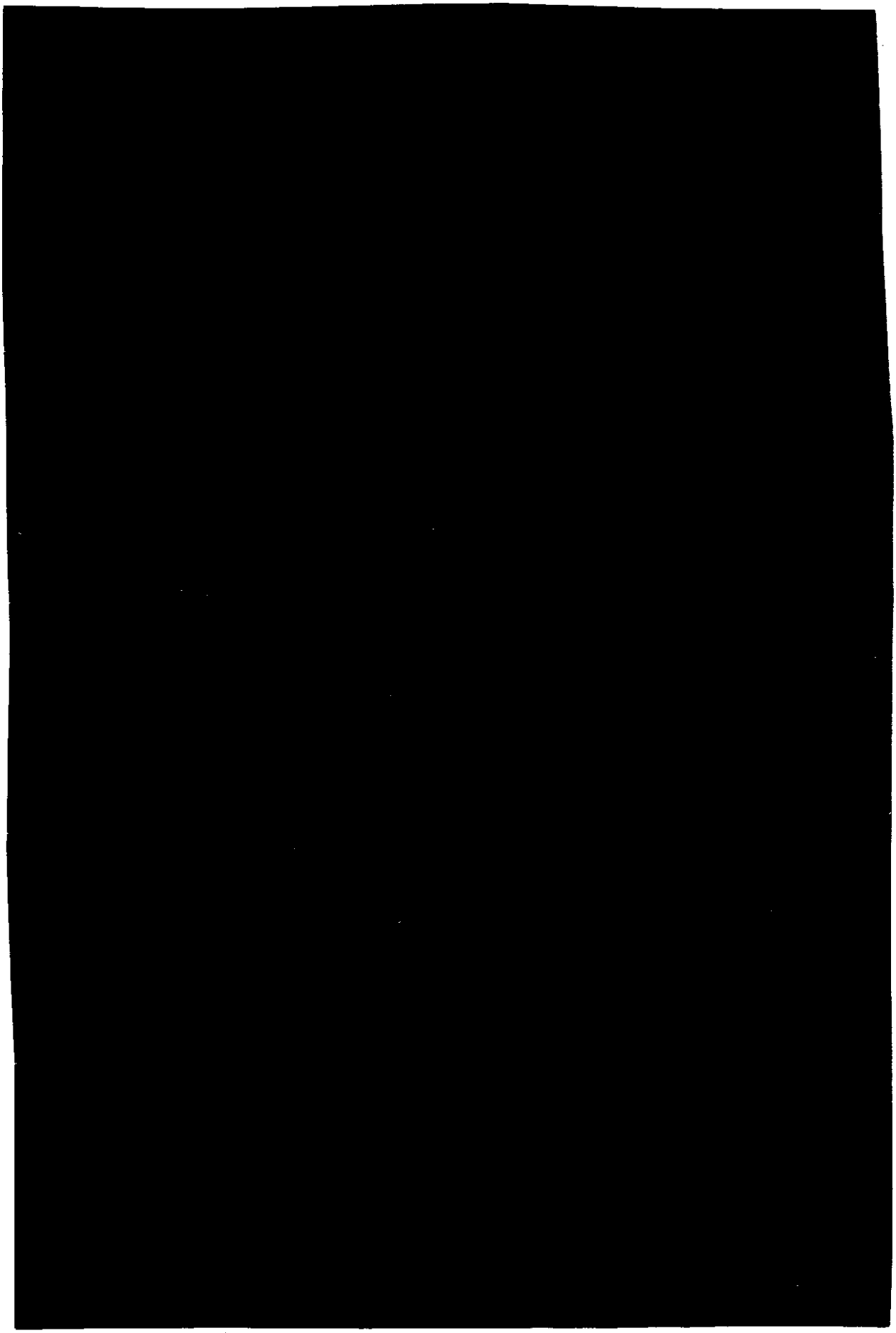
事　務　連　絡
平成24年2月20日
内閣情報調査室

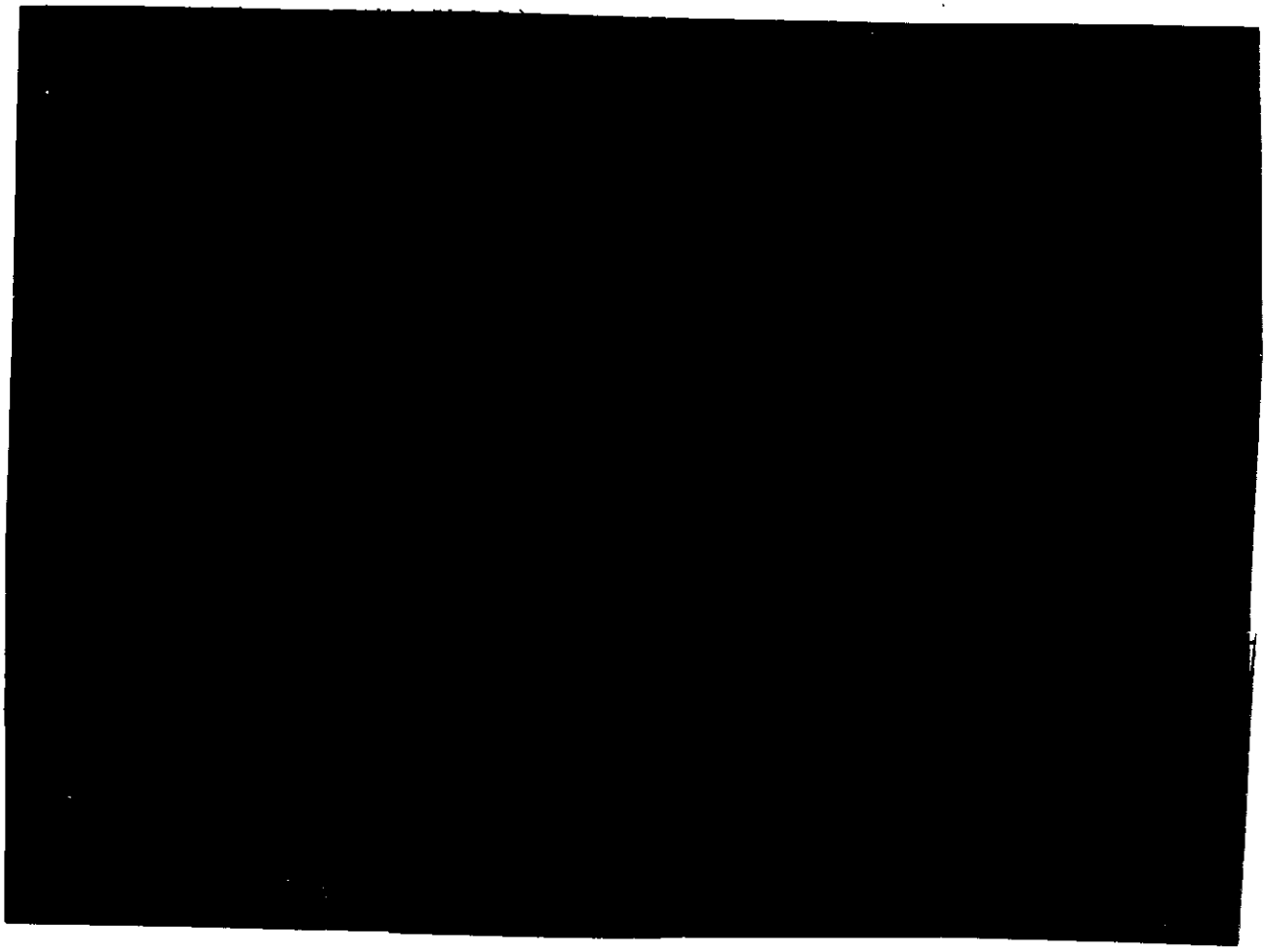
「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について（回答）

標記について、貴省からの２月８日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

[redacted]





RE:【機2】質問の件

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2012年2月21日 15:16
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室)
CC: 佐藤 耕平(安危本室); 内調職員107(内閣情報調査室)

[redacted] 様

お世話になっております。

標記の件について、ご回答ありがとうございます。

また、1点追加でご教授いただきたいのですが、[redacted]

お忙しい中、大変恐縮ですが、ご教授をよろしくお願いします。

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
総括班　丸山　洋平

〒１００－００１４
東京都千代田区永田町２－４－１２（内閣府別館）
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（内線[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９３－２５１６
メール：[redacted]

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

From: 内調職員253(内閣情報調査室)
Sent: Monday, February 20, 2012 9:26 PM
To: 丸山 洋平(安危本室)
Subject: 【機2】質問の件

丸山様

お疲れ様です。

昨年頂いたご質問の件ですが、当時電話で回答をさせていただいたと記憶しておりますが、その内容は以下のとおりです。

Ⅰについて

[redacted]

Ⅱについて

[redacted]

Ⅲについて

[redacted]

別表事項の解説に関する意見への回答については、準備出来次第、回答いたします。

[redacted]

引き続きよろしくお願いいたします。

内調 [redacted]

FW:【ご連絡】秘密保全法制(別表事項)に関する法制局資料について

坂本 伸男 [redacted]
送信日時: 2012年2月21日 20:41
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 坂本 伸男 [redacted]
添付ファイル:【海保修正】別表3号(公共の安全)コンメンタール.jtd (61 KB)

内閣情報調査室 [redacted] 様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

標記について、添付のとおり当庁意見を提出いたします。
大変ご迷惑をおかけいたしました。

なお、修正理由は以下のとおりです。
よろしくお願いいたします。

[redacted]

++***+***+***+***+***+***+***+***
海上保安庁 総務部 政務課
企画係 坂 本 伸 男

TEL (代表) 03-3591-6361(内線:[redacted]
(直通) [redacted]
(FAX) [redacted]
MAIL:[redacted]
++***+***+***+***+***+***+***+***
-----Original Message-----
From: 坂本 伸男
Sent: Tuesday, February 21, 2012 8:10 PM
To: [redacted]
Cc: 坂本 伸男
Subject: RE: 【ご連絡】秘密保全法制(別表事項)に関する法制局資料について

内閣情報調査室 [redacted] 様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

標記につきまして、添付のとおり当庁意見をご連絡いたします。
(修正箇所は1箇所のみです。)

回答が大変遅くなってしまい、本当に申し訳ございませんでした。
今後もよろしくお願いいたします。

++***+***+***+***+***+***+***+***
海上保安庁 総務部 政務課
企画係 坂 本 伸 男

TEL (代表) 03-3591-6361(内線:[redacted]
(直通) [redacted]
(FAX) [redacted]
MAIL:[redacted]
++***+***+***+***+***+***+***+***
-----Original Message-----
From: [redacted] [mailto:[redacted]
Sent: Thursday, January 26, 2012 5:46 PM
To: [redacted] 坂本 伸男; [redacted]; [redacted]

[redacted]; [redacted]; [redacted]
Subject: 【ご連絡】秘密保全法制（別表事項）に関する法制局資料について

警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省　担当各位

いつも大変お世話になっております。

秘密保全法制に関して、「別表事項の解説」を送付いたします。

本資料については、まだ内調内の検討が終了していませんが、早めに修文等のご指摘をいただくためのアドバンスとして、特に別表事項に関係の深い省庁の担当者に送付いたします。正式版は、明日中に内調内の検討を終え、本日送付していない省庁も含めて、各省に送付する予定です。

下線を引いて強調しております部分につきましては、たたき台として内調で記載しているところですので、各省庁におきまして、確認、訂正や加筆等をお願いいたします。

法制局の都合次第ではありますが、来週中に審査が行われることも想定されますが、その場合には、本資料「別表事項の解説」の持ち込みたいと考えています。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

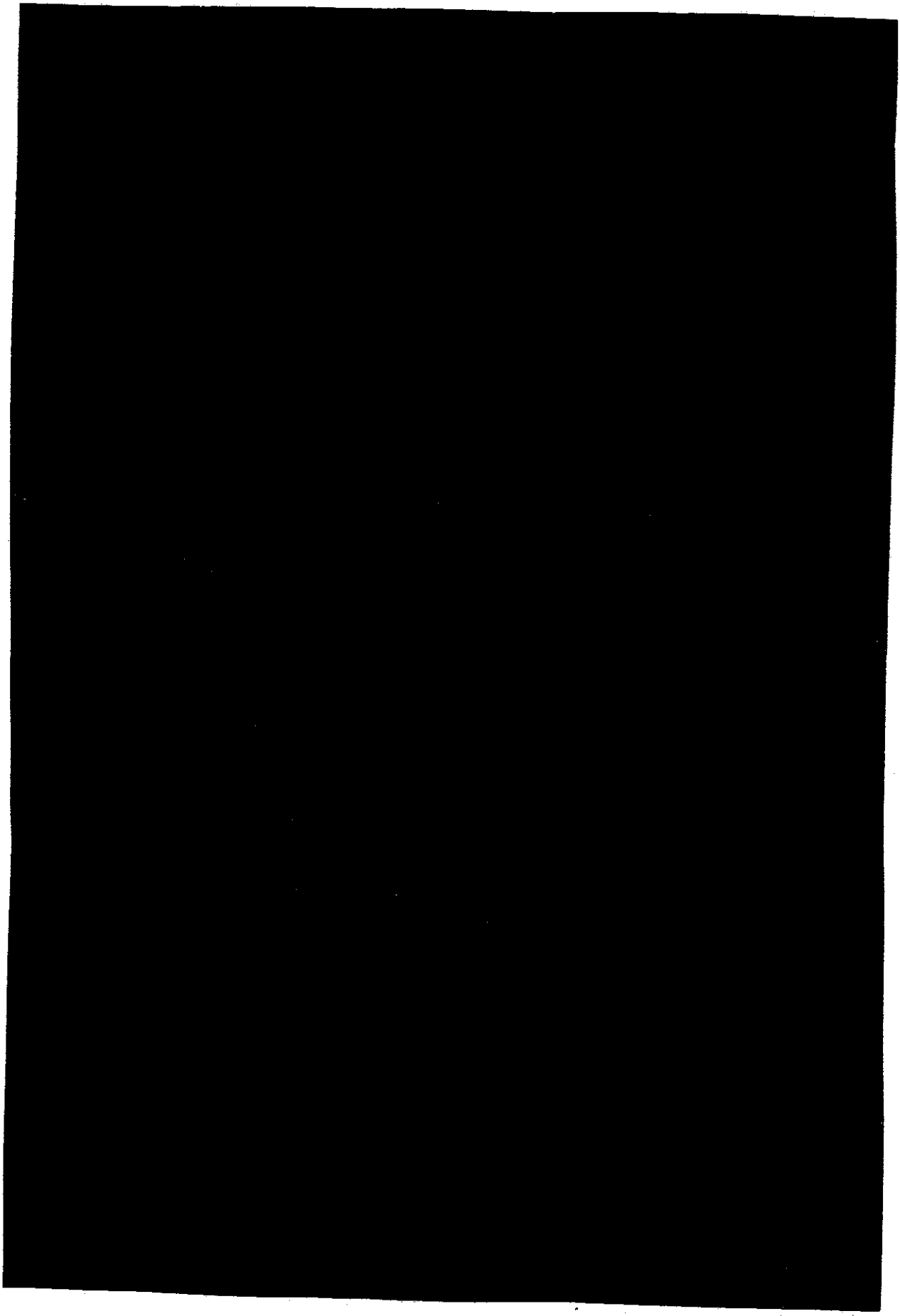
平成24年2月21日
海上保安庁

機密性２

12/02/21 内調内検討済み

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

[redacted]



秘密保全法制:[redacted]の必要性

[redacted]

送信日時: 2012年2月22日 19:18
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: NAKAMURA KIMITAKE [redacted]; FUJII TARO [redacted]; KAYAMOTO YURI [redacted]; NONOMURA KAITARO [redacted]; NAKAI YUICHI [redacted]; KASAI KOJI [redacted]; MURAKAMI HIDENORI [redacted]; TARUI TOSHIHARU [redacted]; MANABE TAKASHI [redacted]; MIYASHITA TADAYUKI [redacted]; ADACHI HIDEAKI [redacted]; NAKAJIMA HIDETO [redacted]; TAKAO SUNAO [redacted]
添付ファイル: [redacted]必要性(外務省決裁版).docx (15 KB)

内調 [redacted]様、[redacted]様

お世話になっております。

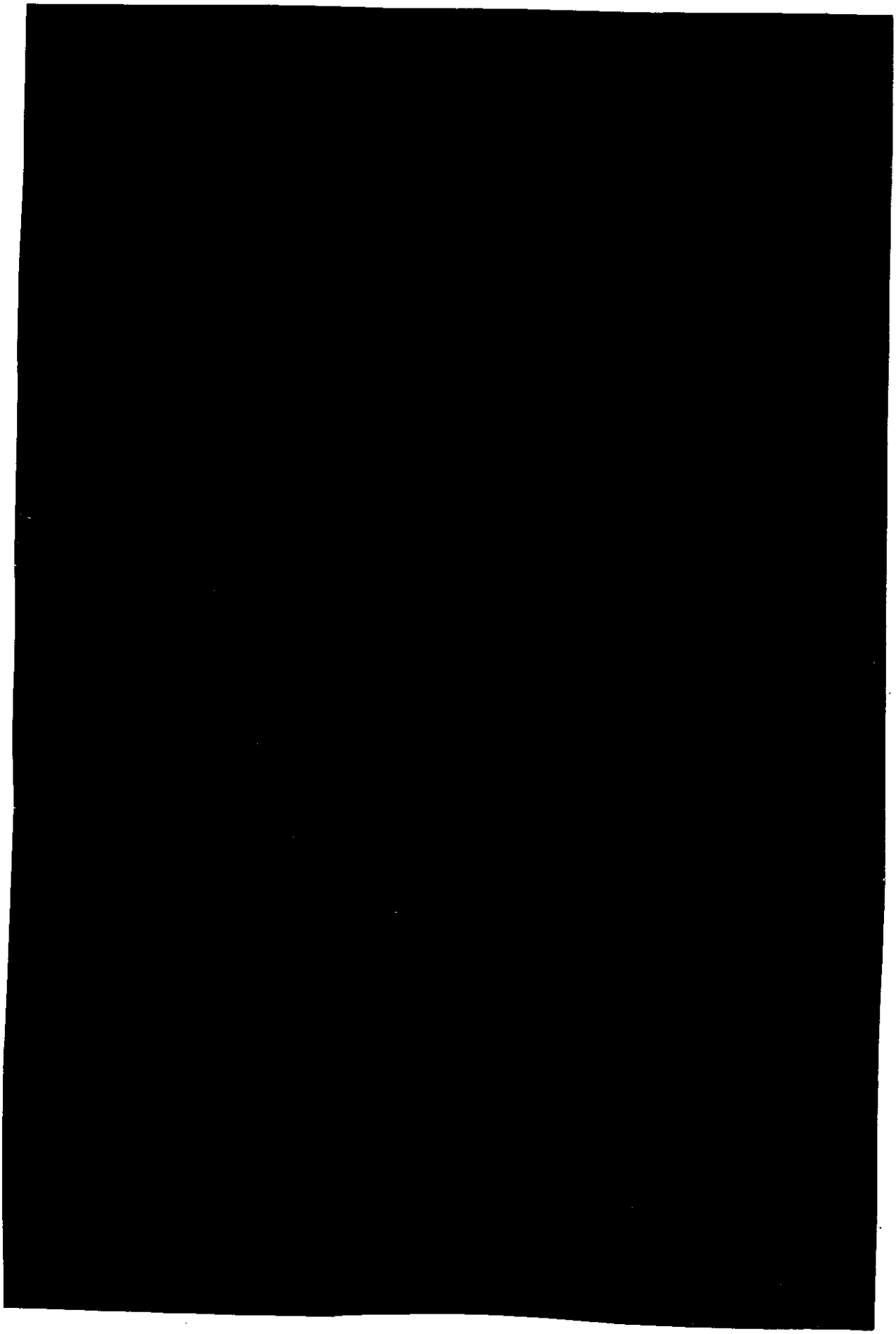
遅くなりましたが、[redacted]の必要性ペーパーを作成しましたので送付させて頂きます。
担当レベルでの協議につきましては、別途調整させて頂きますので宜しくお願い致します。

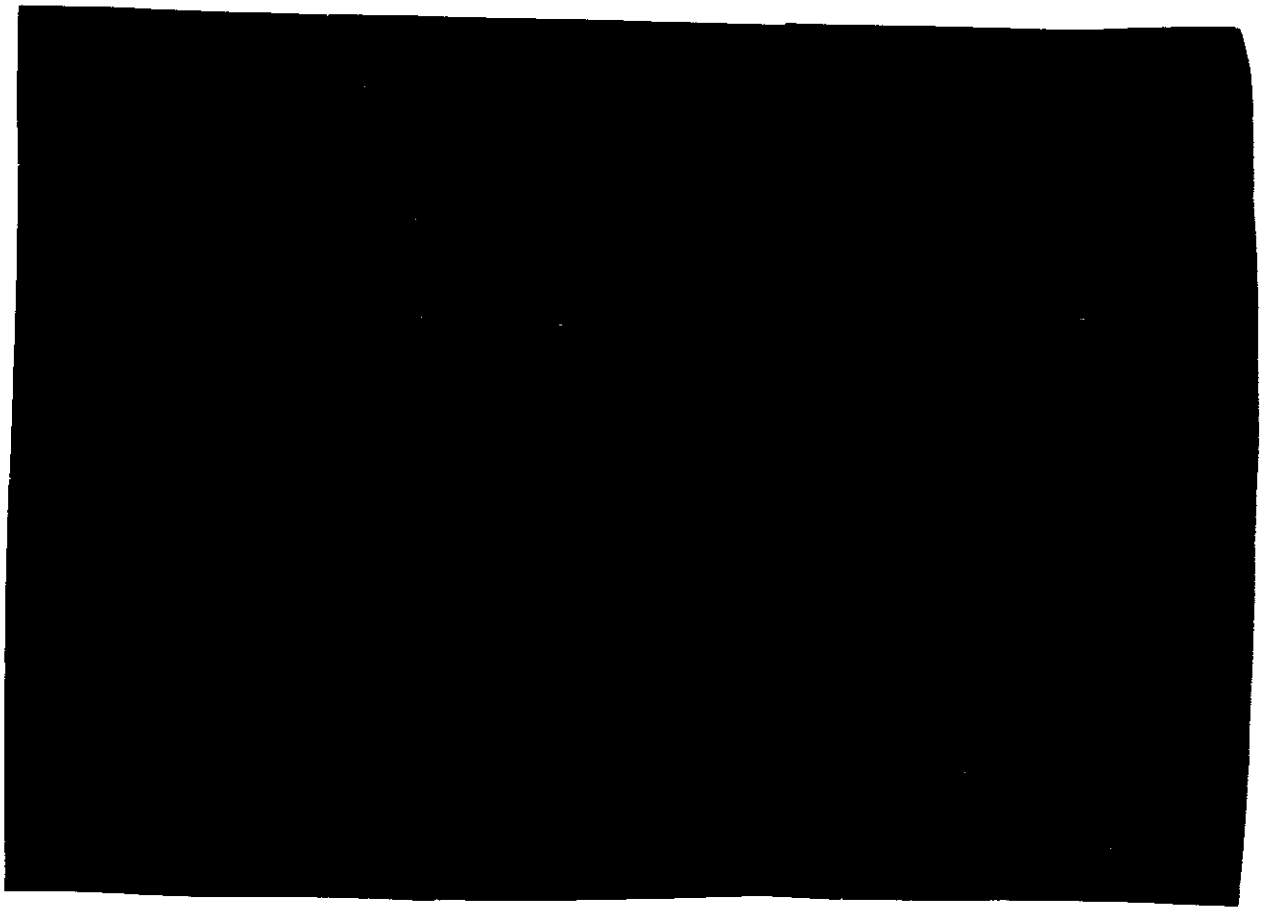
外務省　官房総務課／防護室 [redacted]

「[redacted]」に関する規定を法案に盛り込むことの必要性

平成２４年２月２２日
外務省情報防護対策室

[redacted]





（了）

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:05
宛先: 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (355 KB)

内閣官房副長官補室（内政） 髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回： ２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回： ２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:06
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (361 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第１８回)を、来週２７日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回： ９月１５日に資料持込み、 ９月２０日に審査
第２回： １０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回： １１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回： １１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回： １１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回： １１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回： １１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回： １２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料： １２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回： １２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回： １２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回： １２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料： １２月１６日に資料持込み
第１２回： １２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回： １２月２７日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第１４回： １月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回： ２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回： ２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回： ２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回： ２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:06
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (355 KB)

内閣官房副長官補室(安危)　丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第１８回)を、来週２７日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (355 KB)

警察庁警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (355 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (355 KB)

法務省　刑事局公安課　角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第18回）

内調職員107（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年2月24日 20:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (355 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (350 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (355 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted](直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:11
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (355 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第18回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月24日 20:12
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (355 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第１８回）を、来週２７日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
第１回：　９月１５日に資料持込み、　９月２０日に審査
第２回：　１０月１３日に資料持込み、１０月１８日に審査
第３回：　１１月２日に資料持込み、１１月７、８日に審査
第４回：　１１月１１日に資料持込み、１１月１５日に審査
第５回：　１１月１８日に資料持込み、１１月２１日に審査
第６回：　１１月２５日に資料持込み、１１月２８日に審査
第７回：　１１月３０日に資料持込み、同日に審査
第８回：　１２月１日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料：　１２月２日に資料持込み、１２月７日に部長概要説明
第９回：　１２月１２日に資料持込み、１２月１２、１３日に審査
第１０回：　１２月１４日に資料持込み、同日に審査
第１１回：　１２月１５日に資料持込み、１６日に審査
部長再説明資料：　１２月１６日に資料持込み
第１２回：　１２月２２日に資料持込み、同日に審査
第１３回：　１２月２７日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第１４回：　１月３０日に資料持込み、３１日に審査
第１５回：　２月６日に資料持込み、７日に審査
第１６回：　２月１３日に資料持込み、１７日に審査
第１７回：　２月２０日に資料持込み、２１日に審査
第１８回：　２月２７日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年２月２７日

１　条文案
　○　素案
　○　読替表

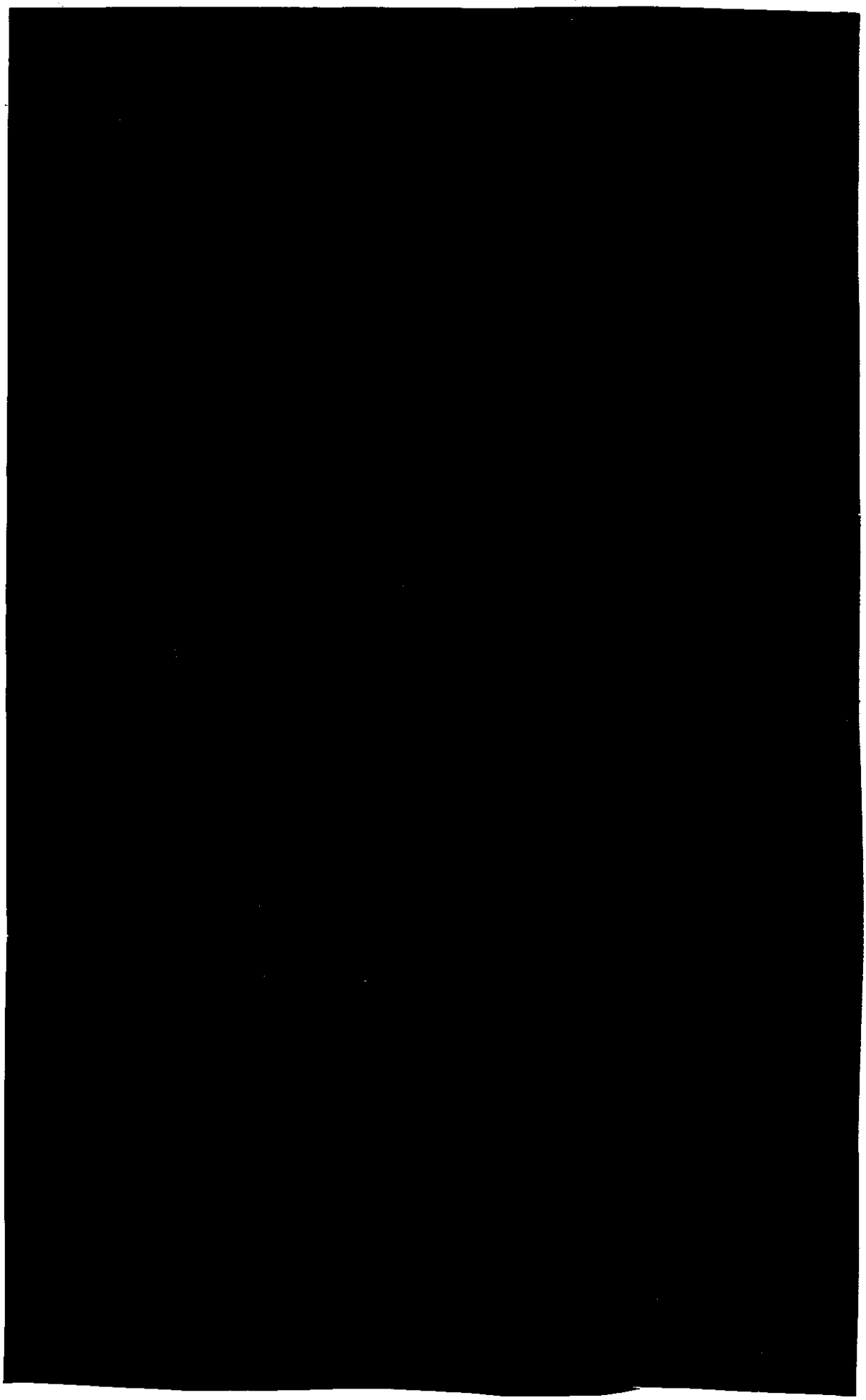
２　論点ペーパー（案）（内調内検討済み・他省庁協議未了）
　○　本法における附則事項について

３　その他
　○　第６条第２項に係る警察庁作成ペーパー

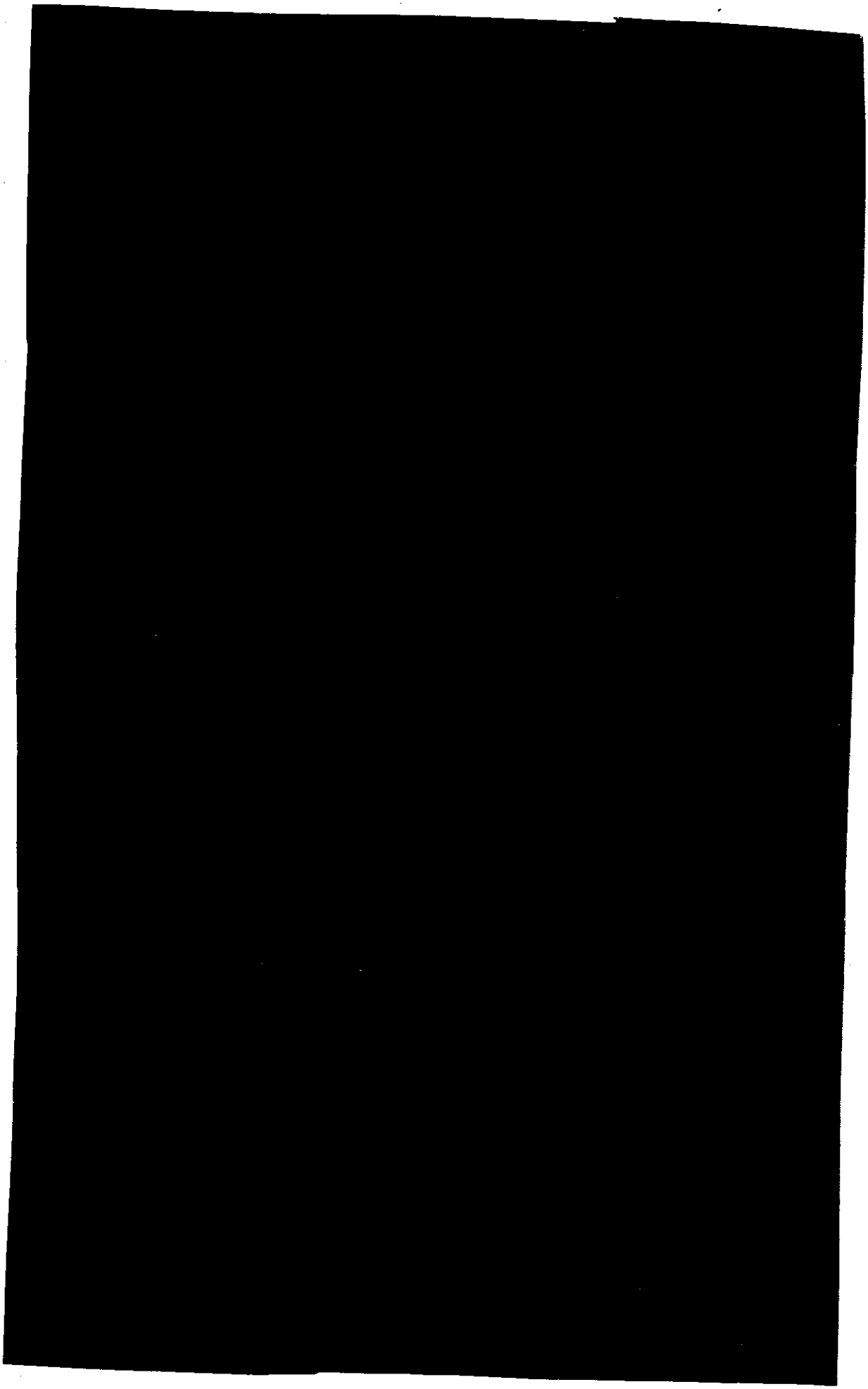
[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

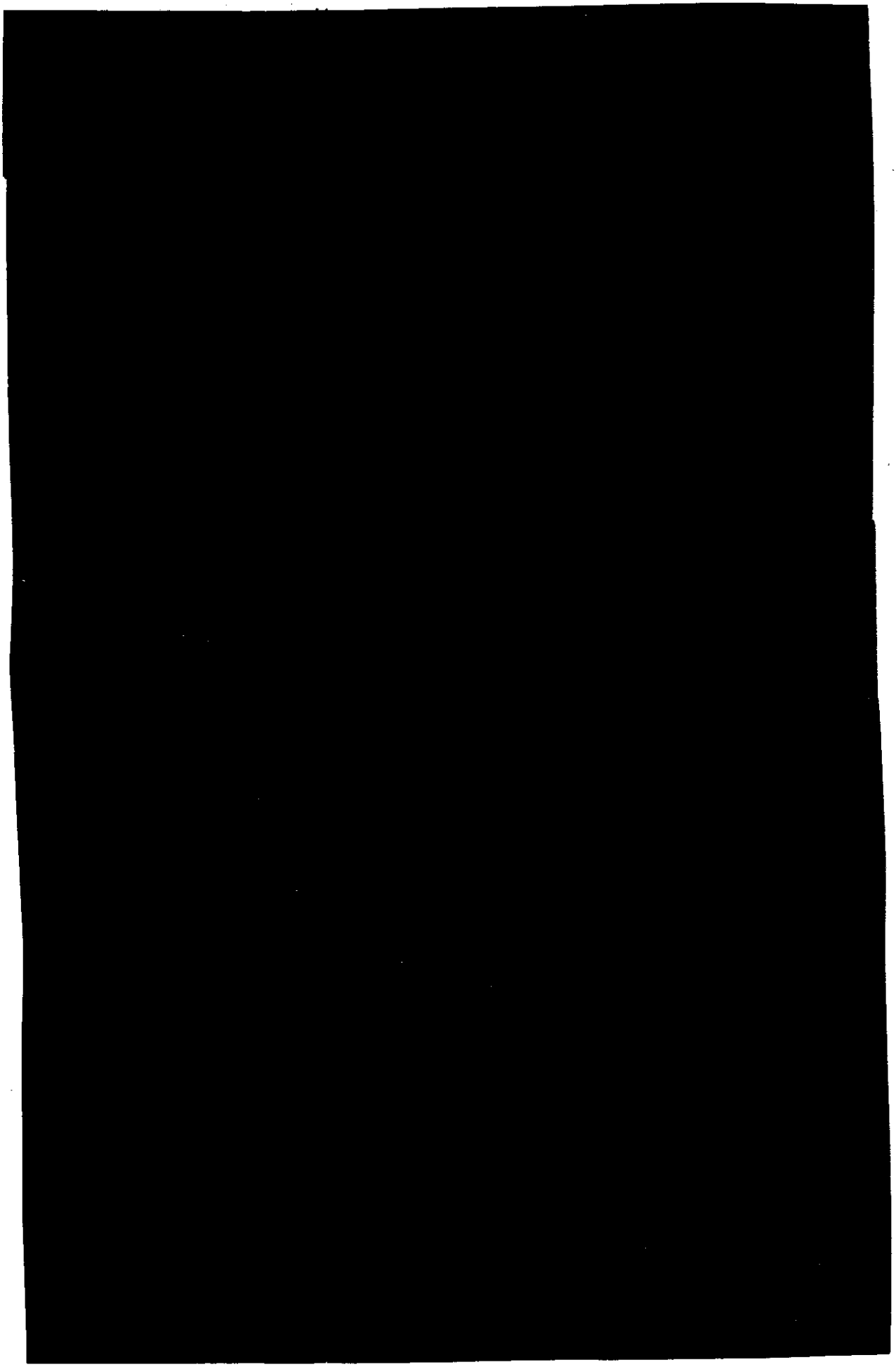
（※傍線部は今後特に検討を要する部分）



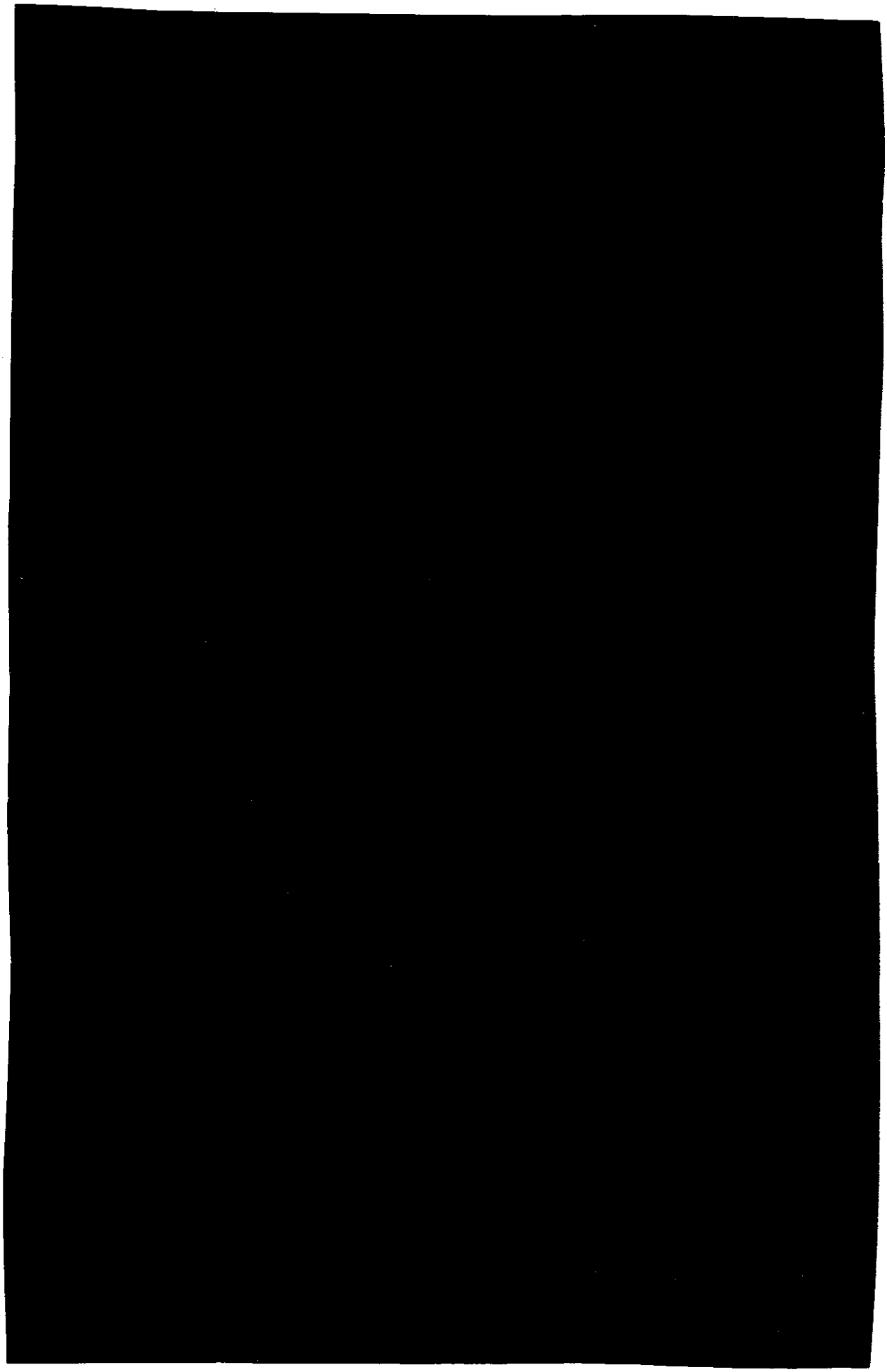
[redacted]

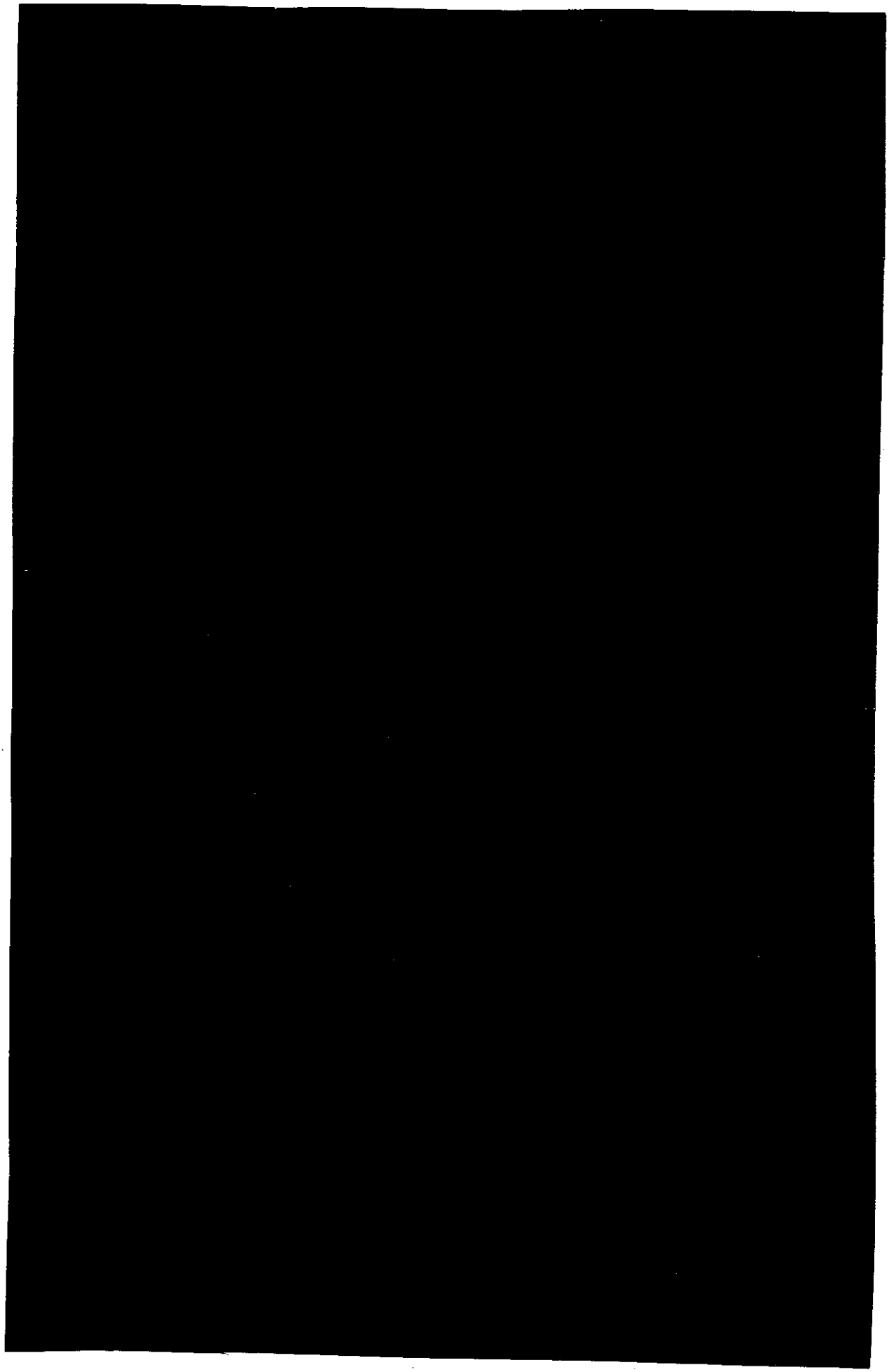


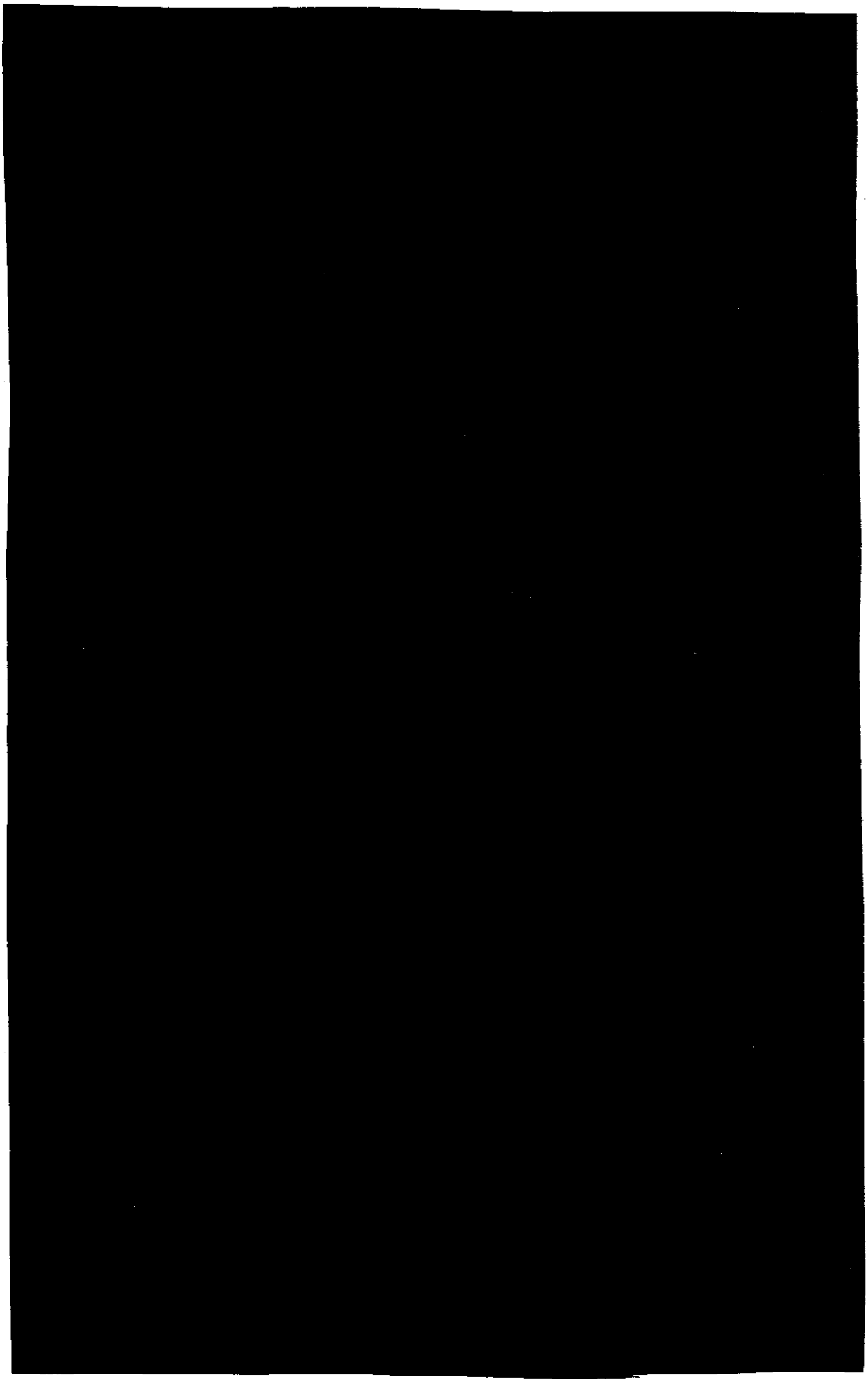
[redacted]

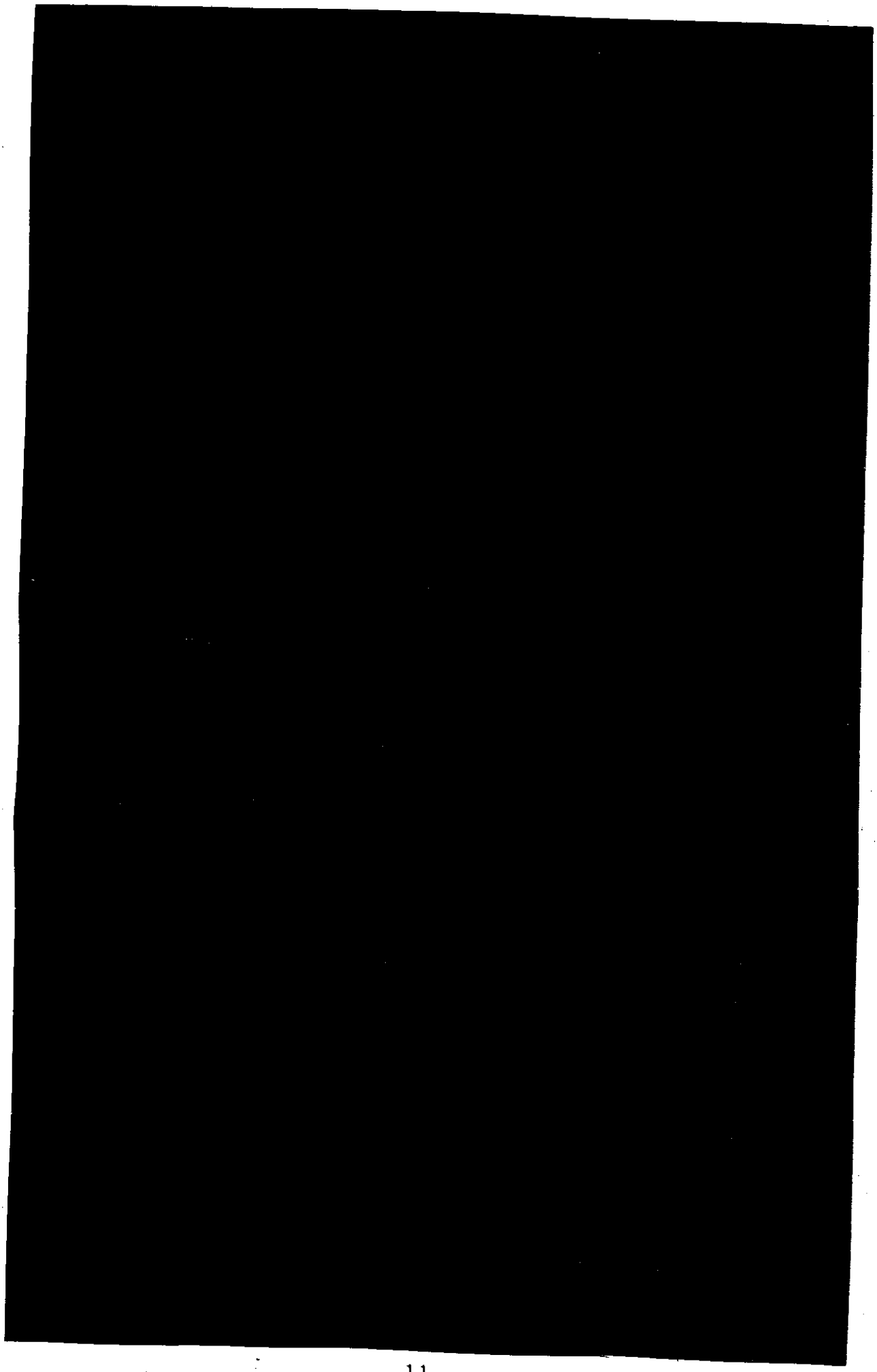


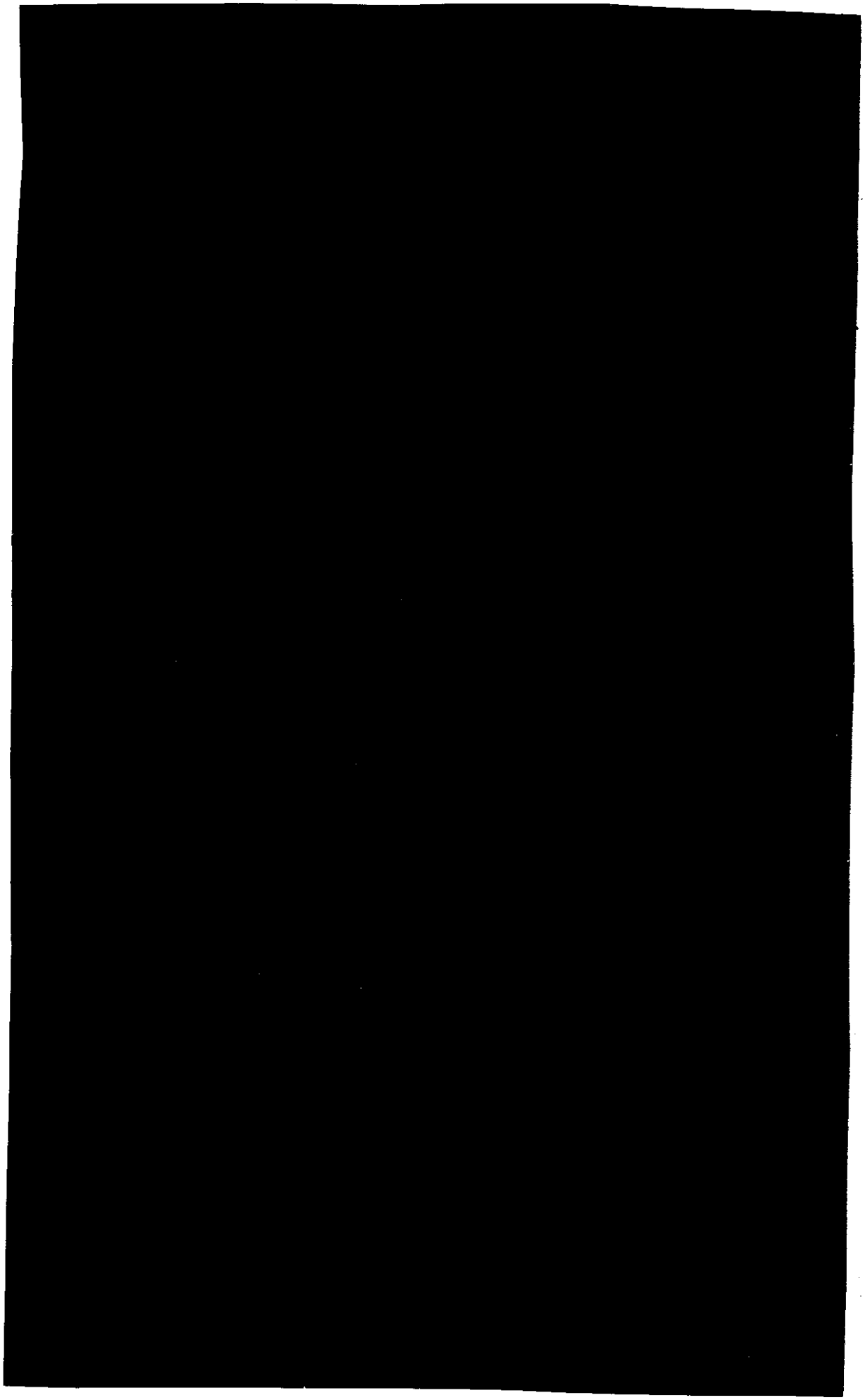
[redacted]

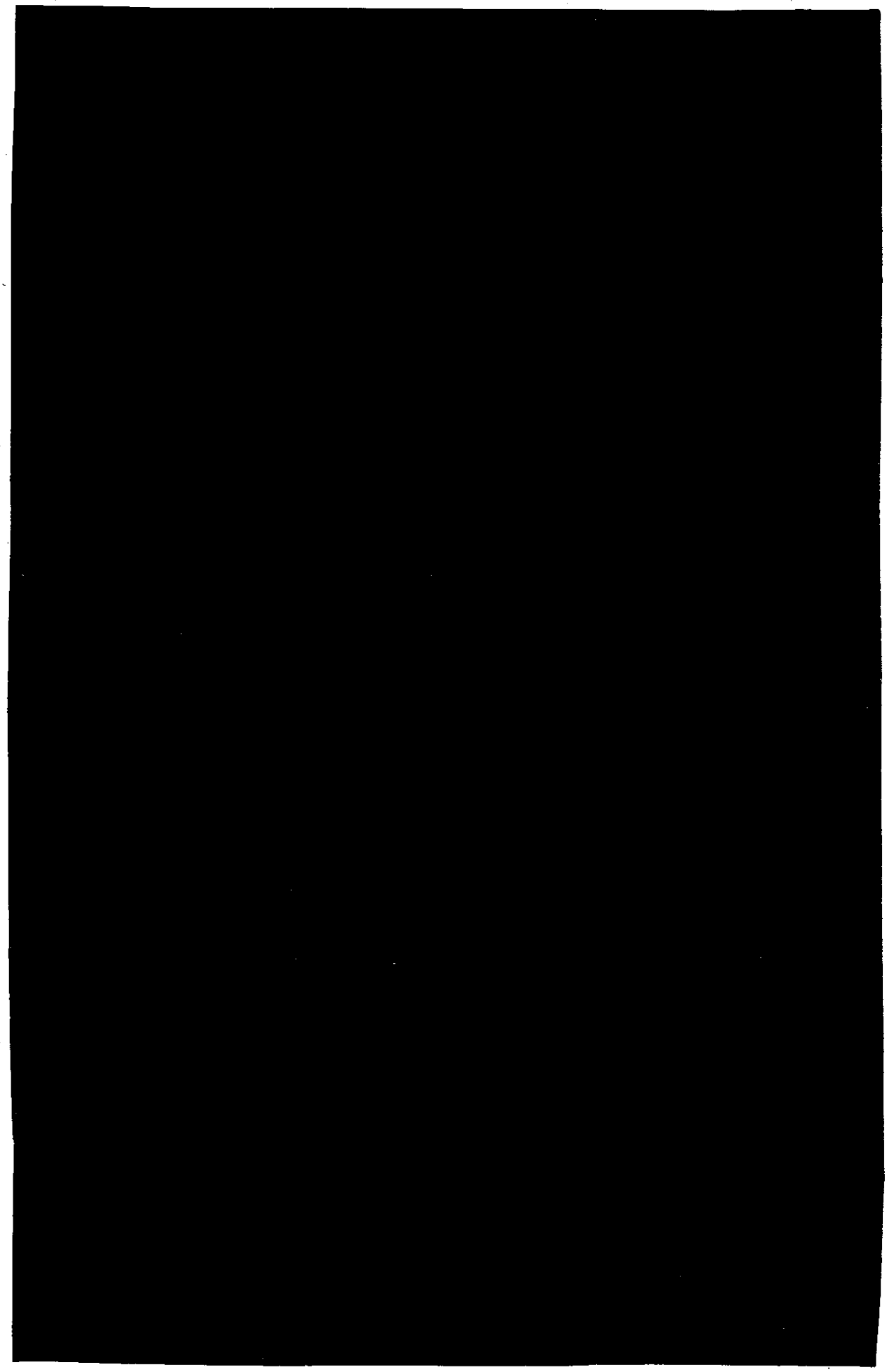


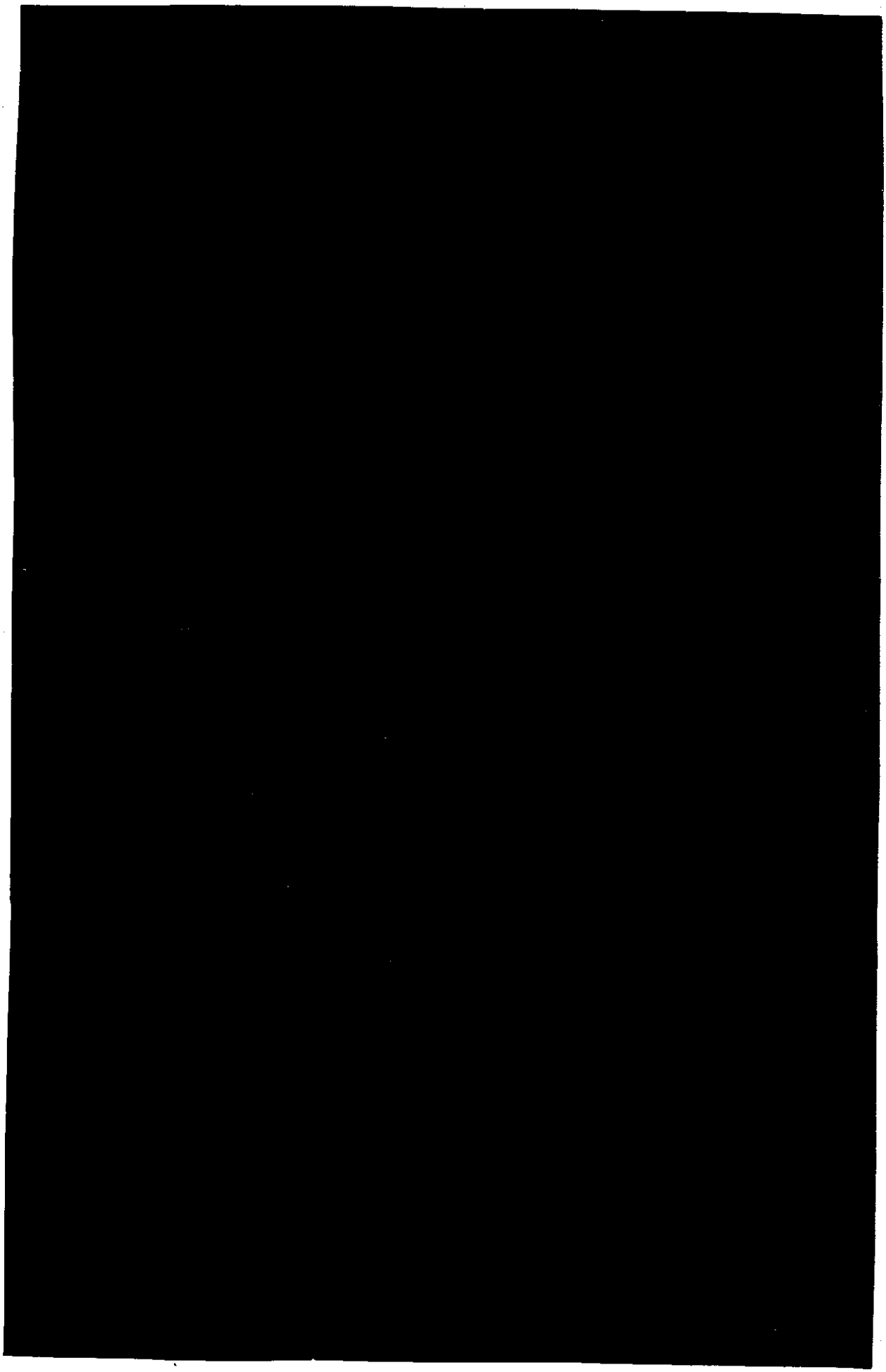


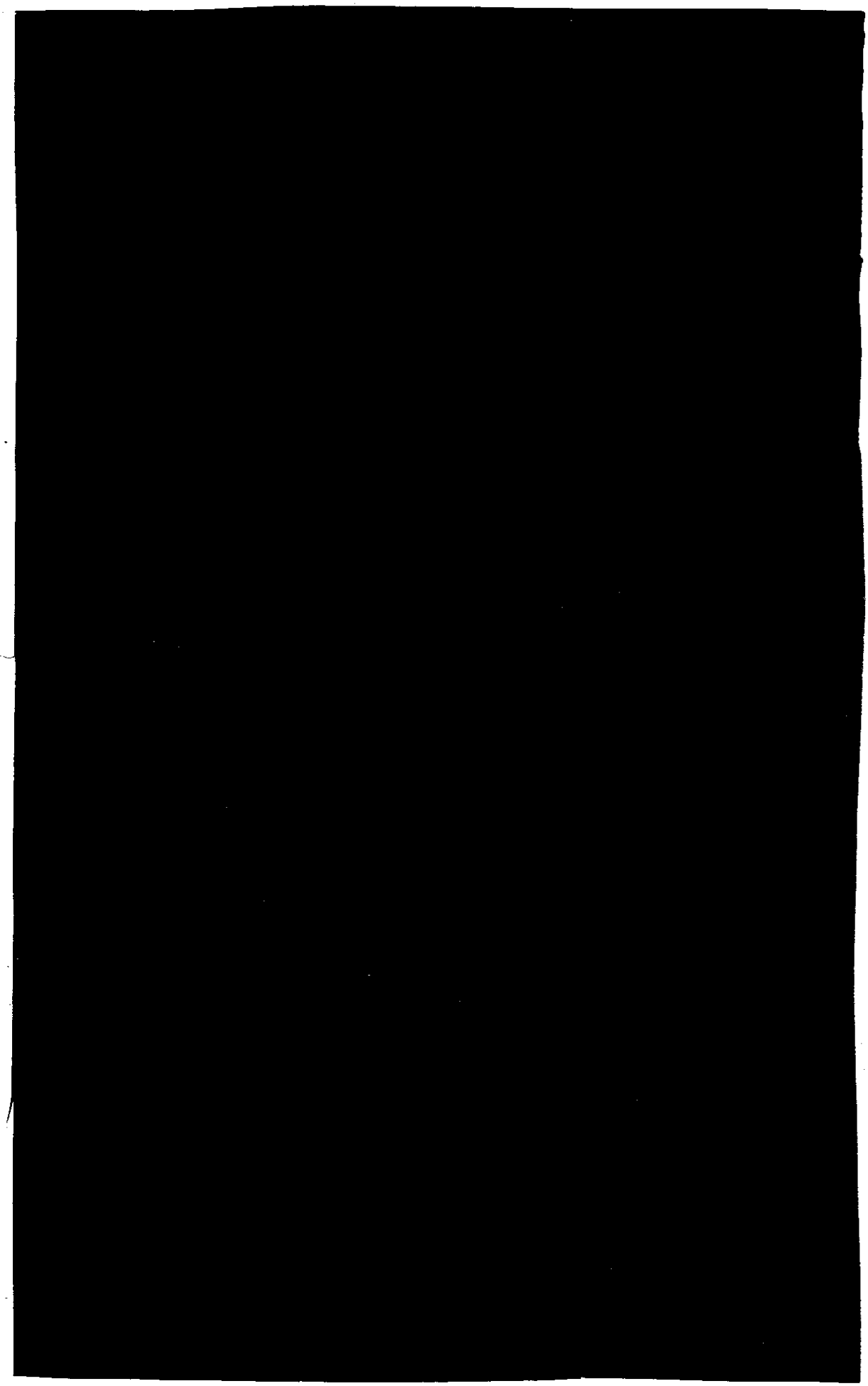


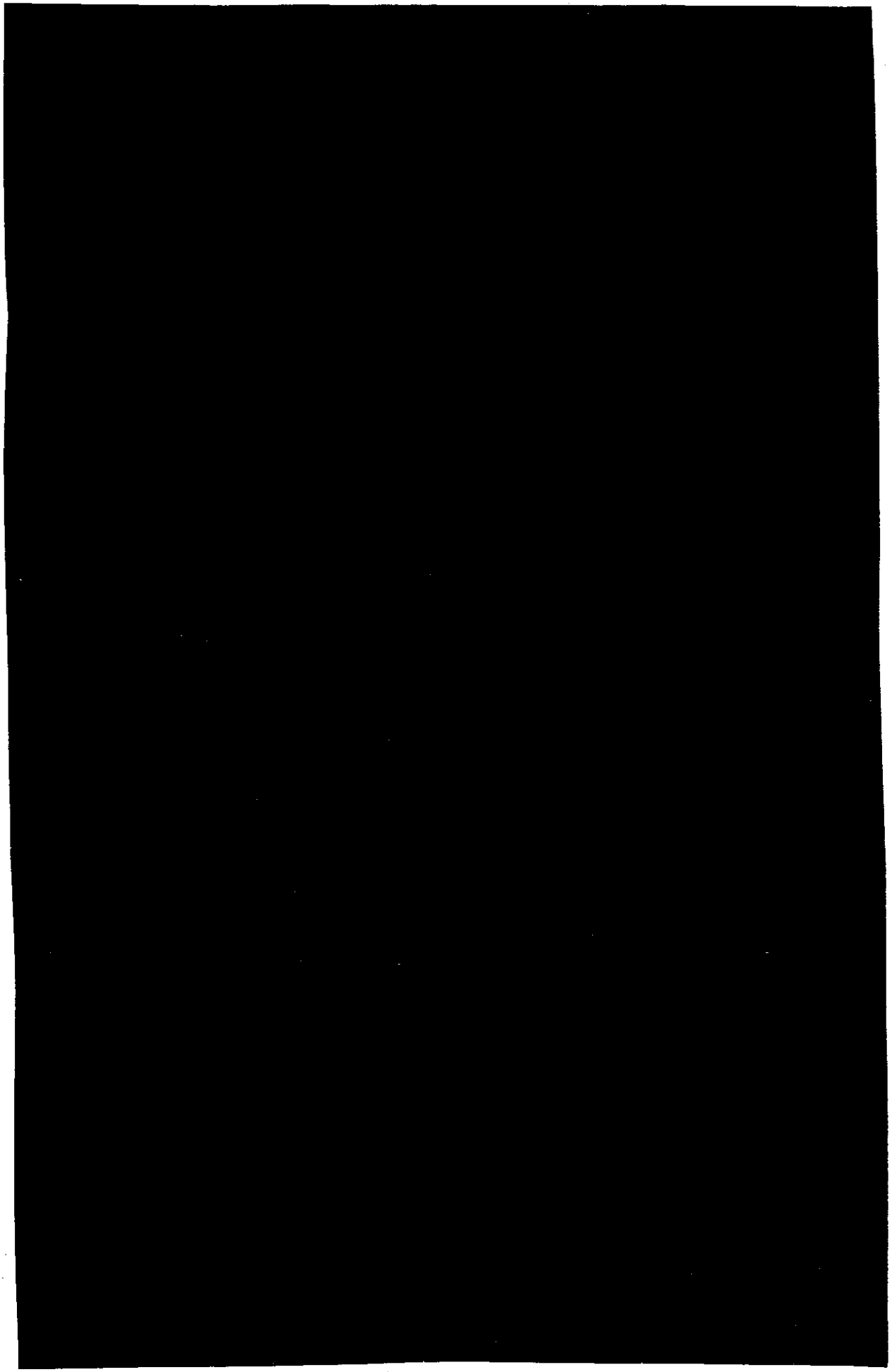


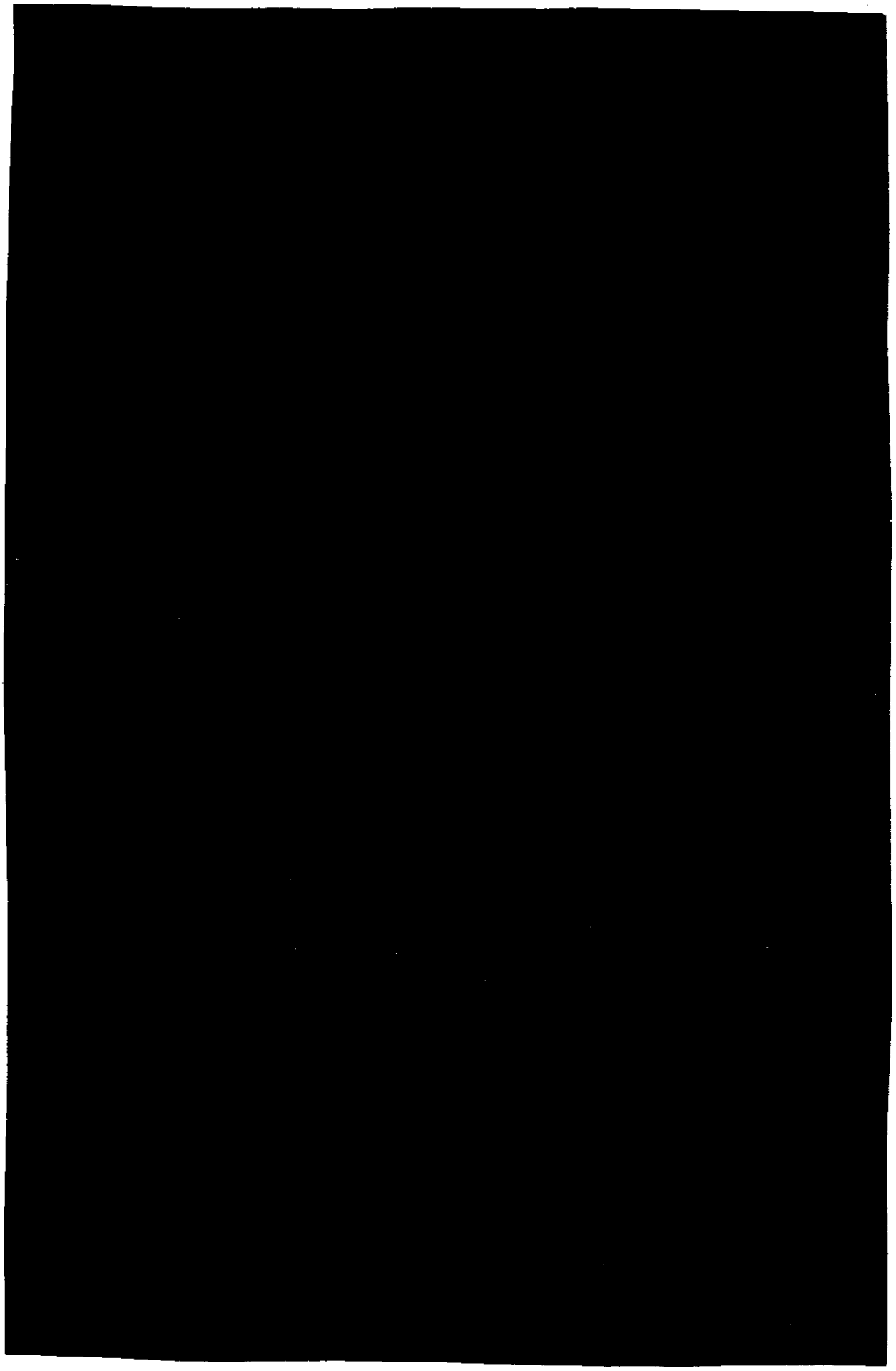




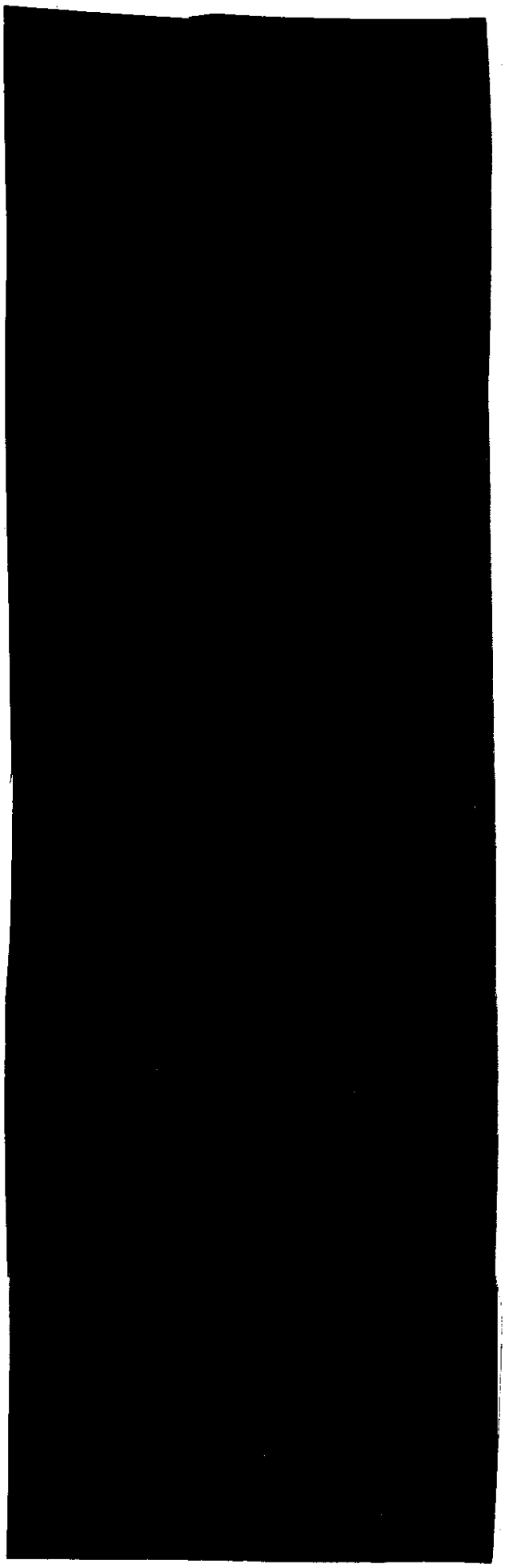








12/02/24



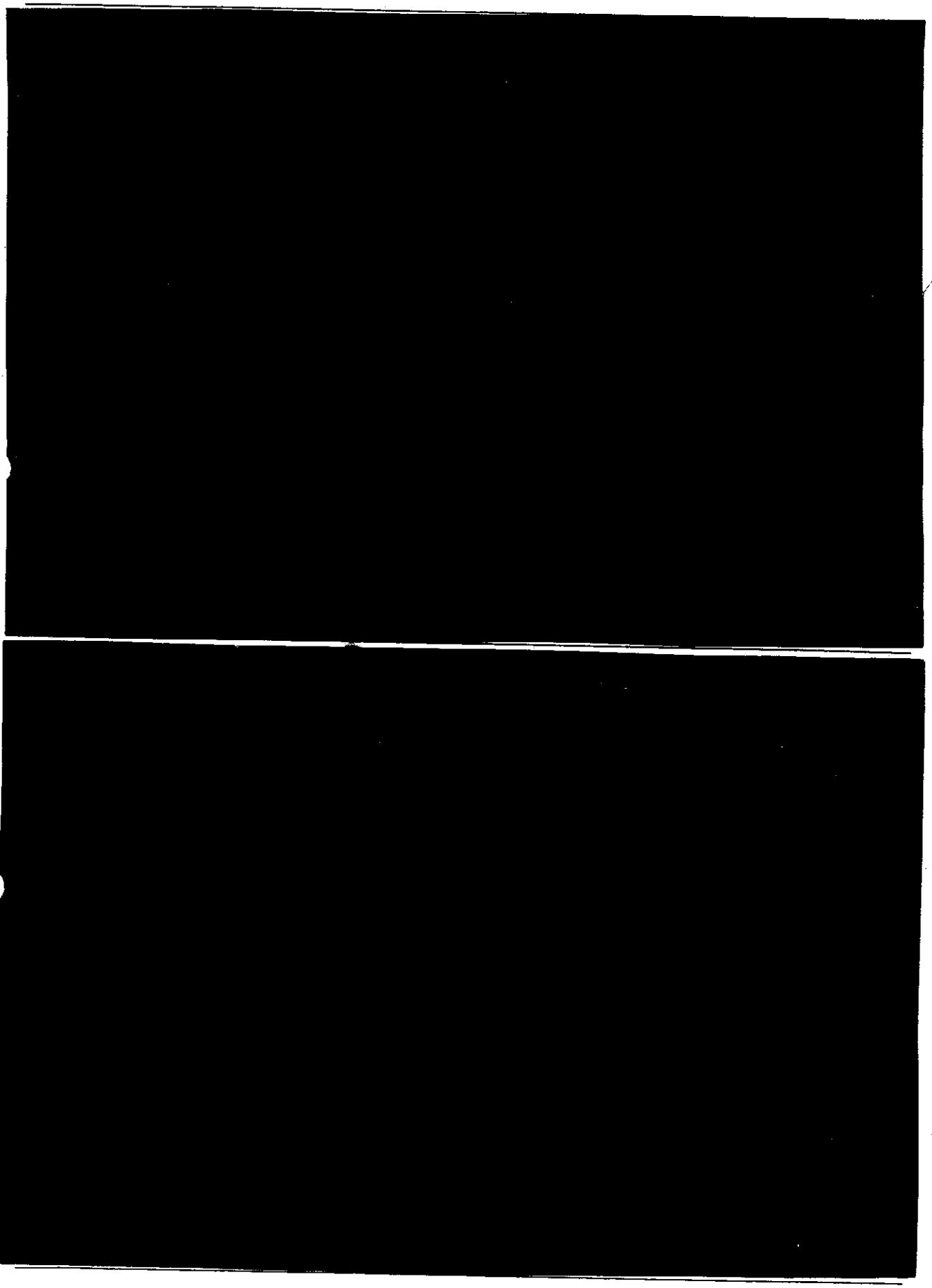
[redacted]

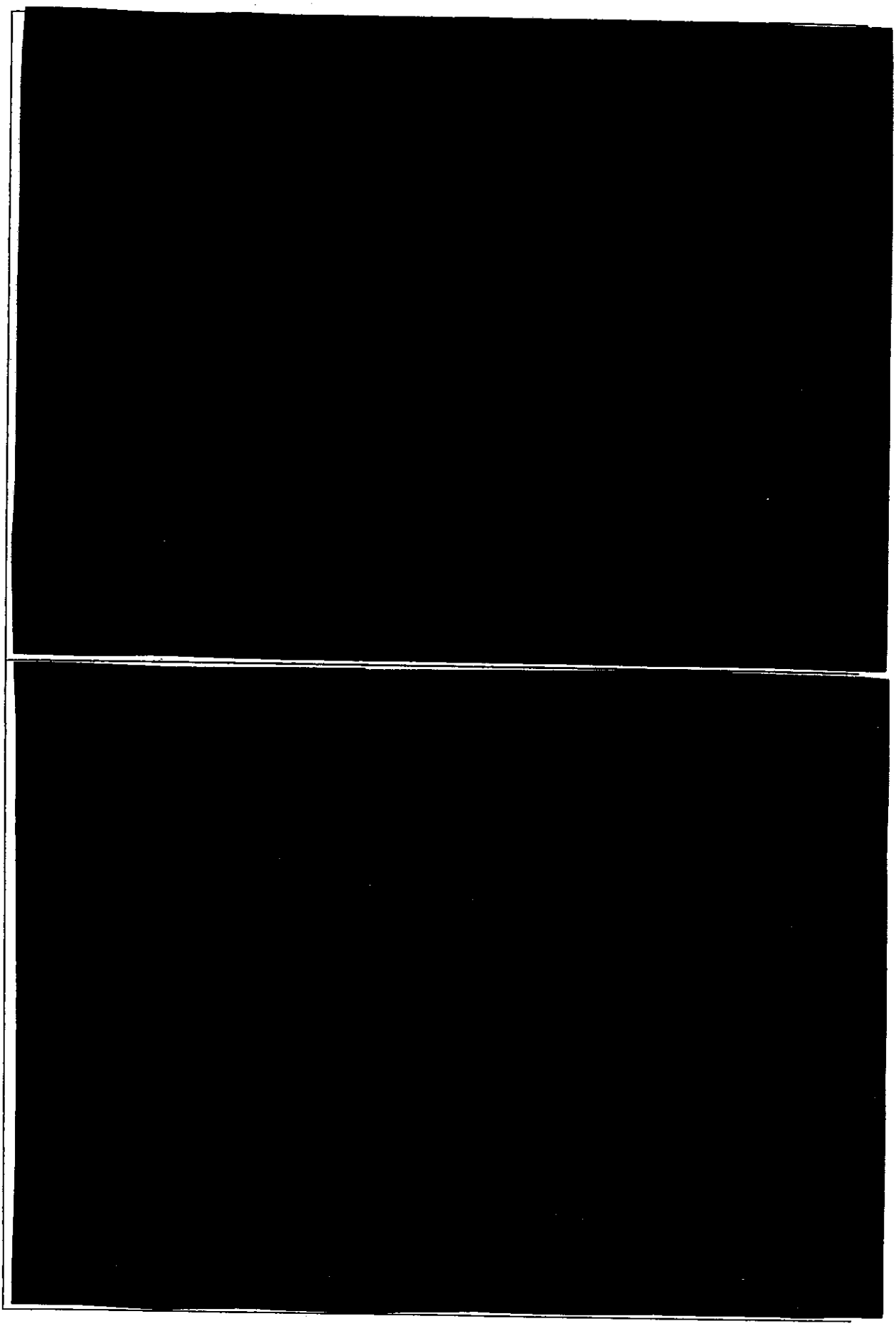
特別秘密の取扱者等

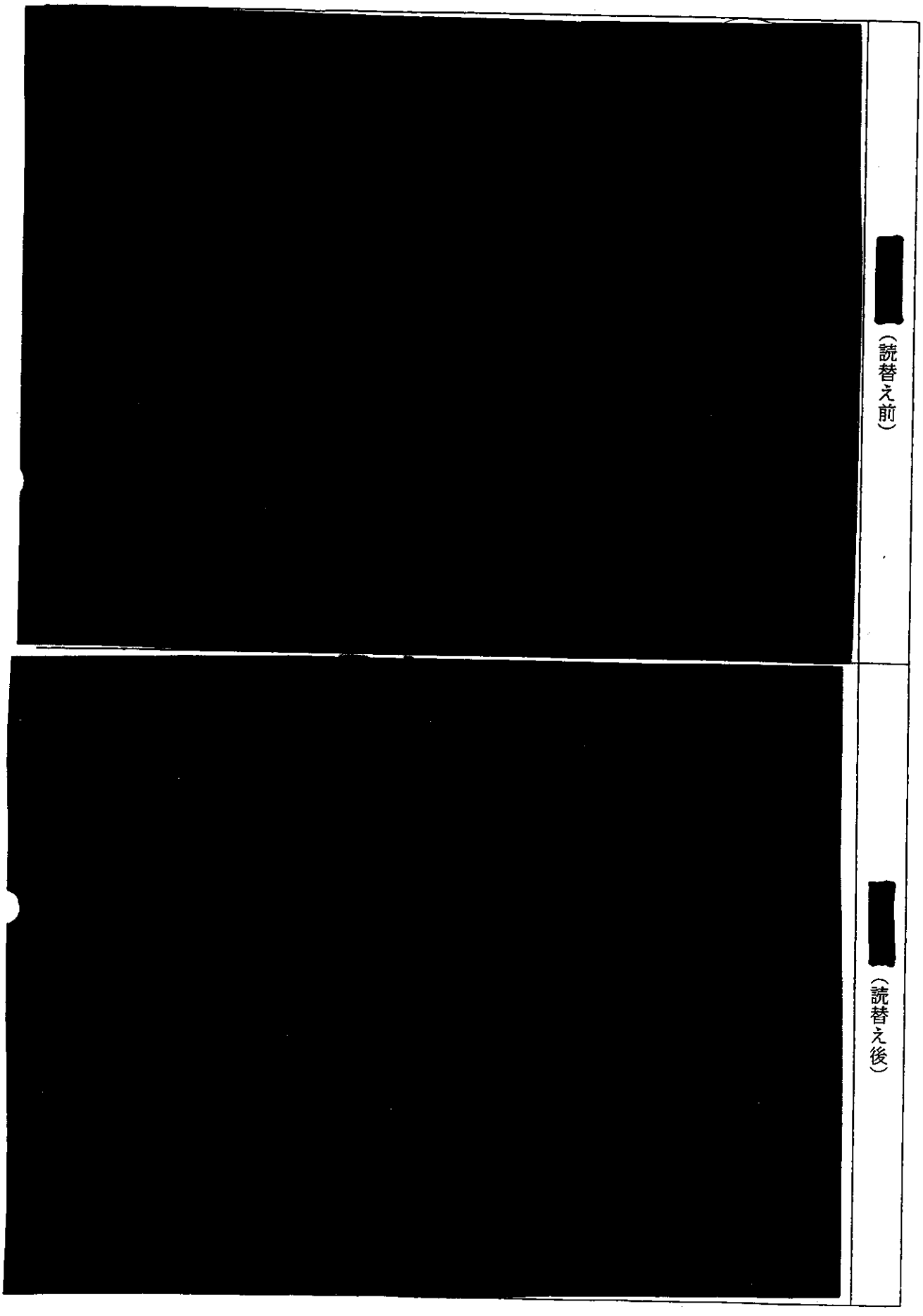
[redacted]（読替え前）

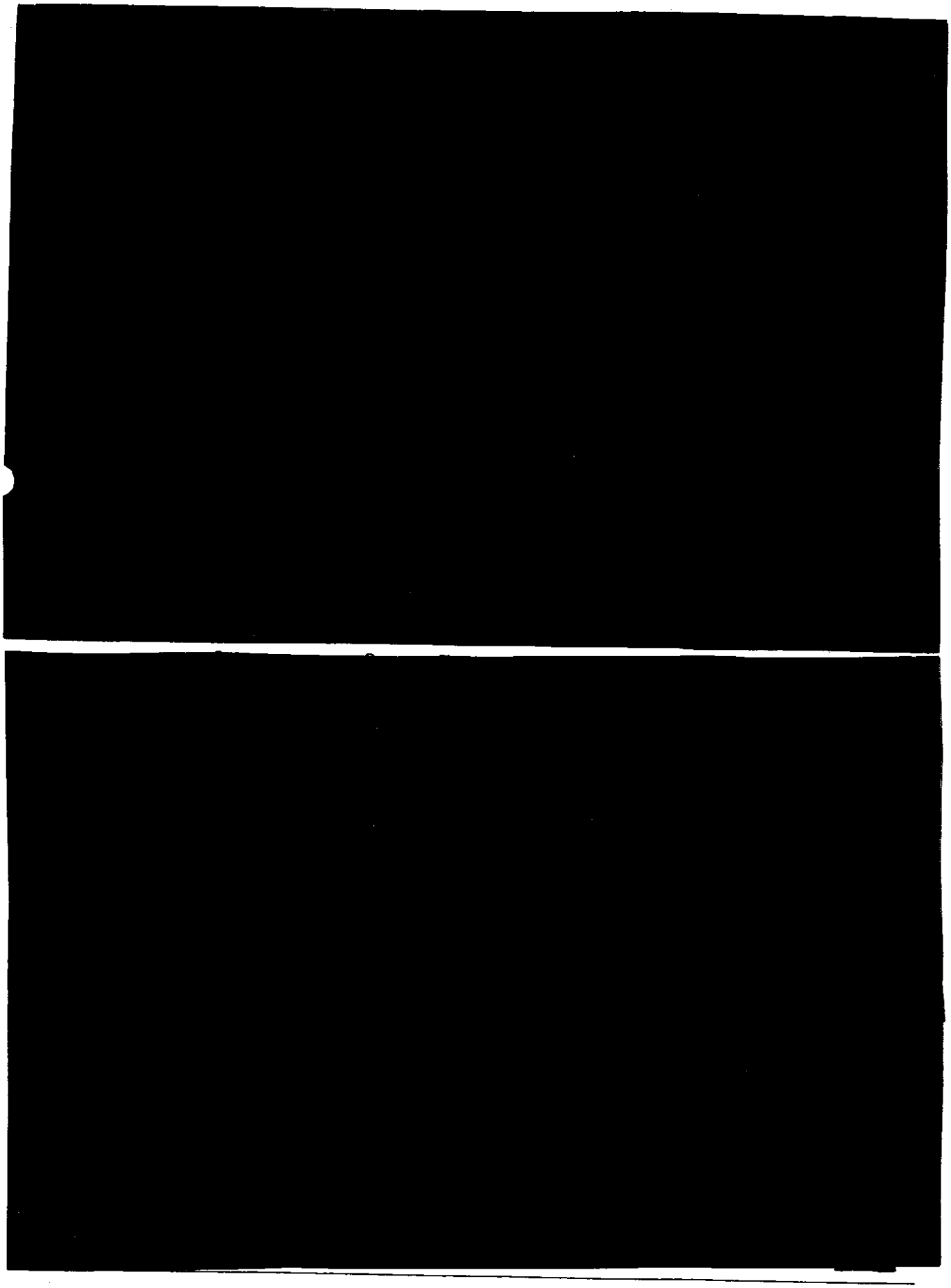
[redacted]

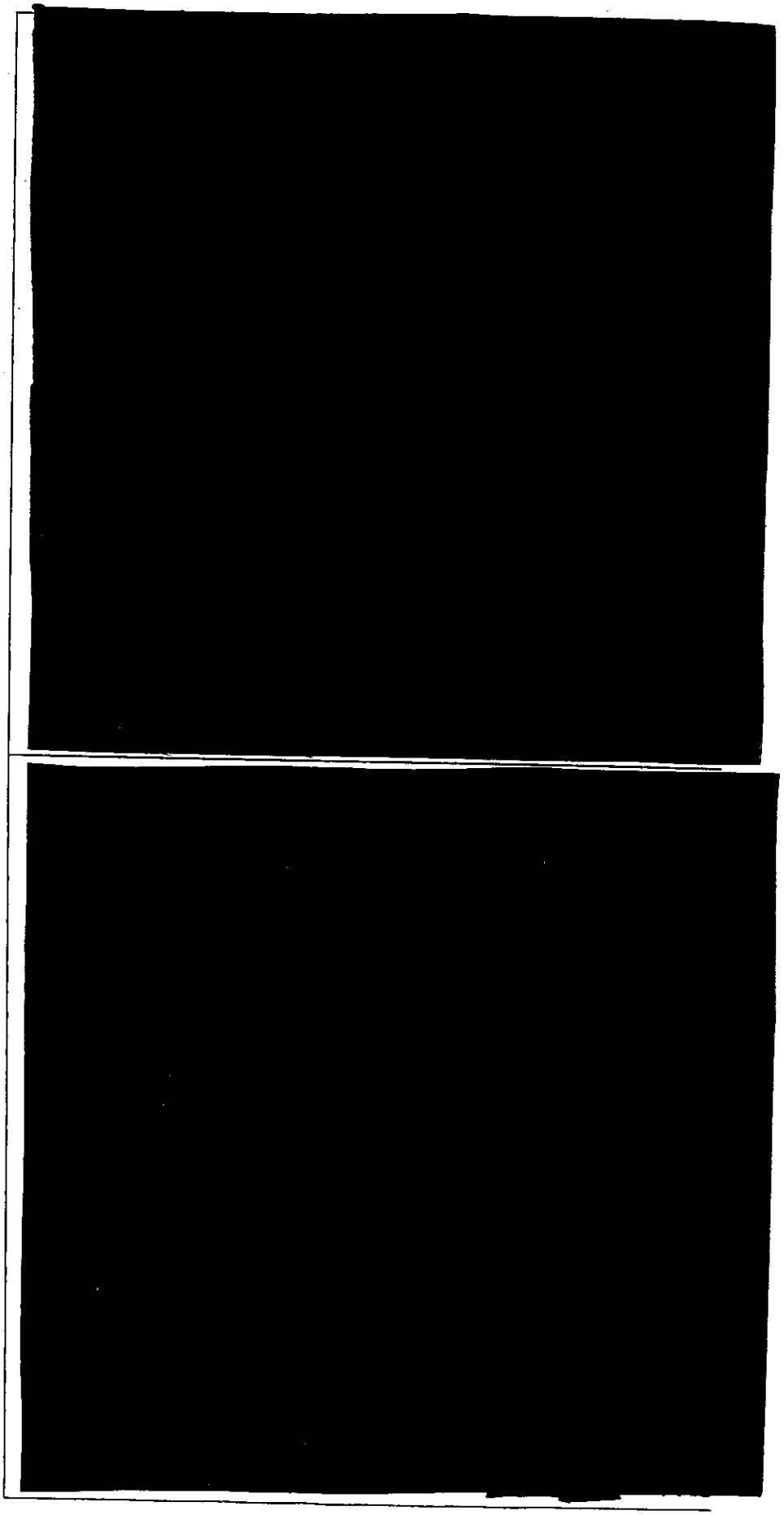
[redacted]（読替え後）






[redacted]
特別秘密の取扱者等
[redacted]
（読替え前）
[redacted]
（読替え後）





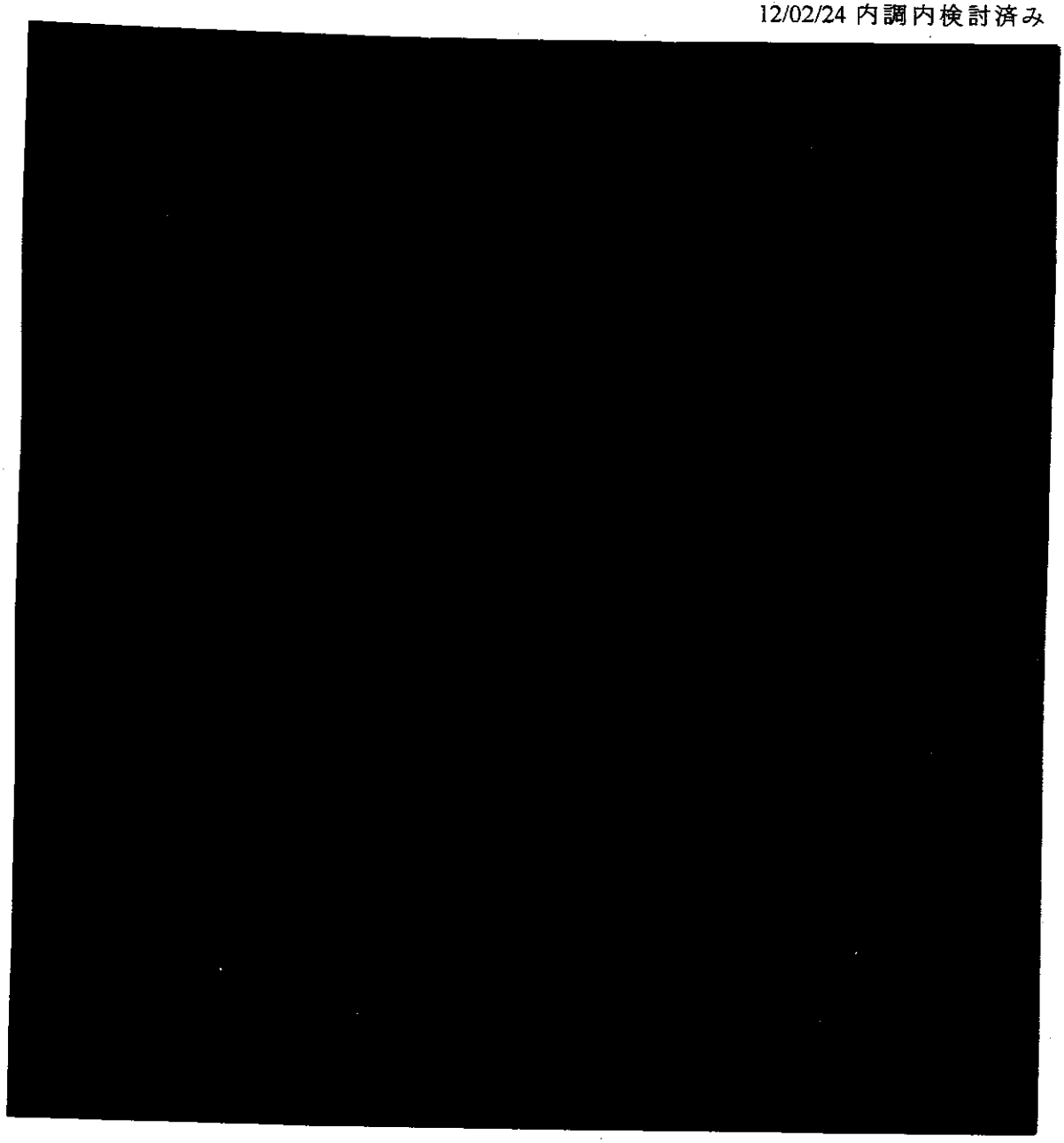
12/02/24 内調内検討済み

平成24年2月　　日
内閣情報調査室

本法における附則事項について（案）

[redacted]

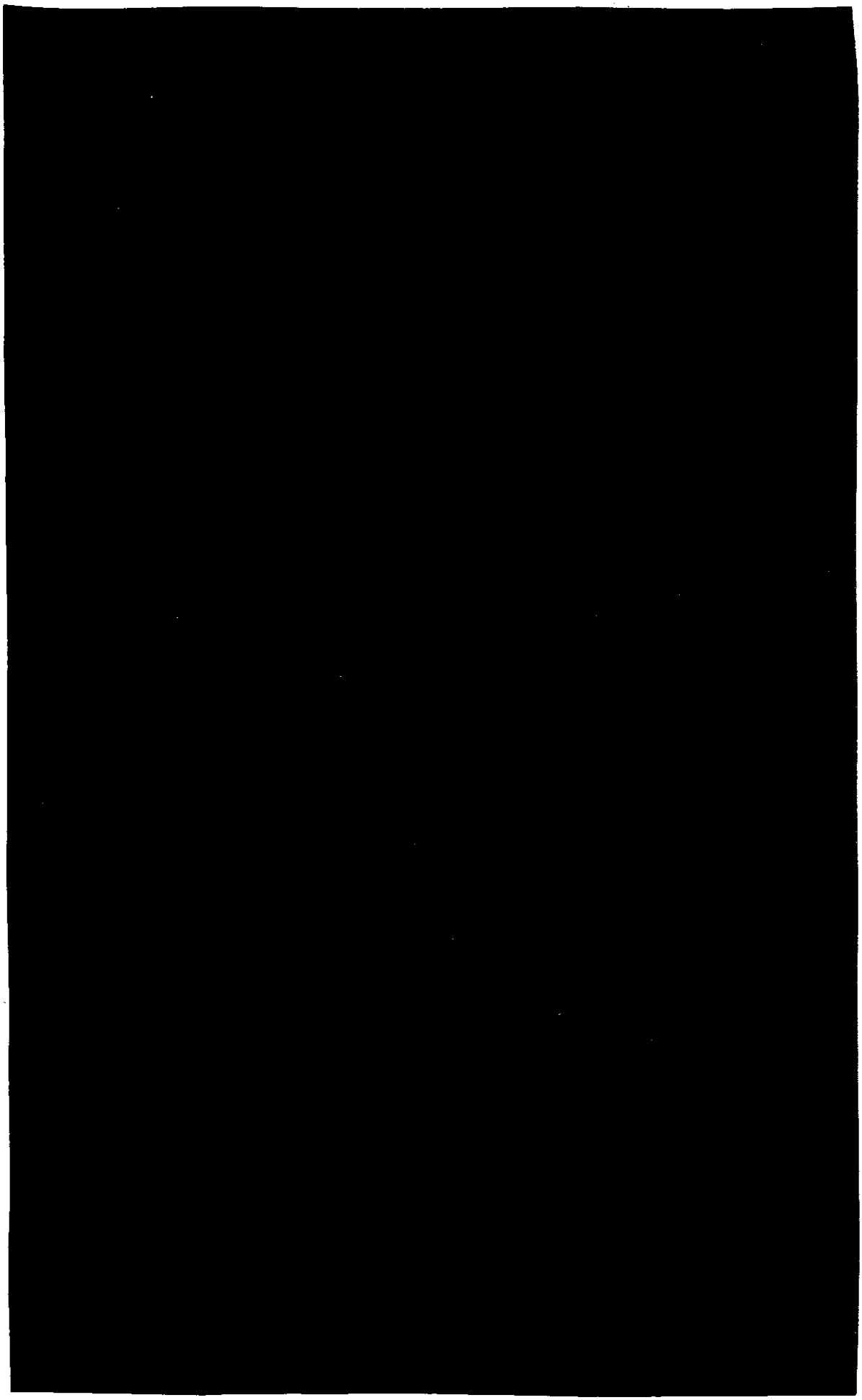
12/02/24 内調内検討済み



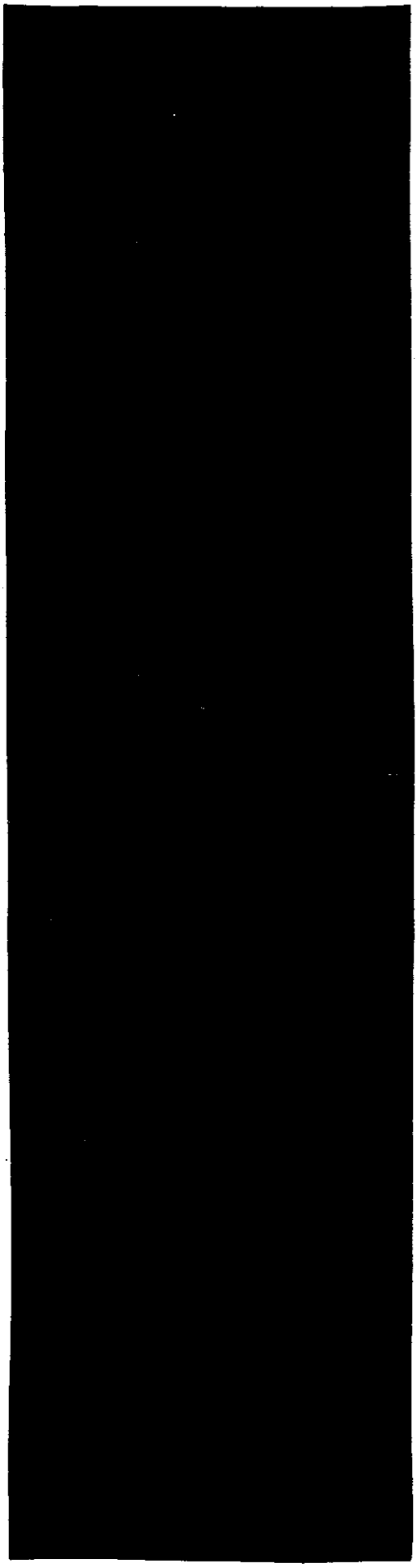
12/02/24内調内検討済み

（別紙）　附則のイメージ

[redacted]

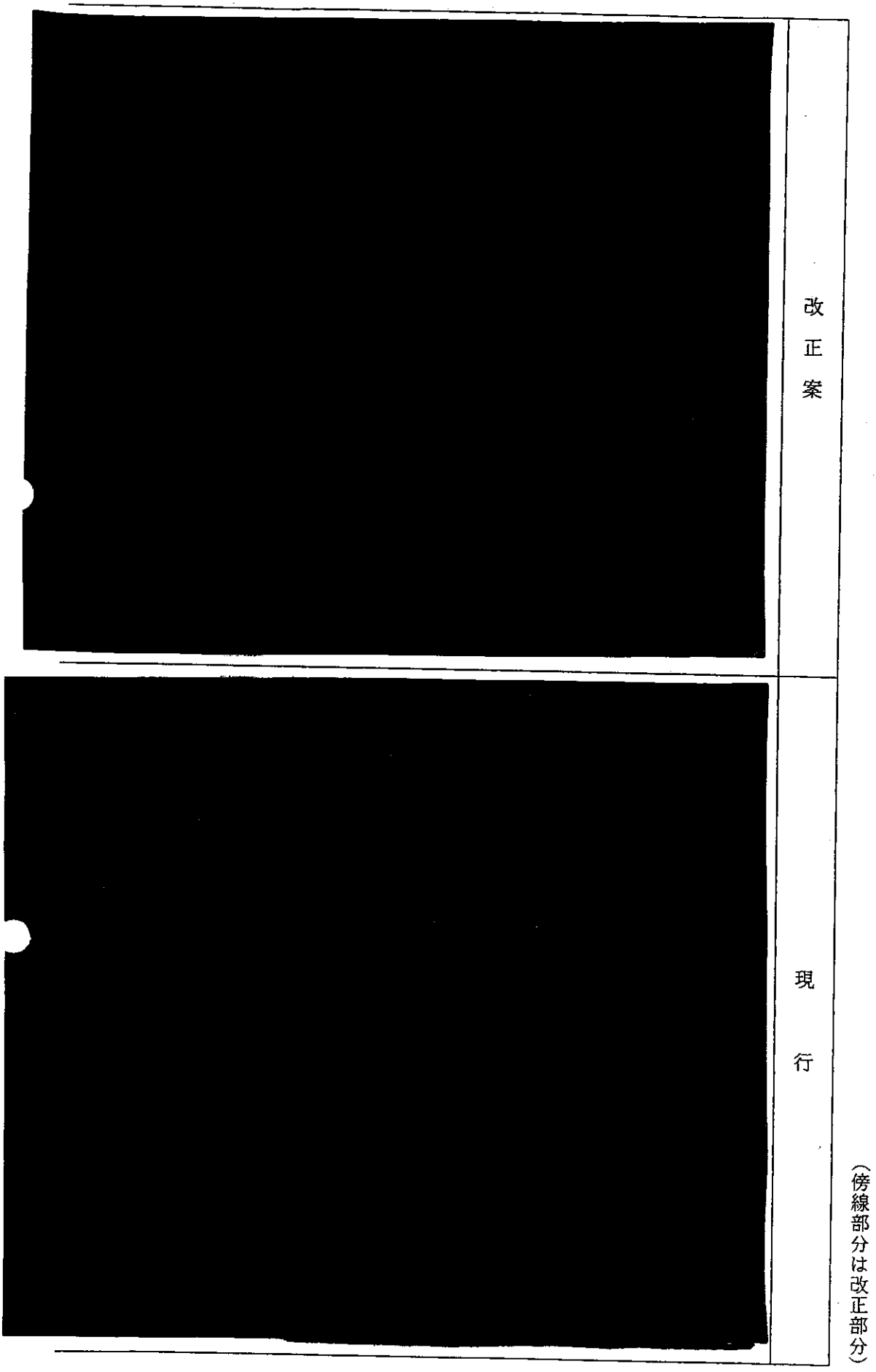


12/02/24内調内検討済み

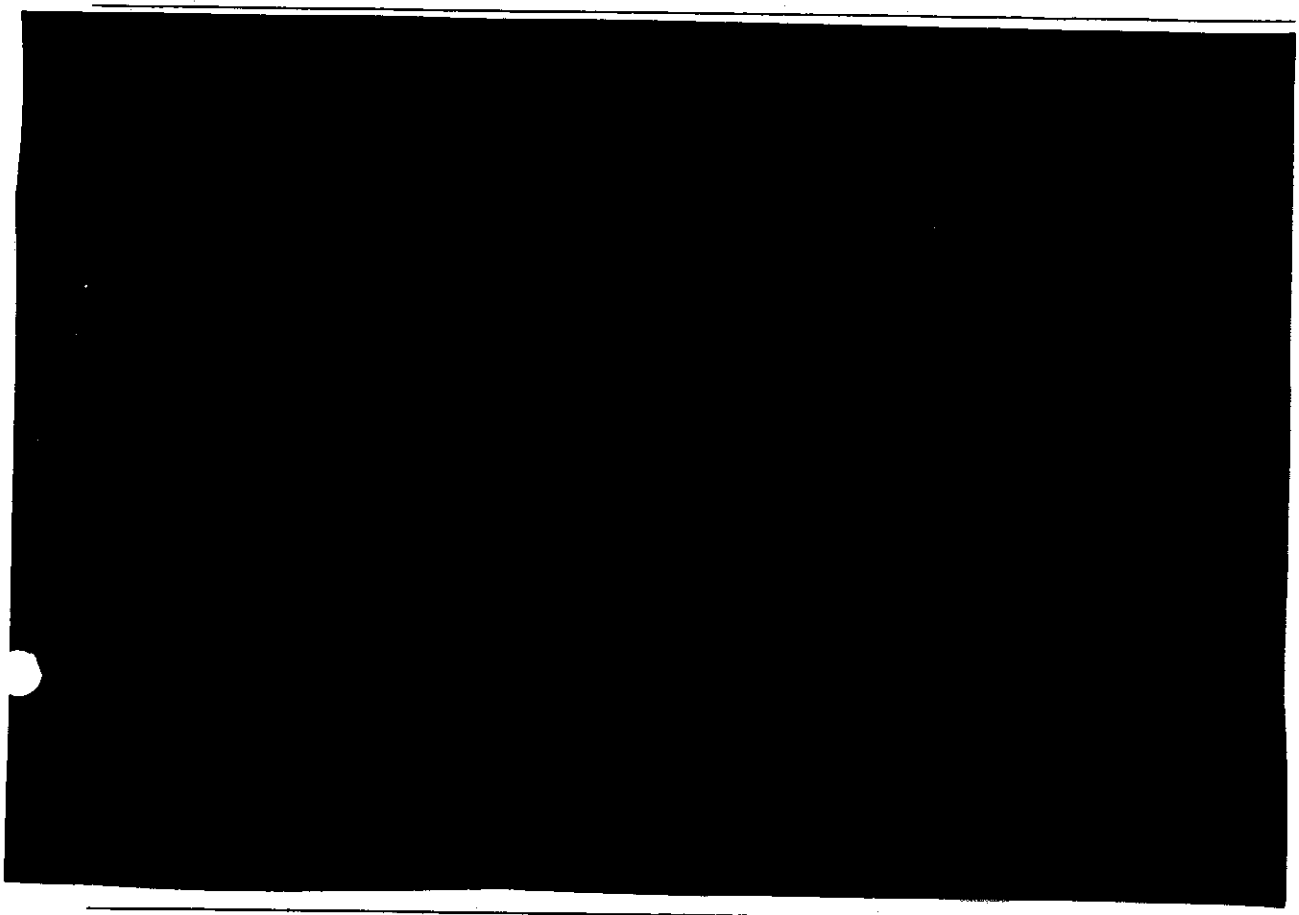


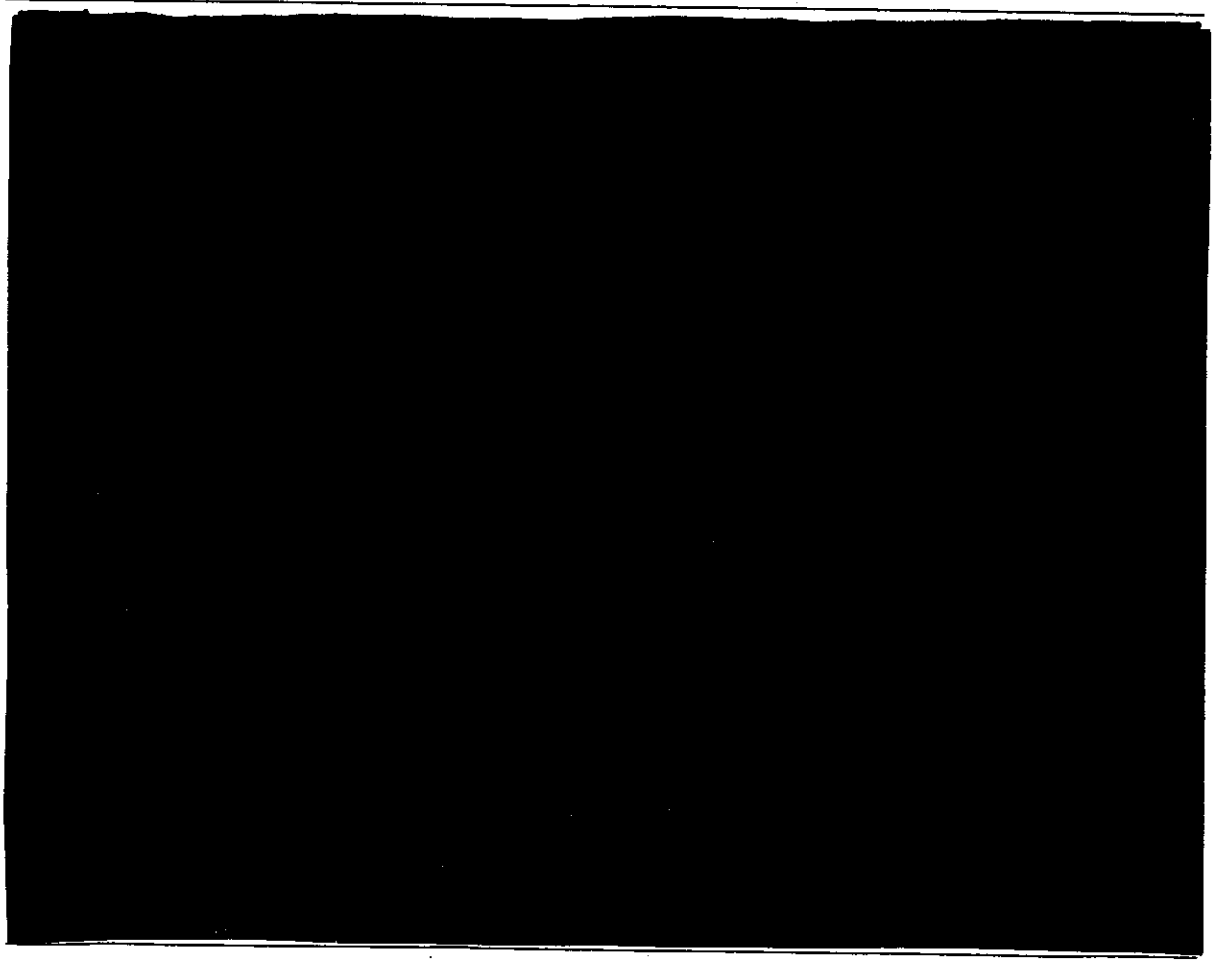
○ 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）　新旧対照条文

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

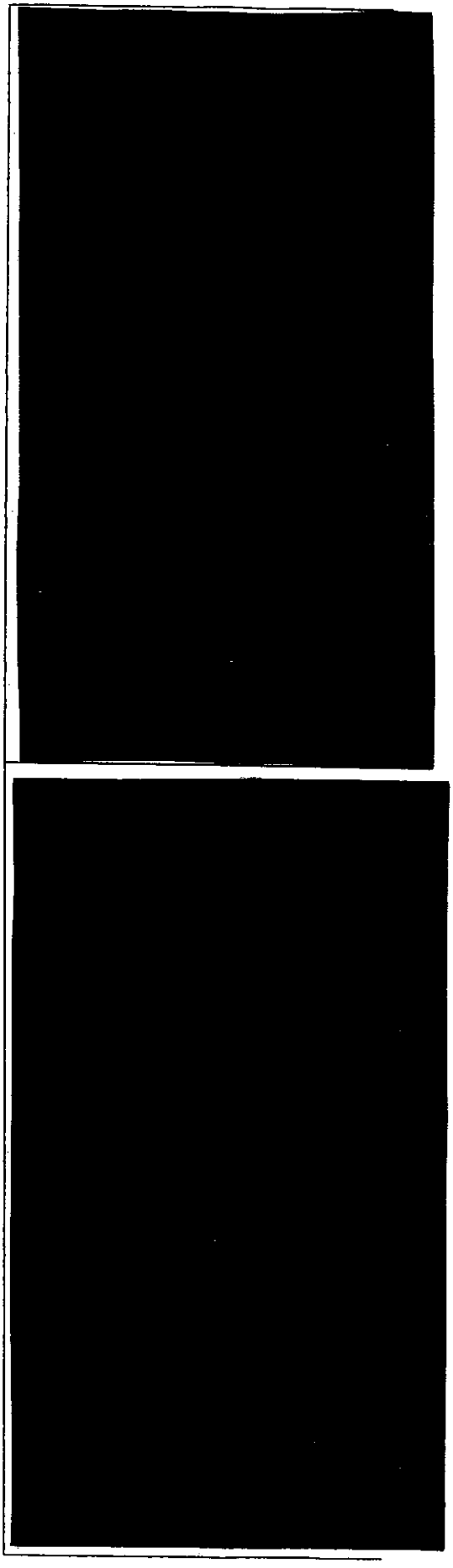


（傍線部分は改正部分）

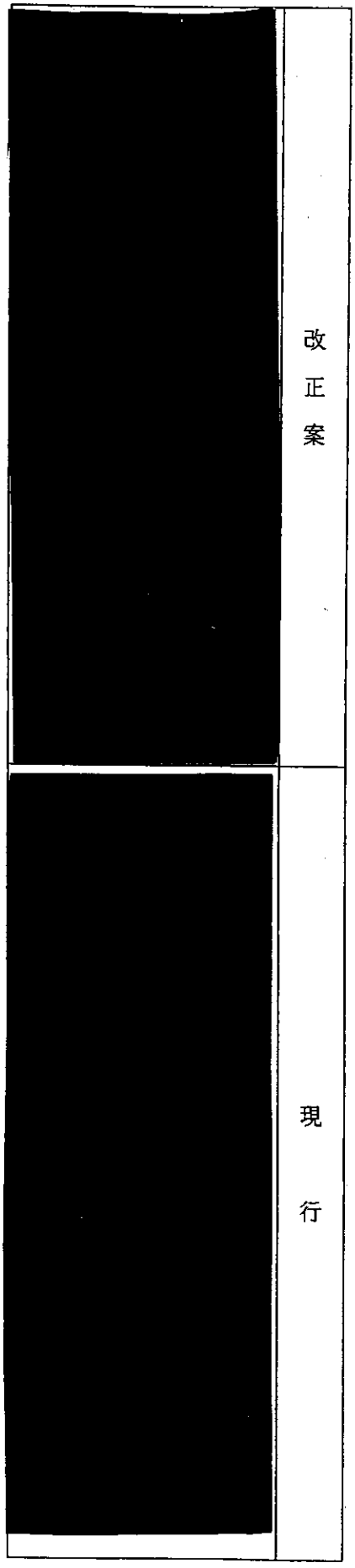




12/02/24内調内検討済み



○　内閣法（昭和二十二年法律第五号）

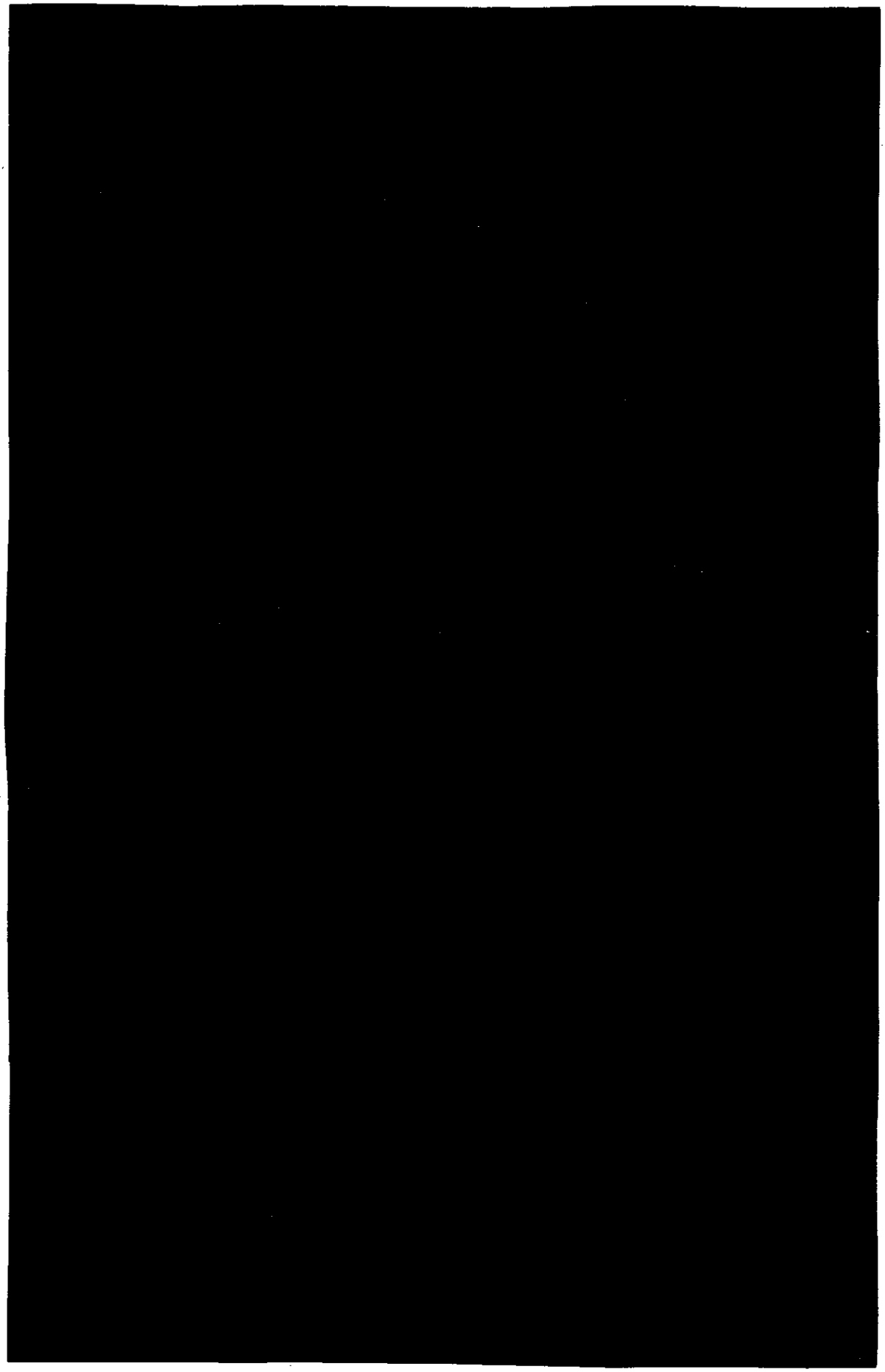


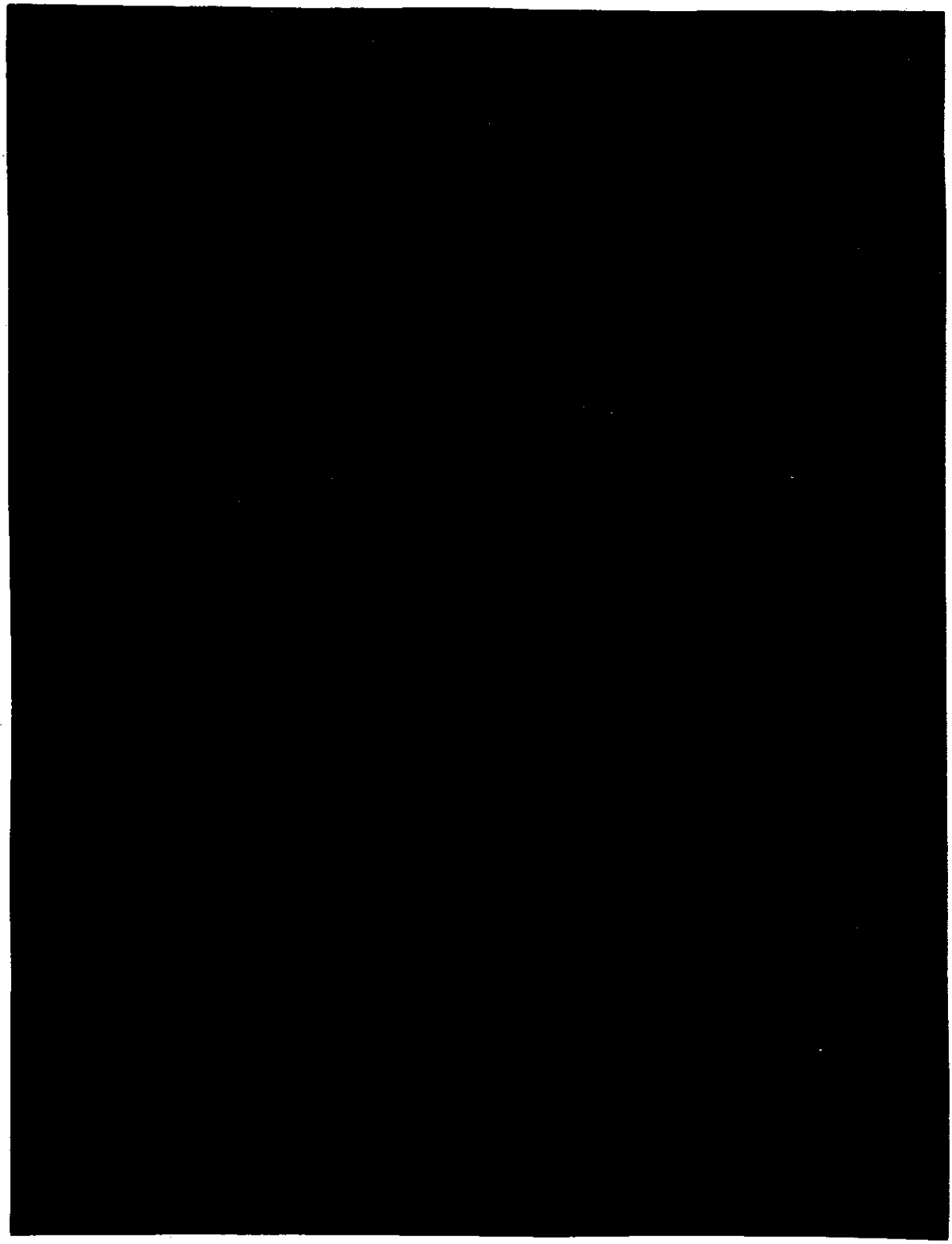
（傍線部分は改正部分）

平成２４年２月
警　　察　　庁

第６条第２項の修正について

[redacted]





別添1

防衛秘密制度の解説

平成１５年

防衛庁防衛局調査課

第６　他の行政機関及び契約業者における防衛秘密の取扱い

１　法令の解説

【隊法】

（防衛秘密）
第九十六条の二　１・２　略
３　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
４．略

(1)　「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り」

防衛秘密は、自衛隊についての秘密であるが、自衛隊の任務遂行上どうしても、防衛庁以外の国の行政機関に対して防衛秘密を提示し、調整等を行う必要がある場合があり、また、防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供をいわゆる民間業者に求めなければ防衛行政が立ち行かなくなるおそれがある場合がある。

その必要性判断の基準については、防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものとされており、そのような秘密は、本来は防衛庁内においてのみ使用されるべきものであることから、単に「必要な場合」や「特に必要な場合」といったときよりも、その必要性の程度が高いと認められる「特段の必要がある場合」としているものである。（つまり、防衛秘密を提供しなければ、防衛行政が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であるといえる。印刷や製本のように、防衛庁・自衛隊で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる。）

他方、守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある。

防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第９６条の２第３項は、「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、」国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。

したがって、隊法第９６条の２第３項は、通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者

に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。

(2) 「国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に・・・防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」

「防衛秘密の取扱い」とは、防衛秘密に係る文書、図面又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び防衛秘密の伝達の防衛秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、従来からの判例・通説と同じ「人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為」である。したがって、「防衛秘密の取扱いの業務」とは、当該防衛秘密の取扱いの業務を行う者が、社会生活上の地位に基づき、反復・継続して、防衛秘密に係る文書、図面若しくは物件の作成、運搬、交付、保管若しくは廃棄、又は防衛秘密の伝達等の防衛秘密の取扱いの業務を行うことをいう。(すなわち、接受、保管する行為に止まらず、交付、伝達する行為等も含む。)

「行わせる」の意味に関し、他省庁については、分担管理の原則から防衛庁長官の指揮監督権が及ばないことは明らかであり、また、契約業者についても、契約上の義務を負うのみで防衛庁長官の指揮監督権が及ばないことから、通常の使役の意味には解し得ず、「行うことを許容する、認める」に近い意味を有するものと解される。

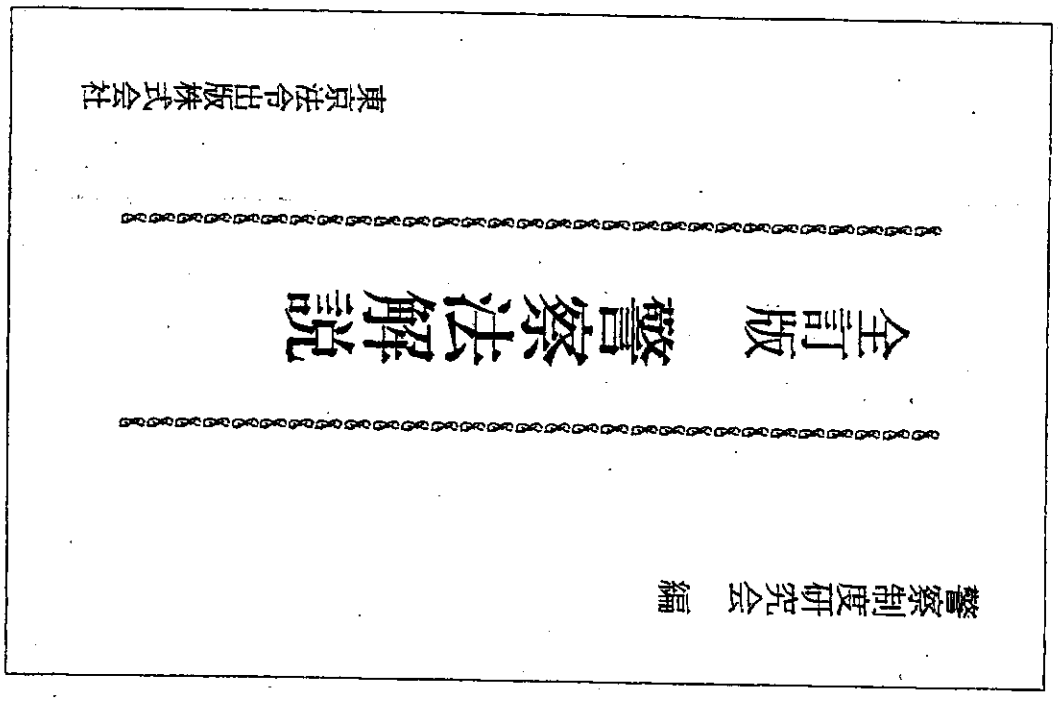
また、「国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者」が自然人を意味するのに対し、「防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」は法人又は自然人を意味するが、取扱いの業務が他人への伝達行為を含む概念であることからも分かるように、取扱いの業務に従事する者は、防衛庁長官が直接行わせることとした契約名義人である法人自体に止まらず、当該法人の職員全員であると解される。

なお、「物件の製造若しくは役務の提供」とは、装備品等の生産、製造、輸送、検査、修理若しくは試験又は施設の建設等をいう。

(3) 「政令で定めるところにより」

防衛秘密の取扱いの業務を他省庁や契約業者に行わせる場合の手続・方法については、技術的かつ詳細な事項にわたるため、政令で規定することとされている。防衛庁以外の行政機関の職員については、防衛庁長官が直接に指揮監督できないため、当該職員の所属する国の行政機関と防衛庁との間で一定の事項を協議する仕組みが、契約業者については、民間人であることから、契約業者の適合性の基準、契約における遵守事項等が規定されている。

別添2



内部における警察庁長官の権限であって、庁務の統括及び服務の統督については、内閣府設置法第五八条第一項及び国家行政組織法第一〇条に規定する各機関の長の権限と同様のものである。

① 「警察庁の庁務を統括し」とあるのは、警察庁の事務を総合的に処理して締めくくるとの意味であり、個々の事務については補助機関たる次長以下の所部の職員をして行わせるが、最終的には警察庁長官がこれを統御する趣旨である。警察庁長官は、庁務、つまり第一九条から第二三条までに規定される警察庁の内部部局、附属機関、地方機関のすべての部局及び機関の行う事務処理については、最終の責めに任じ、国家公安委員会に対して責任を負うのである。

② 「所部の職員を任免し」とは、警察庁に置かれる職員（地方機関、附属機関の職員を含む。）の任命権を警察庁長官が有することを意味しており、これは、国家公務員の任命権者を定める国家公務員法第五五条第一項の「法律に別段の定めのある場合」に該当する。一般職の国家公務員とされる警察庁の職員の国家公務員法上の任命権者が長官であることを法定したものであり、その補職すなわち勤務配置の指定も当然に長官の権限となるのである。

③ 「その服務についてこれを統督し」とは、警察庁の職員の服務については、警察庁長官が、最高の立場で指揮監督するとの趣旨を表すものである。「統督」とは、行政機関の長と部下の職員の服務との関係について、包括的に最高の立場でなされる指揮監督の関係を表す用語として用いられるところであり、統制し、かつ、監督するとの意義を包含するものである。

④ 警察庁長官は、本項の規定による統括権及び統督権に基づき、職務上当然に、各部局及び機関並びにその職員に対して、訓令又は通達を発する権限を有する。内閣府設置法第五八条第七項において、各委員会及び

各庁の長の訓令又は通達の発出権が定められており、「特別の機関」たる警察庁の長官には本項の適用はないが、同様の趣旨に基づく権限である。

(3) 「警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」権限を有するのは、警察庁長官である。国家公安委員会は警察庁を管理するが、その管理の下に、警察庁は独自の所掌事務を有しており、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督するのであって、国家公安委員会が直接に都道府県警察に指示することは、個別の法律により権限を付与された場合（第五条第三項、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第二〇条の二等。第五条第三項の解説参照）を除き、ないのである。

① 都道府県警察に対する指揮監督は、「警察庁の所掌事務について」行われる。これは、警察庁の所掌事務を遂行するのに必要な範囲内において指揮監督するとの趣旨である。ここにいう「警察庁の所掌事務」とは、第五条第二項各号に掲げる事務をつかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補佐することであり、指揮監督もその範囲で行われる（第一七条）。

旧警察法下における市町村警察は、犯罪鑑識、犯罪統計に関する事項及び国家非常事態、内閣総理大臣の指示の場合を除いては、組織上完全に国から独立し、したがって、国から指揮監督を受けることはなかった。これに対し、警察法における都道府県警察は自治体警察であるが、国と地方の両者の利害に関係する警察事務の特質から、一定の国家的見地からする要請に基づき国においてつかさどることとされる事項について、国の警察行政機関の長たる警察庁長官から指揮監督を受けることとなる。

しかしながら、都道府県警察が当該都道府県の区域につき第二条に規定する警察の責務のすべてにわたってその責めに任ずる（第三六条第二項）のに対し、警察庁は、その所掌事務の範囲についてのみ、本条の指

239/267
秘密保全法制法令協議 H24.2

揮監督を通じて、都道府県の警察活動につき国の治安責任を果たすのである。

警察庁長官の指揮監督の態様は、警察庁の所掌事務の内容及び性質によって異なる。国の公安に係る警察運営に関する事務（国全体の安全に係るものその他国が自らの判断と責任において行うべき事務）たる第五条第二項第一号から第一四号までに掲げる事務については、国がこれをつかさどることとなり、これらの事務については典型的な指揮監督がなされる。警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事務たる同項第一五号から第二〇号までに掲げる事務については、国の定めるところによって行われることが必要なものであり、都道府県警察に対する統轄を内容とする指揮監督が行われる。また、同項第二一号及び第二二号の警察職員の任用、勤務及び活動の基準並びにその他警察行政に関する調整に関する事務については、本来都道府県が自らの責任と判断で行うものに対し、各都道府県において、統一のとれた警察運営がなされるよう一定の規制を行うことを内容とするものであって、「つかさどり」や「統轄」よりも関与の度合いが少ない形態により指揮監督が行われるものである。

なお、監察（同項第二三号）については、他の事務と関連するものであるから、都道府県警察に対する指揮監督についても対象となる事項に応じ、「つかさどり」、「統轄」及び「調整」のいずれかの形態をもつこととなる。他の法令の規定に基づき属させられた事務（同項第二四号）についても、その事務の内容に応じ、いずれかの形態による指揮監督が行われる。

② 警察庁は、第五条第三項の事務について国家公安委員会を補佐する。「第五条第三項の事務」とは、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき国家公安委員会の権限に属させられた事務であるが、国家公安委員会に独自の事務局が置かれておらず、また、警察庁のもつ専門的知識等を用いることが適切なことから、警察庁が国家公安委員会を補佐することとされている。この事務について、国家公安委員会が法令の定めるところにより、都道府県警察に対する指示を行う場合（例えば、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第二〇条の二）、国家公安委員会の名において行うことは当然である。ただし、この場合においても、警察庁は、国家公安委員会を補佐する立場にあり、法令の規定により国家公安委員会の権限に属させられた事務についても「警察庁の所掌事務」に該当するところから、補佐するため必要な範囲内において、都道府県警察を指揮監督することができる。

③ 警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督は、都道府県警察を法律的に拘束する。この場合に、「都道府県警察」というのは、第三六条に規定する都道府県警察、すなわち、都道府県公安委員会及びその管理下にある都道府県警察の双方の警察行政機関の総称をいうことから、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督は、都道府県公安委員会及びその管理下にある都道府県警察の一体としての都道府県警察に対して行われるものである。具体的な指揮監督は、それぞれの指揮監督の内容に応じて、都道府県公安委員会並びに警視総監及び道府県警察本部長のいずれかを名あて人として行われることとなる。

警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督については、合議機関たる都道府県公安委員会もそれに従う決定をなすべく法律的に拘束されるものであるが、その指揮監督の範囲内において更に具体的な判断をする余地は当然に存在する。

都道府県公安委員会は、警察庁長官の指揮監督に服する義務を有するが、警察庁長官は、現行法令上、この義務の履行を担保する強制手段を有しない。都道府県公安委員会が適法な警察庁長官の指揮監督に反し、法律上の義務を履行しないことは、本来予想し得ないところであるが、警察庁長官の指揮監督に都道府県公

秘密保全法制法令協議 H24.2

安委員会が従わない場合においても、職務上の義務違反ではあるが、警察庁長官は、当該都道府県公安委員会に対し、罷免又は懲戒等の措置をとる権限をもたない。しかしながら、本条に定める警察庁長官の指揮監督が、法律によって認められた権限行使として、当然に服従を期待し得る法的拘束力をもつものであることには変わりがない。

④ 自治事務に対する国の関与に関し、地方自治法第二四五条の四から第二四五条の六までは、内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣を主体とする関与を定めている（なお、同項第五八号には、「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務」が掲げられている。）。

しかし、㋐警察行政について本条の指揮監督権を特に規定していることに加え、㋑政治的中立性と民主的管理の観点から国家公安委員会がその所掌事務の遂行に関し内閣総理大臣からの独立性を保障されていること、㋒内閣総理大臣が国家公安委員会を排して警察行政に直接関与する場合には第六章に厳格な要件と手続が定められていること、㋓国家公安委員会は警察行政に関する調整のほか、警察に関する制度の企画立案や警察職員の活動の基準の設定も所管している（これに伴い、警察関係法令の解釈の権限も有している）こと等を併せ考えれば、都道府県警察が処理する事務については、後記⑤の例外を除き、これらの規定に基づく内閣総理大臣の関与が行われる余地はない。

なお、法定受託事務を規定する犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律には、地方自治法上の関与の主体である内閣総理大臣を国家公安委員会に読み替える特例規定が置かれている（同法第二〇条の二）。

⑤ 国家公安委員会と他省庁との共管の法律に基づく事務については、当該法律において国家公安委員会又は

警察庁長官を関与の主体とすることについて明確な規定が置かれるよう立法的措置がなされることが望まれるが、産業振興分野等で一般的に「主務大臣」等と規定される場合はそれが困難であるため、一定の警察関係の事務についても地方自治法の規定に基づく内閣総理大臣による都道府県警察への関与があり得る。そのような場合、内閣官房長官の統括、内閣府事務次官の監督及び内閣府審議官の総括整理の対象から国家公安委員会が除かれている（内閣府設置法第八条第一項、第一五条第二項及び第一六条第二項）趣旨から、国家公安委員会が直接内閣総理大臣を補佐する事務部局として機能することとなる。

⑥ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律においては、地方自治法以外の法律において定められている都道府県警察の事務に係る国の関与について、犯罪被害者等給付金支給法（現在は「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」）及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四一年法律第四五号。現在は「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」）に定めるものを除き、変更が加えられなかった。すなわち、都道府県警察の事務が国家的性格と地方的性格の双方を有するものであることから、本条に規定する警察庁の指揮監督権等の警察法に定める特別の仕組みは維持されたのである（資料編十㈠参照）。

三 警察庁長官の職務としては、警察法上、本条のほか、検事総長と緊密な連絡を保つべきこと（第七六条）、緊急事態の布告が発せられたとき布告区域を管轄する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な命令、指揮を行うこと（第七三条）が規定されている。

なお、広域組織犯罪等に対処するための措置に係る警察庁長官の指示（第六一条の三第一項）については、本条第二項の指揮監督を具体化するものである（第六一条の三の解説参照）。

241/267
秘密保全法制法令協議 H24.2

[redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（関係部分抜粋）

第17回法制局持ち込み資料等に対する質問等について

[redacted]
送信日時: 2012年2月27日 13:23
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 120227警察庁意見.jtd (30 KB)

内 調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記について添付のとおり、質問等を提出致しますのでよろしくお願い致します。

[redacted] 拝

内閣官房内閣情報調査室担当官　殿

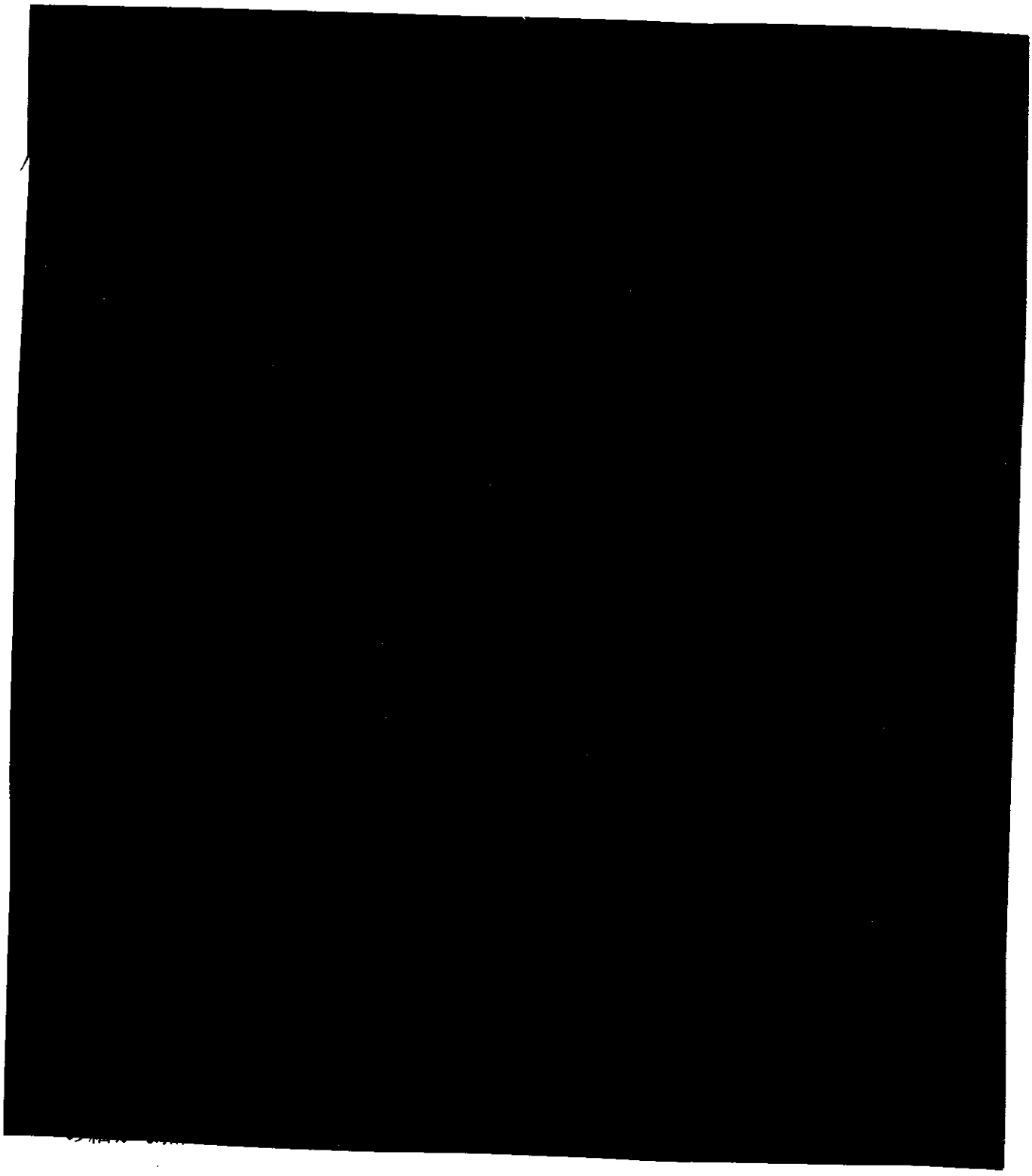
事　務　連　絡
平成24年２月27日
警　　察　　庁

第17回法制局持ち込み資料等について

標記について、下記のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

[redacted]



【ご連絡】「別表事項の解説」修文(アドバンス)の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月29日 16:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 20120229 別表1号(防衛)(法制局一読後)(~1.jtd (85 KB); 20120229 別表3号(公共の安全)(法制局一読~1.jtd (63 KB)

警察庁、公安調査庁、海上保安庁、防衛省 担当各位

いつも大変お世話になっております。

秘密保全法制に係る内閣法制局持込資料について、「別表事項の解説」(防衛及び公共安全)の修文をいたしました。

まだ内調内での検討は終了していませんが、アドバンス版を送らせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線[redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】「別表事項の解説」修文(アドバンス)の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年2月29日 16:55
宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 20120229 別表3号(公共の安全)(法制局一読~1.jtd (63 KB)

内閣官房(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

秘密保全法制に係る内閣法制局持込資料について、「別表事項の解説」(公共安全)の修文をいたしました。

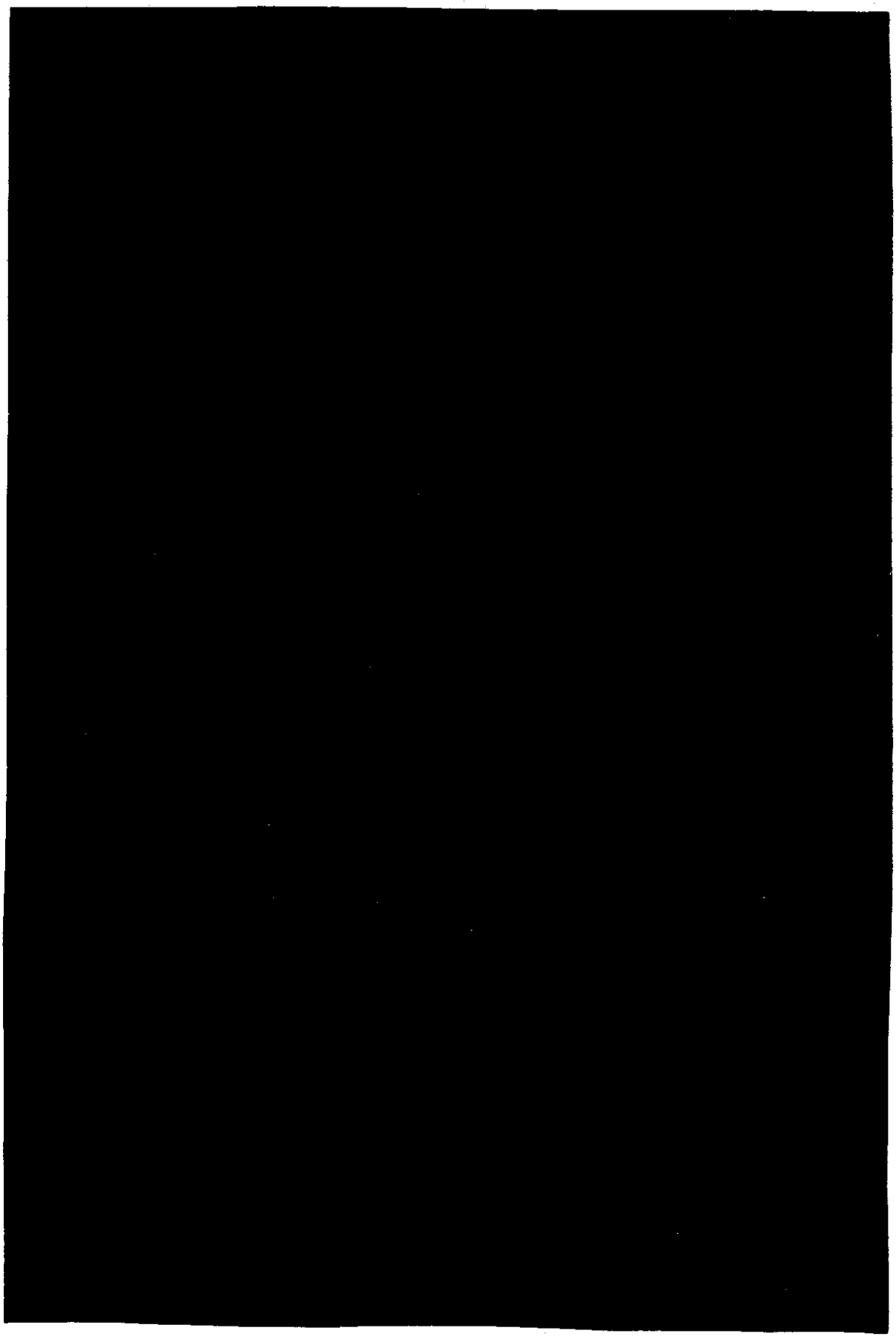
まだ内調内での検討は終了していませんが、アドバンス版を送らせていただきます。

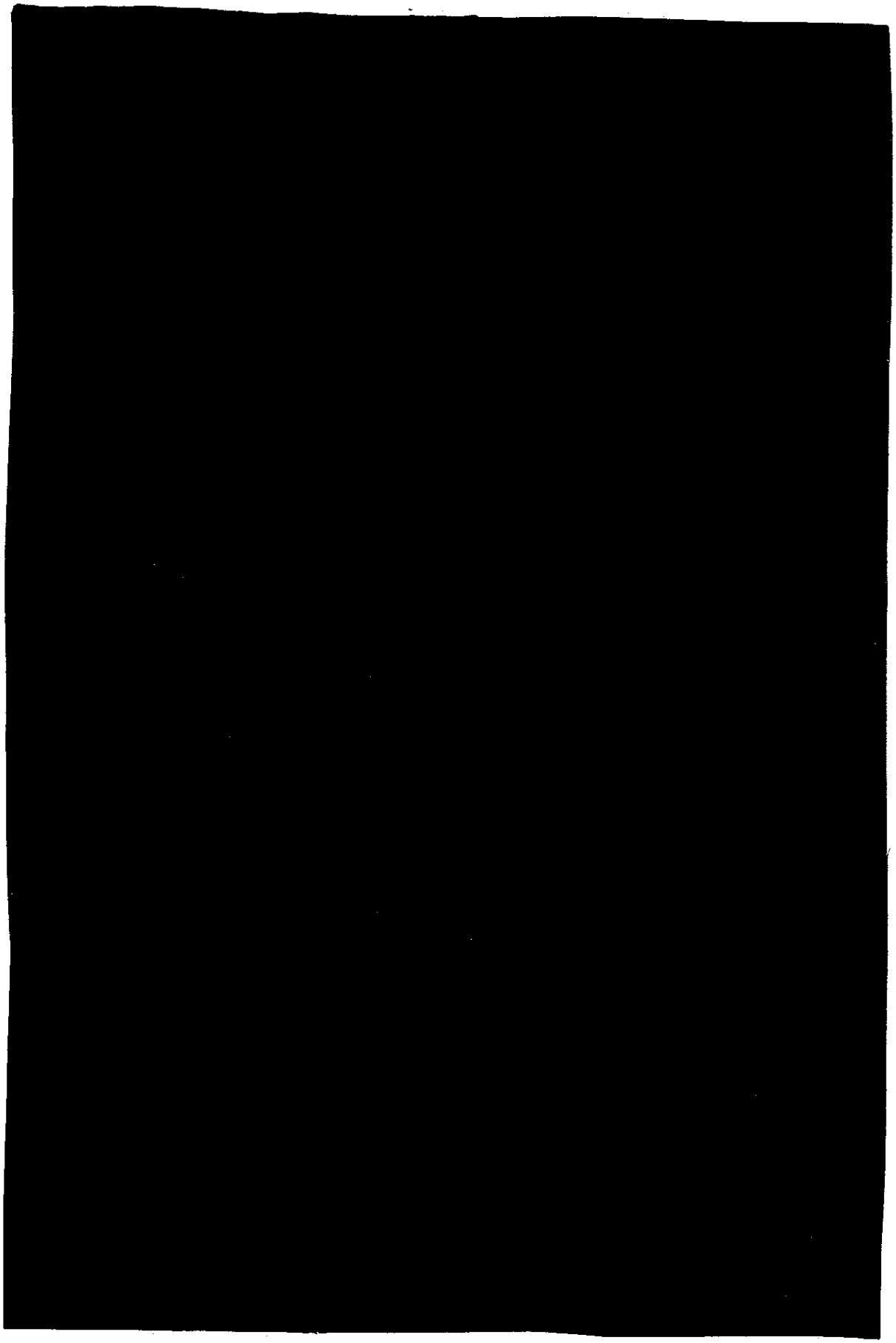
どうぞよろしくお願い申し上げます。

****
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
****

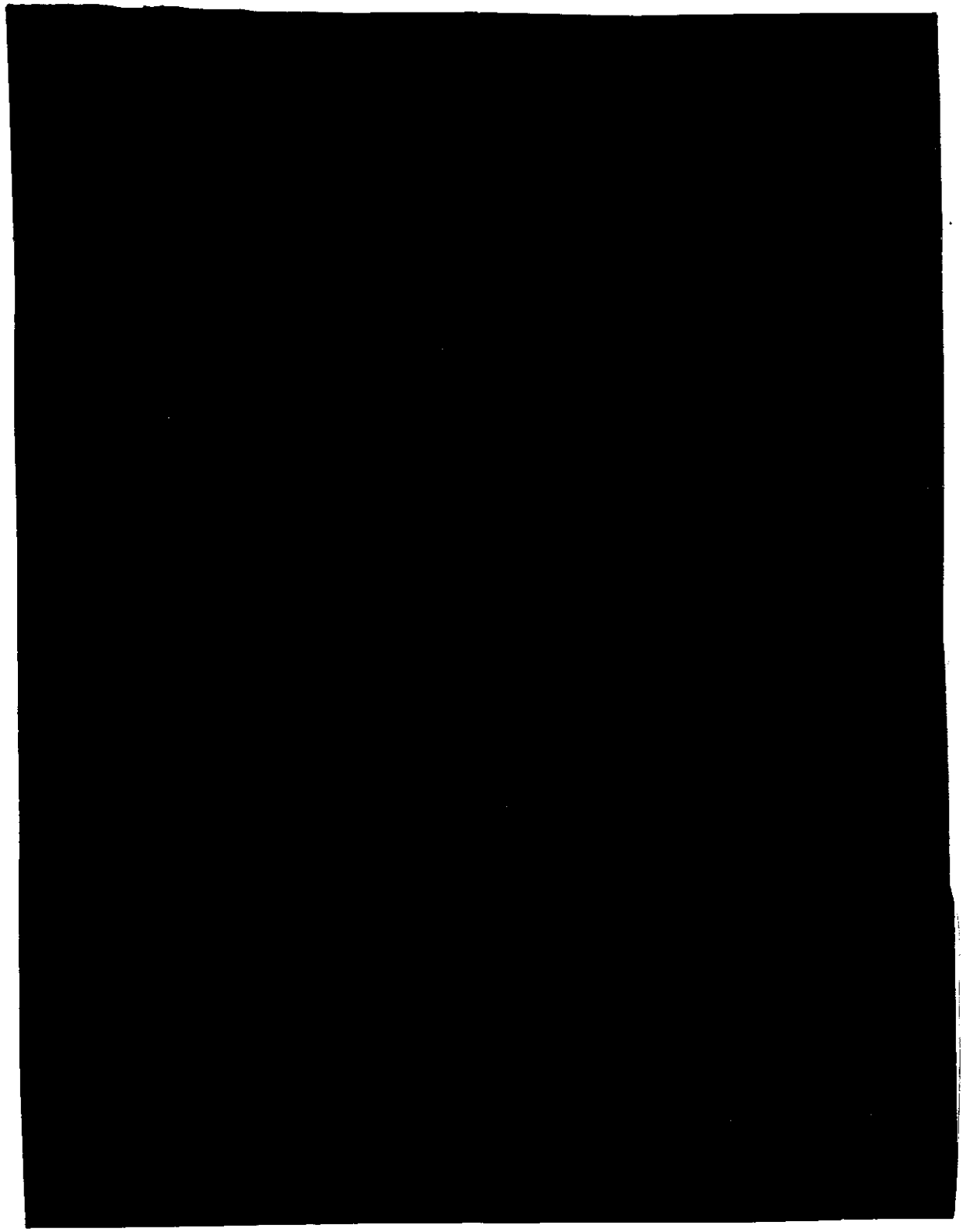
12/02/29　内調内検討中

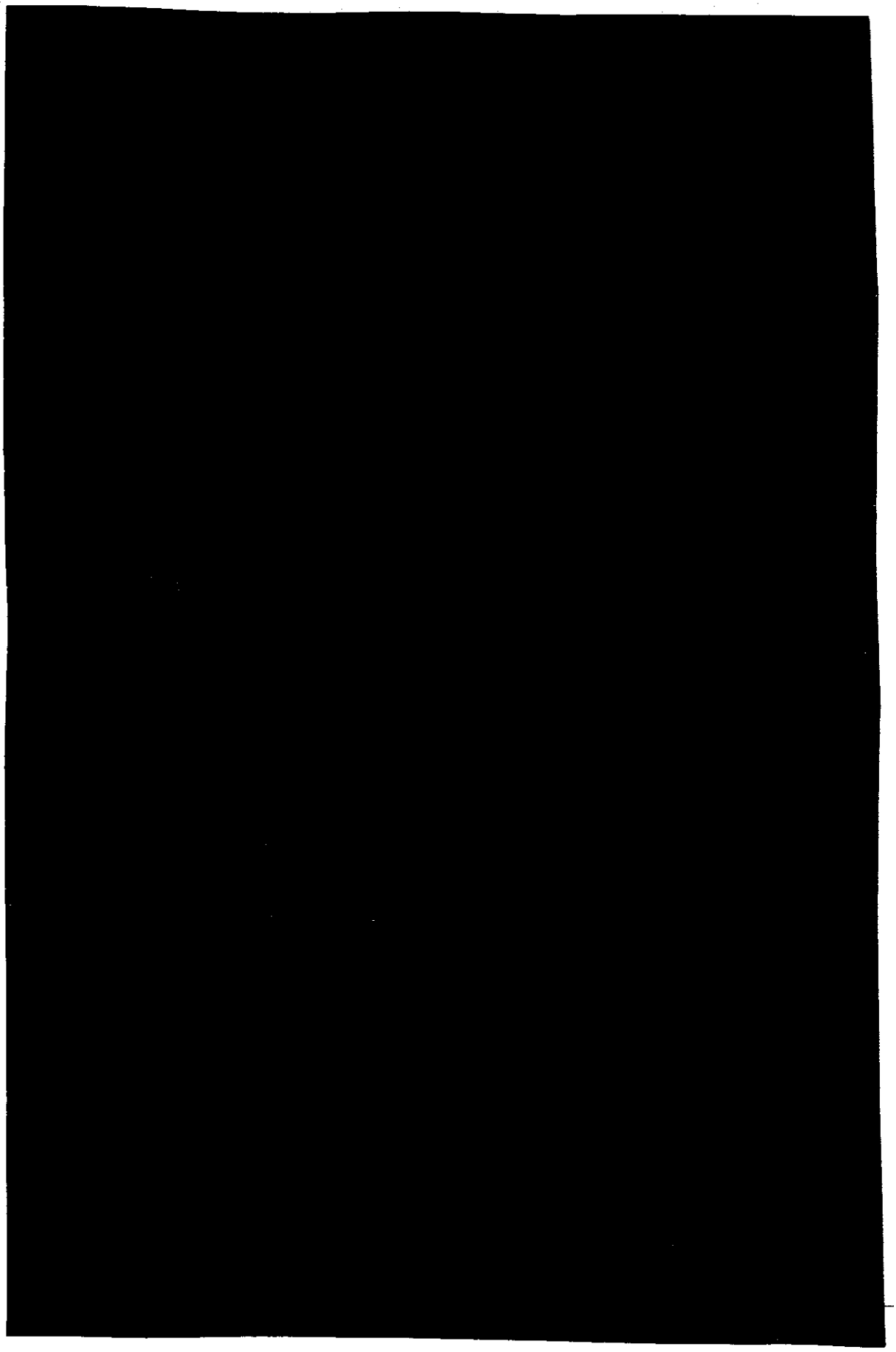
別表事項の解説（防衛に関する事項）

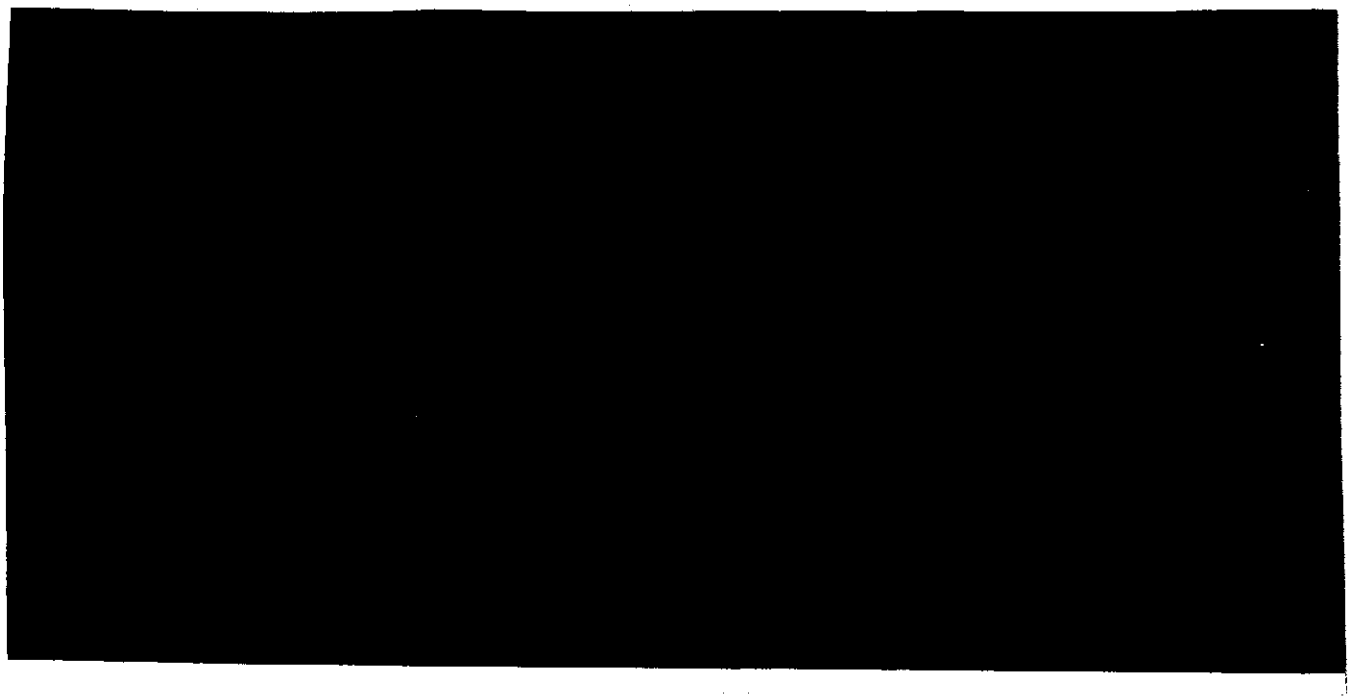


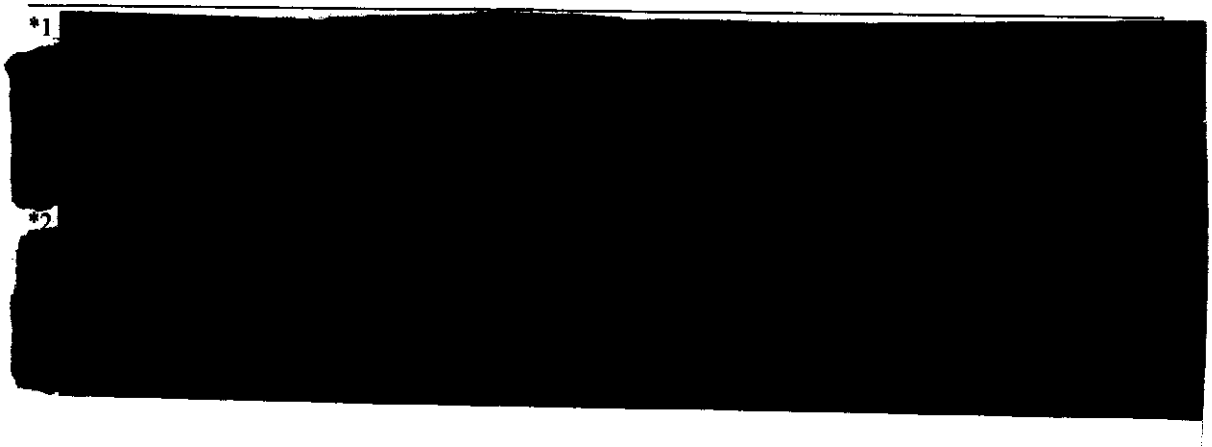


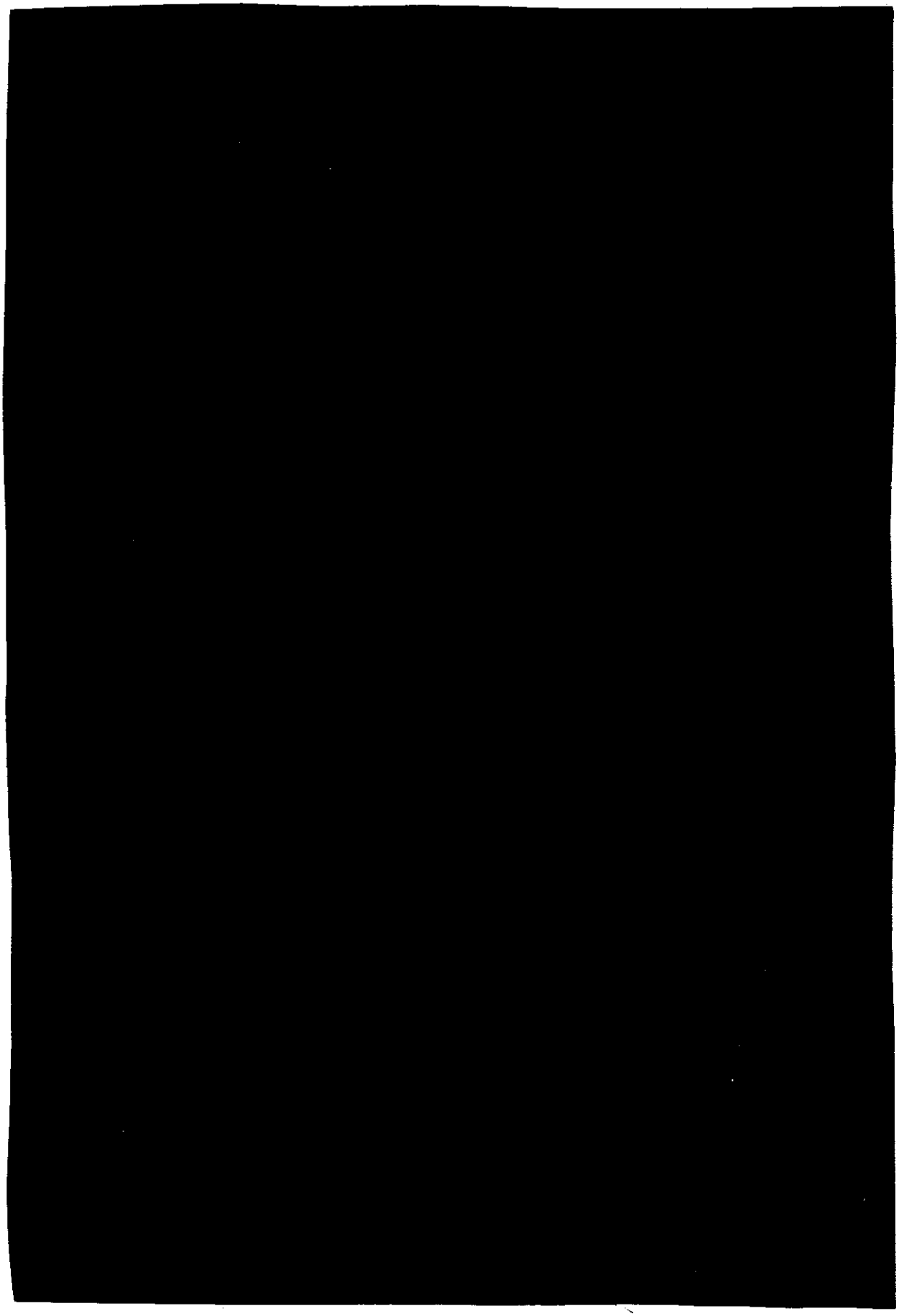
12/02/29　内調内検討中





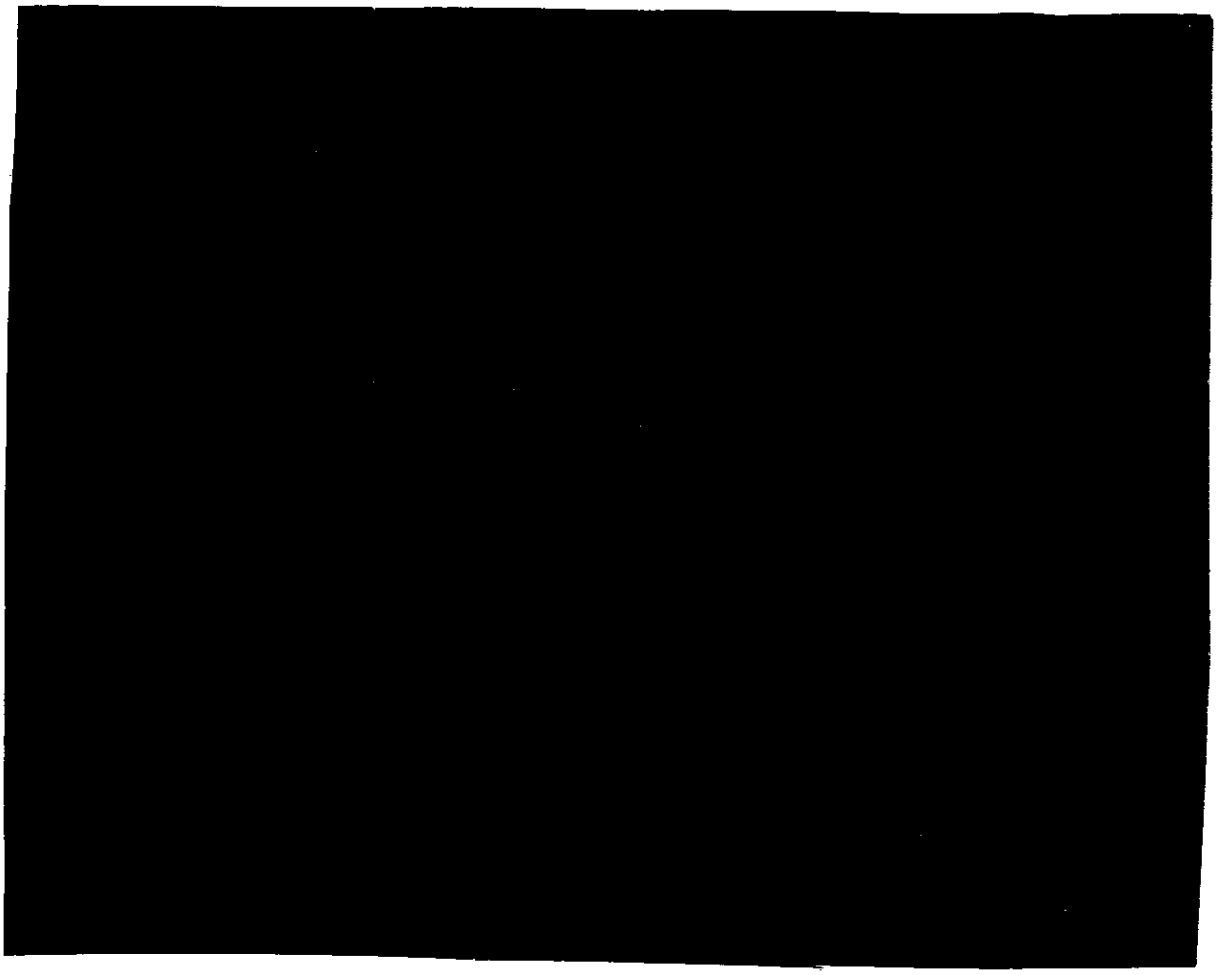



*1
*2

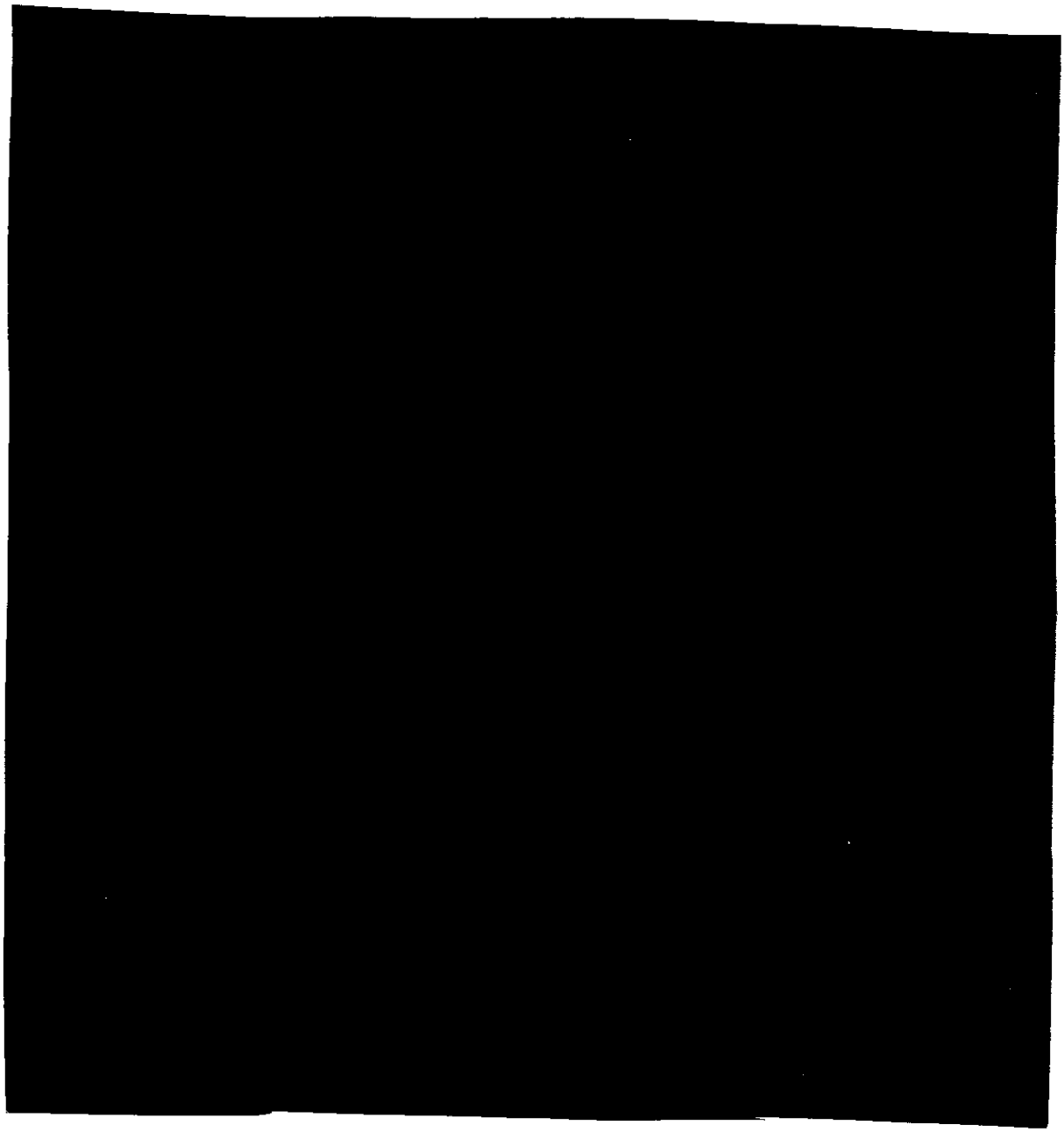


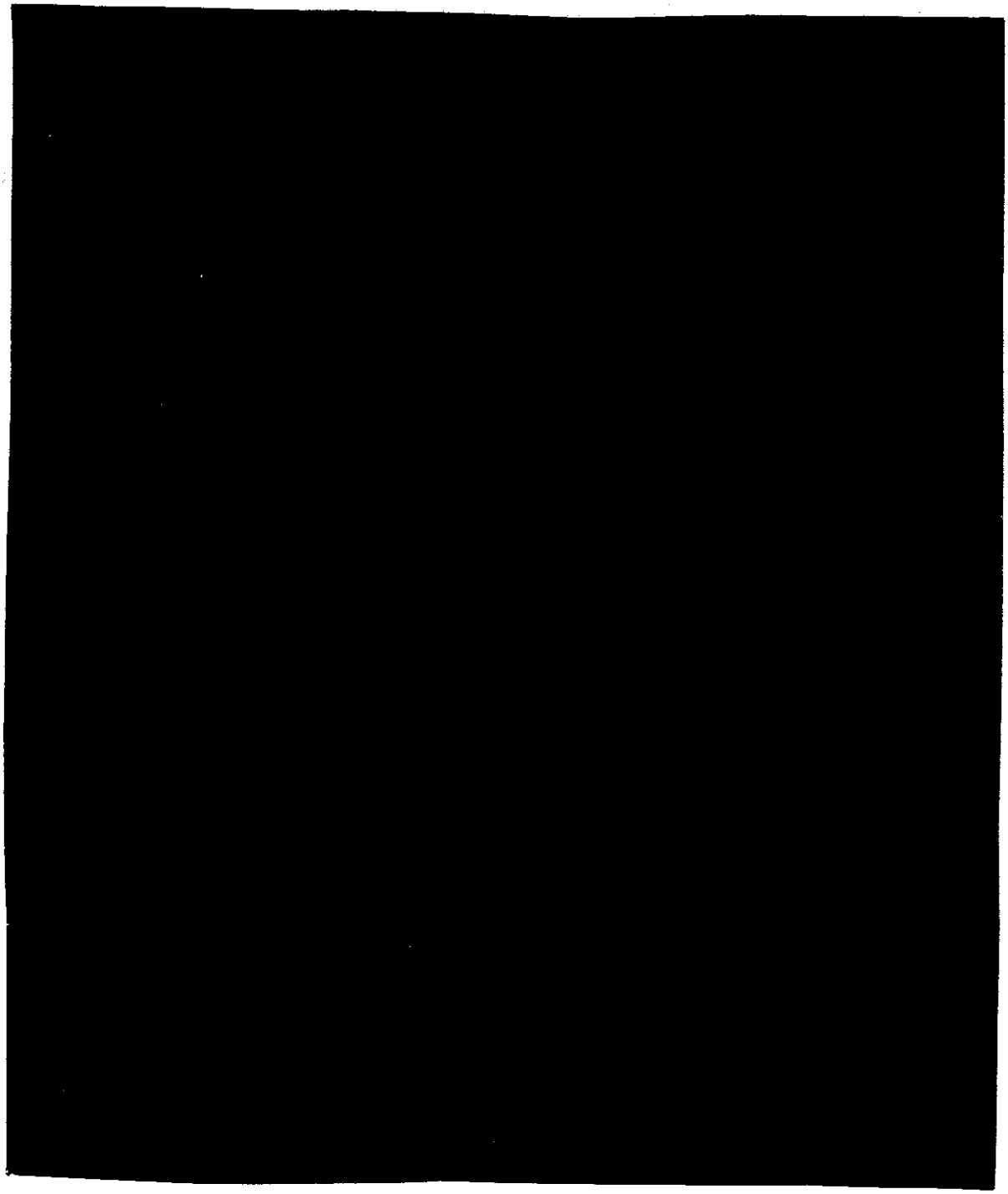
12/02/29　内調内検討中

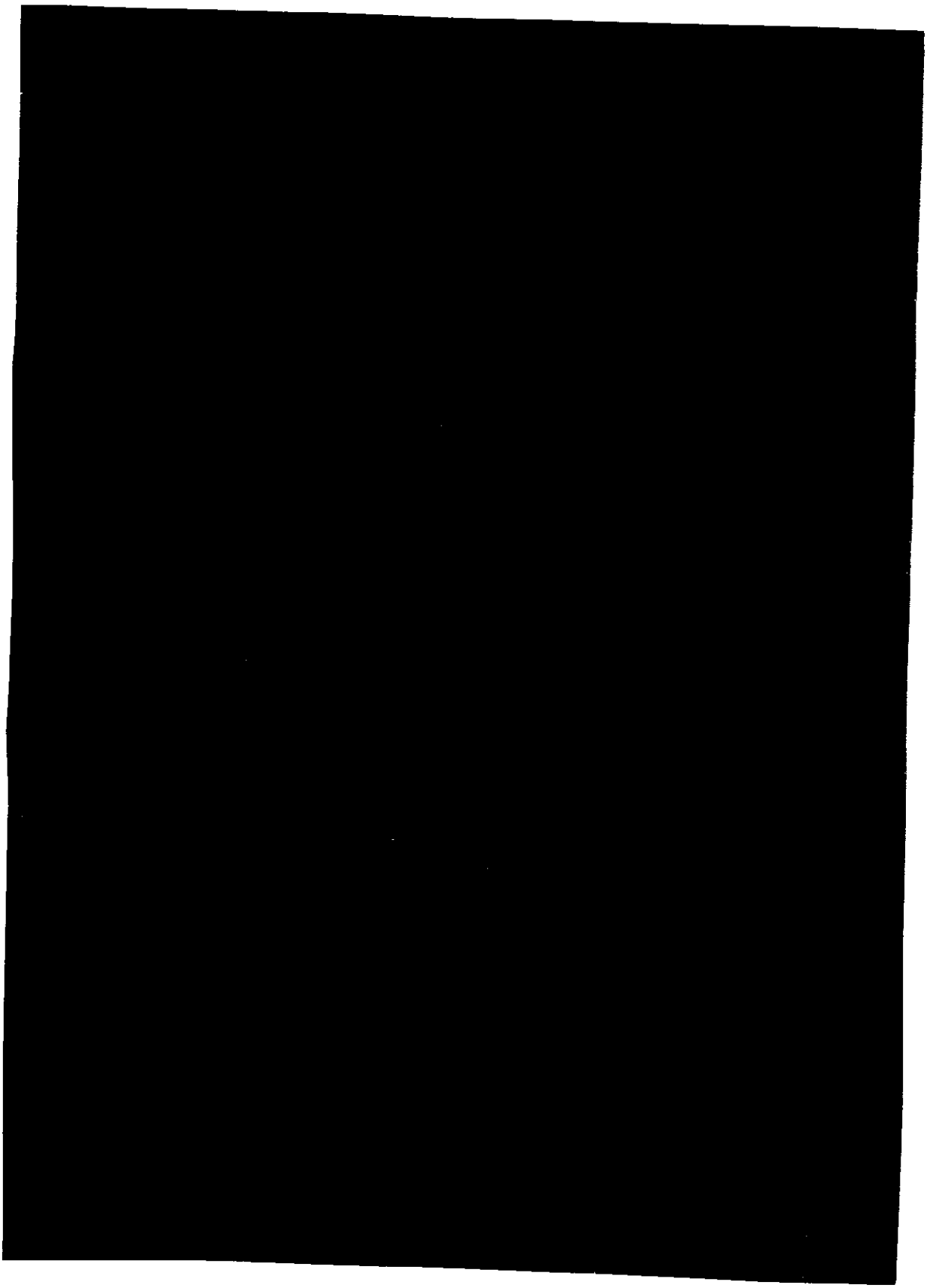
[redacted]

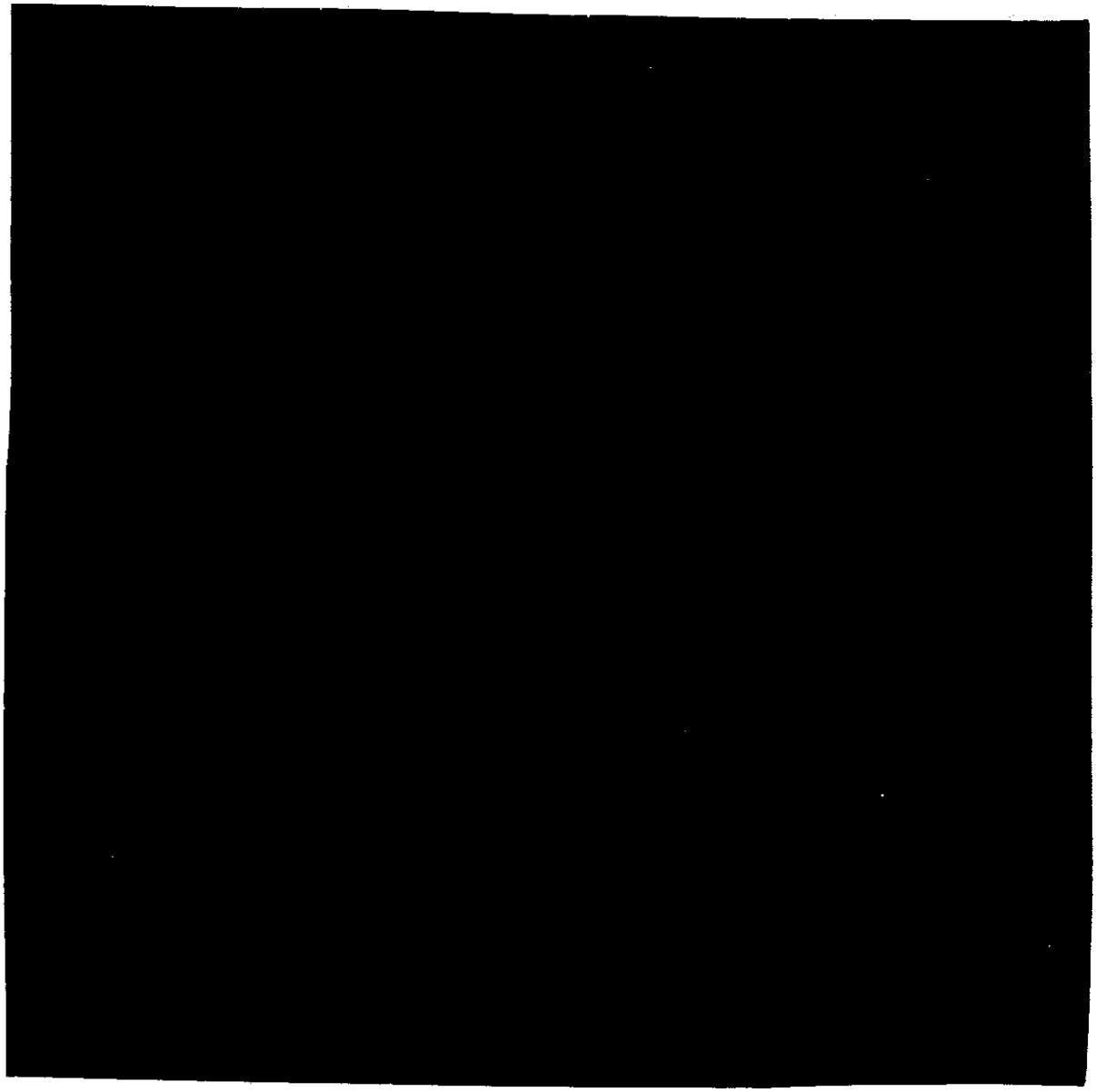


12/02/29　内調内検討中



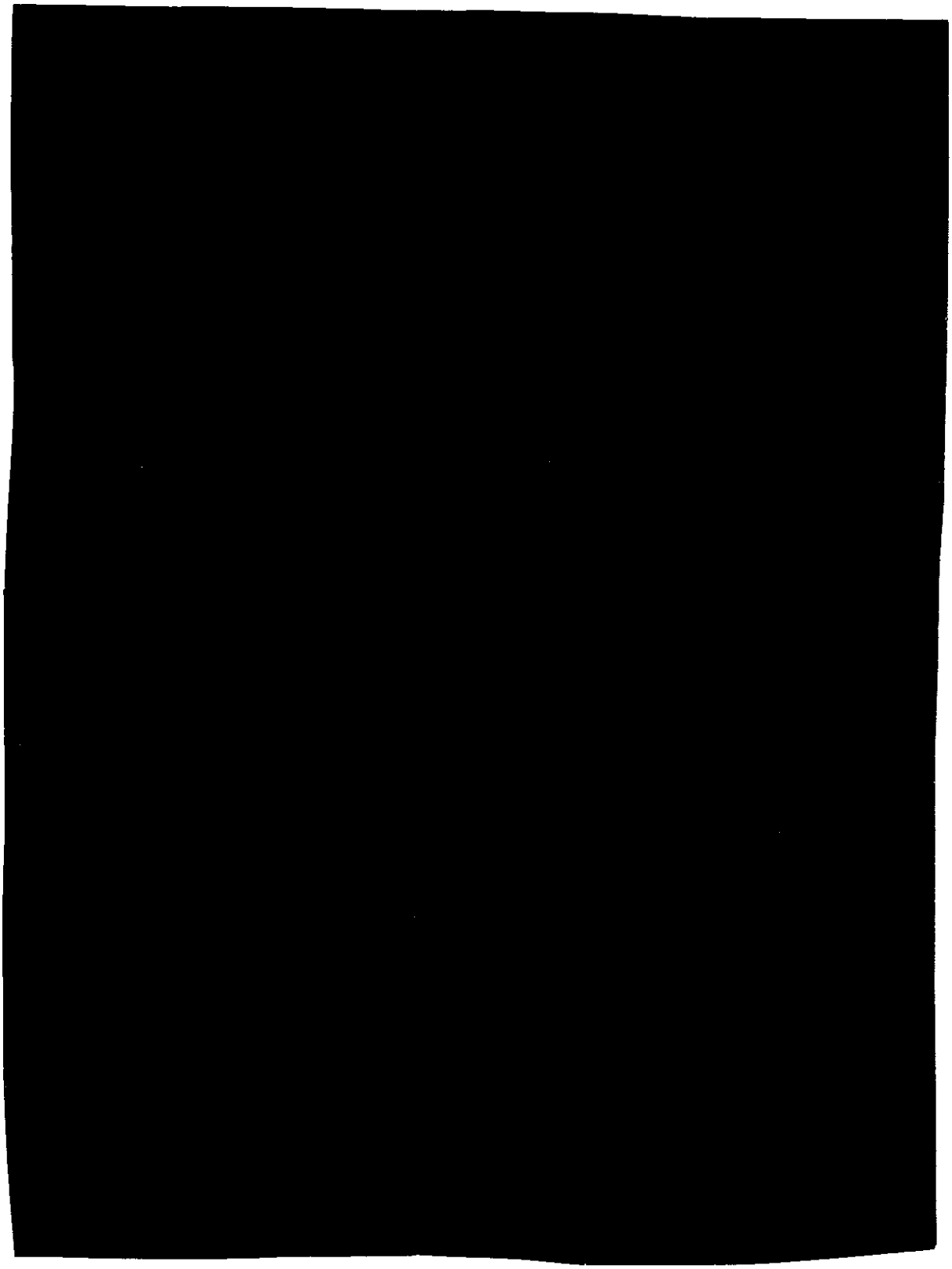






12/02/29　内調内検討中

別表事項の解説（公共の安全と秩序の維持に関する事項）



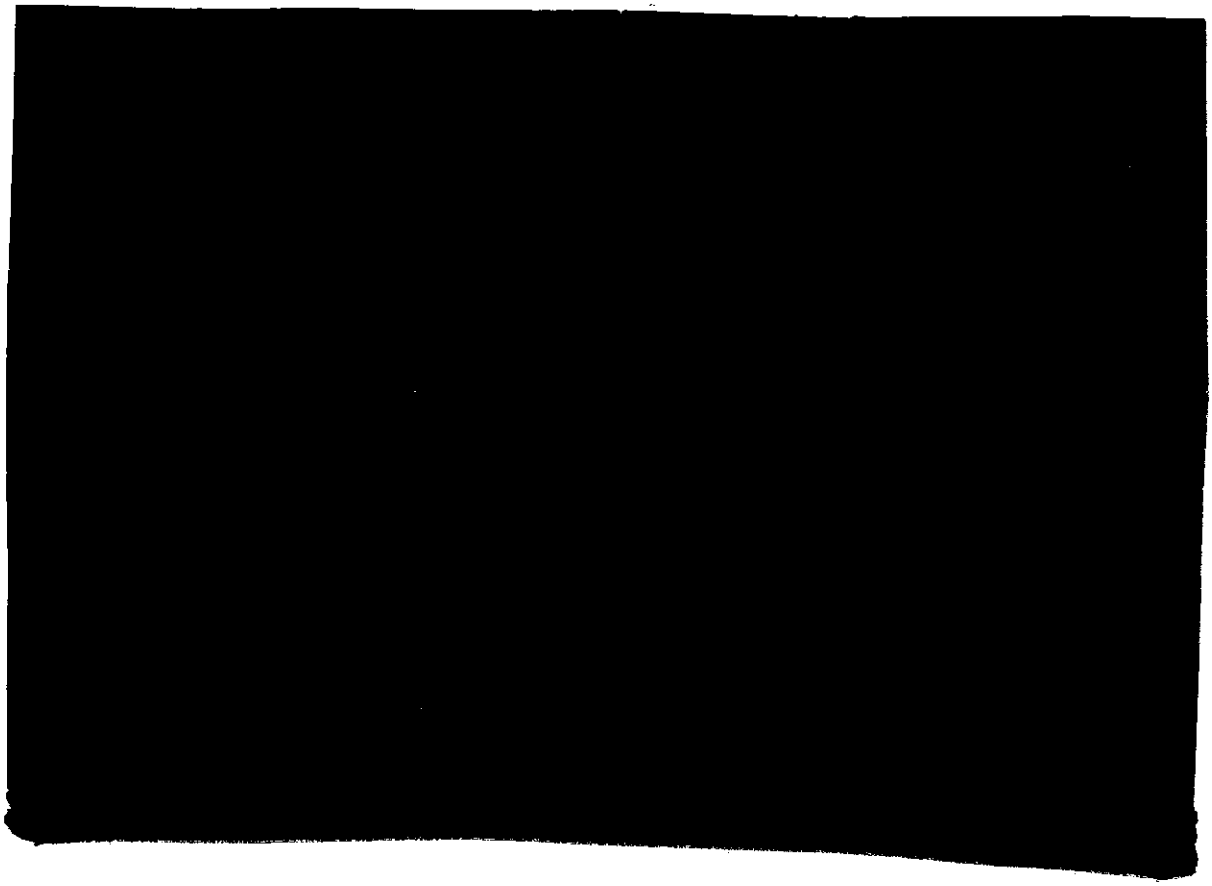
[redacted]

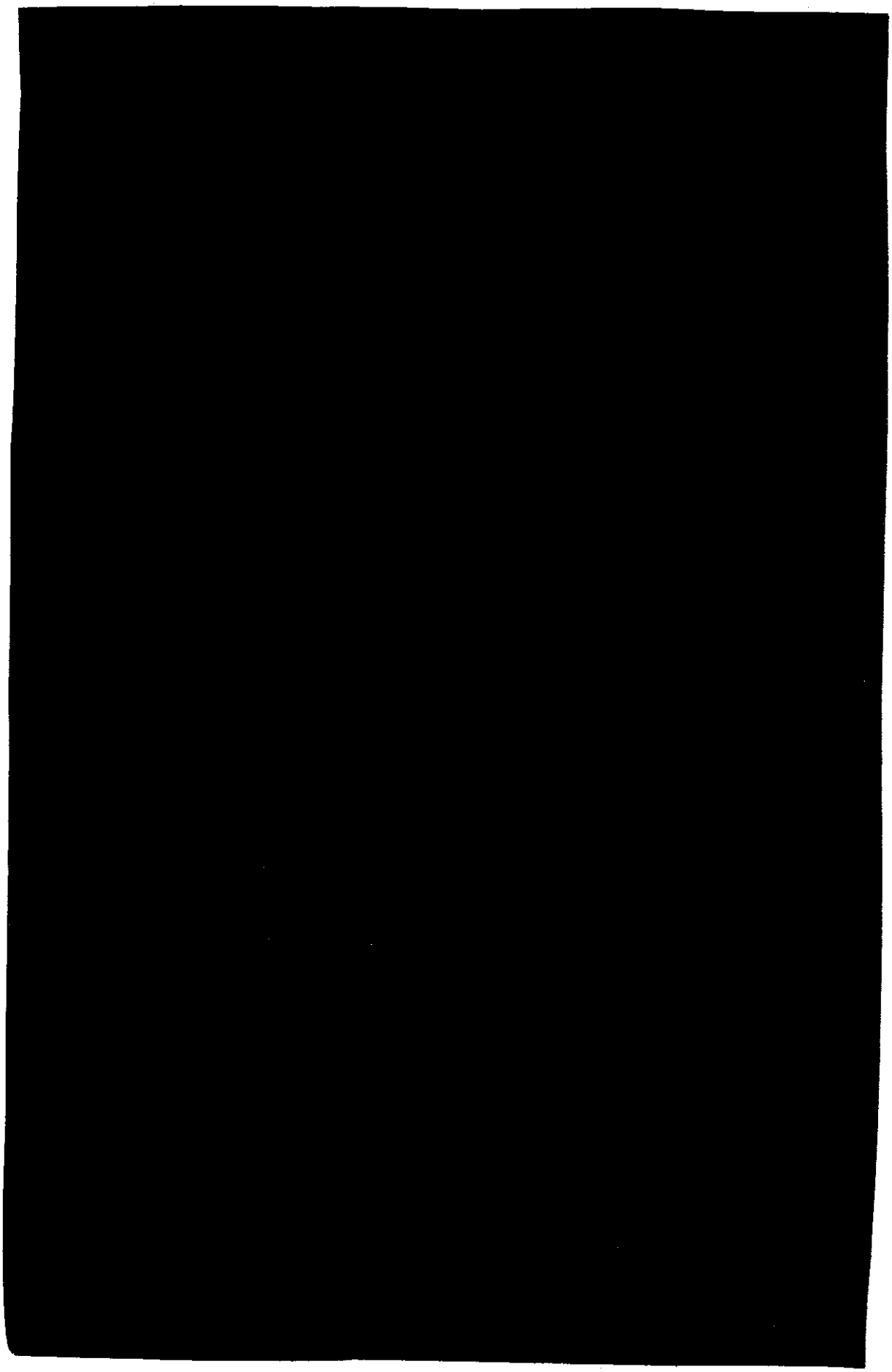
*1 [redacted]

*2 [redacted]

機密性２

12/02/29　内調内検討中

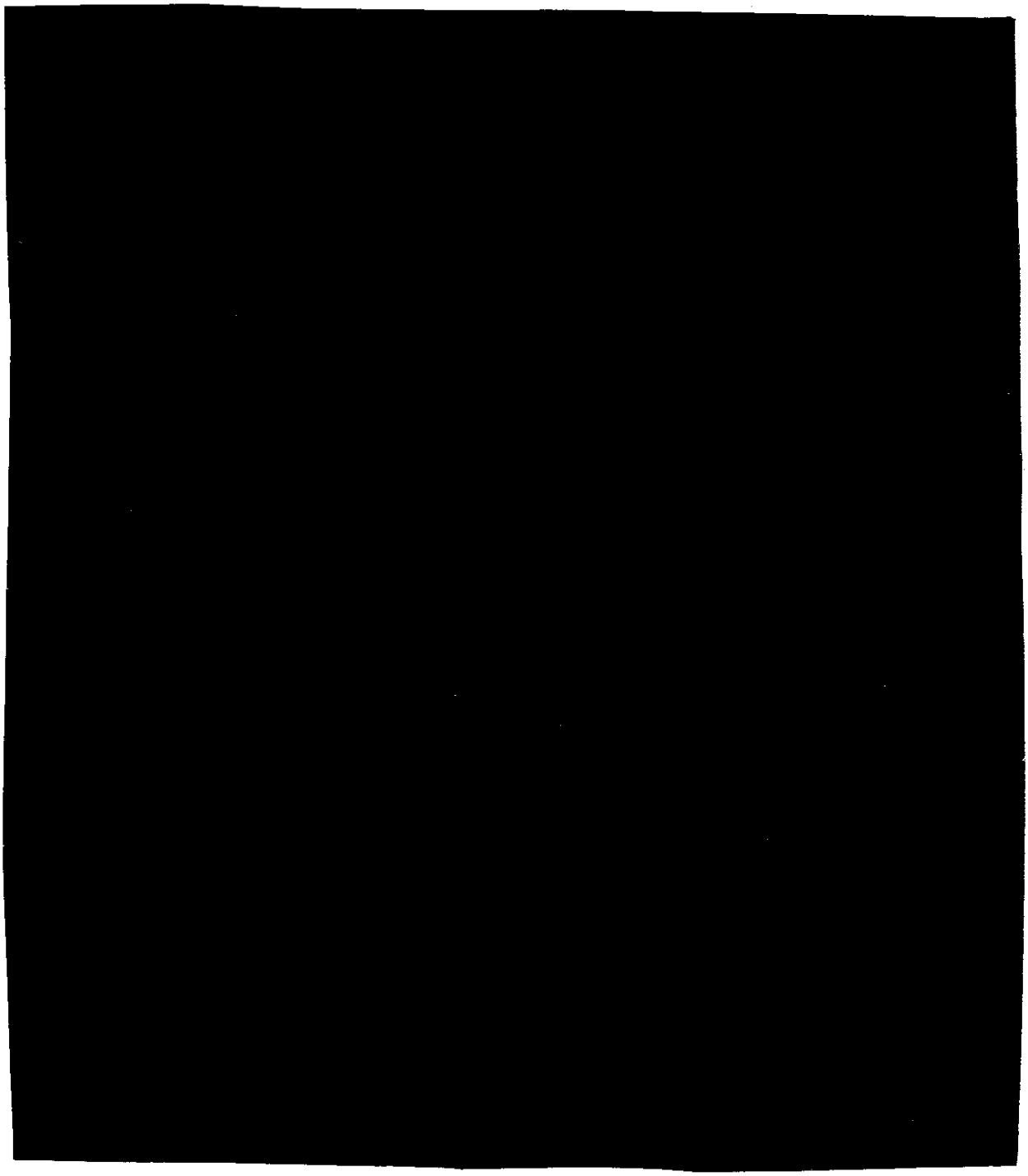




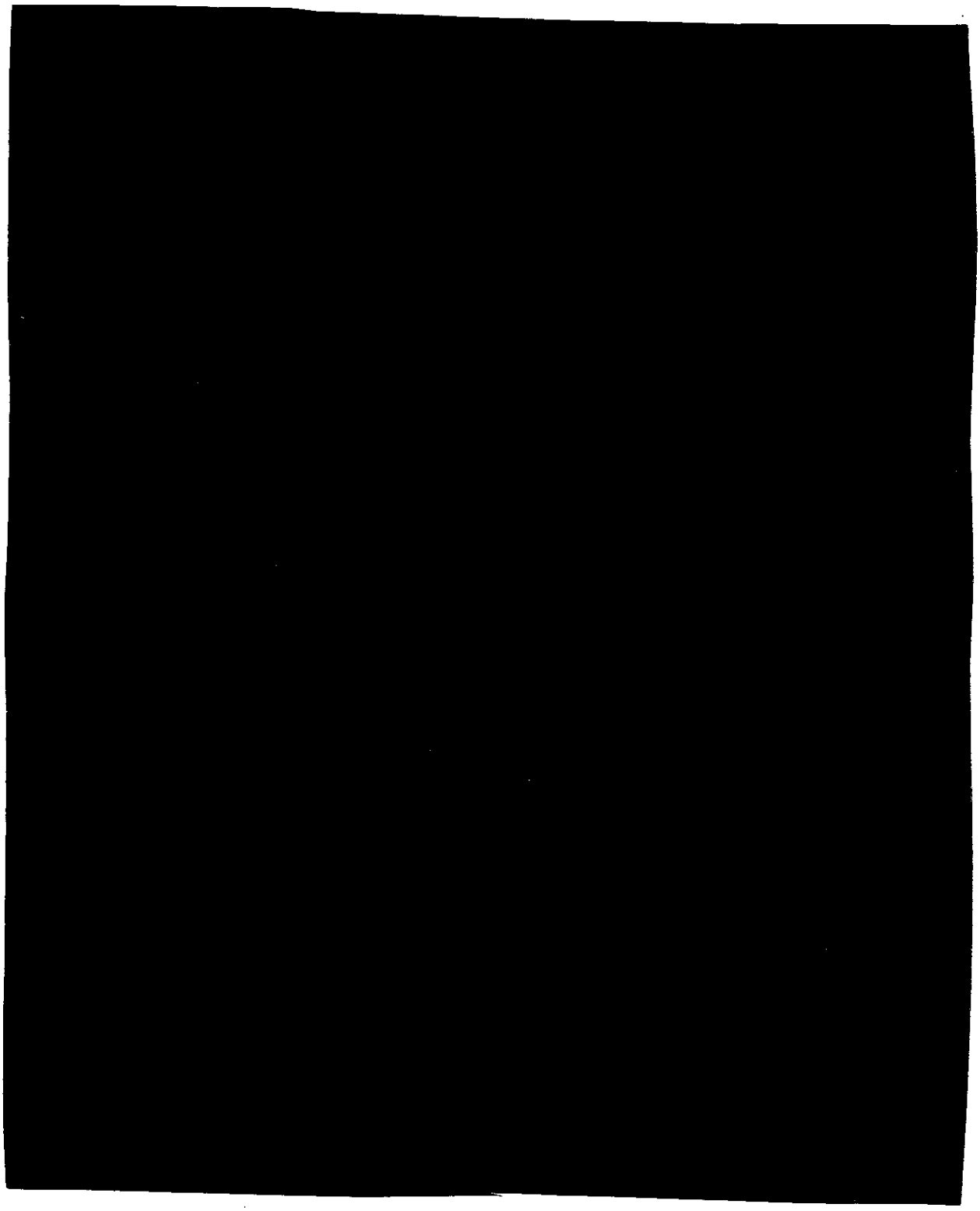
[redacted]

*1 [redacted]

12/02/29　内調内検討中



12/02/29　内調内検討中



12/02/29　内調内検討中

